

武蔵村山市第五次長期総合計画

後期基本計画（素案）

令和7年12月

武蔵村山市

(市長挨拶)

目 次

第 1 編 総論

第 1 章 計画の概要

- 第 1 節 計画策定の趣旨 1
- 第 2 節 計画の構成と期間 2

第 2 章 計画の背景と課題

- 第 1 節 本市の概況 3
- 第 2 節 まちづくりの現状（前期基本計画の到達点） 1 2
- 第 3 節 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題 1 6

第 3 章 まちづくりの目標

- 第 1 節 人口 2 0
- 第 2 節 将来都市構造 2 3

第 4 章 市民の意見

- 第 1 節 意見の聴取方法 2 8
- 第 2 節 意見の概要 3 0

第2編 後期基本計画

序章 施策の体系 37

第1節 施策の体系..... 38

第2節 基本計画の見方..... 40

第1章 市民との協働による地域振興 43

第1節 コミュニティ..... 45

1 地域コミュニティ..... 45

2 交流..... 48

第2節 パートナースhip..... 51

1 情報共有..... 51

2 市民参加と協働..... 54

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり..... 57

第1節 健康・医療..... 59

1 健康づくり..... 59

2 医療・救急..... 63

3 社会保障制度..... 67

第2節 福祉..... 73

1 地域福祉..... 73

2 子ども・子育て支援..... 78

3 高齢者福祉..... 87

4 障害者福祉..... 92

5 生活支援..... 96

第3節 暮らし..... 99

1 消費生活..... 99

2 雇用..... 101

第3章 安全で快適なまちづくり 103

第1節 安全・安心..... 105

1 災害対策..... 105

2 消防体制..... 113

3 交通安全..... 115

4 防犯対策..... 119

第2節 都市基盤..... 121

1 都市づくり..... 121

2 道路..... 125

3 住宅・宅地..... 130

4 下水道..... 135

5 廃棄物処理とリサイクル..... 138

第3節 地域交通..... 141

1 多摩都市モノレール..... 141

2 地域交通..... 143

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり…………… 1 4 5

第1節 人権…………… 1 4 7

1 人権・平和…………… 1 4 7

2 男女共同参画…………… 1 5 1

第2節 教育…………… 1 5 4

1 学校教育…………… 1 5 4

2 生涯学習…………… 1 6 2

3 スポーツ・レクリエーション…………… 1 6 6

第3節 文化…………… 1 7 1

1 市民文化…………… 1 7 1

2 伝統文化・文化財…………… 1 7 3

第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり…………… 1 7 7

第1節 産業…………… 1 7 9

1 農業…………… 1 7 9

2 商・工業…………… 1 8 4

3 観光…………… 1 9 0

第2節 景観…………… 1 9 4

1 都市景観…………… 1 9 4

2 水とみどりのネットワーク…………… 1 9 6

第3節 環境…………… 1 9 8

1 自然環境…………… 1 9 8

2 公園・緑地…………… 2 0 1

3 地球温暖化対策…………… 2 0 4

4 公害対策・環境美化…………… 2 0 6

第6章 計画の推進に向けて…………… 2 1 1

第1節 行政運営…………… 2 1 3

第2節 財政運営…………… 2 1 9

第3節 広域行政…………… 2 2 2

第7章 国土強靱化地域計画…………… 2 2 5

第1節 国土強靱化地域計画…………… 2 2 6

1 国土強靱化の概要…………… 2 2 6

2 脆弱性評価…………… 2 2 8

3 強靱化に向けた取組…………… 2 4 3

第8章 デジタル田園都市構想総合戦略…………… 2 4 9

第1節 総合戦略の概要…………… 2 5 0

1 策定の背景…………… 2 5 0

2 総合戦略の位置付け…………… 2 5 1

3 総合戦略の計画期間…………… 2 5 1

第2節 総合戦略…………… 2 5 2

1 基本目標の構成…………… 2 5 2

2 施策の体系	2 5 5
3 取組内容	2 5 6

資料編

1 長期総合計画審議会	2 7 1
2 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会	2 8 0
3 まち・ひと・しごと創生本部	2 8 8
4 その他の市民参加	2 9 1

第1編 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本市は「第五次長期総合計画（前期基本計画）」を令和3年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、デジタル化への対応やDX(*1)の推進、カーボンニュートラルやGX(*2)の推進など、地域や行政が抱える課題は多岐にわたり、地方自治体にはより一層の柔軟な対応が求められています。

このような情勢を踏まえ、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行財政需要に的確に対応し、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である令和12年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画を策定しました。

また、目指す方向性の整合性を確保し、一貫性のある行政運営につなげるため、「国土強靱化地域計画」及び「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定しました。

「国土強靱化地域計画」については、前期基本計画より一体的に策定していましたが、令和5年に閣議決定された「国土強靱化基本計画」等、昨今の国の動向を踏まえ内容を更新しています。

「デジタル田園都市構想総合戦略」については、本市ではこれまで、その前身となる「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を個別に策定していましたが、国の「デジタル田園都市国家構想」の考え方を組み入れるに際して、効果的な計画策定を企図し一体的に策定することとしました。

○ まちづくりの理念

- 1 みんなで学び、考えて行動する、支えあうまちづくり
- 2 安全・安心で快適に暮らし続けることができるまちづくり
- 3 地域に根づく文化や産業と自然をいかした個性あるまちづくり
- 4 計画的に進める、持続可能で効率的なまちづくり

(*1)DX（デジタル・トランスフォーメーション）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(*2)GX（グリーン・トランスフォーメーション）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組のこと。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

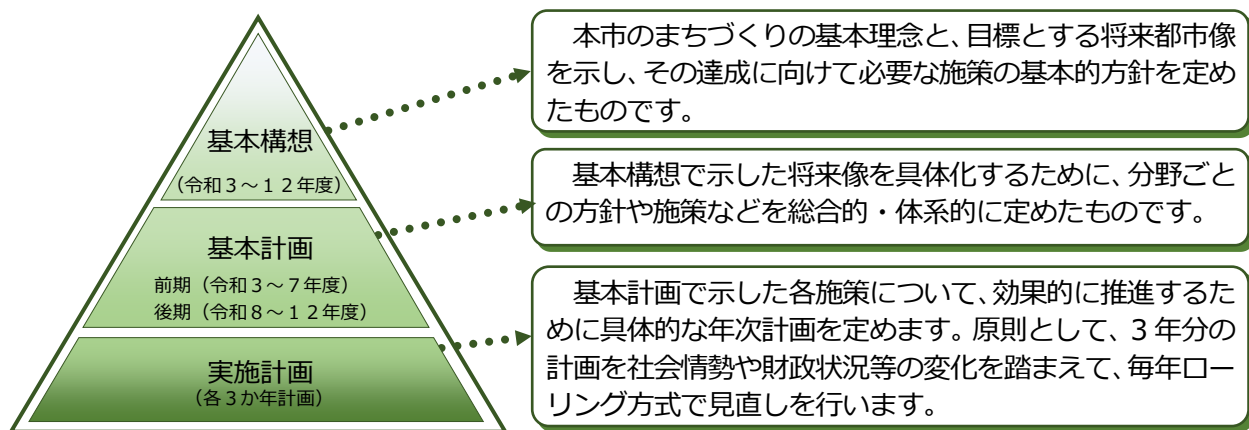


図1-1 本計画の構成

後期基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年の計画です。また、実施計画は具体的な3年分の計画を策定し、毎年ローリング方式で見直しを行います。

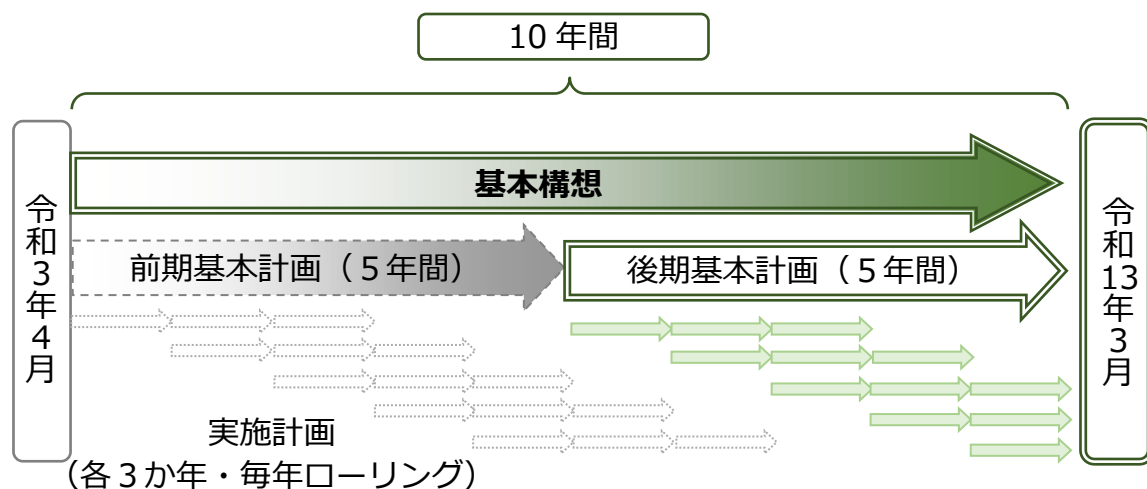


図1-2 本計画の期間

第2章 計画の背景と課題

第1節 本市の概況

1 位置・地勢

本市は、新宿副都心から約30km西側、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に隣接しています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵には、市内外から多くの人が訪れている都立野山北・六道山公園や市立野山北公園があります。

狭山丘陵の麓から南には武蔵野台地が広がり、宅地と畑（野菜、茶、果樹園など）がその多くを占めています。

また、瑞穂町の狭山池を源とする多摩川水系の残堀川と本市を源とする荒川水系の空堀川の2本の一級河川が、市の北側から南東に向けて流れています。



図2-1 武蔵村山市の位置

2 市の沿革

武蔵野台地の西側に位置する狭山丘陵の周辺は、古くから村山郷と呼ばれており、地名の起りは、狭山丘陵の峰々を指した「群山（むれやま）」がなまって「村山」になったといわれています。

平安時代末期には、武蔵七党の一つである武士団「村山党」がこの地に生まれ、鎌倉時代に書かれた「吾妻鏡」にその名が登場し、「村山」の名が文献に刻まれました。

江戸時代には、中藤村、横田村、三ツ木村、岸村の4村が成立し、以後、幾多の変遷を経て各村は合併し、大正6年に一つの村となり、村山郷にちなんで「村山村」となりました。

その後、昭和29年に町制を施行し「村山町」となりました。

さらに、都内最大の都営村山団地の建設等により人口が急増し、この人口増加に伴って、昭和45年11月3日、市制施行により「武蔵村山市」が誕生しました。

市制施行後は、昭和 52 年に新市庁舎が完成し、昭和 55 年の市制施行 10 周年には武蔵村山市民憲章を制定しました。

また、この年には市民の足として欠かすことのできない市内循環バスの運行を開始しました。

さらに、昭和 59 年には「非核平和都市宣言」を行いました。

平成 2 年には市制施行 20 周年を機に、長野県栄村と姉妹都市提携を行い、平成 8 年には、市民との連携により「心から住んでよかったと思えるまちづくり」を推進するために、「ふれあいまちづくり宣言」を行いました。そして、平成 14 年には市民憩いの施設である村山温泉「かたくりの湯」をオープンし、平成 26 年に、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営み「にぎわいと活力あるまちづくり」を推進するために、「スポーツ都市宣言」を行いました。

令和 2 年 11 月 3 日には市制施行 50 周年を迎え、令和 4 年には、カーボンニュートラルの推進に向け、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

令和 7 年 3 月 6 日には東京都において、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定の告示が行われ、同年 11 月 27 日には国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、事業に着手することが公表されるなど、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進しています。

3 人口

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 40～45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年に一度ピークを迎えました。その後、一旦減少傾向を示した後、平成 14 年頃から再び増加傾向に転じましたが、令和元年以降は減少傾向にあります。

令和 7 年 10 月 1 日現在の総人口は 70,434 人で、世帯数は 33,370 世帯となっています（図 2－2 参照）。

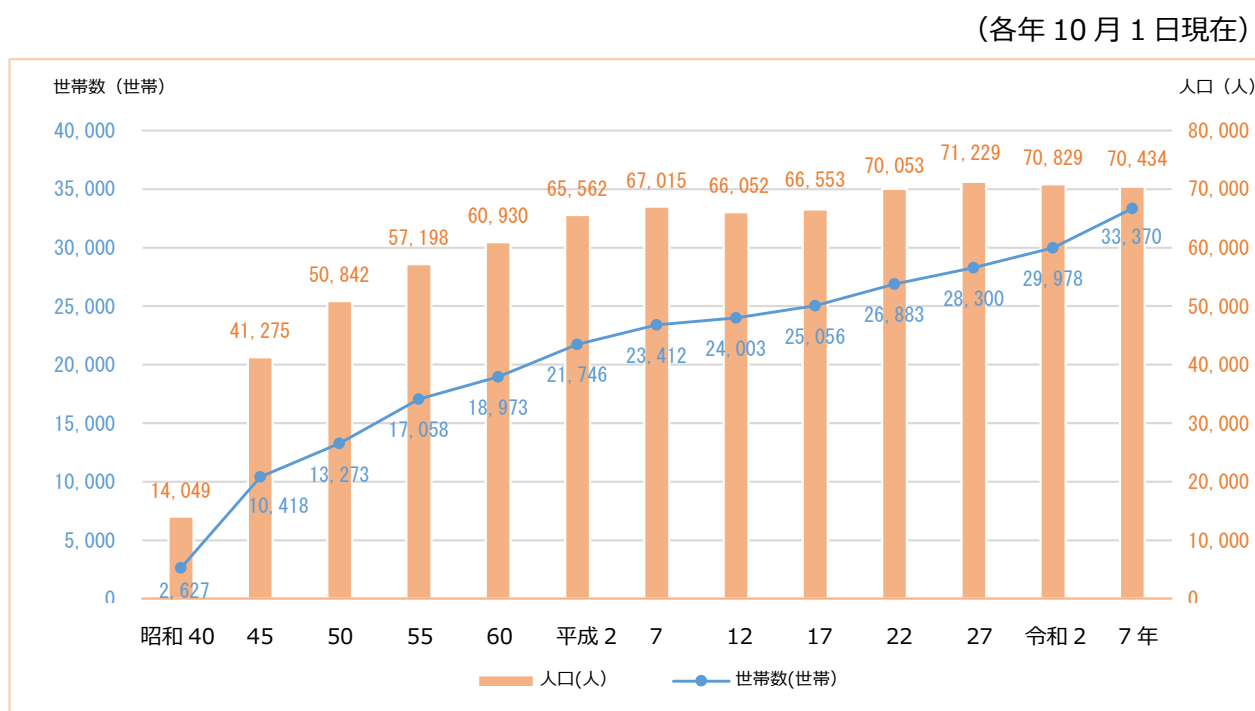


図 2－2 総人口・世帯数の推移

出典 令和 2 年までは国勢調査、令和 7 年は住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口

65歳以上の人口（高齢者人口）が増加傾向又は横ばいで推移する一方で、0～14歳の人口（年少人口）は減少傾向を示しています。また、15～64歳の人口（生産年齢人口）については令和4年頃から緩やかな増加傾向を示しています（図2－3参照）。

年齢3区分別人口の割合としては、生産年齢人口が最も多く約6割、次いで、高齢者人口が約3割、年少人口が約1割となっています（図2－4参照）。

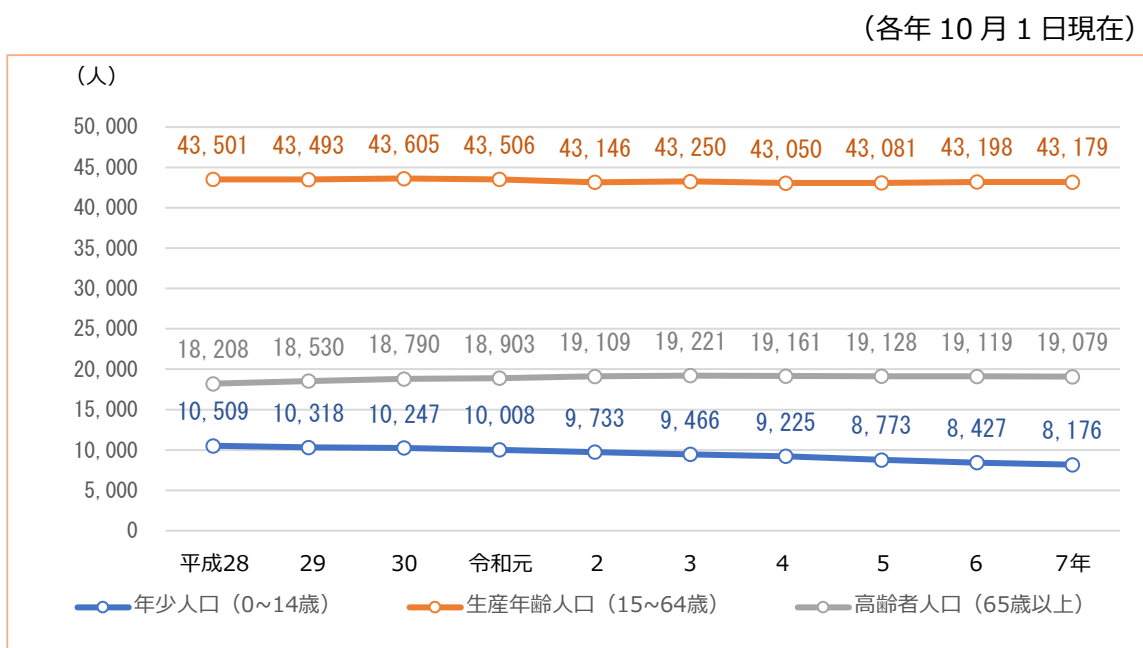


図2－3 年齢3区分別人口の推移

出典 住民基本台帳

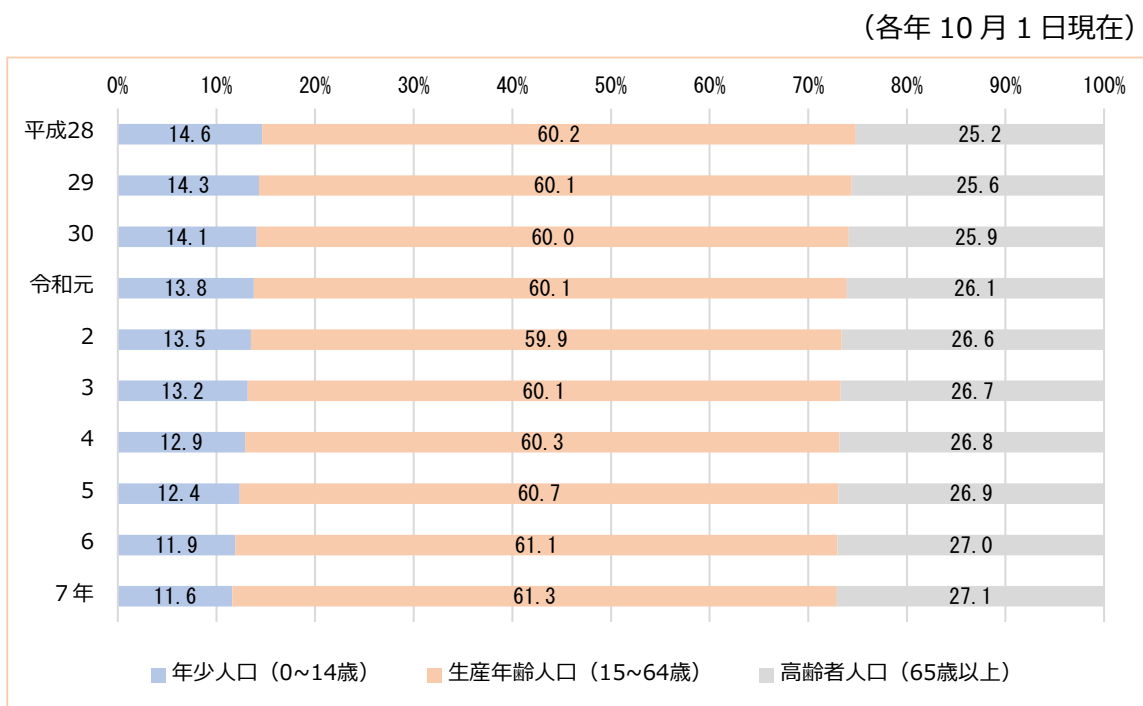


図2－4 年齢3区分別人口の割合の推移

出典 住民基本台帳

(3) 人口動態の状況

自然動態については、出生数は減少傾向で推移する一方、死亡数は増加傾向で推移しており、自然減の状況が続いています。

社会動態については、令和元年まで社会増の状況が続いていましたが、以降は社会減と社会増を繰り返しています。

人口増減については、令和元年以降、減少傾向で推移しています（表2-1、図2-5）。

過去5年間（令和2年～6年）の年代別転入者・転出者数の平均については、0歳～4歳、30歳～39歳において、転出者数に比べて転入者数が多い状況になっています。一方、20歳～29歳については、転出超過の状態にあります（図2-6参照）。

表2-1 自然動態及び社会動態の人口推移

(人)

	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成26年	523	599	△76	3,096	3,097	△1	△77
27年	549	621	△72	3,378	3,155	223	151
28年	497	655	△158	3,390	3,237	153	△5
29年	494	721	△227	3,677	3,199	478	251
30年	551	707	△156	3,237	3,024	213	57
令和元年	466	684	△218	3,209	3,155	54	△164
2年	472	683	△211	2,822	2,970	△148	△359
3年	418	731	△313	2,949	2,787	162	△151
4年	403	829	△426	2,923	3,073	△150	△576
5年	342	833	△491	3,184	2,971	213	△278
6年	324	812	△488	3,040	2,874	166	△322

出典 住民基本台帳

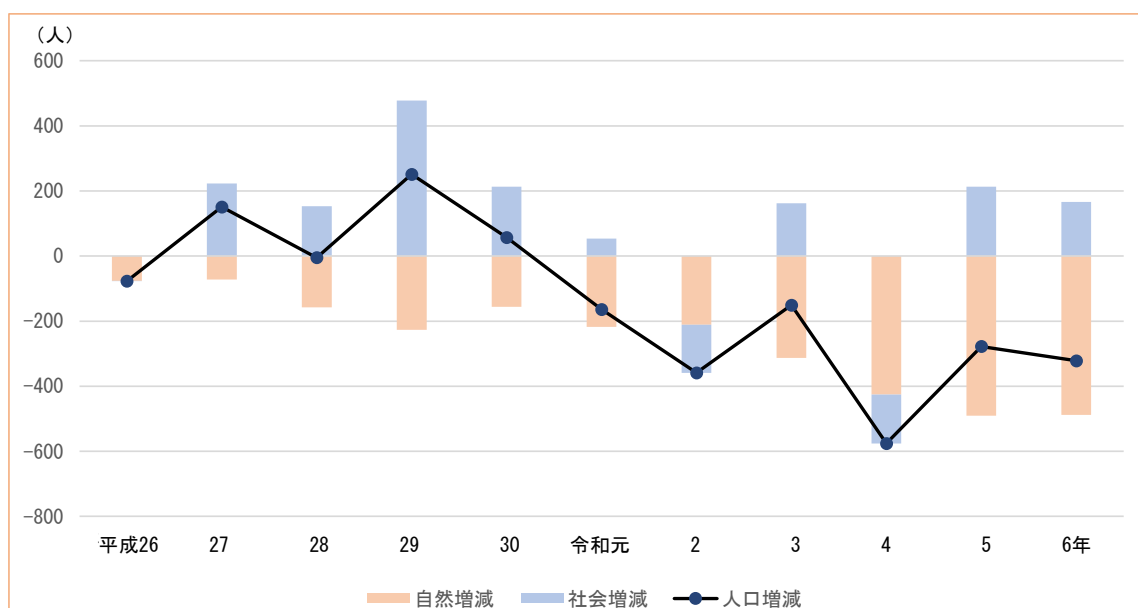


図2-5 自然動態及び社会動態の人口推移

出典 住民基本台帳

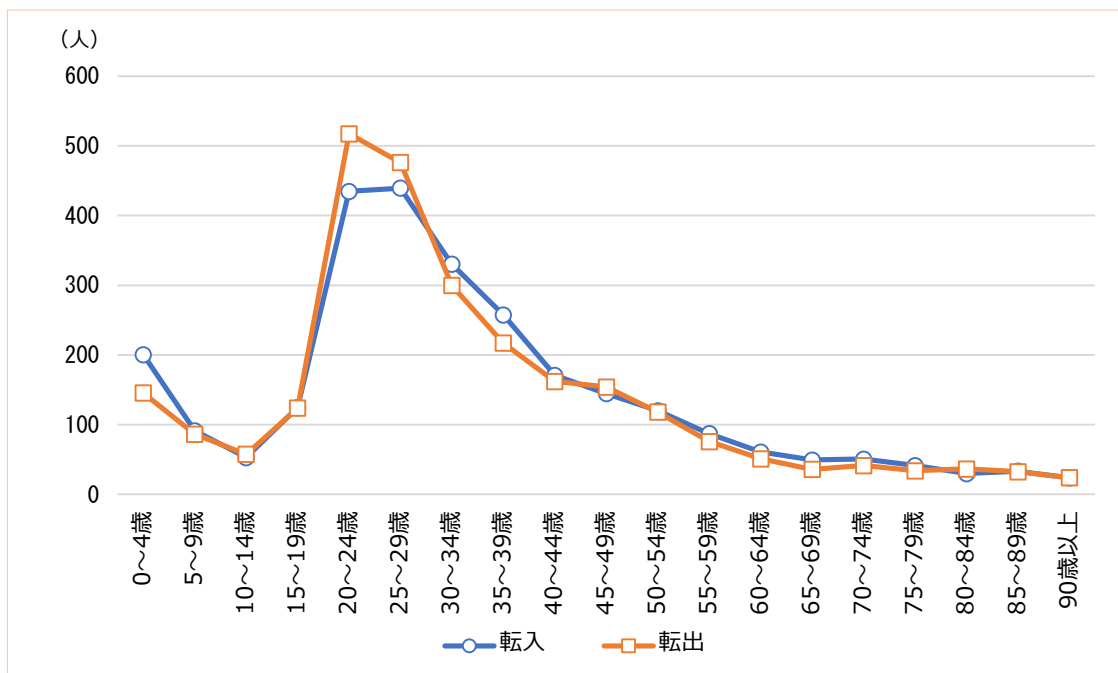


図2-6 過去5年間（令和2年～6年）の年代別転入者・転出者数の平均

出典 住民基本台帳

(4) 昼夜間人口

昼夜間人口の推移については、昼夜間人口比率が 100%を下回っており、昼間における人口流出の傾向が見られるものの、近年の昼夜間人口比率は上昇傾向を示しています（図 2－7 参照）。年齢・性別ごとでは、昼間における生産年齢の男性の流出の割合が高く、ベッドタウン(*3)としての性格が見られます（図 2－8 参照）。

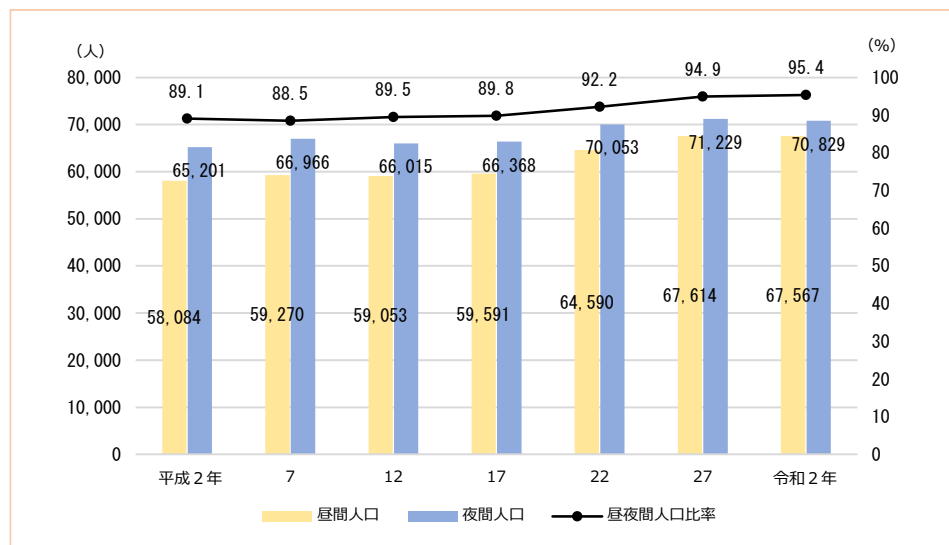
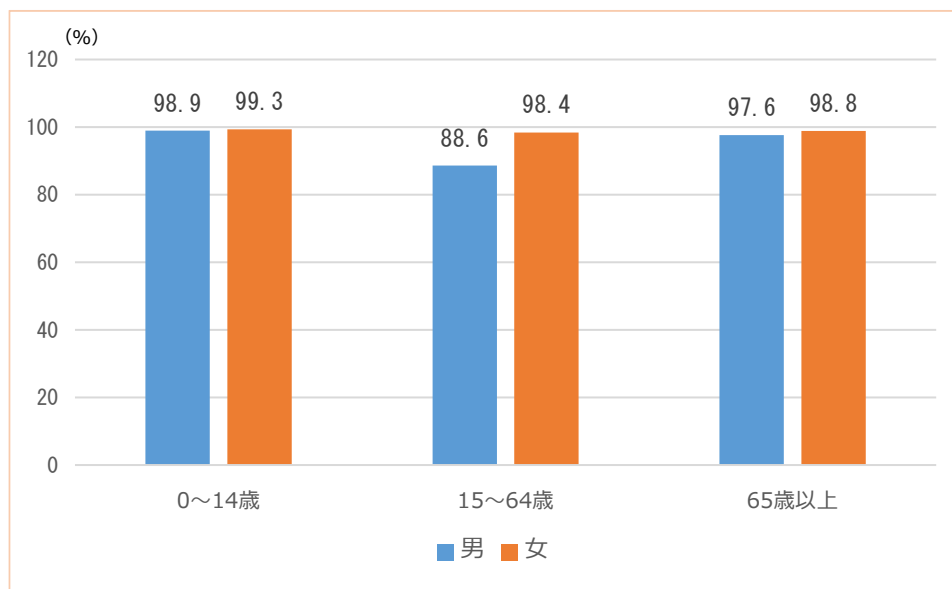


図 2－7 昼夜間人口比率の推移

出典 国勢調査



(注) 夜間人口を 100%とした場合の昼間人口の割合

図 2－8 男女別年齢別昼夜間人口

出典 令和 2 年国勢調査

(*3)ベッドタウン：都心へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した都市

(5) 産業別就業人口

産業別就業者人口の近年の動向は、第1次産業(*4)及び第2次産業(*5)の比率は減少傾向又は横ばいで推移し、第3次産業(*6)の比率は増加傾向にあります(図2-9)。

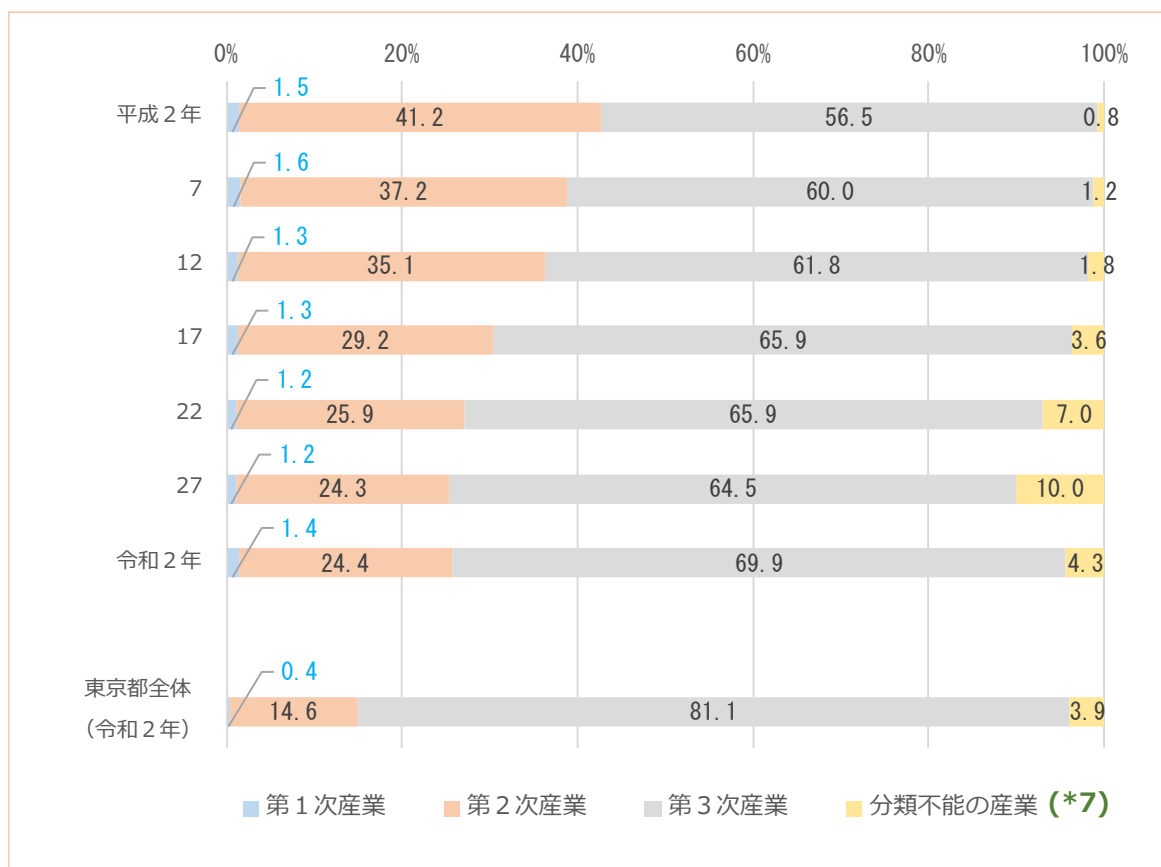


図2-9 産業別就業人口

出典 国勢調査

(*4)第1次産業：農業、林業など

(*5)第2次産業：建設業、製造業など

(*6)第3次産業：卸・小売業、電気・ガス・水道、サービス業など

(*7)分類不能の産業：第1次産業、第2次産業及び第3次産業のいずれにも分類できない産業で、調査票の記入不備などによって分類が不可能だったものなどを含む。

4 財政

普通会計(*8)の歳入決算額は、令和6年度で約378億円となっています。

歳入の内訳を見ると、最も多いのが市税で約105億円となっており、次いで国庫支出金の約104億円、都支出金の約56億円となっています(図2-10参照)。

歳出額を性質別で見ると、最も多いのが扶助費であり、高齢化の進行などの社会構造の変化等により、令和6年度は約129億円となっています(図2-11参照)。

財政状況を表す財政力指数(*9)は、平成29年度にかけて緩やかに上昇傾向で推移していました。しかし、平成30年度から再び低下し、令和6年度の指数は0.770となっています(図2-12参照)。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率(*10)については令和6年度で96.2%となっており、新たな行財政需要などへ柔軟に対応しにくい状況にあります(図2-13参照)。

借入金に係る財政指標である実質公債費比率(*11)については、上昇傾向にあるものの国が財政悪化の基準として定める早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政の健全性を保っています(図2-14参照)。

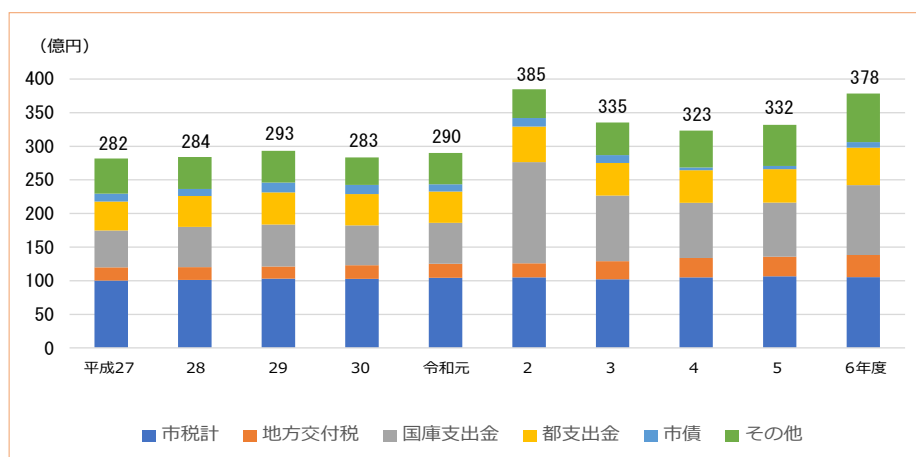


図2-10 普通会計決算における歳入額の推移 出典 各年度決算カード

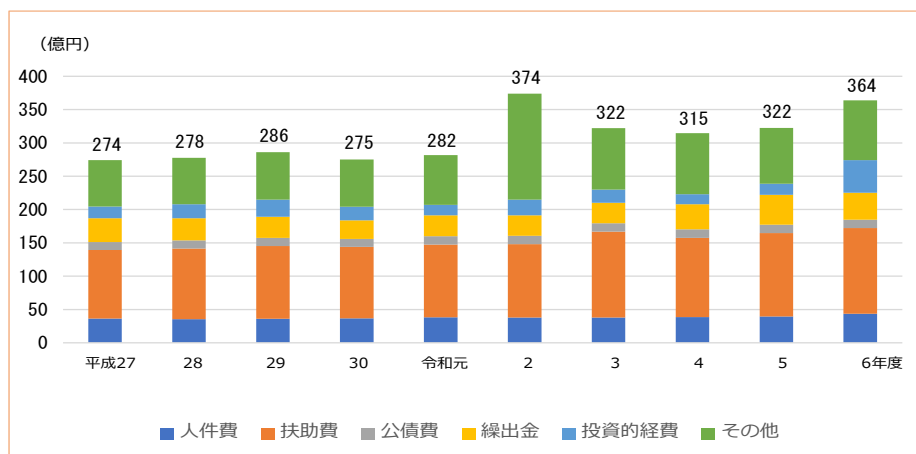


図2-11 普通会計決算における歳出額の推移 出典 各年度決算カード

- (*8)普通会計：総務省が定める基準によって、一般会計と特別会計の一部を合算し、重複する額等を控除した決算統計で使用される会計
- (*9)財政力指数：財政力を表す指標で、過去3年間の平均値。1.0を上回ると財政的に余裕があるとされ、地方交付税不交付団体となる。
- (*10)経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）に充てられた経常的一般財源（市税、地方譲与税など）が経常的一般財源全体に占める割合。この数値が高くなるほど、新たな行財政需要などに対応しにくくなるとされる。
- (*11)実質公債費比率：地方公共団体がこれまでに借入れた地方債の償還金が標準財政規模に占める割合。3か年平均により表す。

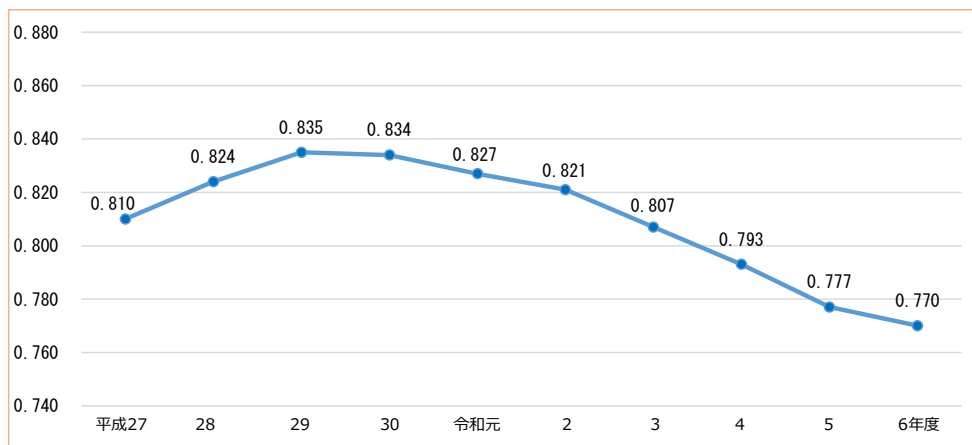


図2-12 財政力指数の推移

出典 各年度決算カード

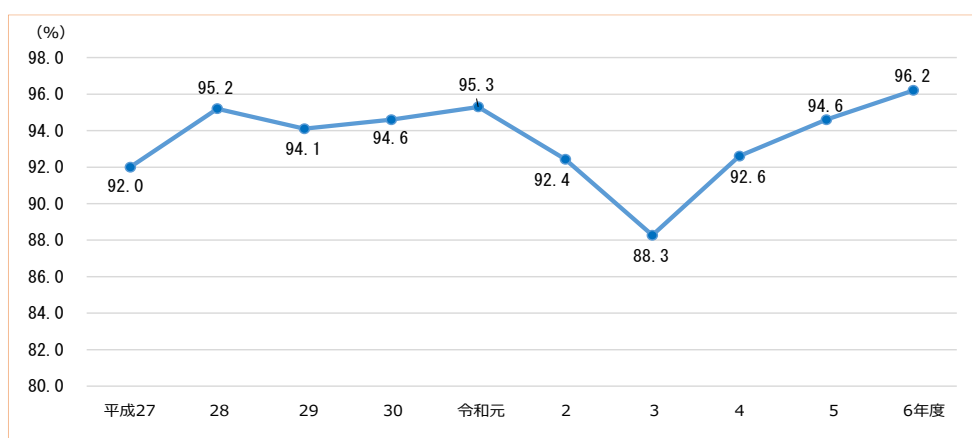


図2-13 経常収支比率の推移

出典 各年度決算カード

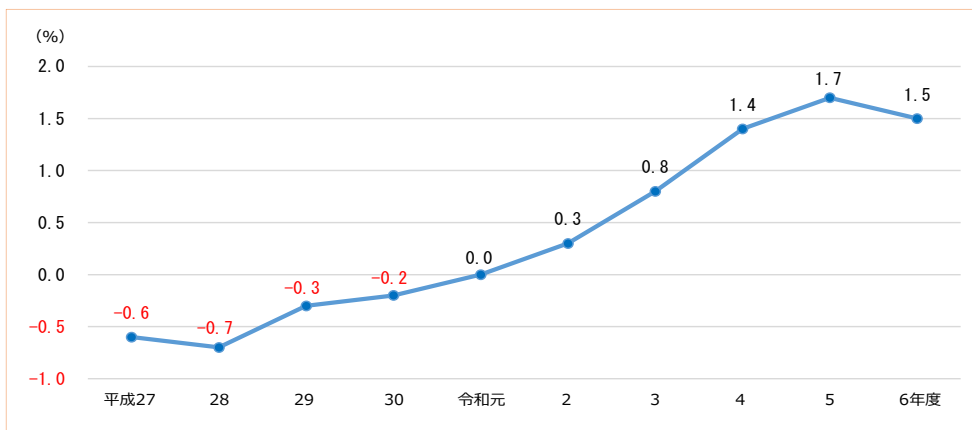


図2-14 実質公債費比率の推移

出典 各年度決算カード

第2節 まちづくりの現状（前期基本計画の到達点）

前期基本計画では、将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のため、次の6つの方針を定めて各種施策を展開してきました。

1 市民との協働による地域振興

多様な主体が手を取り合いながら地域振興に取り組む社会の実現に向けて、協働事業提案制度に基づき、市民活動団体からの提案による事業を実施するとともに、企業や大学と包括連携協定を締結し、様々な分野で連携・協力を図るなど、市民や事業者等との協働によるまちづくりを進めてきました。

また、市職員からなる多文化共生推進事業協力員による通訳やタブレット通訳の活用など、窓口における各種手続のサポートの充実に加え、ホームページの外国語翻訳サービスなど、増加する外国人にとっても住みやすいまちづくりを推進してきました。

市民と市が良きパートナーとして連携し、市民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、市民に分かりやすい情報の積極的な公表に努めるとともに、ICT等を活用した情報提供として、インターネットを活用した情報提供の充実やLINEを更に活用し、くらしや市政に関する情報を発信するなど、戦略的な情報発信にも取り組んできました。

2 健康で明るく暮らせるまちづくり

様々な人が健康でいきいきと生活し、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、医療や福祉の充実を図り、地域と一体となって誰もが健康に明るく暮らすことのできるまちづくりを進めてきました。

健康・医療については、各種の健康診査や検診事業を実施し、病気の予防と早期発見に努めるとともに、特定健康診査等の対象とならない若い世代を対象に若年健康診査を実施するなど、保健サービスの充実に向けた取組に加え、医師会等の関係機関と連携し休日・休日準夜診療を実施するなど、救急医療体制の充実に向けた取組等を推進してきました。

福祉については、各種福祉計画に基づき、地域包括ケアシステムの体制整備、各種就労支援、市民なやみごと相談窓口の運用、権利擁護支援を必要としている方へ適切な支援を促進するための中核機関の設置などの福祉施策を実施してきました。さらに、令和7年度には、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を行いました。

子育て支援については、高校生等の医療費無償化や市立小中学校の給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担削減に向けた取組を行ってきました。また、子ども家庭支援センターと子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」を統合した「子ども家庭センター」の設置や健やかひろば事業の実施など、全ての保護者、子育て世帯、子どもへ一体的支援体制を整備しました。また、多様な他者との関わりの機会の創出事業や緊急1歳児受入事業を開始したほか、病児保育事業や休日保育などを継続して実施し、保護者のニーズに応じた保育を実施するとともに、民間

保育所が常勤の保育士を採用するための費用の補助など、保育内容の充実、児童や職員の処遇向上にも努めてきました。

高齢者福祉については、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行い、後期高齢者の保健事業と高齢者の自立した日常生活の支援等を推進してきました。

障害者福祉については、令和6年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実と強化を図るなど障害のある方が安心して地域生活を送れるよう取組を推進してきました。

3 安全で快適なまちづくり

災害対応体制の充実や地域特性を踏まえた生活環境の整備などにより、市民が安心して暮らすことのできるよう、安全で快適なまちづくりを進めてきました。

安全・安心について、発生が危惧される首都直下地震等の大地震や風水害の激甚化等に対応するため、減災施策や災害発生時の対応の強化に向けて「地域防災計画」の見直しを進めるなど、防災体制のみならず、災害発生後のスムーズな復旧・復興活動を可能とするための取組を推進してきました。また、災害時の応急給食拠点として、市内各所の避難所生活者に応急給食を実施する等の機能を持つ防災食育センターの整備を行いました。さらに、消防活動を充実するために防火水槽を計画的に整備するとともに、消防団員が中型自動車運転免許等を取得する際の費用の一部を補助するなど、消防団活動を円滑に実施するための支援を行ってきました。

廃棄物処理については、家庭ごみの有料化及び戸別収集を開始するとともに、小平・村山・大和衛生組合で、新しいごみ焼却施設が稼働し、ごみ減量に努めてきました。また、環境に配慮した循環型社会の形成に向けて、4R(*12)の推進及び普及啓発等に加え、新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業を開始し、環境にやさしいライフスタイルの実現に向けた活動を推進してきました。

都市基盤や地域交通については、令和7年11月に東京都において都市計画事業の認可を取得し事業に着手することが公表され、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進しています。

その間、ワークショップやアンケートの結果を基に、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」を策定したほか、「立地適正化計画」を策定するなど、多摩都市モノレール延伸を見据えた計画的なまちづくりに向けた取組を推進してきました。

また、No. 4駅及びNo. 5駅の周辺まちづくり協議会を立ち上げ、今後の土地利用の在り方や道路・交通ネットワークの考え方等について提言をいただくとともに、「(仮称) No. 4駅前拠点施設整備基本構想」を策定するなど新駅を中心としたまちづくりも推進してきました。

多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道については、拡幅整備に併せて土地区画整理事業を積極的に推進してきました。

加えて、多摩都市モノレール延伸は、武蔵村山市、東大和市、瑞穂町の将来都市構造に大きな変化を与えるものであるため、延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ることを目的とした公共交通の基本方針や地域にとって望ましい公共交通サービスの方向性を明らかにし、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現を目的とする「地域公共交通計画」の策定など、延伸に伴う公共交通の見直しを進めてきました。また、乗合タクシー（むらタク）の対象拡大、利便性の向上（インターネット予約等）など、他公共交通手段の充実にも努めてきました。

(*12)4R：ごみの減量と再資源化に向けて推奨される、断る(リフューズ/Refuse)、減らす(リデュース/Reduce)、再利用する(リユース/Reuse)、再生利用する(リサイクル/Recycle)の4つの取組の総称

4 誰もが学び活躍できるまちづくり

全ての市民が互いの人権を尊重し、豊かな心を持ち、個性を発揮する地域社会づくりを推進するとともに、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境を整備し、生きる力や豊かな心、健康な体を育むことで、誰もが学び活躍することができるまちづくりに努めてきました。

人権については、戦争を知らない世代に平和の尊さを伝えていくために、映像制作や平和学習バスツアーをはじめとする平和関連事業を実施するなど、平和意識の醸成に努めてきました。また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解消に努めるほか、男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けて各種講座やイベントを通じて意識啓発に取り組んできました。さらに、ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度を設けるなど、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方の選択・実現に向けた取組を行ってきました。

教育については、学校教育では、国による GIGA スクール構想により整備したタブレット端末を活用し、全ての児童・生徒の資質・能力を一層確実に育成できるよう、ICT 教育を推進してきました。また、教職員が使用する校務用パソコンについて、校務用と指導用で使い分けていた 2 台の端末を 1 台に集約したほか、校務支援システムを更新し、指導計画作成機能等の新たな機能を利用できるようにするなど、校務の効率化や教職員の負担軽減を推進してきました。さらに、全小中学校において「まちづくり学習」を実施し、次世代を担う子どもたちが、地域への愛着を持つとともに、市の発展や課題について考え、問題解決に取り組む力の醸成に努めてきました。

第三中学校にチャレンジクラスを設置し、不登校生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備するとともに、第十小学校に特別支援学級を設置するなど多様な学びの場と支援を充実してきました。

学校給食については、防災食育センターが稼働したことにより、アレルギーに対応した給食の提供を開始しました。

生涯学習では、インターネットを通じて時間や場所を問わず電子書籍の貸出・閲覧・返却・予約などが可能な「むさしむらやま電子図書館」のサービス導入をはじめ、出前講座の実施や公民館講座の利用促進等により、生涯学習の機会を提供し、市民の主体的な学習活動の支援に努めてきました。

スポーツ・レクリエーションでは、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで健康で豊かな心と体を育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成 26 年 10 月に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行い、地域スポーツの振興に努め、スポーツ・レクリエーション施設の整備を行ってきました。令和 6 年度には、スポーツ都市宣言 10 周年記念事業として、AR スポーツ(*13)の体験会を行いました。

文化については、歴史民俗資料館において、市指定文化財をはじめとする歴史資料をデジタル化し公開するため、準備を進めてきました。

(*13)AR スポーツ：AR（拡張現実）技術を用いたスポーツ

5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり

市内産業の魅力を市外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を行うなど、産業の活性化を図ってきました。また、景観や歴史・文化といった資源をいかした地域振興を図り、特色をいかした自然と調和したまちづくりを進めてきました。

農業では、都市農業の更なる振興を図るため、認定農業者や新規就農者への支援などに努めてきました。

商・工業では、新たな創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図ることを目的にローカルスタートアップ支援事業を実施するとともに、創業支援や地域ブランド認証事業などを引き続き実施してきました。

また、商店街活動の支援や企業の誘致を推進し、地域経済の活性化に向けた取組を実施してきました。

観光については、狭山丘陵の豊かな自然や地場産業をいかして、魅力的で個性豊かな観光まちづくりに取り組んできました。また、武蔵村山観光まちづくり協会との連携や、「武蔵村山市観光大使」による市内外への魅力の発信等を通じて、観光事業の推進を図ってきました。さらに、令和5年4月から一時閉館となっていた村山温泉「かたくりの湯」については、在り方や運営等についての検討を行い、令和7年度中の営業再開に向けて取り組んできました。

環境については、市民に対する太陽光発電設備の設置等に係る費用の一部補助や小中学校の照明のLED化、新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」等、地球温暖化対策を進めてきました。

6 計画の推進に向けて

市民の行政サービスに対する需要が複雑かつ多様化してきている中、限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくため、効率的かつ効果的な行政運営を行ってきました。

行政運営については、「第五次長期総合計画」や「第七次行政改革大綱」、各種個別計画などに基づき、施策や事業を計画的・効率的に推進してきました。また、遺族の負担軽減のため、死亡届提出後の各種手続のワンストップ窓口であるおくやみコーナー(*14)の運用を開始しました。

電子自治体の推進では、行政手続のオンライン化の推進やAI(*15)・RPA(*16)等を活用した行政事務のデジタル化や書かない窓口(*17)の開設など、ICTを活用した行政サービスの提供に取り組んできました。

財政運営については、「企業版ふるさと納税」の実現をはじめ、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行い、政策的経費にかかわらず、不断の見直しを徹底し、計画的かつ効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保を図ってきました。

(*14)おくやみコーナー：身近なかたが亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、必要な手続のご案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行い、御遺族の方が少しでも負担なく手続ができるような支援

(*15)AI(Artificial Intelligence)：人工的に作られた、人間のような知能

(*16)RPA(Robotic Process Automation)：人が行っていたデータの入力などを、人が実行するのと同じように自動的に入力する仕組み

(*17)書かない窓口：住民異動届に伴う手続のほか、当該手続と併せて対象とする手続について、何度も書く必要がなく効率的に申請書が処理でき、かつ来庁者に合った案内ができる窓口

第3節 本市を取り巻く社会潮流とまちづくりの課題

今後のまちづくりに当たっては、社会潮流の変化に柔軟に対応するとともに、本市が抱えるまちづくりの課題を解決していく必要があります。後期5年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき課題は、次のとおりです。

1 人口減少・少子高齢化への対応

今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和52年には9,000万人を割り込むと予測されています。

さらに、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減り続け、令和22年には令和2年と比較してそれぞれ361万人（約24%）減、1,295万人（約17%）減と大きく減少する一方、老年人口（65歳以上）のうち、75歳以上の人口が367万人（約20%）増で、約1.2倍に増加すると予測されています。

本市においても、老年人口は増加を続けており、少子高齢化への対策は喫緊の課題となっています。

人口減少・超高齢社会の進行は、地域経済社会の安定・成長を大きく損なうとともに、コミュニティの担い手不足や、これまで多くの現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このような状況に対応するためには、高齢者や子どもが安心して自分らしい生活ができる環境の整備を進めていく必要があります。

2 子ども・子育て施策の更なる推進

少子化が進行する中で、未来を担う世代に対する施策の重要性が増しています。

近年の国の動向として、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が令和3年に閣議決定され、“こどもまんなか社会”の実現を掲げて令和5年には「こども家庭庁」が設置されるなど、子どもと家庭の福祉や健康の向上、子どもの権利の保護など、子どもに関する幅広い施策を推進する動きが見られます。

こうした子どもに関する施策を展開するに当たっては、こども家庭庁を始めとして関係省庁が連携しながら推進していく必要があることに加え、地域においても保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携して取り組んでいくことが求められています。

本市としても、子育て・教育をはじめとする子どもを巡る施策の更なる推進に取り組み、子どもを産み育て、将来にわたって住み続けたいと思える環境づくりをすることが必要です。

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展

デジタル技術は年々進化しており、社会経済のみならず、人々の働き方や日常生活にも大きな変革が生じています。

そうした中、令和2年12月に政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

ビジョンの実現には、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ区市町村の役割は極めて重要であるとされ、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

加えて、地方創生の観点からもデジタル化が重要な要素となっています。国では、デジタルの実装を通じた地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていく構想として、「デジタル田園都市国家構想」を策定し、この構想の実現に向けた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に閣議決定しました。

これを踏まえ、地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定が求められており、今後はデジタルの力を取り入れながら地域課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

4 多様性（ダイバーシティ）が増す価値観やライフスタイル

変わりゆく社会情勢の中で、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、一人一人の自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

また、情報技術の発展により、人や物資、情報等の国境を越えた交流が進み、訪日外国人観光客や外国人労働者は増加傾向にあるため、グローバル化への対応が必要となります。

そうした中で、SNSを通じた人権に関する新たな課題が顕在化しています。また、外国人や性的少数者に対する偏見や差別が依然として存在しており、ジェンダーギャップ指数においても、わが国は先進国の中で低い水準にあります。

このような状況に対応するため、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会や誰もが地域とのつながりを持ち、互いに助け合う社会の実現に向けた取組が必要です。

5 持続可能な社会づくりに向けた取組の強化

近年、地球規模での大規模な気候変動により、自然災害の激甚化、人々の生活環境の悪化、生物多様性の喪失などが世界各地で引き起こされており、再生可能エネルギー等の利用促進や徹底した省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制に向けた取組など、地球環境を守り持続可能な社会づくりのための取組が求められています。さらに、地球環境や経済活動等の様々な事項に関して、我々人類の営みを持続可能なものとするため、平成27年9月に、国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が求められています。

特に、地球温暖化は我々人類の営みが原因で進行しているといわれており、二酸化炭素など温室効果ガスの発生をできる限り抑制するよう、脱炭素に向けた取組が必要です。本市では、令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」や新しいごみ焼却施設による電力地産地消事業を行い、カーボンニュートラルに向けた取組を行うとともに、多摩都市モノレールの延伸に伴い、駅を中心とした公共交通ネットワークの形成等による車に頼らないまちづくりを方針の一つとしています。

今後も、地球環境を守り次の世代に向けた持続可能な社会づくりに取り組んでいく必要があります。

6 安全・安心に向けた意識の高まり

近年大きな被害が発生している自然災害や情報通信機器の機能拡大に伴う犯罪の発生から、市民の安全・安心に向けた意識が高まっています。

自然災害については、近年各地で大きな被害が発生している、地震や台風などに強いまちづくりが求められています。国は、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和5年に、平成26年に閣議決定された「国土強靱化基本計画」に代わる新たな基本計画を閣議決定しました。

また、情報通信機器の機能拡大に伴う犯罪については、スマートフォン等を用いたSNS等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景に、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発しています。地方自治体においては、関係機関とより強い連携の下、住民の日々の生活における不安感の解消に向けた予防対策の強化を通して、全ての住民が安全に、安心して暮らすことができる生活環境の構築が求められています。

本市としても、社会情勢により変化する危険性を把握し、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが必要です。

7 多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくり

多摩都市モノレールの延伸は、交通利便性の向上のみならず、駅周辺・沿線のまちづくりに伴う商業施設の充実や公共施設の配置の適正化等により良好な住環境の形成や多様な人々が来訪するきっかけとなり活発な交流の実現が期待されるなど、多様な効果を本市にもたらすことが期待されています。

モノレールの延伸は本市が発展するための大きな契機であることから、延伸を見据えて積極的かつ計画的にまちづくりを進めていくことが必要です。今後は、多摩都市モノレール沿線まちづくり方針にて定めた沿線の将来像「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに人を呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」を基に、駅を中心とした公共交通ネットワークの形成や人を呼び込む観光施策など、地区の特性に応じて延伸後を見据えたまちづくりを進めていく必要があります。

8 厳しさを増す行財政運営

本市の経常収支比率は90%程度で推移しており、今後も少子高齢化の進展による社会保障に係る扶助費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持・更新に係る費用負担増などが予測されます。

この厳しい市の財政見直しに対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するためには、歳入の確保に努めるとともに、不断の見直しによる歳出の削減等に努め、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう取り組むことが求められます。また、市民のニーズを適切に把握し、効率的な市政運営を推進する必要があります。

【参考】SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)とは



SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された“2030 年に向けた国際的な社会開発目標”であり、**誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現**に向けて、17 のゴール、169 のターゲットを位置付け、232 の指標を設定しています。

これを受けて日本では、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を設置し、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定しました。この指針は国連の SDGs サミットの開催ごとに改定を行っています。

この指針の改定版（令和 5 年 12 月 19 日）において、以下の 8 つの優先課題等の根本的な考え方を引き継ぎつつ、「持続可能な経済・社会システムの構築」、「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」、「地球規模の主要課題への取組強化」、「国際社会との連携・協働」、「平和の持続と持続可能な開発の一体的推進」の 5 つを重点事項として挙げ、具体的取組を強化・加速していくこととなりました。

【8つの優先課題】

①あらゆる人々が活躍する社会
ジェンダー平等の実現

②健康・長寿の達成

③成長市場の創出、地域活性化、
科学技術イノベーション

④持続可能で強靱な国土と
質の高いインフラの整備

⑤省・再生可能エネルギー、
防災・気候変動対策、循環型社会

⑥生物多様性、森林、海洋等の
環境の保全

⑦平和と安全・安心社会の実現

⑧SDGs 実施推進の体制と手段

また、地方自治体に求められる取組として、様々な計画への SDGs の要素の反映や、官民連携による地域課題の解決、地域資源を持続的に活用して経済・社会・環境を統合的に向上させていくことで、地域課題を解決し続ける自立した地域の形成などが示されています。

武蔵村山市 SDGs ホームページ

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/1012429.html>

スマートフォンからは、QR コードを読み取ってアクセスしてください。



「SDGs 実施指針改定版」（平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定 令和 5 年 12 月 19 日改定）
から一部抜粋

第3章 まちづくりの目標

第1節 人口

1 人口推計

本計画で定める各種施策を計画的に展開していくために、以下のとおり人口推計を行いました。

人口の推計に当たっては、住民基本台帳による人口について、令和2年から6年までの各年4月1日を基準に、コーホート法(*18)を用いたトレンド推計(*19)による人口推計を行いました(図3-1参照)。

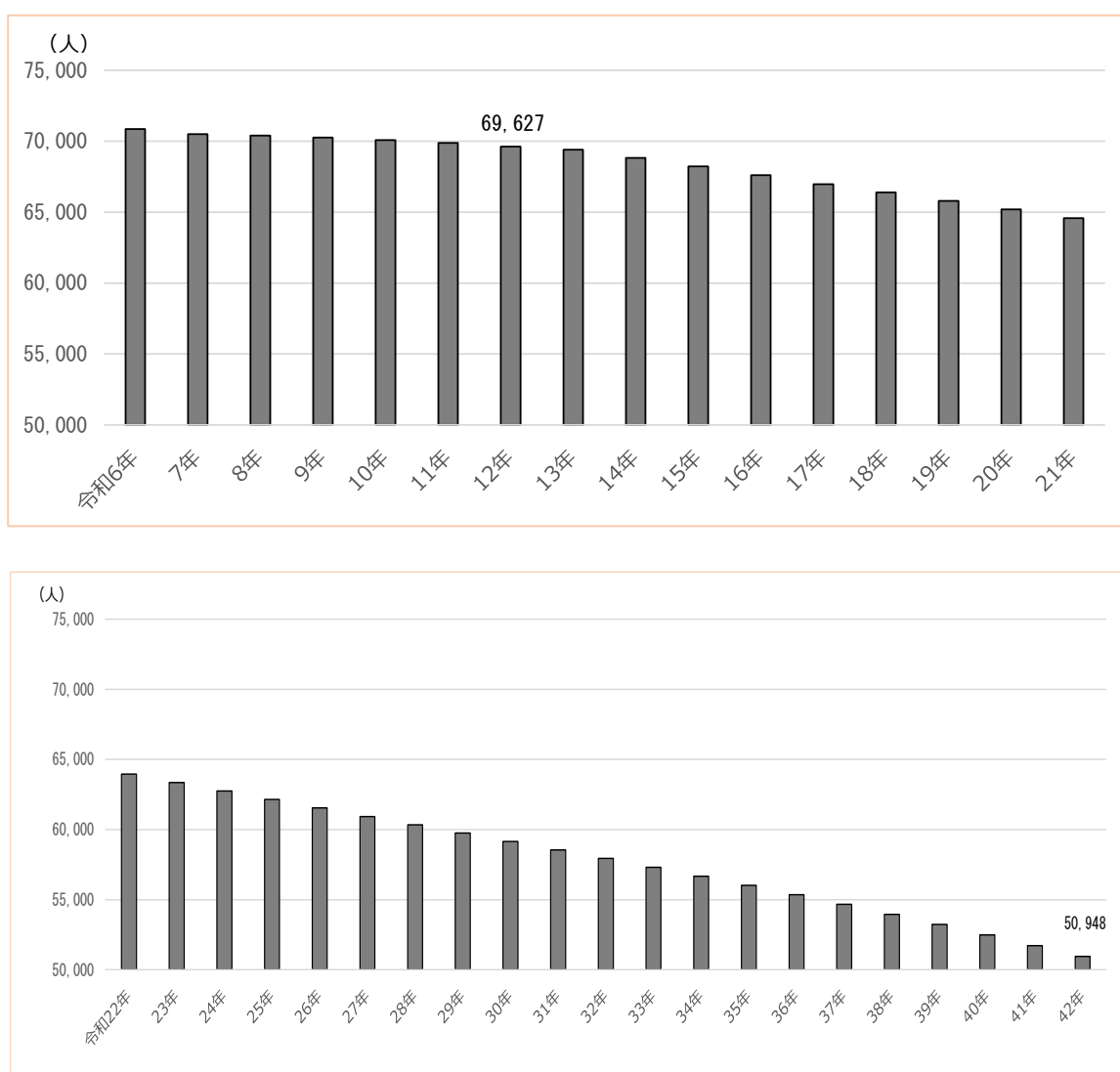


図3-1 令和42(2060)年までの人口推計結果

※ 計画終期に当たる令和12年と推計期間の最終年である令和42年のみ人口を記載

(*18)コーホート法：同年(同期間)に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法

(*19)トレンド推計：これまでのトレンド(傾向)が今後も続くものと仮定して将来を予測する方法

2 将来展望

トレンド推計に加え、以下の4つの人口増加に向けた取組が、それぞれ実現した場合及び全て実現した場合について、将来展望として算出しています。

取組① 出生率の向上・出生者数の増加

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する切れ目のない総合的な支援などの各種出産、子育て支援により、出生率の向上を図り、合計特殊出生率が 1.64 で推移する環境を目指す。

取組② 若者の転出の抑制

転出超過の傾向が見られる 20 歳代の若者について、産業創出による雇用の確保といった転出を抑制させる各種取組により、20 歳代の各年齢の転出超過の解消を目指す。

取組③ 子育て世代の転入の促進

住環境や教育環境等の充実を図り、子育て世代の転入を促し、子育て世帯（夫 32 歳、妻 30 歳、子 2 歳の 3 人家族を想定。）が現在よりも毎年 10 世帯ずつ多く転入する環境を目指す。また、増加する高齢者に健康で活躍できる環境を提供していくことも重要である。

取組④ 多摩都市モノレール延伸に伴うまちの魅力・利便性の向上による転入の促進

多摩都市モノレールの延伸により市内に新駅が設置される予定であり、駅周辺の発展に伴うまちの魅力向上や、移動手段の利便性向上により、転入者の増加を目指す。

なお、それぞれの取組における効果などを、長期的な観点で推計する必要があるため、ここでは令和 42 年までの推計を記載しています（表 3－1、図 3－2 参照）。

表 3－1 各人口推計

(人)

	実数値	推計値							
	令和6年 (2024年)	7年 (2025年)	12年 (2030年)	17年 (2035年)	22年 (2040年)	27年 (2045年)	32年 (2050年)	37年 (2055年)	42年 (2060年)
トレンド推計		70,508	69,627	66,974	63,946	60,924	57,939	54,660	50,948
取組①(出生率向上)		70,503	69,593	66,913	63,926	61,106	58,457	55,604	52,311
取組②(若者転出抑制)		70,503	69,593	67,477	65,440	63,452	61,495	59,167	56,353
取組③(子育て世帯転入)		70,532	69,784	67,296	64,442	61,601	58,803	55,720	52,222
取組④(モノレール延伸による転入)		70,503	69,593	66,982	65,248	64,074	62,805	61,068	58,667
取組①～④の計		70,532	69,784	67,933	67,568	68,144	68,947	69,484	69,447

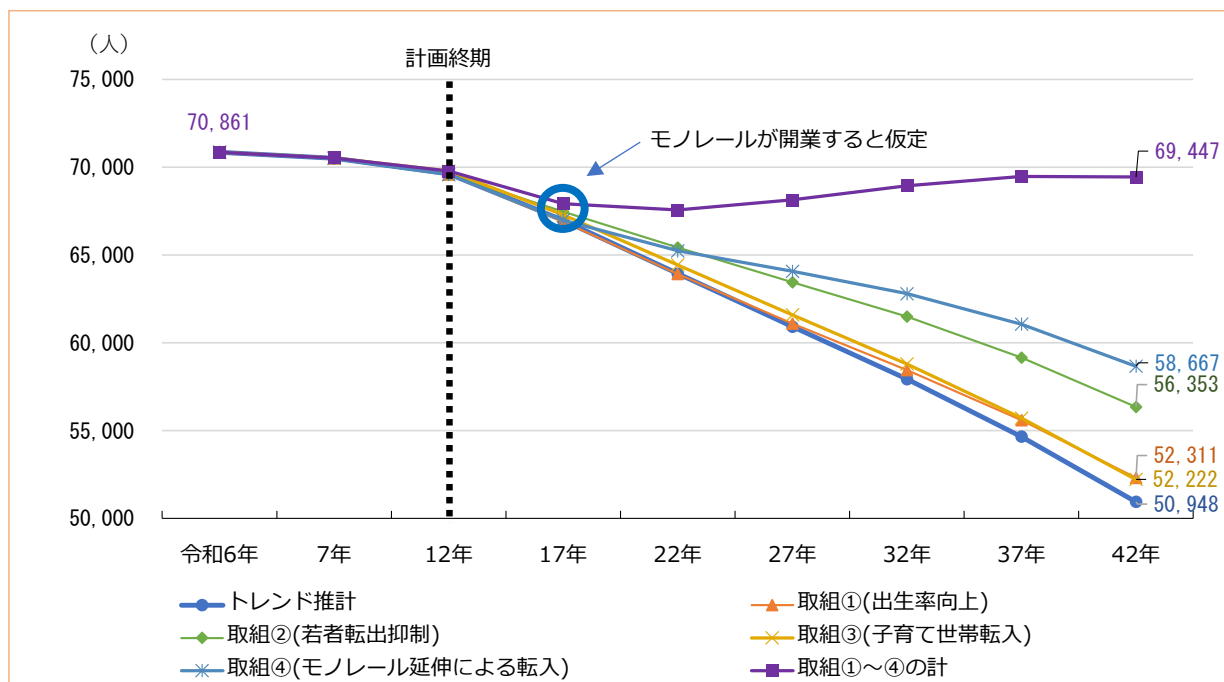


図3-2 各人口推計のグラフ

3 目標人口の設定

目標人口について、計画終期である令和12年の推計値を設定します。設定に当たっては、4つの人口増加に向けた取組が全て実現した場合の推計値である69,784人を基に、次のように設定します。

令和12年（2030年）
人口 約69,000人

また、本市の4つの人口増加に向けた取組が全て実現した場合の推計結果では、令和12年以降、減少傾向を示した後にやや増加傾向で推移し、推計の終期となる令和42年では69,447人となることが示されていることから、令和42年の目標人口については、令和12年と同様の約69,000人に設定します。

第2節 将来都市構造

将来都市像の実現に向けては、市民生活を支える多様な都市機能の集積、骨格となる都市基盤の整備、計画的な土地利用の誘導を進め、多摩都市モノレールの延伸を見据えた駅を中心としたまちづくりの推進や公共交通ネットワークの形成が必要です。

このため、都市機能の集積、環境の維持・向上を図るべき「核」、市民交流や生産活動の骨格となる「軸」、それぞれの特性をいかした土地利用を誘導するための「ゾーン」を設定することで都市の構造を明確にし、効率的・効果的なまちづくりを進めます。

【核】

《都市核》

多摩都市モノレールの延伸により新駅設置が計画されている、本町・榎地区の立3・2・4号新青梅街道線周辺から村山工場跡地内北側までを広く都市核と位置付け、商業、住宅、行政サービス、高次医療、防災などの多様な機能の集約・維持を目指します。

また、都市機能の集約や交通利便性が確保された、持続可能な都市構造による利便性の高い魅力あふれる中心市街地の形成を目指します。

《サブ核》

多摩都市モノレールの延伸により、本市の玄関口となる緑が丘地区と中原・岸地区を東西のサブ核と位置付け、利便性の高い市民生活の拠点として、住宅のほか生活サービス施設などの多様な都市機能の集積・維持を目指します。

《みどりの核》

貴重な自然環境が残る狭山丘陵、市民の憩いの場としての機能を有する都市公園などをみどりの核と位置付け、まとまりある緑地として整備・充実を図ります。

《憩いの核》

野山北公園周辺を市内外からの人を集客する憩いの核として位置付け、観光施設など交流機能の充実を図ります。

立3・2・4号新青梅街道線沿道の神明・学園地区を若者から高齢者までの多世代が集う憩いの核として位置付け、医療、福祉施設や大学などと連携した交流拠点の形成を目指します。

立3・2・4号新青梅街道線沿道の三ツ藤・三ツ木地区を、自転車道をいかした憩いの核として位置付け、サイクルツーリズム(*20)の推進など、自転車等を活用したレクリエーション拠点の形成を目指します。

(*20)サイクルツーリズム：自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや旅行、またはレジャーの中で自転車を利用すること。

【 軸 】

《都市軸》

立3・2・4号新青梅街道線及びその沿道空間と主要地方道所沢武蔵 村山立川線(55)から立3・4・9号八王子村山線を都市軸と位置付け、広域的なネットワークを強化します。

《公共交通軸》

多摩都市モノレールを公共交通軸として位置付け、バスやタクシー、乗合タクシーなどのデマンド交通(*21)や徒歩、自転車等によるアクセスが可能な、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

《みどりの軸》

都市軸に位置付けられている主要幹線道路沿道のほか、残堀川、野山北公園自転車道や保谷・狭山自然公園自転車道（多摩湖自転車歩行者道）、残堀川自転車道、空堀川沿線などをみどりの軸と位置付け、街路樹や緑地帯などによる景観・環境保全を図り、防災機能を持ったみどりのネットワークを形成します。

《水の軸》

瑞穂町の狭山池や狭山丘陵を水源とする残堀川、空堀川及び横庁川を水の軸と位置付け、遊歩道や親水緑地広場等の整備を促進し、水とみどりのネットワークを形成します。

【 ゾーン 】

《住宅系市街地ゾーン》

市内の大部分を占める住宅系市街地ゾーンでは、良好な住環境の維持・向上を図ります。

《沿道市街地ゾーン》

立3・2・4号新青梅街道線沿道では、適正かつ効果的な土地利用や都市機能の向上を図るため、商業や業務、住宅などを主体とした複合的な土地利用を誘導し、にぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ります。

多摩都市モノレールの新駅設置によって、人々が集まるにぎわいのある空間を見据えたまちづくりを進めるとともに、人口密度を高め、利便性の高い生活空間の形成を図ります。

《中心市街地ゾーン》

都市核地区土地区画整理事業区域及びその周辺のゾーンは、商業や業務、住宅、行政サービス、高次医療、防災などの多様な機能の集積を行い、にぎわいと活力のある中心市街地を形成します。

《複合市街地ゾーン》

残堀・伊奈平・榎地区等の一部では、商業や工業、住宅など様々な機能を併せ持つ市街地環境を形成します。

(*21)デマンド交通：利用者の予約に応じて運行時刻・運行経路を合わせる地域公共交通のこと。

《自然景観形成ゾーン》

狭山丘陵のゾーンは、豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

村山工場跡地南地区のゾーンは、みどり豊かな土地利用を誘導します。

《大規模農地ゾーン》

大規模農地である多摩開墾は、貴重なまとまりある農地として、農業環境の維持・保全に努めます。

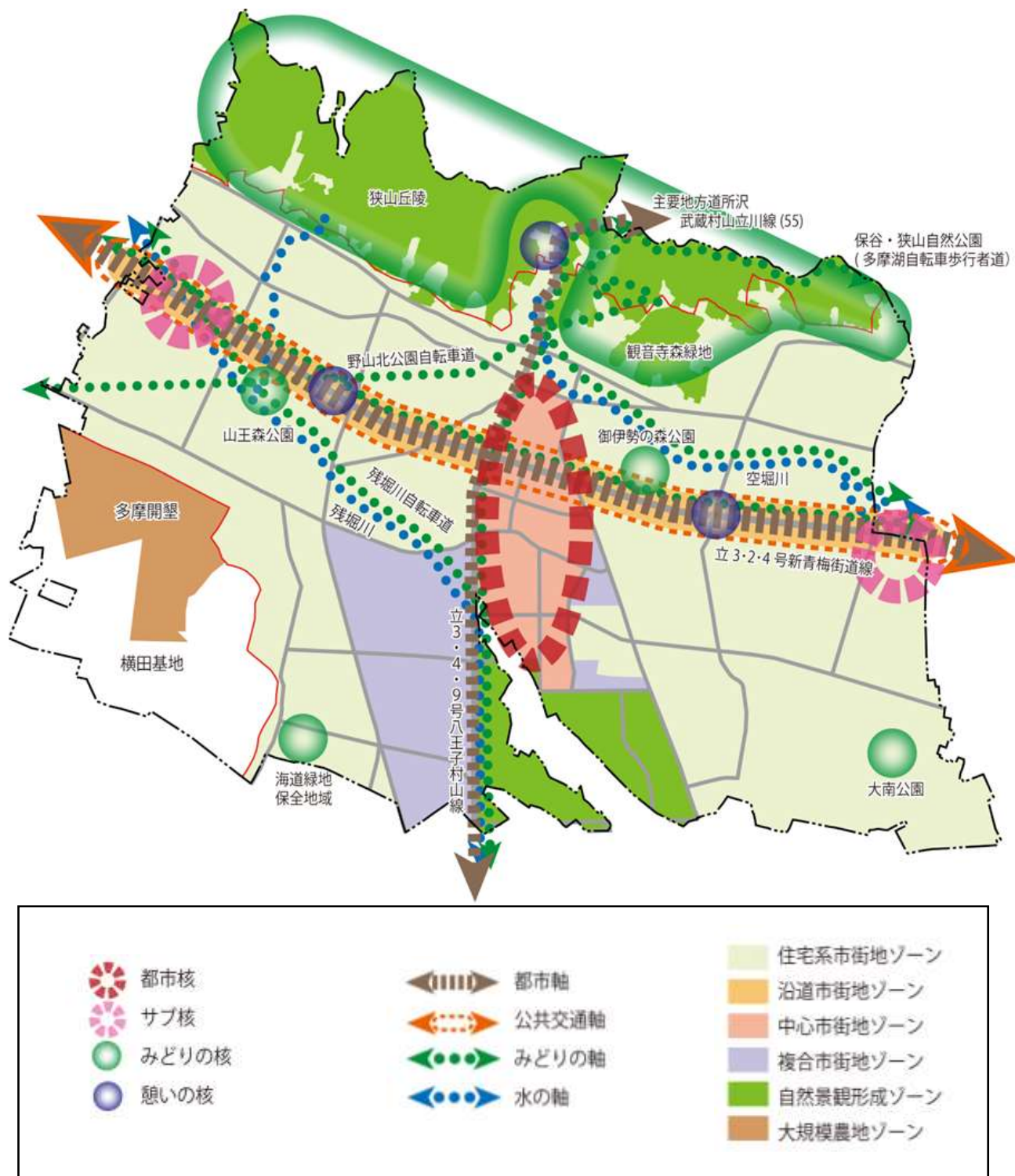


図3-3 将来都市構造図

出典 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

【 立地適正化計画 】

多摩都市モノレールの延伸や都市核地区土地区画整理事業など、都市構造に大きく影響する様々な事業が進められている中で、医療、福祉、商業等の利便性の高い都市機能の誘導による拠点の形成と良好な住環境の維持・向上を図っていくことが求められていることから、「立地適正化計画」において、5つの新駅周辺を拠点として設定し、「都市機能誘導区域」等を定め、立地の適正化による持続可能なまちづくりを推進しています。

《中心拠点・準中心拠点・地域拠点》

多摩都市モノレール新駅周辺の「核」を3種類の「拠点」に分類して位置付け、メリハリを付けた拠点の形成を目指しています（図3－4参照）。

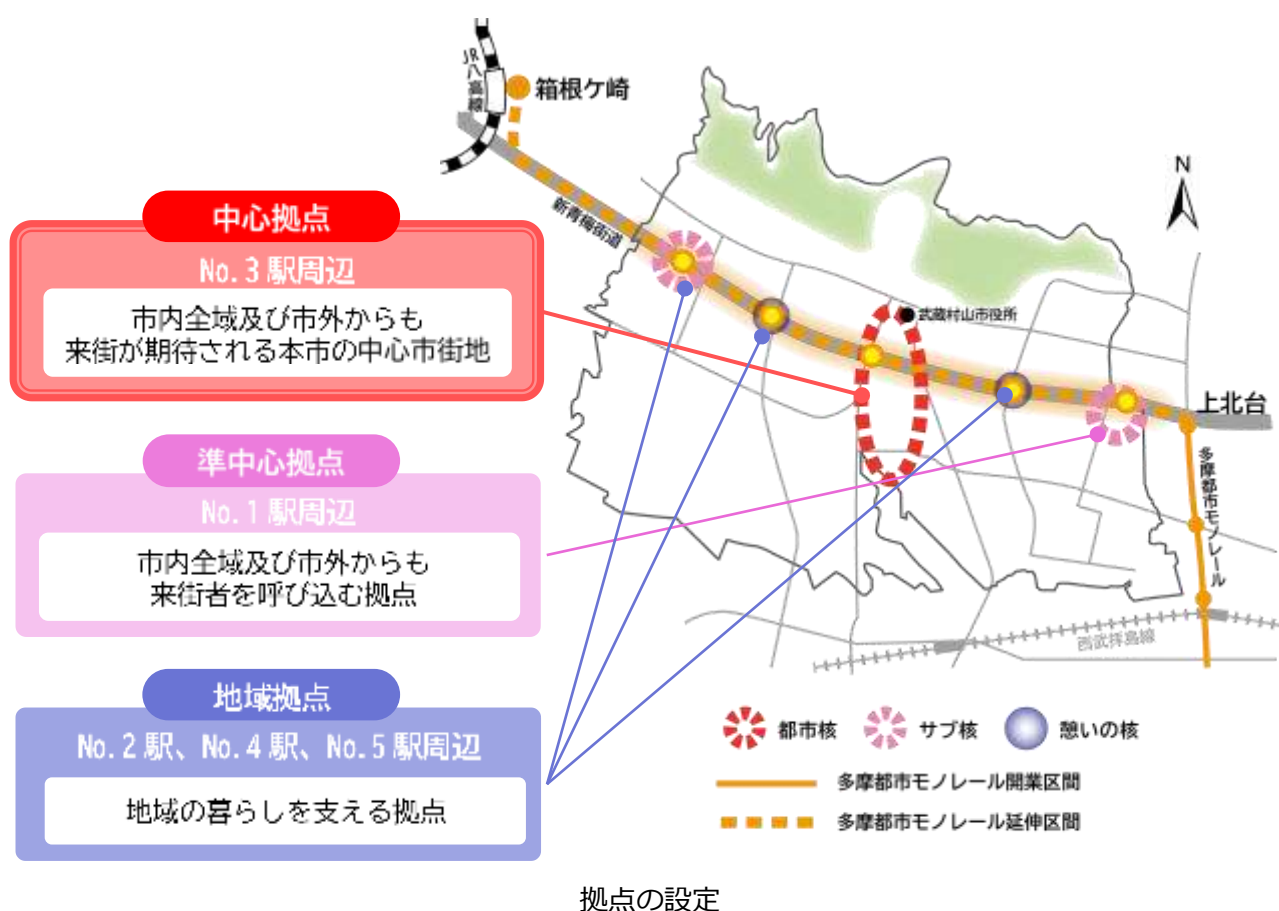


図3－4 中心拠点・準中心拠点・地域拠点図

出典 武蔵村山市立地適正化計画

《都市機能誘導区域》

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域で、5つの拠点に設定しています（図3－5参照）。

《居住誘導区域》

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域や土砂災害警戒区域等を除いた市内の約981haに設定しています（図3－5参照）。

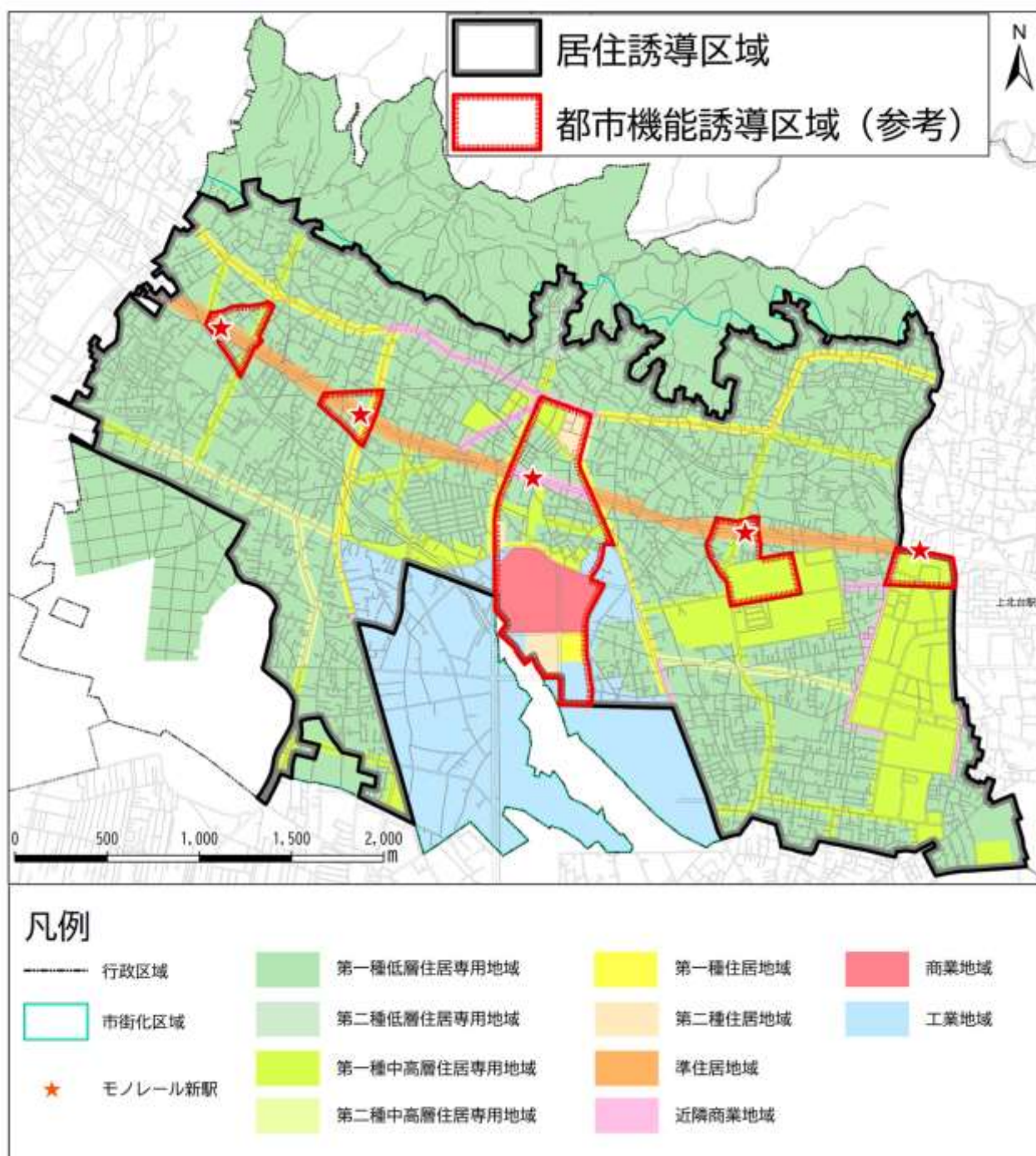


図3－5 都市機能誘導区域・居住誘導区域図

第4章 市民の意見

第1節 意見の聴取方法

「第五次長期総合計画（後期基本計画）」の策定に向け、市民アンケートや市民ワークショップを行い、市民の皆様から意見を頂戴しました。

(1) 市民意識調査

市民の皆様のニーズを的確に捉える必要があるため、市民の皆様の日常生活について「意識」と「行動」の両面から捉え、それらを踏まえて、よりよい計画づくりを行うことを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和6年5月の時点で市内にお住まいの18歳以上の方々2,000名を無作為に抽出

実施結果：有効回収数 384 件（回収率 19.2%）

(2) 人口移動に関する意向調査（転入者意向調査）

本市への転入理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市に転入した方々1,000名（無作為抽出）

実施結果：有効回収数 137 件（回収率 13.7%）

(3) 人口移動に関する意向調査（転出者意向調査）

本市からの転出理由、住みやすさなどについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年5月28日（火）～6月19日（水）

実施対象：令和4年4月1日から令和6年3月31日までに武蔵村山市から転出した方々1,000名（無作為抽出）

実施結果：有効回収数 109 件（回収率 10.9%）

(4) 子ども意見の聴取

武蔵村山市立の学校に在学している小・中学生に、市に対するイメージや好きな点、改善してほしい点などについて意見を伺い、後期基本計画策定の参考にするとともに、今後の市政の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施しました。

実施時期：令和6年7月8日（月）～7月19日（金）

実施対象：武蔵村山市立の学校に在学している小学校3年生～中学校3年生

実施結果：有効回収数 965 件（回収率 22.7%）

(5) 市民ワークショップ

「武蔵村山市の課題と理想の未来、課題と理想の未来のギャップを埋める施策について」をテーマに、市民の皆様から武蔵村山市の「現在」や「未来」について意見をいただくことを目的として、ワークショップを実施しました。

実施時期：令和6年6月29日（土）

実施対象：武蔵村山市在住の市民

実施結果：参加者数 6 名

第2節 意見の概要

市民アンケートや市民ワークショップ等の結果概要は以下のとおりとなっています。

市民意識調査

【武蔵村山市に住んで感じていること】

- 住みやすさについて、「どちらかといえば住みやすい」、「住みやすい」、「どちらともいえない」の順で回答が多く挙がりました。

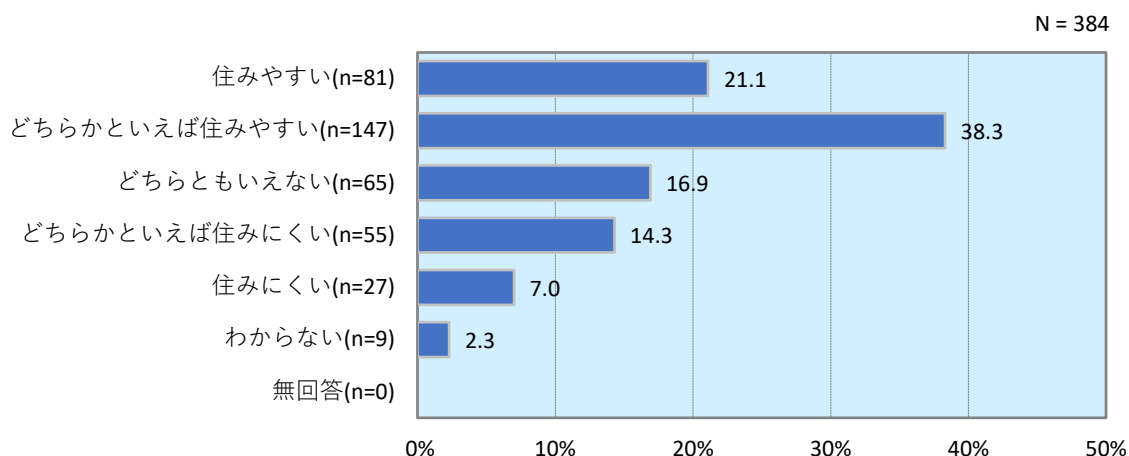


図4－1 市民意識調査における「住みやすさ」についての回答結果

- 住み続けたいかについて、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらともいえない」の順で回答が多く挙がりました。

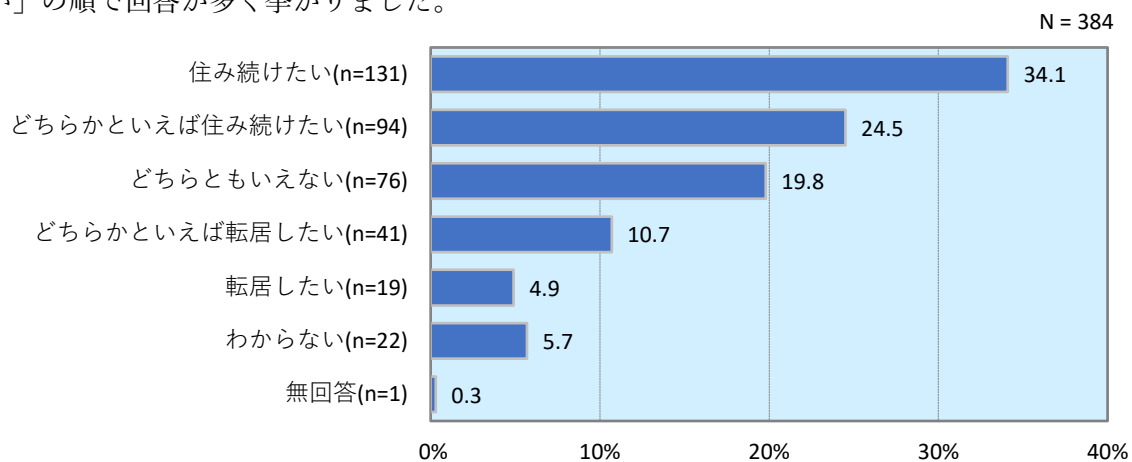


図4－2 市民意識調査における「住み続けたいか」についての回答結果

- 住み続けたい理由は、「家や土地を持っているから」、「緑が多く、自然環境がよいから」、「生活の利便性(交通・買物)がよいから」の順で回答が多く挙がりました。

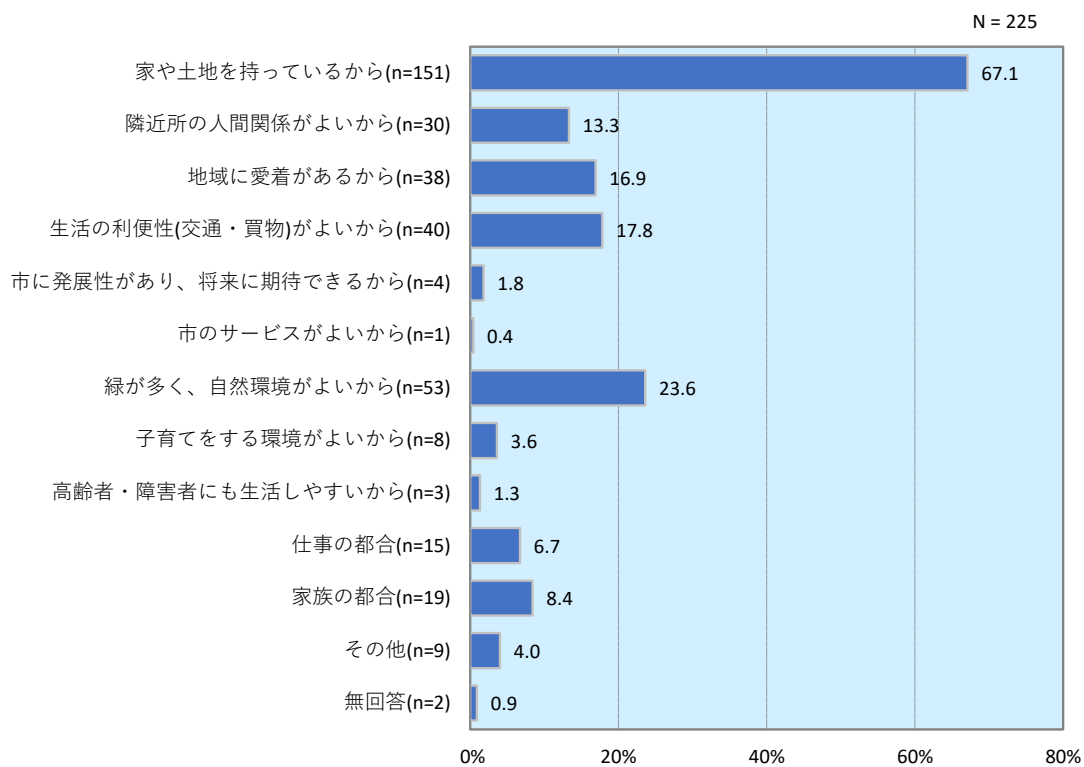


図4-3 市民意識調査における「住み続けたい理由」についての回答結果

人口移動に関する意向調査（転入者意向調査）

【転入理由等について】

- 転入理由としては、「住宅の都合（購入・借家の借換）」、「あなたの仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「配偶者の仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「結婚のため」の順で回答が多く挙がりました。

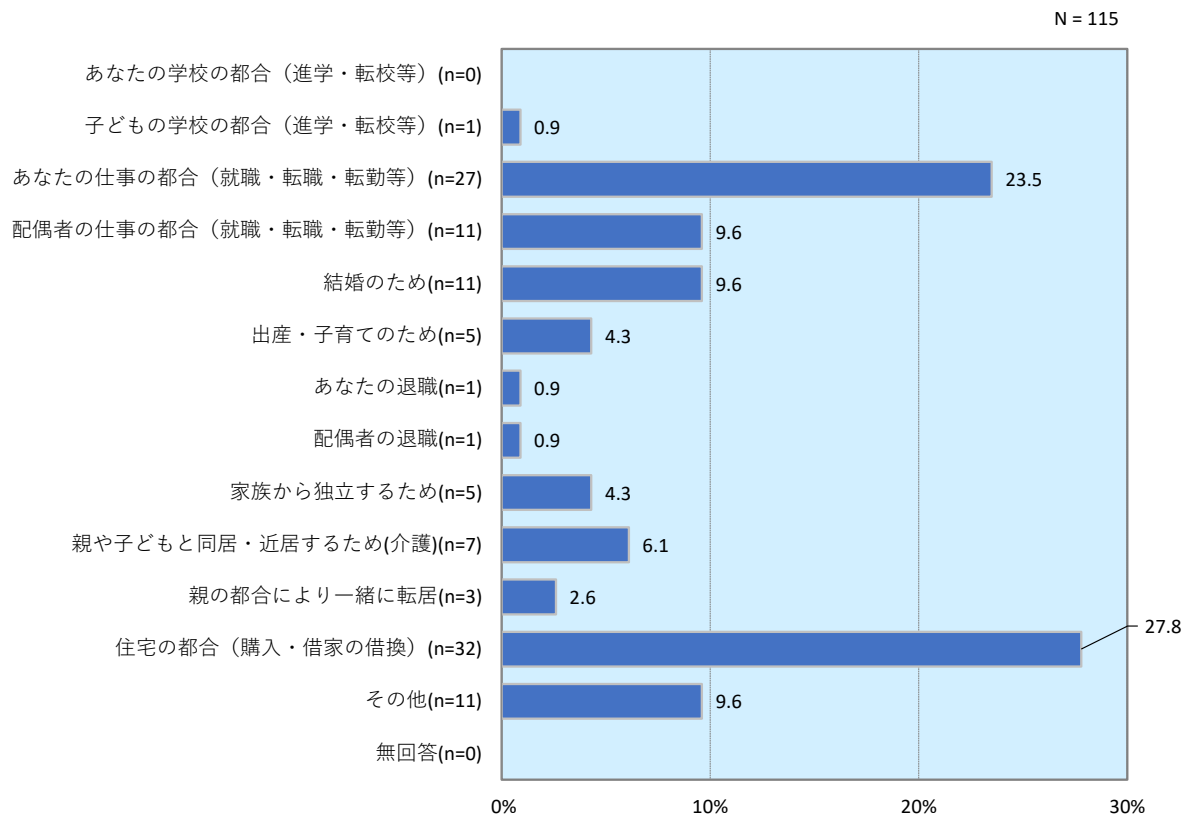


図４－４ 転入者意向調査における「転入理由」についての回答結果

- 将来的に、武蔵村山市に住み続けたいかどうかについては、「分からない・決まっていない」、「どちらかというに住み続けたい」、「住み続けたい」の順で回答が多く挙がりました。

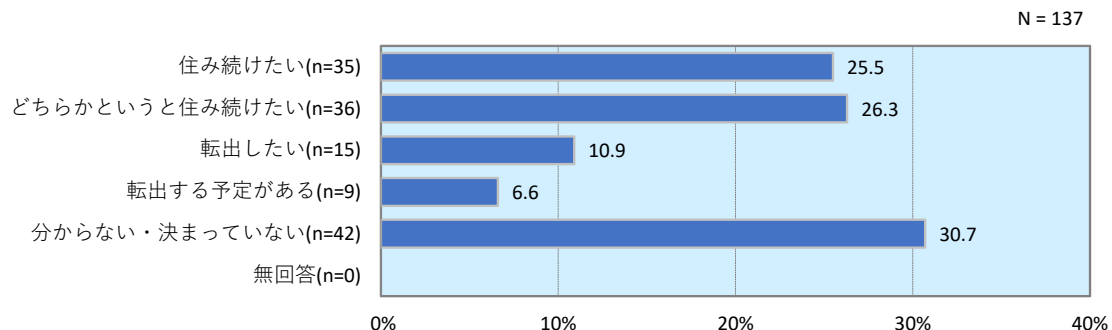


図４－５ 転入者意向調査における「将来的に、武蔵村山市に住み続けたいかどうか」についての回答結果

人口移動に関する意向調査（転出者意向調査）

【転出理由等について】

- 転出理由としては、「あなたの仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「配偶者の仕事の都合（就職・転職・転勤等）」、「結婚のため」の順で回答が多く挙がりました。

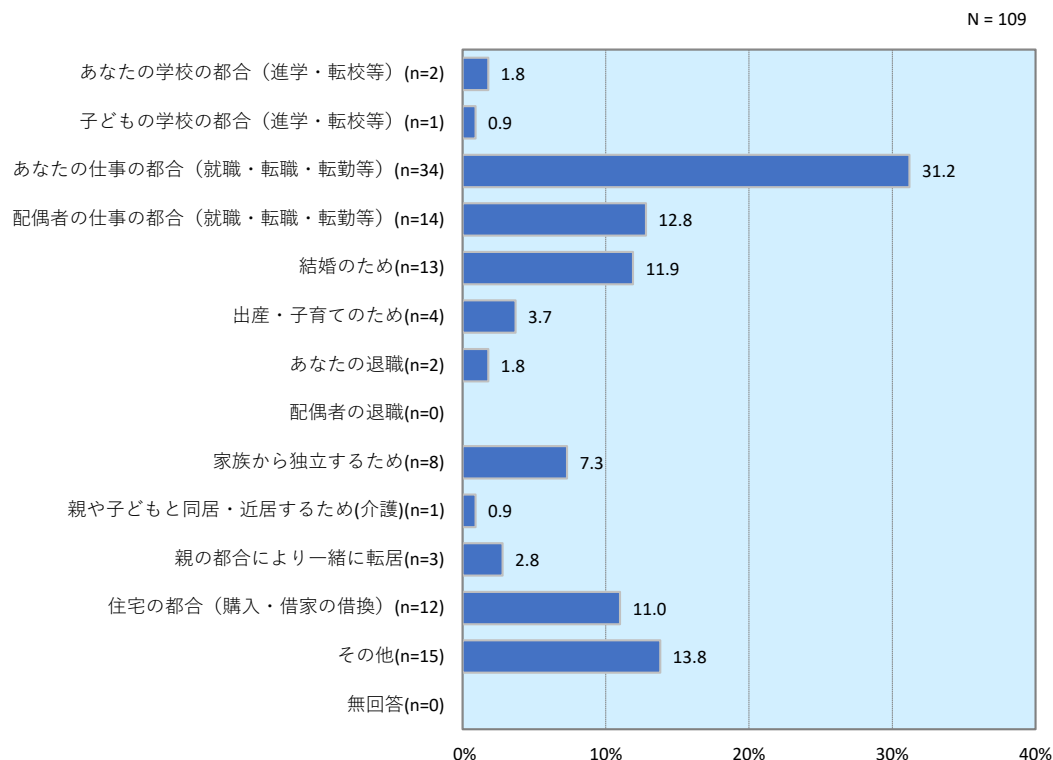


図4-6 転出者意向調査における「転出理由」についての回答結果

- 武蔵村山市がどのような街になれば、再び住みたいと思うかについては、「交通の便がよくなれば住みたい」、「今のままでも再び住みたい」、「子育てがしやすくなれば住みたい」の順で回答が多く挙がりました。

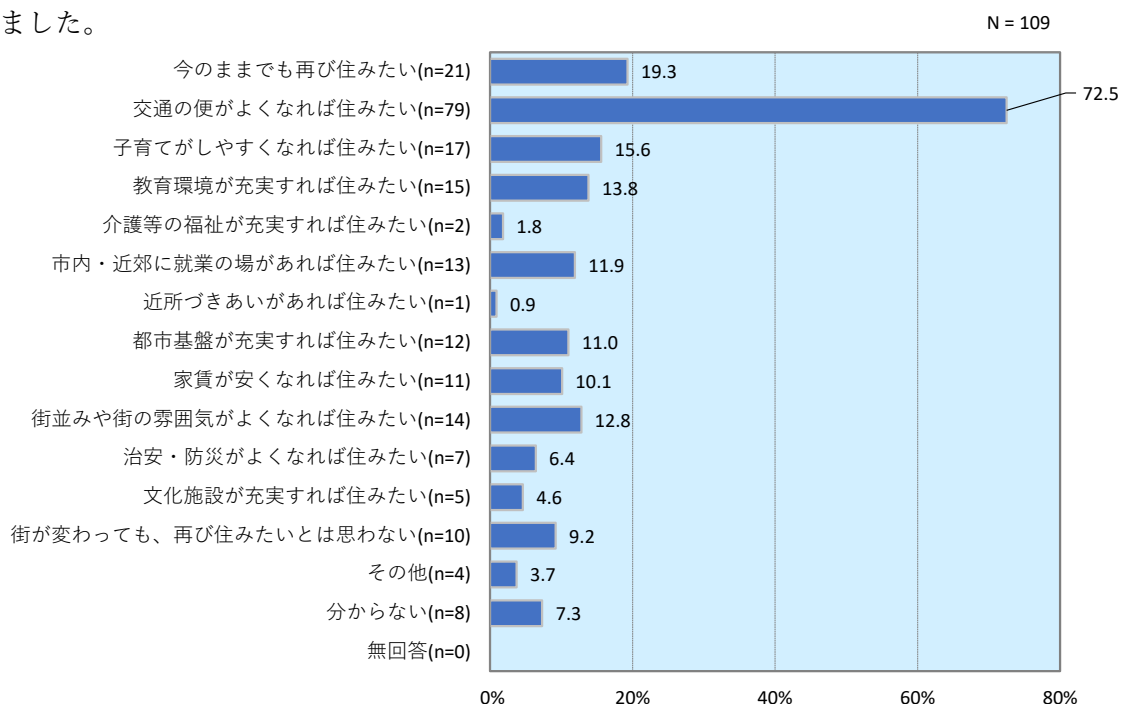


図4-7 転出者意向調査における「武蔵村山市がどのような街になれば、再び住みたいと思うか」についての回答結果

子ども意見の聴取

○ 武蔵村山市の好きな点としては、「自然が豊かなところ」、「元気に遊べる場所があるところ」、「お祭りなどの行事やイベントがたくさんあるところ」の順で回答が多く挙がりました。

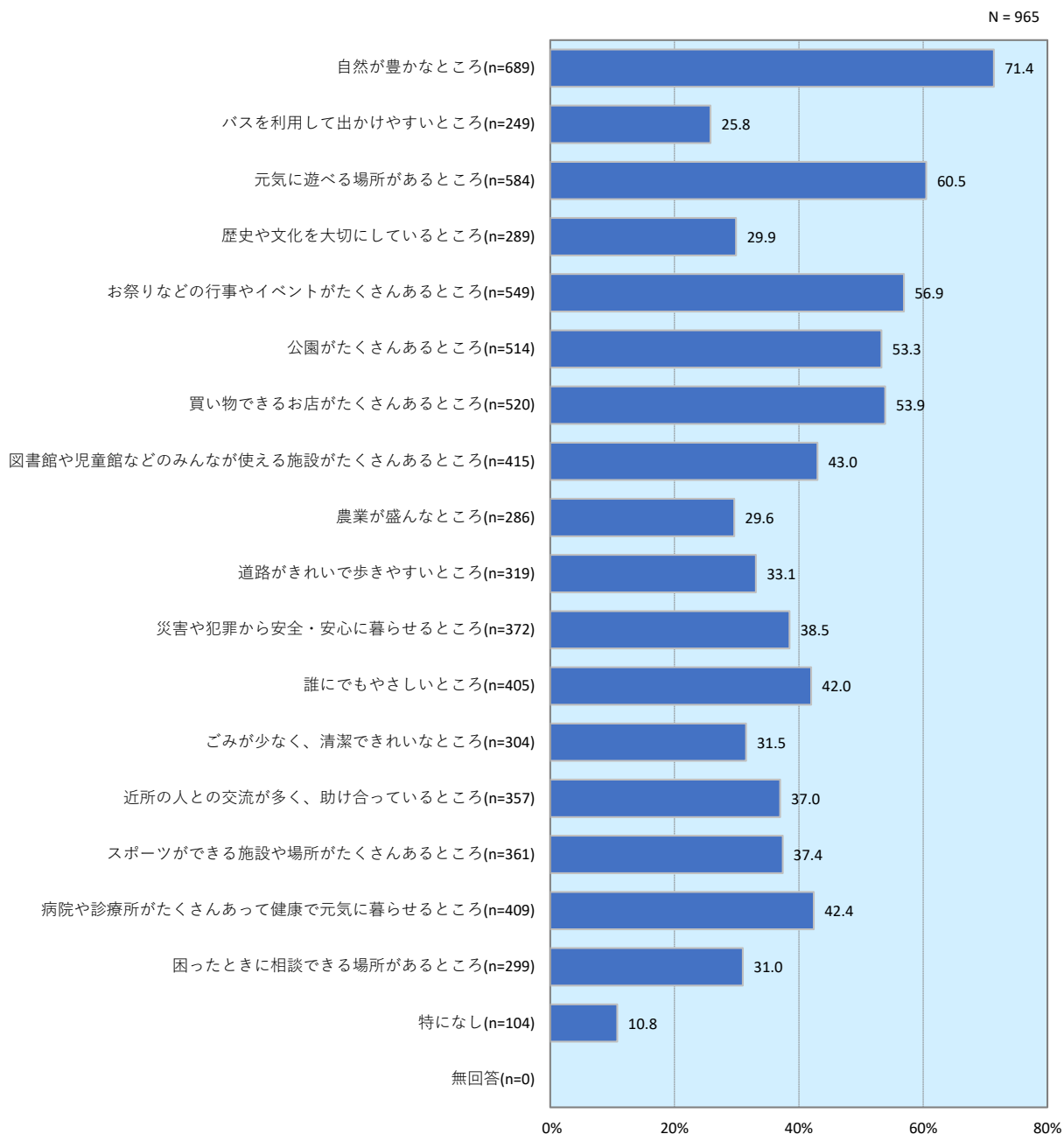


図 4 - 8 子ども意見の聴取における「武蔵村山市の好きな点」についての回答結果

○ 武蔵村山市の改善してほしい点は、「特になし」、「ゴミが多く、きれいでないところ」、「道路がきれいでなく、歩きやすすくないところ」の順で回答が多く挙がりました。

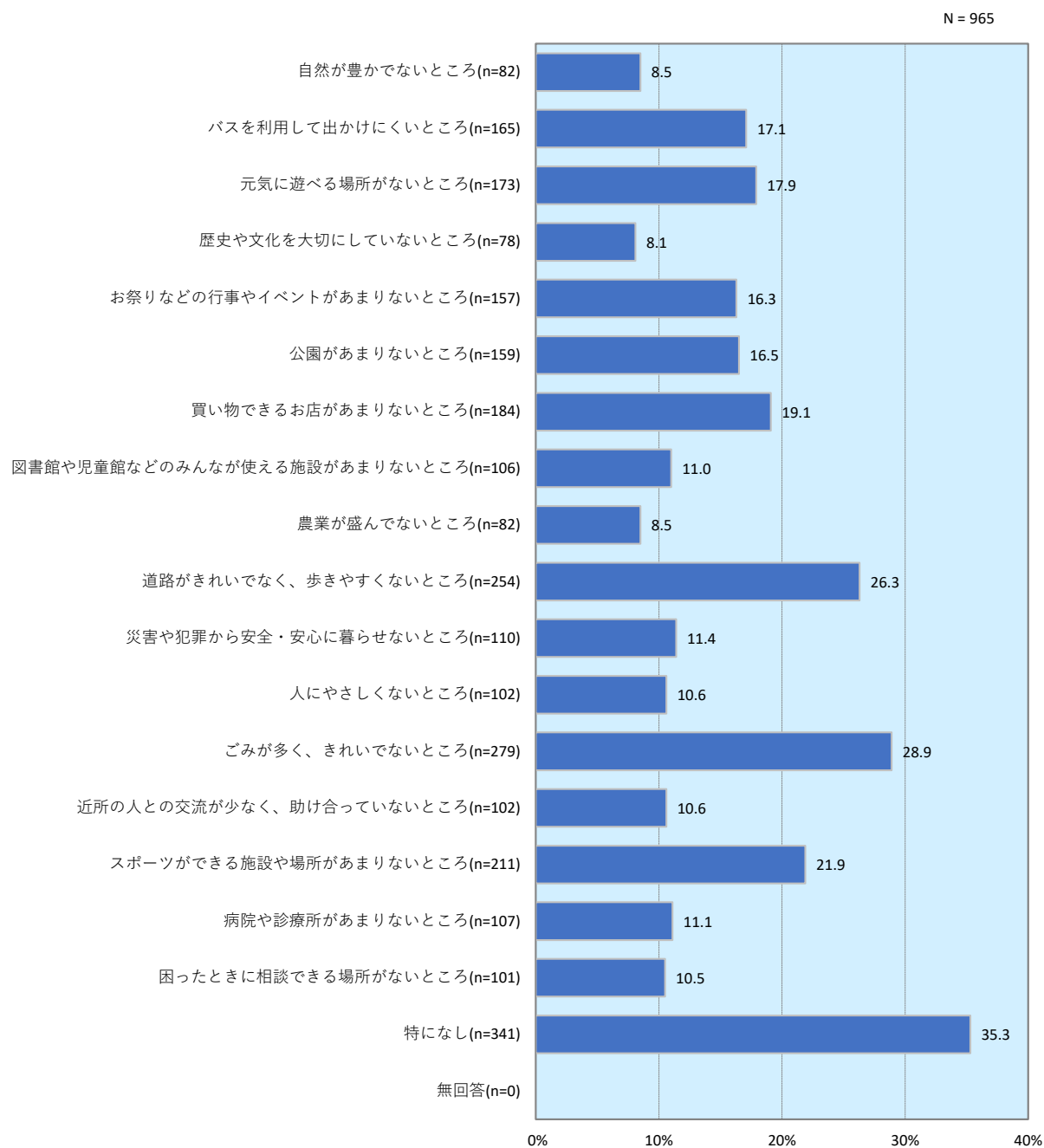


図4－9 子ども意見の聴取における「武蔵村山市の改善してほしい点」についての回答結果

市民ワークショップ

- 武蔵村山市の課題として、「子ども、子育てへの支援の不足」が多く挙げられました。理想の未来は、「子どもや子育て世代が安心・安全に生活できるまち」とした上で、課題と理想の未来のギャップを埋める施策としては、「市民による子どもの見守り・学習支援」や「土日や休日問わず利用できる託児所設立」、「学童クラブ等、子どもが家以外に帰れる場所の創出・充実」等が挙げられました。

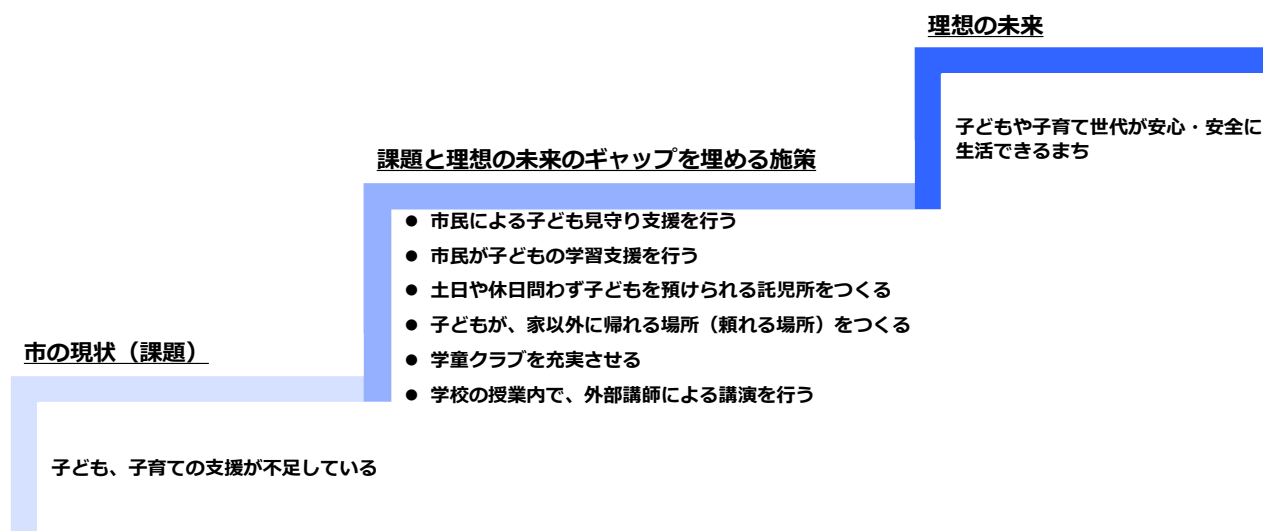


図4-10 「子ども、子育てへの支援の不足」に対応する施策について

- 武蔵村山市の課題として、「市民の防犯・防災意識の低さ」も多く挙げられました。理想の未来は、「安心・安全なまち」とした上で、課題と理想の未来のギャップを埋める施策としては、「防犯カメラや非常電話の増設」や「警察によるパトロールの強化」、「防災訓練の定期的な開催」等が挙げられました。

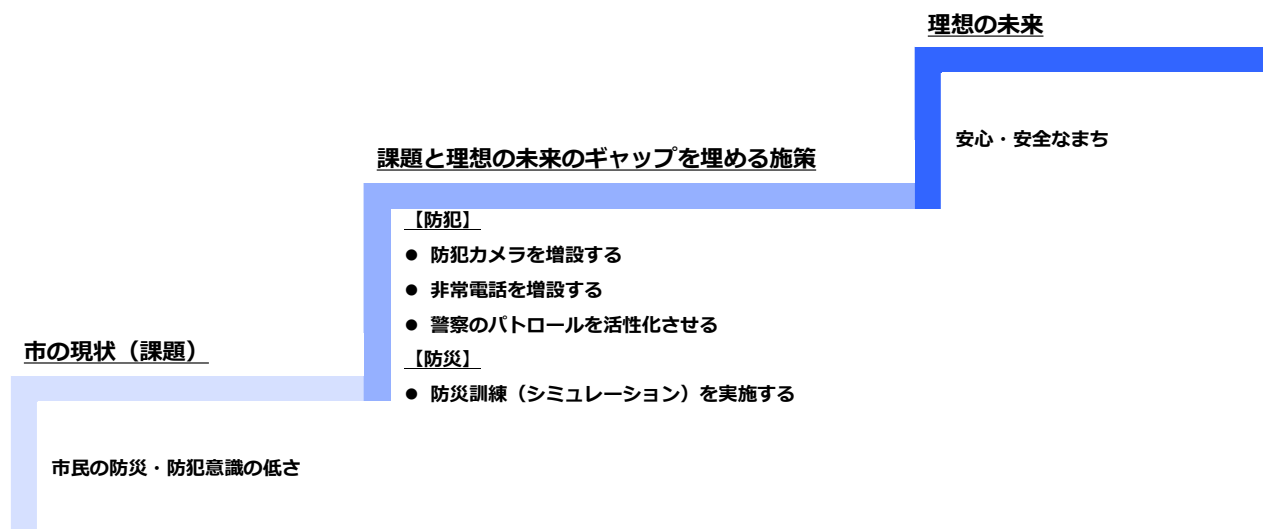


図4-11 「市民の防犯・防災意識の低さ」に対応する施策について

序章 施策の体系

第1節 施策の体系

第2節 基本計画の見方

第1節 施策の体系

将来都市像の実現のため、「後期基本計画」では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組めます。

将来都市像

人と人との絆をつむぐ
誰もが活躍できるまち
むさしむらやま

市民協働編

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

第2節 パートナーシップ

まちづくり編

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

第2節 福祉

第3節 暮らし

第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

第2節 都市基盤

第3節 地域交通

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

第2節 教育

第3節 文化

第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

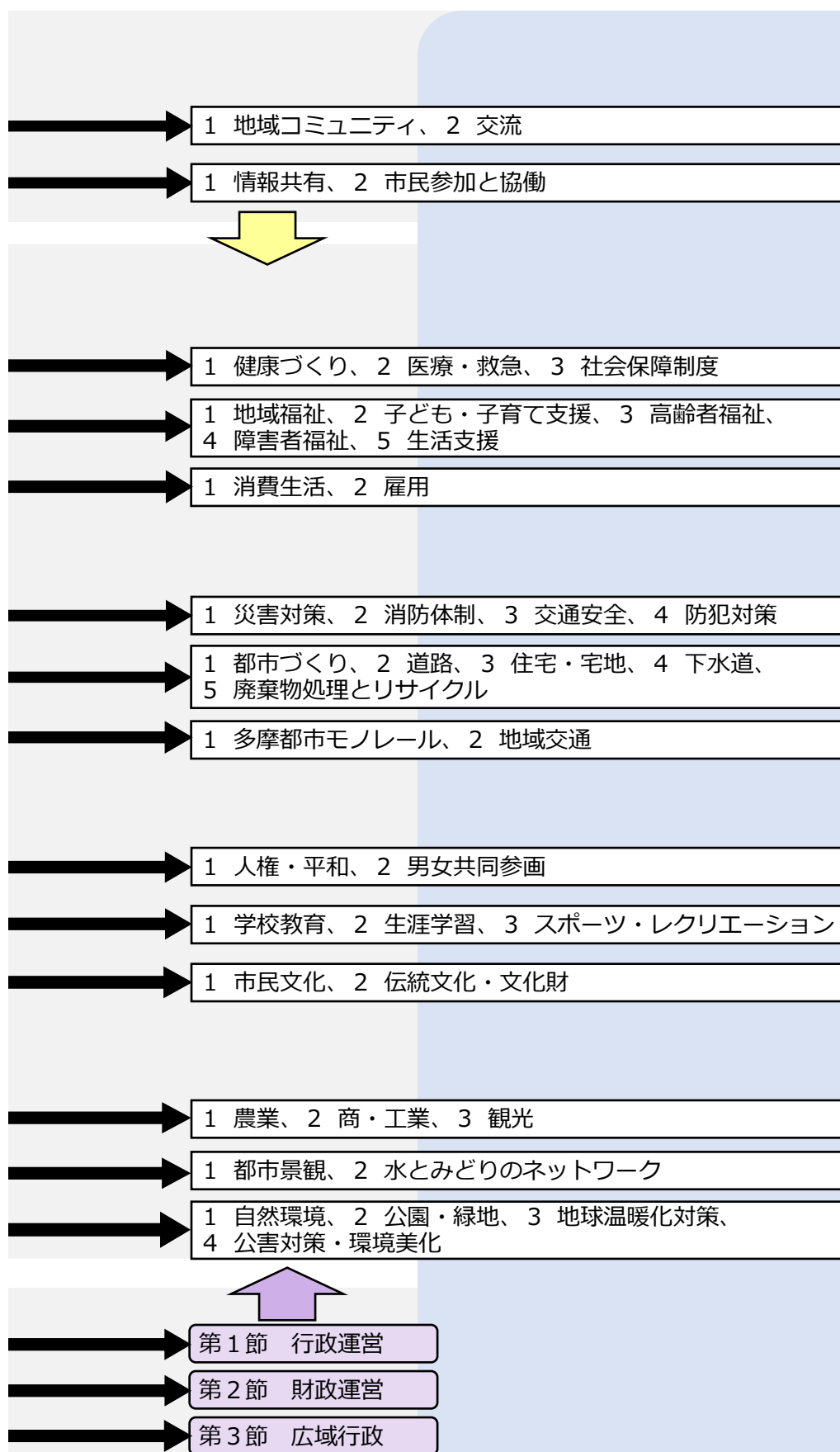
第1節 産業

第2節 景観

第3節 環境

計画推進編

第6章 計画の推進に向けて



第7章 国土強靱化地域計画

第8章 デジタル田園都市構想総合戦略

第2節 基本計画の見方

各タイトルです。
背景の色は、施策の
体系に合わせ、章ご
とに変えています。

具体施策が、SDGs のどのゴールの達成に資する施策かをアイ
コンで示しています。複数のゴールに関係する場合は、一番関
連性の高いゴールのアイコンを表示しています。(各ゴールの詳
細については●ページを参照してください。)

第3節 広域行政



現状と課題

近年の状況や市の現
在の取組、今後施策
を推進していくに当
たっての課題等で
す。

- 本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と接しており、市民の日常生活や経済活動の範囲は市域を越えている状況にあります。加えて、多摩モノレールの延伸や交通機関、情報・通信手段の発達等により、この範囲は、さらに拡大していくことが見込まれます。
- 今後、行政運営の効率化と市民サービスの更なる充実に取り組むためには、広域的な連携による行政運営などの検討を進める必要があります。
- 本市では、近隣自治体との図書館の相互利用や、一部事務組合方式による廃棄物、し尿処理、火葬事業などの共同実施に加え、都・区市町村DX協働運営委員会と連携し、デジタル化に向けた情報共有を行っています。
- 今後も、よりよい行政運営に向け、より一層の広域行政を検討・推進する必要があります。

表6-1 図書館相互利用の状況

区分		有効登録者数(人)	延貸出数(冊)	備 考
武蔵村山市	登録先			市外の図書館の利用状況
	立川市	722	6,911	
	昭島市	566	5,647	
	東大和市	1,205	15,940	
	瑞穂町	391	7,651	
合 計		2,884	36,149	
川 市 民		69	2,381	市内の図書館の利用状況
島 市 民		15	432	
大 和 市 民		81	7,217	
穂 町 民		19	9,688	
市外在住者合計		184	19,718	

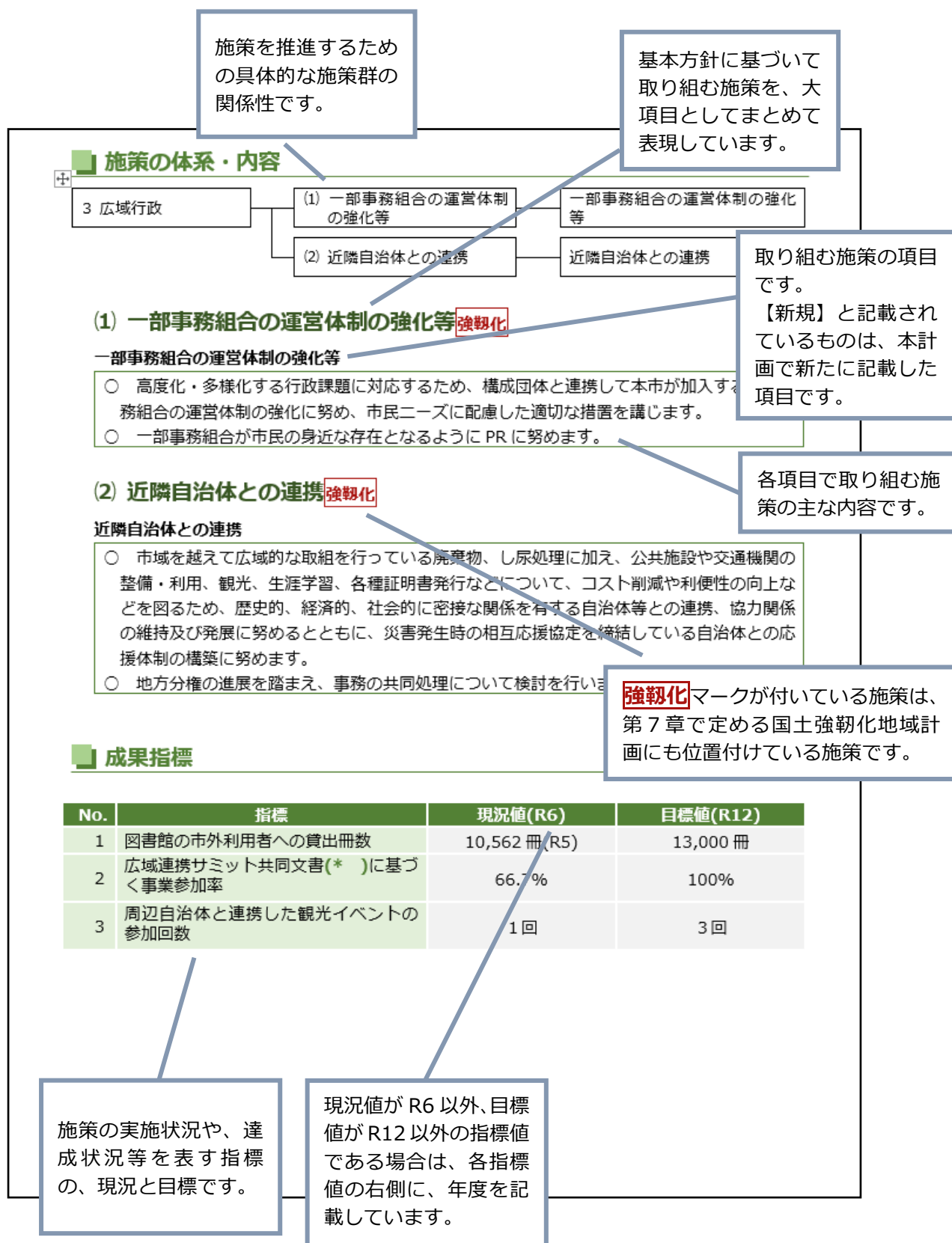
(注) 登録者は令和7年3月31日現在、延貸出数は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの冊数

出典 図書館資料

今後5年間で展望し
た各施策の目指す方
向性です。

基本方針

- 様々な分野において、複数の自治体で共同運営や連携した取組を実施することで、サービスの向上と経費の削減が可能となるため、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。



SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

「後期基本計画」では、SDGsの17のゴールのアイコンを各節に表示し、それぞれの節がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

SDGsは、この17のゴールのほかに、169のターゲットを定めています。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		・カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

本計画における各節とゴールの関連付けに当たっては、このターゲットに定められている内容も参考に設定しています。

第 1 章 市民との協働による地域振興

第 1 節 コミュニティ

- 1 地域コミュニティ
- 2 交流

第 2 節 パートナーシップ

- 1 情報共有
- 2 市民参加と協働

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域のつながりの希薄化が進行している背景を踏まえ、お互いが支え合う地域社会の形成に向けて、市民や事業者等の多様な主体と協働し、まちづくりを進めていくことが重要です。また、協働に当たっては、市が市政情報を積極的に共有するとともに、より分かりやすく、効果的に共有するよう努め、共通認識をもった上で、多様化・複雑化している地域課題に取り組んでいくことが理想的なまちづくりの姿であると考えます。防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めていきます。

また、市民に対して市政情報を共有し、市政への参加を促進することで、相互の情報共有に努め、市民と市が一体となった協働による地域振興を推進します。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化に努めるとともに、地域コミュニティに対する支援の在り方を検討します。

2 交流

市民同士の交流及び都市間交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

市民や事業者等の多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めます。

2 市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図るとともに、多様な主体との協働によるまちづくりにも取り組みます。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ



現状と課題

- 少子高齢化等の社会構造の変化や生活様式の変化等の影響により、地域コミュニティ機能が全国的に停滞・弱体化しており、こうした地域コミュニティ機能の弱まりが進むことで、特に高齢者の孤独死や子育て家庭を地域で支える機能の低下等、多くの問題が顕在化することが見込まれます。
- 本市においても市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会の加入率は、減少が続き、令和7年4月現在 22.7%となっています（図1-1参照）。
- そのような中、自治会活動紹介パネル展などを実施し、自治会の活動周知と加入促進を図るとともに、自治会に対して各種補助金を交付するなど自治会活動への支援を行っています。
- また、コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の適切な管理を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設や修繕等に対する支援を行っています。
- 顕在化が見込まれる多くの問題に対応していくため、今後も自治会を中心とした地域コミュニティや社会的活動を行う団体への支援など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。

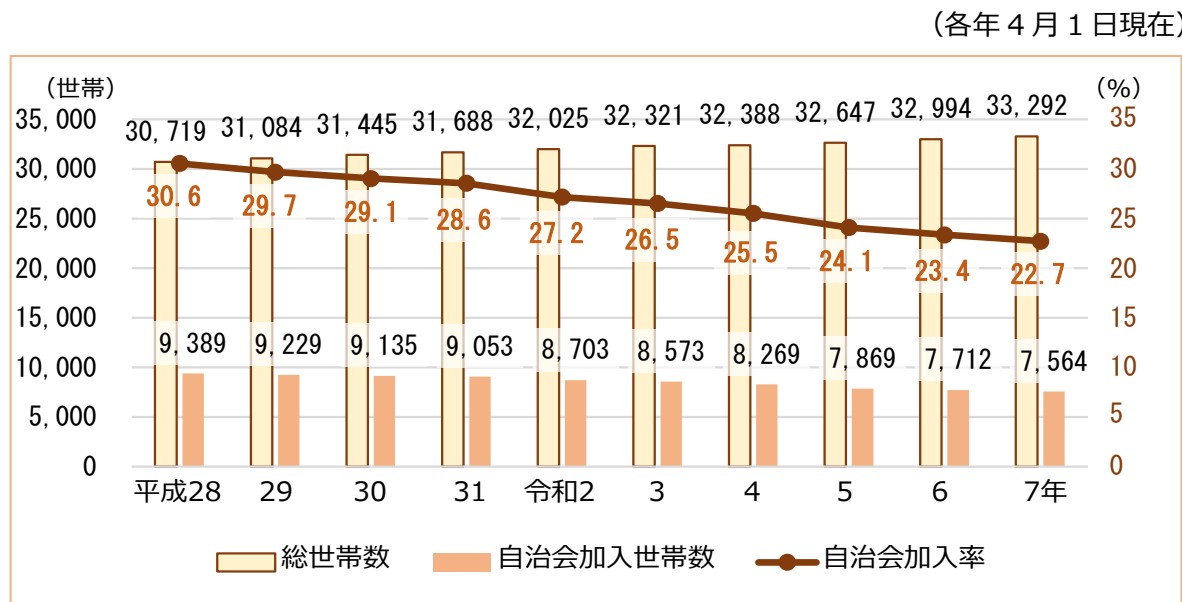


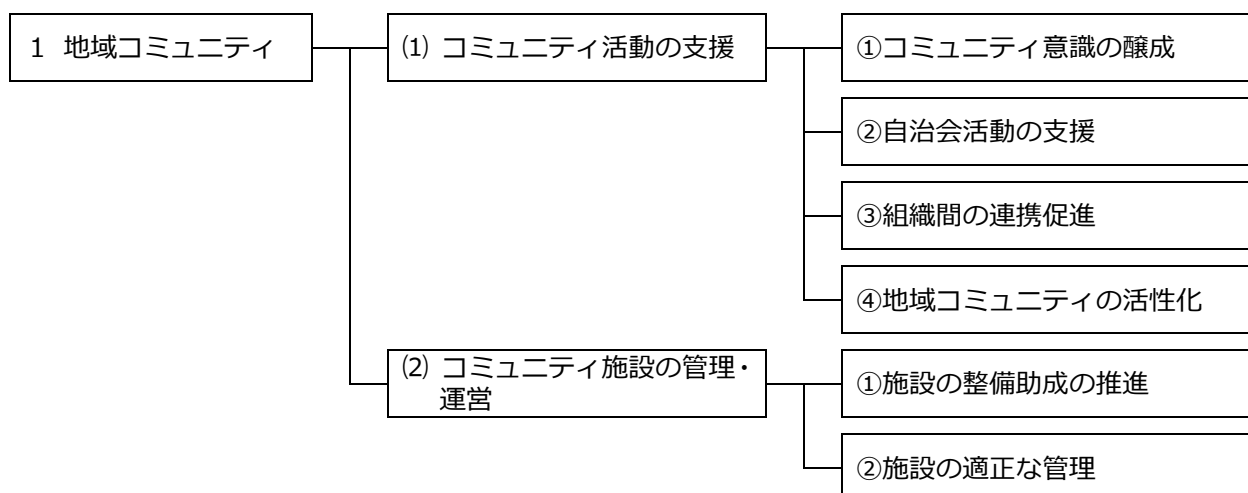
図1-1 自治会の加入率

出典 協働推進課資料

基本方針

- コミュニティ組織の活性化は、地域の課題解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や市民・社会活動団体への支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) コミュニティ活動の支援

① コミュニティ意識の醸成 **強靱化**

- 市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS 等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。
- コミュニティづくりを推進するため、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や事業の充実に努めます。

② 自治会活動の支援 **強靱化**

- 自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化及び持続可能性の向上を図ります。
- 毎年 6 月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。
- 自治会の認可地縁団体(*22)への移行を支援します。

③ 組織間の連携促進

- 自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。

④ 地域コミュニティの活性化 **強靱化**

- 自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、新たな地域活動の担い手の確保にもつながるデジタルツールの導入支援及び効果的な活用に向けた伴走支援の周知など、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。
- 地域の状況や時代に即した地域コミュニティに対する支援の在り方を検討します。

(*22)認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

(2) コミュニティ施設の管理・運営 **強靱化**

① 施設の整備助成の推進

- コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会所有の集会所の建設、修繕などについて、助成を行います。

② 施設の適正な管理

- 地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	自治会加入率	23.4%	25.0%
2	認可地縁団体数	11 団体	13 団体

2 交流



■ 現状と課題

- 都市間交流について、本市は、平成 2 年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。
- 近年では、本市で開催されたイベントに栄村が参加し、物産品などの栄村の魅力を多くの方に知っていただく機会となりました。
- また、栄村で伝統的に行われている「栄ふるさと太鼓」と市内を活動拠点とする団体が太鼓を通した姉妹都市交流を行うなど都市間交流を推進しています。
- 村山温泉「かたくりの湯」については、観光施策の一環として市内外から多くの来場者を確保するとともに、大切な観光交流の拠点として活用していく必要があります。
- 国際交流について、横田基地英語ツアーや国際理解講座を実施するなど、市民の国際理解を深める取組を行うとともに、日本語を話すことが難しい外国人来庁者に対応するため、多文化共生推進事業職員協力制度や多言語通訳タブレットの運用を行っています。
- 外国人住民数については、近年は増加傾向にあります（図 1－2 参照）。
- 市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。
- 今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

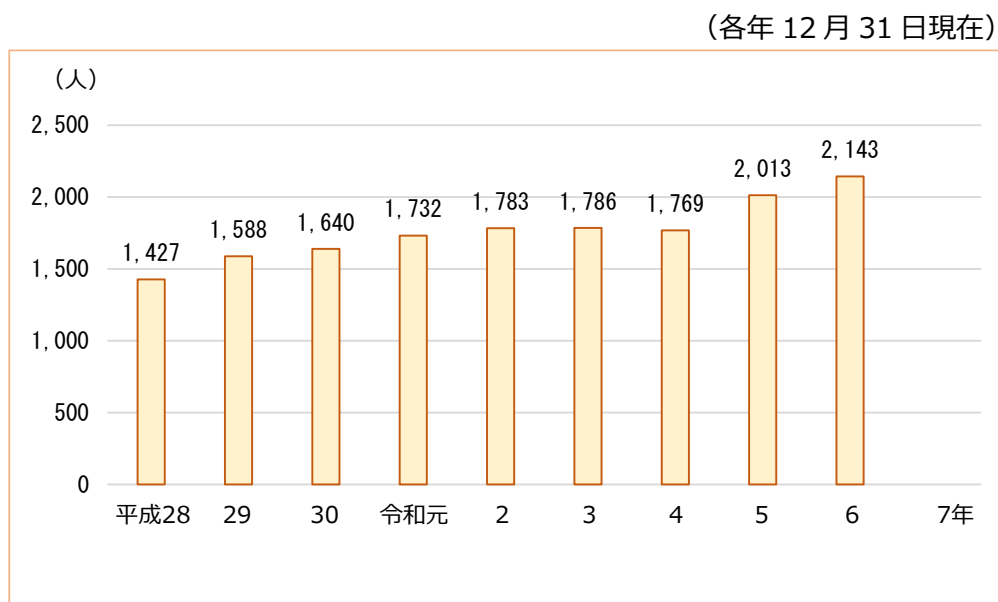


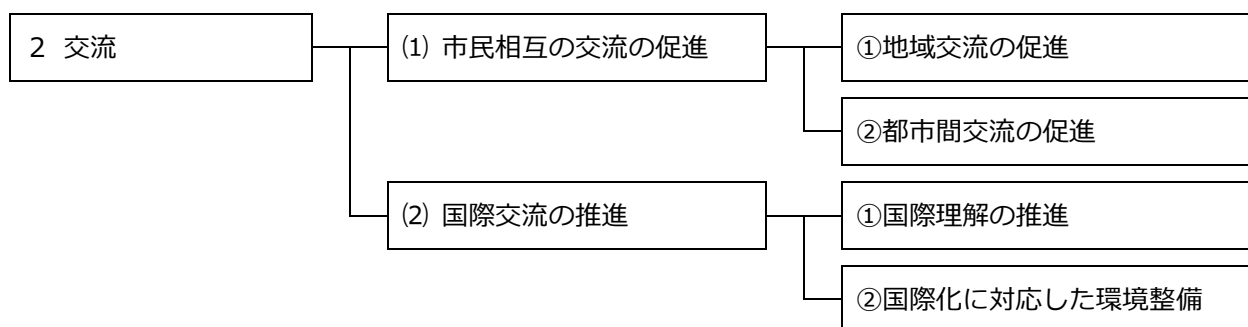
図 1－2 外国人住民数の推移

出典 市民課資料

■ 基本方針

- 市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めていきます。
- 市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 市民相互の交流の促進

① 地域交流の促進 **強靱化**

- 市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。
- 若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

② 都市間交流の促進

- 教育・文化、スポーツなどを通じた市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進し、広報紙、ホームページ、SNS 等を利用した相互情報の普及を図ります。
- 村山デエダラまつりを通じて青森県むつ市と交流を図ります。

(2) 国際交流の推進 **強靱化**

① 国際理解の推進

- 国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を、学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。
- 国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。
- 地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。

② 国際化に対応した環境整備

- 外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外国語翻訳に対応したホームページ・アプリの運用やタブレット端末の活用、多文化共生推進事業協力員(*23)の育成をすることで、外国人に対応していきます。
- 行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語や「やさしい日本語」でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	ホームページの外国語翻訳回数	月平均 148.7 回	月平均 180 回
2	多文化共生推進事業協力員数	6 人	10 人

(*23)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第2節 パートナースhip

1 情報共有



■ 現状と課題

- 地域の活性化を図るためには、本市の魅力を発信し、イメージを高めていくことで多様な人々を呼び込むとともに、市民の市への愛着心を育むことが重要です。
- 多摩都市モノレールの延伸は、多様な人々が来訪するきっかけとなるため、市内外に向けて本市の魅力を発信し、多様な人々の来訪に向けた施策を行っていく必要があります。
- 市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。
- 市報・ホームページ・SNS 等の情報発信媒体を、その特性に応じて活用するなど、より伝わりやすく、分かりやすい広報活動に取り組んでいます。
- 情報公開制度では、公文書の開示のほか(表1-1 参照)、文書管理を電子化したことに伴い、ホームページで公文書目録を公開しています。
- 今後も、市民をはじめとする多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、全ての住民に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信を行う必要があります。

表1-1 公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況 (各年度 3月31日現在)

年 度	開示 請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
令和2	23	9	18	1	0	契約関連書類、 工事関連書類等
3	37	19	19	9	0	
4	34	15	24	15	0	
5	33	22	11	8	0	
6	51	33	22	17	0	

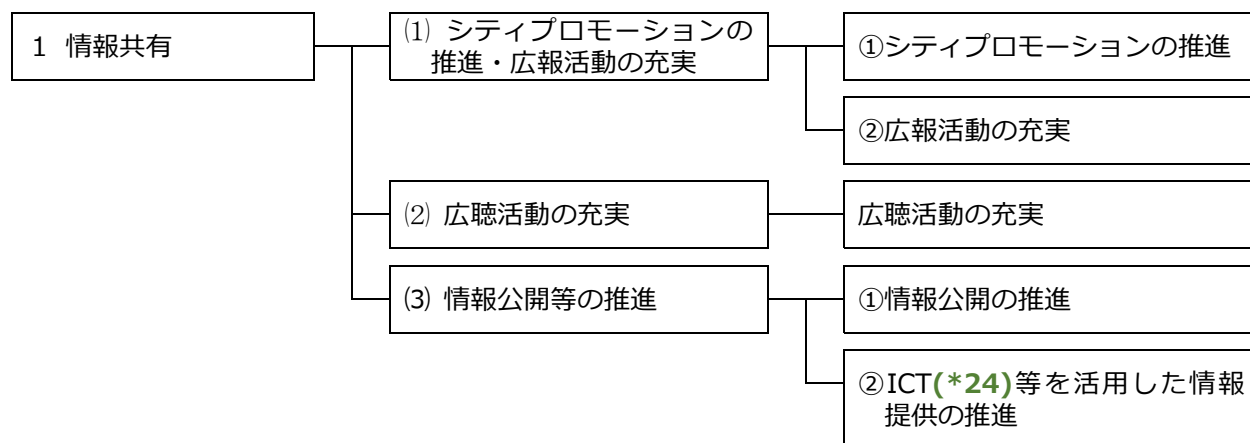
(注) 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、請求件数と決定の総数とは一致しない。

出典 文書法制課資料

■ 基本方針

- 市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。
- 市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

施策の体系・内容



(1) シティプロモーションの推進・広報活動の充実 **強靱化**

① シティプロモーションの推進【新規】

- 市民の市への愛着心や市外からの認知度等の向上を目的に、市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けられるようシティプロモーションを推進していきます。

② 広報活動の充実

- 広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。
- ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*25)やユーザビリティ(*26)に配慮した誰もが利用しやすい形での情報提供に努めます。
- 新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*27)の効果的活用を努め、本市の特性をいかした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信を図ります。
- 職員の広報に対する意識及び技術を向上させるため、「伝わりやすい文章表現」や「広報媒体ごとの特性」といったテーマの研修を実施し、市全体の広報活動のレベルアップを図ります。

(*24)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）を指す。
インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

(*25)アクセシビリティ：様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ

(*26)ユーザビリティ：複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ

(*27)パブリシティ：プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

(2) 広聴活動の充実 **強靱化**

広聴活動の充実

- これからの本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査やワークショップ、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。
- ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、ICT を活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。

(3) 情報公開等の推進 **強靱化**

① 情報公開の推進

- 情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、ホームページでの公文書の目録検索システムの運用など各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。
- 市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。
- 行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から東京都と連携し、公共データのオープンデータ化を推進します。

② ICT 等を活用した情報提供の推進

- SNS や電子メール等を活用し、犯罪・災害・市政情報等の発信について即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。
- スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	市ホームページ総アクセス数	3,355,562 回	5,000,000 回
2	カルーセルバナーに掲載するページ数	19 ページ	30 ページ
3	市公式 X「フォロワー」件数	5,303 件	6,000 件
4	市公式 LINE 登録者数	3,287 人	5,000 人

2 市民参加と協働



■ 現状と課題

- 地域社会が抱える課題は多様化・複雑化しており、そうした課題を解決し、よりよい市政を運営するに当たっては、市民や、社会的活動を積極的に行うボランティアやNPO法人(*28) (表1-2参照)、大学等の多様な主体と協働していくことが不可欠となっています。
- 本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても審議会や委員会などを設置するほか、市民ワークショップを開催するなど、市民参画の機会の提供に努めています。
- 併せて、市政への市民参加の促進や市民による地域の課題、社会的課題の解決等により協働による地域社会の形成を目的とした協働事業提案制度を運用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。
- 今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広聴、広報紙、ホームページ、SNS等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表 1-2 市内の NPO 法人 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

活動内容	団体数
福祉・保健・医療	18 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	2 団体
合 計	23 団体

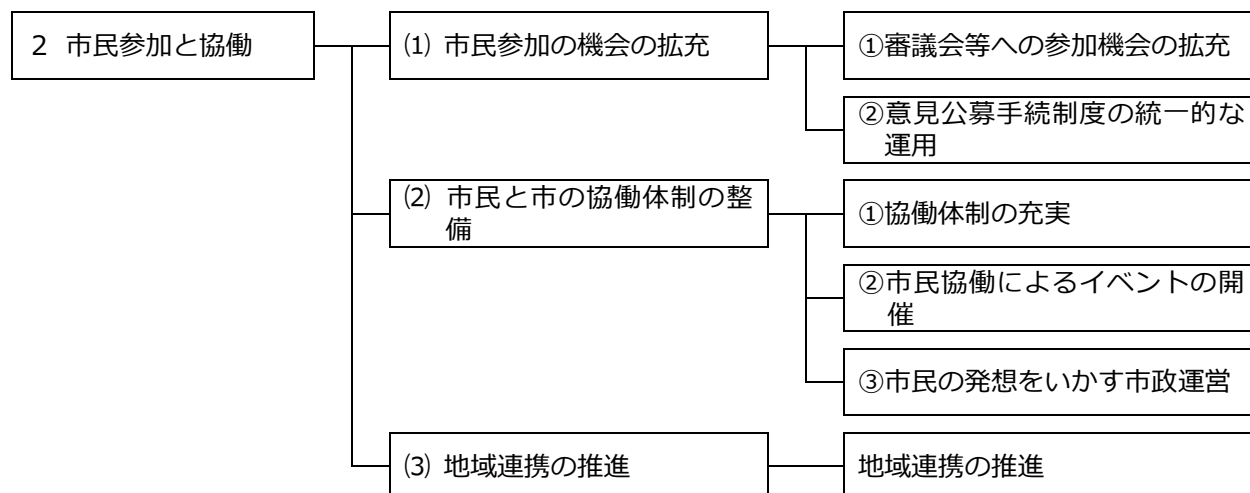
出典 協働推進課資料

■ 基本方針

- 計画の策定や施策の評価などの様々な過程において市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

(*28)NPO 法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

■ 施策の体系・内容



(1) 市民参加の機会の拡充

① 審議会等への参加機会の拡充

- 審議会等における公募枠の確保や無作為抽出の活用などにより、計画段階からの市民参加を推進し、市民の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。
- 幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化に努めます。
- これからの本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加の機会を設けるよう努めていきます。

② 意見公募手続制度の統一的な運用

- 意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。

(2) 市民と市の協働体制の整備

① 協働体制の充実 **強靱化**

- 暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加の促進や市民活動団体の育成を図るとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民協働推進会議の開催や協働事業提案制度の運用など市民との協働によるまちづくりを推進します。

② 市民協働によるイベントの開催

- 活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。

③ 市民の発想をいかす市政運営

- 市民提案制度を活用し、市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営にいかし、市民との協働によるまちづくりを推進します。
- 市民の市政に対する期待や要望を的確に把握し、反映させるため、ワークショップなど様々な市民参加の機会を設け、市政運営に反映します。

(3) 地域連携の推進 **強靱化**

地域連携の推進

- 企業や大学等と連携協力し、福祉・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	協働事業提案制度の新規提案数（累計）	4件（R3～R7）	15件（R8～R12）
2	各種審議会等における公募委員の割合	5.6%	25.0%

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

- 1 健康づくり
- 2 医療・救急
- 3 社会保障制度

第2節 福祉

- 1 地域福祉
- 2 子ども・子育て支援
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 生活支援

第3節 暮らし

- 1 消費生活
- 2 雇用

本章の概要

健康は、自分らしい暮らしを生涯にわたって楽しむための基本であり、近年、健康づくりへの関心が一段と高まっています。

市民が健康に関心を持ち、大人から子どもまでの幅広い層が日常生活の中で健康づくりに取り組み、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指すとともに、医療体制の確保などにより、高齢者や障害者が生きがいや希望をもって暮らし続けられるよう、地域と一体となって誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

第1節 健康・医療

1 健康づくり

市民の健康づくりを啓発・支援し、健康づくりに積極的に取り組む市民を増やすことで、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図ります。

2 医療・救急

地域医療体制の整備や救急体制の充実に取り組むとともに、感染症対策の充実を図ります。

3 社会保障制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的かつ適正な制度の運営を図るとともに、国民年金制度の普及啓発等を推進します。

第2節 福祉

1 地域福祉

民生・児童委員等の活動を支援するとともに、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めます。

2 子ども・子育て支援

全妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目なく継続的に支援するとともに、青少年の健全育成を図ります。

3 高齢者福祉

高齢者が健康でいきいきと暮らせるよう、介護保険サービスの推進や、社会的に孤立することのないまちづくりに取り組みます。

4 障害者福祉

障害者支援施策を推進し、障害者への差別をなくすことで、障害者が暮らしやすい社会づくりに取り組みます。

5 生活支援

生活困窮な状況となっても早期に自立した生活を取り戻せるよう、総合的な各種支援を推進します。

第3節 暮らし

1 消費生活

市民が安心して消費生活が送れるよう、相談体制の充実や情報提供の推進に取り組みます。

2 雇用

雇用機会の充実や各種就労支援に取り組むとともに、労働環境の改善を図ります。

第1節 健康・医療

1 健康づくり



現状と課題

- 近年、人生 100 年時代の到来に備えた健康寿命の延伸が求められており、健康で幸福な生活を送ることに対する関心が高まりを見せています。
- 令和 5 年の本市における主要死因別死亡者数は、第 1 位が悪性新生物(*29)、第 2 位が心疾患、第 3 位が老衰となっており、悪性新生物による死亡者数の割合は、全体の約 25.9%となっています（表 2－1 参照）。
- このような状況の中、本市では世代ごとに適した健康づくりや疾病の早期発見、早期治療に向けた取組を行っています。
- 併せて、健康維持のためには、疾病の予防・治療にとどまらず、市民一人一人の自主的な健康づくりの取組を促すとともに、市民のニーズに応じた適切な健康教育や相談体制によって支援することが重要であることから、総合体育館や保健相談センター等を拠点として、各種教室や健康相談等を開催しています。
- 今後も、市民の心身の健康の保持、増進に向けた取組を推進する必要があります。

表 2－1 令和 5 年主要死因別死亡者数・死亡割合

死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)	死 因	死亡者数 (人)	総数に対する 割合 (%)
悪 性 新 生 物	217	25.9	慢性閉塞性肺疾患	17	2.0
糖 尿 病	12	1.4	肝 疾 患	8	1.0
心疾患(高血圧性を除く)	115	13.7	腎 不 全	17	2.0
高 血 圧 性 疾 患	2	0.2	老 衰	75	8.9
脳 血 管 疾 患	60	7.2	不 慮 の 事 故	15	1.8
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	10	1.2	自 殺	18	2.1
肺 炎	30	3.6	そ の 他	243	29.0
総 死 亡 者 数 (人)			839		

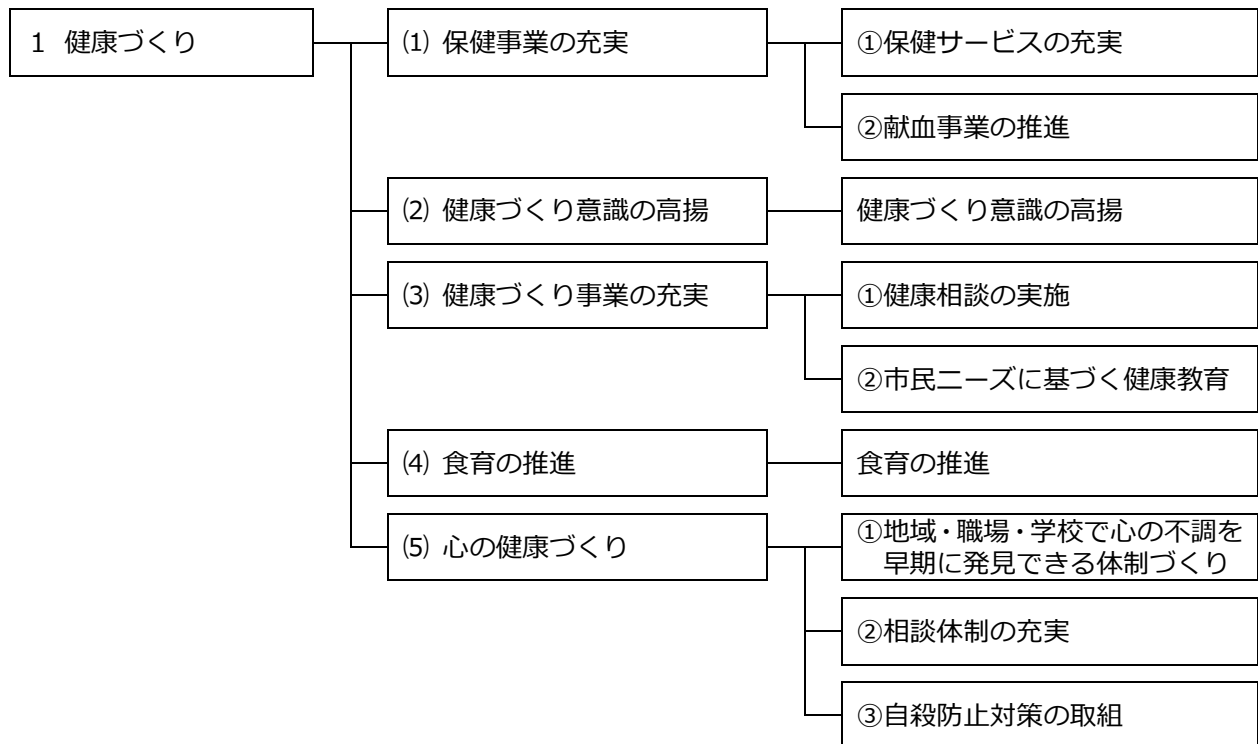
出典 東京都保健医療局資料

(*29)悪性新生物：増殖・転移などの悪性を示す腫瘍。がんなど

■ 基本方針

- 疾病の予防、早期発見等を図るため、健康教育や健康相談、健康診査等を一層充実するとともに、「自分の健康は自分で守る」という、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 保健事業の充実

① 保健サービスの充実

- 疾病の予防や早期発見を図るため、健康教育、健康相談、各種健康診査、がん検診等のサービスの充実に努めます。
- 他市の動向を踏まえつつ、近隣市や関係機関との連携により、健康診査・検診の拡充を図ります。
- 乳幼児の発達の遅れや疾病、障害の早期発見、健全な発育、育成を図るため、健康診査や育児相談等を実施し、きめ細かな保健サービスの充実に取り組みます。

② 献血事業の推進

- 日本赤十字社等と連携し、献血推進協議会を基軸として献血思想の啓発活動や献血運動等を推進します。

(2) 健康づくり意識の高揚 **強靱化**

健康づくり意識の高揚

- 広報活動や啓発事業を実施し、運動の習慣化、疲労を回復するための十分な休養や食生活の改善など、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 食中毒や薬物乱用防止などの健康被害のリスクを避けるため、正確な知識の普及に努めます。
- 健康づくり推進協議会等との連携により市民ニーズを的確に把握しながら、広報紙、ホームページ、SNS 等を活用して保健事業予定表等の周知を行うなど、情報提供の充実に取り組みます。
- アプリ等を活用し、市民の健康づくりに関する活動や健康教室等への参加に対し、健康ポイントによるインセンティブを与え、日常生活の中で楽しみながら健康づくりへの意識の醸成を図ります。
- 熱中症予防のため、クーリングシェルター **(※30)** を開設するとともに、普及啓発及び注意喚起を行います。

(3) 健康づくり事業の充実

① 健康相談の実施 **強靱化**

- 健康への関心が高まる中、適切な健康づくりができるよう、個別の相談に応じ、家庭における健康づくりの支援を図ります。

② 市民ニーズに基づく健康教育

- 各種健康教室でのアンケート調査の実施等による市民ニーズに基づき、適切な健康教育を体系的に推進します。

(4) 食育の推進 **強靱化**

食育の推進

- 防災食育センターを活用した食育を推進するため、食育に関する展示物の活用や食育講座の開催などを行います。
- 幼児食教室における調理実習や学校で食材に触れる体験など、家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。
- 学校給食における毎月の予定献立表を活用して、地元産野菜・果物等に関する情報の提供に努めます。
- 地元農家の協力を得て地元産野菜・果物等をより積極的に使用できるよう学校給食の献立の工夫及び改善に努めます。

(※30)クーリングシェルター：暑さをしのぐために開放される冷房設備が整った施設（令和7年度は6月から9月まで市内32か所を開放）

(5) 心の健康づくり

① 地域・職場・学校で心の不調を早期に発見できる体制づくり

- 学童期・思春期以降の世代に対して、ストレスへの対処法、人や地域とのつながりの重要性、自分のこころの不調に早めに気付く方法などについて普及啓発を行うとともに、身近な相談窓口や専門機関の情報提供を行います。
- 健診時や相談窓口での気付きや、学校や職場、地域とのネットワークの中で、こころの不調に関する状況把握ができるよう努めるとともに、関係機関等と連携し、こころの不調に早期対応できる体制づくりを推進します。

② 相談体制の充実

- 家庭・地域などにおける心の健康づくり等に関する相談体制の充実を図ります。

③ 自殺防止対策の取組

- 地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等につなぐ役割を担うゲートキーパー(*31)の養成を促進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	各種がん検診の受診者数	7,437 人	15,241 人
2	健康教室の参加率（対定員）	80.1%	90.0%
3	ゲートキーパーの養成数（累計）	405 人	638 人

(*31)ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応（声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る等）を図ることができる人

2 医療・救急



現状と課題

- 本市内の医療施設は、令和4年10月1日現在で、一般病院が4か所、診療所が27か所あり、延べ121の診療科目（歯科を除く）で運営されています（表2-2参照）。
- 救急車の出動回数は、令和6年は4,556回を数え、救護人員も4,086人となっています（図2-1参照）。
- 救急体制については、消防団女性部が応急手当指導員（*32）及び応急手当普及員（*33）の資格をいかし、市民に対して応急救護に関する知識と技術の普及を行っており、今後は消防団の多様な人材を活用し、応急救護を指導できる人材を増やしていく必要があります。
- 休日・休日準夜の内科・小児科の救急患者の対応については、市医師会に委託して保健相談センターにおいて休日・休日準夜診療を実施しているほか、武蔵村山病院において小児初期救急準夜診療及び小児二次救急診療を行っています。
- また、市内の当番歯科医療機関において休日歯科診療を実施しています。
- 今後も、救急需要に合わせて、市民が身近な地域で安心して健康相談や治療が受けられるよう救急医療体制の充実など地域保健医療の整備に努める必要があります。
- 一方、感染症対策について、新型コロナウイルス感染症をきっかけに、誰もが安全で安心に暮らせるまちづくりが求められているため、今後も、新たな感染症等が発生した場合に備え、「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、状況に応じた措置対応に努め、今後の動向を注視するとともに、国や東京都と連携し、市としての対応能力を高める必要があります。

表2-2 診療科目別病院・診療所数（歯科を除く）（令和4年10月1日現在）

診療科目	病院・診療所数	診療科目	病院・診療所数
内 科	25	整 形 外 科	7
呼 吸 器 内 科	5	小 児 外 科	2
消化器・胃腸内科	9	産 婦 人 科	1
循 環 器 内 科	4	産 科	-
小 児 科	13	婦 人 科	2
精 神 科	4	眼 科	6
ア レ ル ギ ー 科	4	耳 鼻 い ん こ う 科	3
脳 神 経 内 科	3	皮 膚 科	8
リ ウ マ チ 科	2	泌 尿 器 科	5
外 科	5	リハビリテーション科	6
脳 神 経 外 科	1	放 射 線 科	3
消化器・胃腸外科	1	麻 酔 科	2
総 数			121

出典 東京都保健医療局資料

（*32）応急手当指導員：応急手当普及員が指導可能な普通救命講習に加え、上級救命講習の指導が十分にできる者

（*33）応急手当普及員：東京防災救急協会が主催する講習を受講し、普通救命講習の指導が十分にできる者

(各年 1 月から 12 月まで)

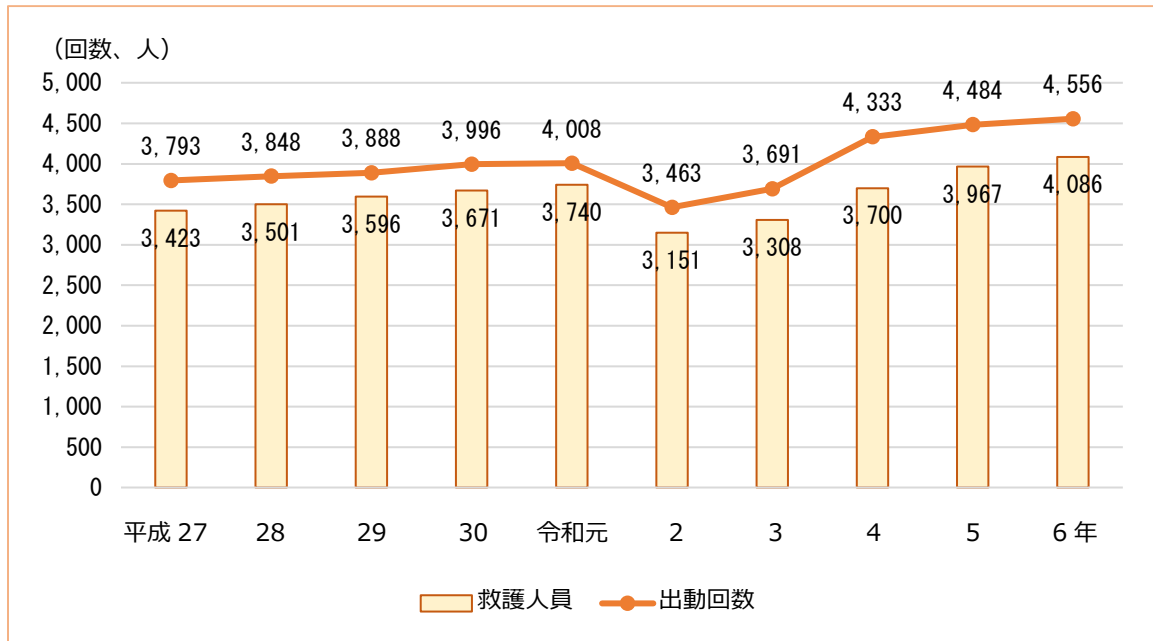


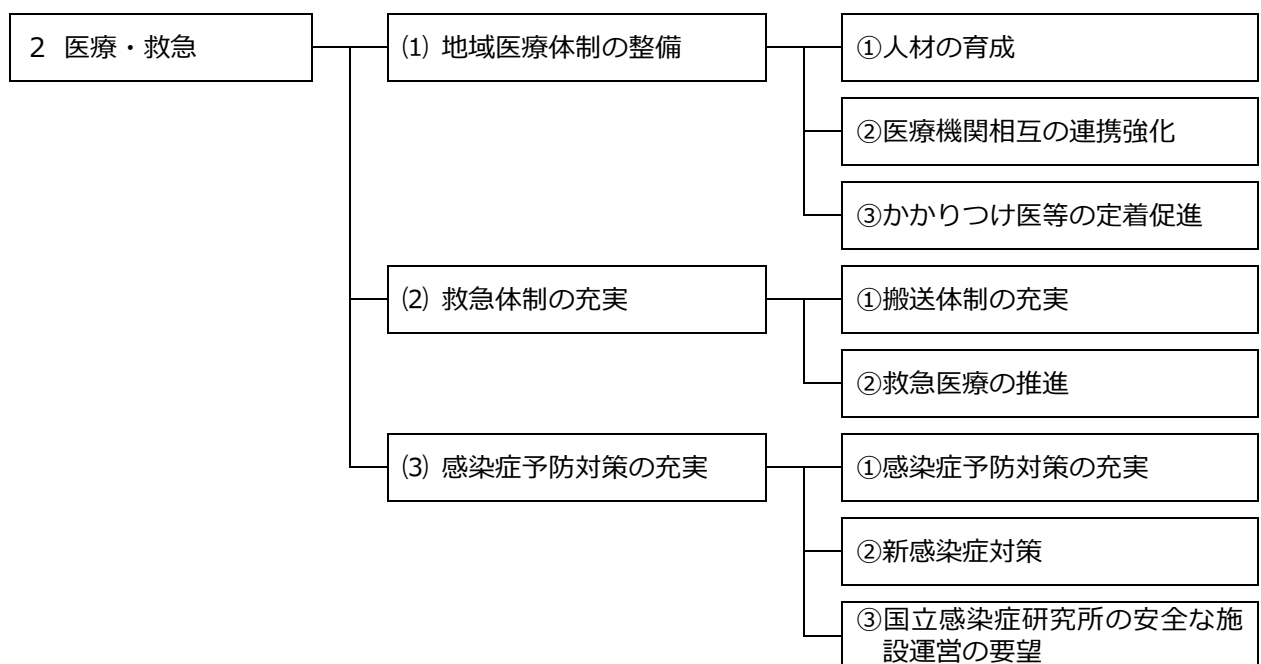
図 2-1 救急車出動状況の推移

出典 東京消防庁

基本方針

- 誰もが身近な地域で気軽に健康相談や診療を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局づくりを推進するとともに、休日・休日準夜診療や救急医療体制の充実など地域保健医療の充実に取り組みます。
- 感染症等の流行に備えて、予防に必要な情報の普及啓発に努めます。

施策の体系・内容



(1) 地域医療体制の整備 **強靱化**

① 人材の育成

- 保健サービスの高度化と需要の増大に対応するため、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門的人材の資質向上に努めます。

② 医療機関相互の連携強化

- 地域医療連携の充実に努め、質の高い医療サービスの提供と医療資源の有効活用により、地域医療の向上を図ります。

③ かかりつけ医等の定着促進 **強靱化**

- 広報紙やホームページなどにおいてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、自らの健康管理ができるよう普及啓発に努めます。
- 医師会等関係機関と連携を図りながら、地域の医療機関に関する情報等を提供します。

(2) 救急体制の充実 **強靱化**

① 搬送体制の充実

- 災害時等に多発する救命救急需要に対処するため、東京都に対し、災害時における搬送体制の充実を要請するとともに、消防団において応急手当普及員を養成し、指導できる人材を増やすことで、市民への救命救急技術の普及に努めます。

② 救急医療の推進

- 診療時間外（夜間・休日）の急病で、緊急の医療を必要とする患者に対応するため、医師会や救急医療機関と連携し、第一次救急医療を推進するとともに、交通事故等によるけが、入院や緊急手術が必要な重症患者への対応に努めます。

(3) 感染症予防対策の充実 **強靱化**

① 感染症予防対策の充実

- 感染症予防のための各種予防接種を実施します。
- 子ども・子育て応援ナビを運用し、各種予防接種の接種率の向上を図ります。
- 広報紙やホームページ、子ども・子育て応援ナビを活用し、感染症についての正しい知識の普及啓発を行います。
- 医療機関と連携し、医療体制の充実を図ります。

② 新感染症対策

- 「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」に基づき、国や東京都と連携し、状況に応じた措置対応に努め、感染症予防対策を講じながらも、市民生活に直結する事業の執行に影響が生じないよう、優先すべき事業を定め必要な人員を確保します。

③ 国立感染症研究所の安全な施設運営の要望

- 国立感染症研究所村山支所の BSL-4 施設(*34)については、施設における安全対策、災害対策及び市外適地への移転について引き続き要望します。
- また、国立感染症研究所村山支所施設運営連絡協議会の構成員として市職員を派遣し、施設運営等についての確認を行い、情報共有を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	応急手当普及員資格所持者数	10 人	25 人
2	予防接種、結核検診の実施者数	20,831 人	24,000 人

(*34)BSL-4 施設：BSL はバイオセーフティレベル（Bio Safety Level）の略。ウイルスなどの病原体を扱う施設のうち、世界保健機関（WHO）が定めるレベル 4 に属する、エボラウイルスやラッサウイルスなどを取り扱うことができる施設

3 社会保障制度



■ 現状と課題

《国民健康保険》

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として非常に重要な役割を担っています。制度を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年度に行われた国民健康保険制度改革により、国民健康保険の財政運営の責任主体が東京都となり、制度の安定化が図られましたが、国民健康保険被保険者数の減少（図 2－2 参照）及び被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、その事業運営は引き続き厳しい状況にあります。
- 今後、国民健康保険制度を持続可能な制度として安定的に運営していく必要があることから、東京都が策定した「国民健康保険運営方針」で明記されている「国保財政健全化計画」に基づき、適切に国民健康保険税率の見直しに取り組むとともに、有効な収納確保策を実施し、収納率の向上を図る必要があります。
- また、特定健康診査の受診率の向上に資する取組やレセプト（*35）及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、生活習慣病等の早期発見と重症化の予防を図るとともに、医療費の適正化を推進する必要があります。

（各年度 3 月 31 日現在）

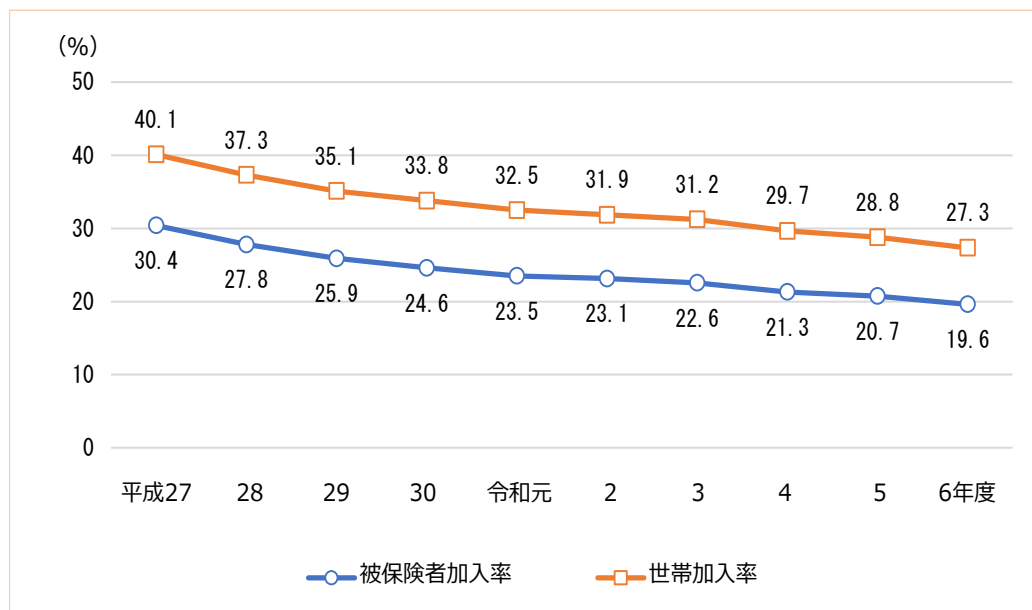


図 2－2 国民健康保険加入者割合の推移

出典 保険年金課資料

《後期高齢者医療制度》

- 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を中心に国民医療費が増大する中、国民皆保険を維持し医療保険を将来にわたり持続可能なものとしていくため、また、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者と現役世代の負担を明確化するため、原則 75 歳以上を対象に平成 20 年度から新たな医療制度として創設されたものであり、都内全ての区市町村が加入している「東京都後期高齢者医療広域連合」によって制度が運営されています。

（*35）レセプト：保険医療機関が 1 か月の診療行為をまとめた診療（調剤）報酬明細書

- 今後も、高齢者の健康づくりや介護予防等の事業と連携しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業に取り組む必要があります。

《国民年金》

- 国民年金の運営は、世代と世代の支え合いという相互扶助を基本としており、その費用は、全ての加入者が保険料を公平に負担することによって賄われています。
- 国民年金加入者について、近年は加入者が減少傾向にあります（図2－3参照）。

国民年金制度は、更なる高齢化の進展が確実な中で、老後の生活の基本的部分を支えるものとして重要な制度であることから、安定した老後を送れるよう、普及啓発や相談業務の実施を図りながら、年金を受けるために必要な資格期間を確保するための支援をする必要があります。

（各年度 3 月 31 日現在）

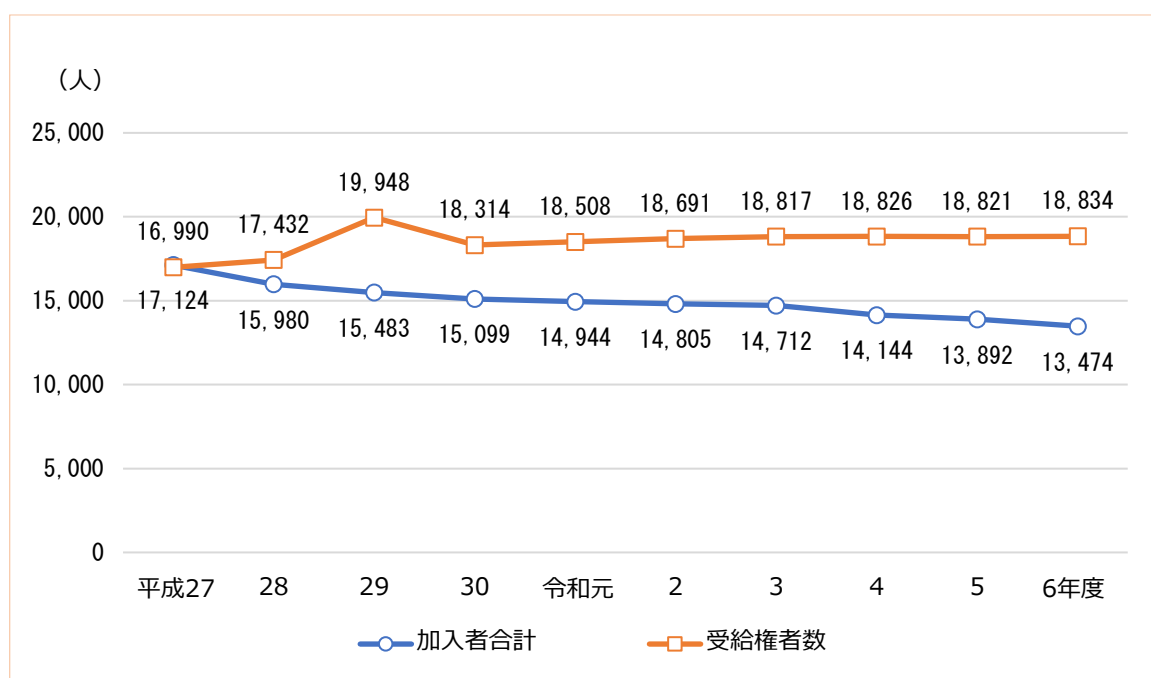
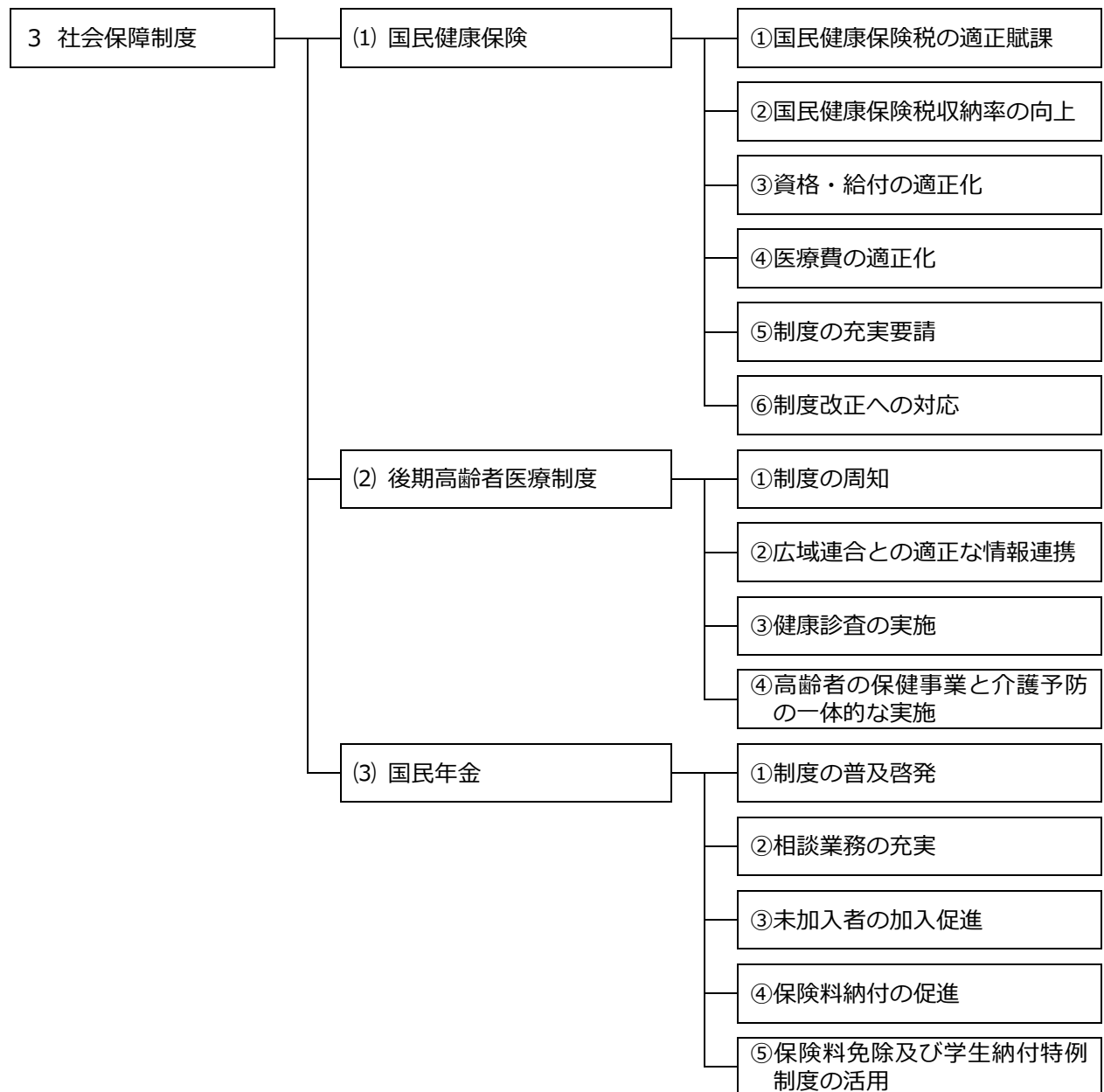


図 2－3 国民年金加入者の推移

出典 保険年金課資料

■ 基本方針

- 国民健康保険制度については、レセプト及び特定健康診査結果データの分析を行い、その健康課題に対応した保健事業を実施することで、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の適正な賦課を図ることにより、国民健康保険事業の財政の健全化に取り組めます。
- 後期高齢者医療制度については、制度に対する理解を図り、健康診査の受診率の向上に努めます。
- 国民年金制度については、制度に対する理解と年金を受けるために必要な資格期間を確保する支援に取り組み、制度の充実を図るため、関係機関との連携を推進します。



(1) 国民健康保険

① 国民健康保険税の適正賦課

- 「国保財政健全化計画」に基づき、計画的に国民健康保険税率の見直しを行います。
- 負担の公平化の観点に基づいた国民健康保険税の適正賦課を図り、財源の確保に努めます。

② 国民健康保険税収納率の向上

- 収納対策の強化の一環として、収納課窓口業務等を民間委託することにより、市民への接遇の向上を図るとともに、徴税吏員でなければならない滞納処分及び納税相談等に専念できる環境を整備します。
- また、文書催告や各種催告システム、業務委託先の知見等を最大限活用し、滞納事案の早期解決に努め、国民健康保険税収入の確保を図ります。
- 口座振替の促進に努めるとともに、マルチペイメントネットワーク(*36)を活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。
- 納税者の利便性向上と業務の効率化を図るため、各種推進事業の実施及び多様化された納付方法の周知徹底を図るとともに、還付金受取口座や口座振替のオンライン申請導入など、収納環境のDX推進について検討を行います。

③ 資格・給付の適正化

- 資格の取得及び喪失時の早期届出を広報紙等により市民に広く周知するほか、オンライン資格確認により、資格及び医療機関からの保険給付費の請求の適正化を図ります。
- レセプト点検において AI 及び RPA を活用し、不正、不当利得及び第三者行為の発見に努めます。

④ 医療費の適正化

- 特定健康診査の受診率等の向上に資する取組や、レセプト及び特定健康診査結果データの分析に基づき、本市の地域特性や被保険者の健康課題を把握し、その健康課題に対応した効果的かつ効率的な保健事業を実施し、生活習慣病等の早期発見や重症化の予防に努めるとともに、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。
- ジェネリック医薬品に関する正しい情報を提供し、先発医薬品からの切替えを促進することでジェネリック医薬品の利用率の向上及び医療費の抑制を図ります。

⑤ 制度の充実要請

- 国や東京都に対して、国民健康保険事業への財政措置の充実等を要請するとともに、子育て世代への国民健康保険税の軽減措置等の更なる充実を図るよう働きかけます。

⑥ 制度改正への対応

- 制度改正の動向を的確に把握し、制度が見直される場合には、市民に混乱が生じることのないよう準備を進め、適切な情報提供を行います。

(*36)マルチペイメントネットワーク：自治体や企業等の収納機関と金融機関を結び、利用者がATMや電話、パソコン等の様々な手段で支払い手続を行うことができるネットワーク

(2) 後期高齢者医療制度

① 制度の周知

- 後期高齢者医療制度について、広報紙等で周知するとともに、相談業務の充実に努めます。

② 広域連合との適正な情報連携

- 後期高齢者医療制度に加入している被保険者に関する情報を適正に管理するため、広域連合との連携を強化します。

③ 健康診査の実施

- 高齢者の健康増進を図るため、健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。
- 疾病の予防推進及び早期発見につなげるため、人間ドック及び脳ドック費用の一部助成を実施します。

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援を行うため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めます。
- ハイリスクアプローチとして糖尿病性腎症等重症化予防事業、ポピュレーションアプローチとして市内お互いさまサロン等の通いの場に出向き、口腔機能向上・低栄養防止事業を実施します。

(3) 国民年金

① 制度の普及啓発

- 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るため、普及啓発に努めます。

② 相談業務の充実

- 国民年金制度への正しい理解を促進し、適正な年金給付が受けられるよう相談業務の充実に努め、日本年金機構との緊密な連携の下、受給権の確保に努めます。

③ 未加入者の加入促進

- 日本年金機構との連携を密にし、年金を受けるために必要な資格期間を確保する支援を促進します。

④ 保険料納付の促進

- 市民の年金受給権確保のため、保険料納付の必要性について、広報活動の強化に努めます。

⑤ 保険料免除及び学生納付特例制度の活用

- 保険料納付困難者の受給権を確保するため、保険料免除制度及び学生納付特例の周知と利用促進に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	国民健康保険被保険者における特定健康診査受診率	49.7%	60.0%
2	国民健康保険被保険者における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用率	86.3%	90.0%
3	国民健康保険税収納率(現年度分＋滞納繰越分)	81.7%	89.2%

第2節 福祉

1 地域福祉



現状と課題

- 近年、少子高齢化、人口減少、核家族化を背景に、人と人とのつながりがより希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなど、地域の福祉課題も複合化・複雑化しています。これらの課題全てに公的な福祉サービスのみで対応することは困難な状況となっています。
- 一方で、事業者をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会（図2－4参照）、自治会やボランティア団体など、福祉向上のために地域を基盤とした活動を行う既存の社会資源や担い手は、当該団体等の加入者の減少や高齢化によって活動の継続が困難になるなどの課題を抱えており、地域の中での住民同士のつながりを再構築するなどし、新たな担い手の創出が喫緊の課題となっています。
- このような状況の中で、市民の地域での暮らしを支えるためには、公的な福祉サービスとして、複合的な課題を抱え支援を必要とする人が、一つの窓口でワンストップで相談できるような環境の整備や、公的機関や制度によらない取組として、地域の多様な主体が自分たちでできる事を考え、共通の目標に向かって課題を解決する仕組みづくりを推進するなど、それぞれが協働する中で課題を解決する力を再構築する地域の在り方が求められています。
- これを受けて、各福祉分野の計画を包括し、横断的に連携を図る役割を担う「地域福祉計画」を策定し各種施策に取り組んでいます。
- また、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する重層的支援体制整備事業の実施に向けた体制整備を進め、令和8年度に重層的支援体制整備事業へ移行する予定です。
- 今後も、懸念されている本格的な人口減少や高齢化の進展や、社会経済情勢の変化の中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、近隣の人々との信頼関係に基づく協力や相互扶助に支えられながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、市民と事業者と市が協働することによって助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく必要があります。

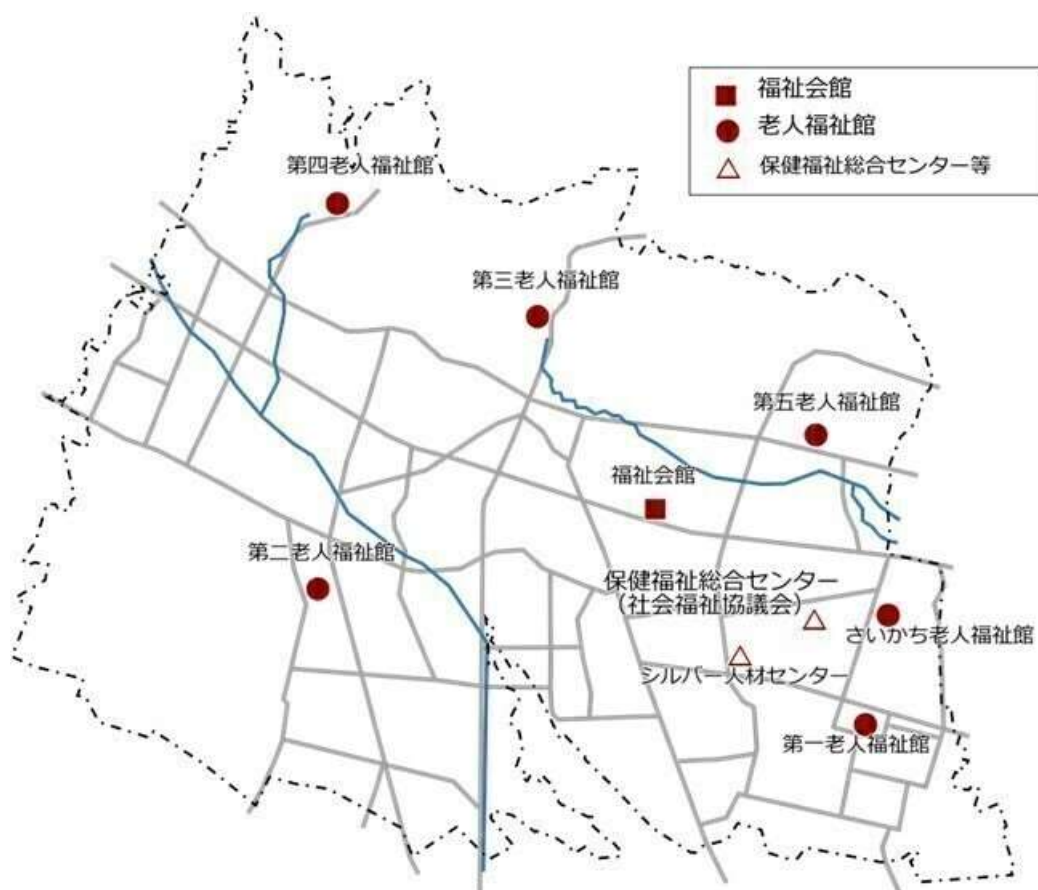


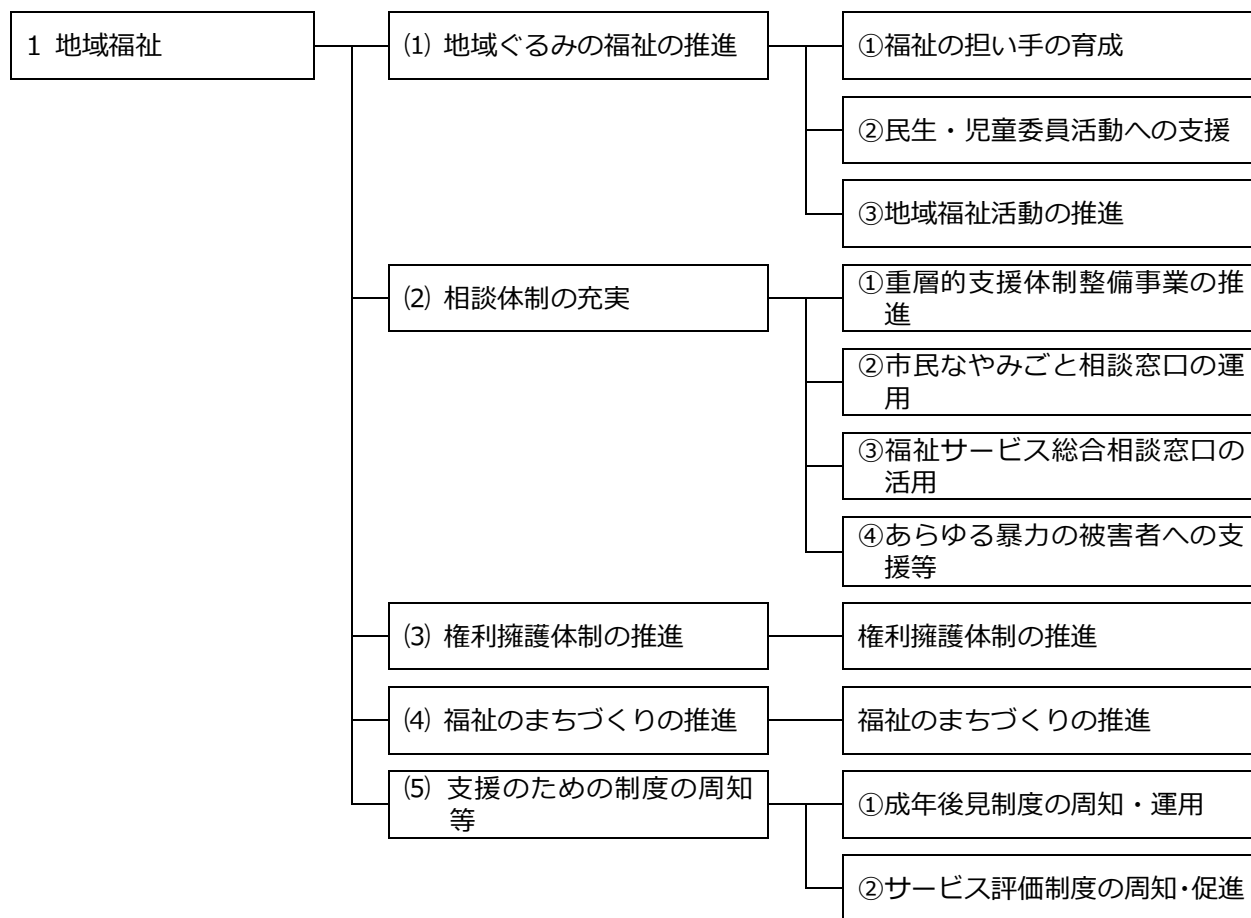
図 2-4 福祉施設位置図

出典 福祉総務課資料

■ 基本方針

- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、全てのの人に必要なサービスを受けてもらえるよう包括的な支援に取り組みます。

施策の体系・内容



(1) 地域ぐるみの福祉の推進 強靱化

① 福祉の担い手の育成

- ボランティア・市民活動センターや地域包括支援センター、社会福祉協議会、各種団体等と連携し、地域のニーズに応じた知識や技術を習得するための機会を設けて、ボランティアの人材育成や資質の向上を図ります。
- 民生・児童委員や福祉関係団体と連携して、地域の実情に沿った福祉活動を行えるよう、環境の整備に努めます。

② 民生・児童委員活動への支援

- 民生・児童委員活動を更に充実させるため、支援の必要な方や地域の実情を把握するために必要な情報の共有に努めます。
- 地域の人口の変化や少子・高齢化に対応した担当区域の見直しを実施したことから、効果検証を図ります。
- 民生・児童委員がスマートフォンを活用し、住民からの相談や事務局との調整等を行うなど民生・児童委員活動のデジタル化を推進します。

③ 地域福祉活動の推進

- 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会との連携により、地域に密着した福祉活動を推進します。

(2) 相談体制の充実

① 重層的支援体制整備事業の推進【新規】

- 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行います。

② 市民なやみごと相談窓口の運用

- 生活困窮者を含めた多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応可能な、市民なやみごと相談窓口において、市民の抱える課題の解決に向けた支援を行い、離職者等には就労支援及び就労準備支援事業によって就労の機会を提供します。
- 生活困窮者支援のための庁内体制の確立及び関係機関とのネットワークの構築を図ります。

③ 福祉サービス総合相談窓口の活用

- 社会福祉協議会内に設置した福祉サービスの利用に関する相談、苦情対応などを行う福祉総合相談窓口の利用の促進を図ります。

④ あらゆる暴力の被害者への支援等

- あらゆる暴力の根絶に向けて、相談窓口等において周知カードやパンフレットを作成・配布するとともに、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な手段や機会を通して、情報の提供と早期相談の促進に努めます。
- 相談や関係窓口で対応する職員が、それぞれの部署の職責に応じて適切な対応ができるよう庁内連携組織を設置し、情報管理を徹底します。
- 子どものいる家庭などでは、直接の暴力行為でなくても心理的虐待となりうることを周知します。

(3) 権利擁護体制の推進

権利擁護体制の推進

- 判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、地域連携ネットワークの中心となる中核機関として、市民後見人の養成や法人後見の実施についてより一層推進していきます。

(4) 福祉のまちづくりの推進 **強靱化**

福祉のまちづくりの推進

- 全ての市民が安全かつ快適に暮らせるよう、利用しやすい住宅の供給・確保や道路、公園等の公共施設の整備・改善に努め、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン(*37)のまちづくりを推進します。

(*37)ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や性別・年齢・能力・障害の有無などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築や設備等のデザイン

(5) 支援のための制度の周知等

① 成年後見制度の周知・運用

- 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行うとともに、申立費用や報酬の助成等の利用支援を行います。

② サービス評価制度の周知・促進

- 福祉サービス事業者の第三者評価制度の周知に努めます。
- 福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	民生委員・児童委員定数の充足率	87.1%	100%

2 子ども・子育て支援



現状と課題

- 核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、子育てに不安や負担を感じる家庭は少なくありません。また、青少年が心豊かに成長するための環境も失われつつあります。子どもは未来の担い手であり、一人の人間として心も体も成長し、豊かな人間関係の中で様々な体験や学習を通して自立していけるよう、地域全体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに取り組んでいくことが求められています。
- 職場や地域において一層の女性の活躍が期待されると同時に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実するための体制づくりや子育て支援の推進が求められています。
- 子どもへの暴力などの痛ましい事件を背景に、児童虐待防止のため関係機関と連携し、支援を受けやすい環境整備の推進が求められています。
- インターネット等の情報技術の発達やスマートフォンの普及等により、有用な情報が簡単に手に入る一方で、有害な情報に触れる機会の増加などによって、青少年が犯罪に関わってしまう例が見られます。青少年の健全育成については、地域や家庭、学校が協働で行っていくことが望まれます。
- 全ての子どもと若者が健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。
- このような状況の中、本市においても令和7年3月に「子ども計画」を策定し、「子ども・若者と子育て家庭への支援」、「健康の確保と増進」、「教育環境の整備」、「子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備」及び「配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援」の5つの基本目標に基づき、子ども・若者と子育て家庭への支援を総合的に推進しています。
- 保育所については、令和7年4月1日現在で13園あり、入所児童数は1,665人、入所待機児童数は18人となっています（図2-5、図2-6、表2-3参照）。
- 幼稚園については、令和7年5月1日現在で私立幼稚園が4園あり、在園児数は529人となっています（図2-5、図2-7参照）。
- 学童クラブについては、令和6年度で13か所に設置しており、定員は710人、令和6年度末現在の入所者数は653人となっています（図2-8、表2-4参照）。
- 放課後子供教室については、令和6年度で35,541人が利用しています（表2-5参照）。
- 今後も子育てや子どもの発達に関する不安・悩みの相談、多様な保育サービスの展開と地域ぐるみの子育て支援、子育てに関する経済的負担の軽減などについて適切に対応する必要があります。
- 子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目のない総合的な支援を行っています。
- 併せて、社会環境の健全化を図りつつ、青少年の健全な育成を支援する体制を整備・充実するために、地域住民や関係機関が連携して健全な青少年の育成に取り組んでいくことが重要です。

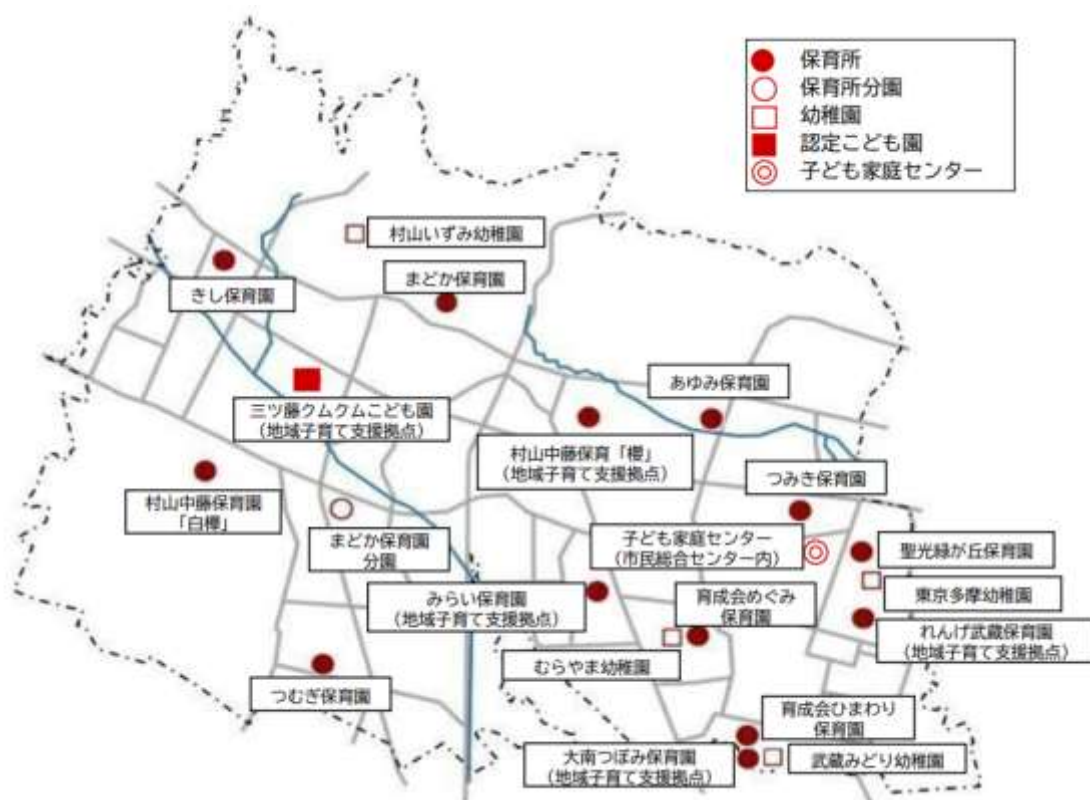


図 2-5 保育所、幼稚園等位置図

出典 子ども育成課資料

(各年 4 月 1 日現在)

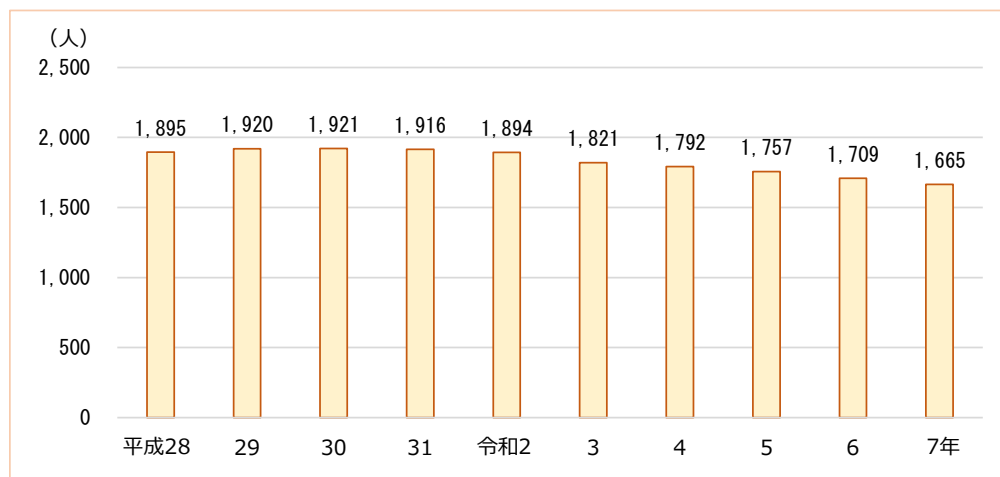


図 2-6 保育所入所児童数の推移

出典 子ども育成課資料

表 2-3 入所待機児童数の推移

(各年 4 月 1 日現在、単位：人)

	令和 3	4	5	6	7 年
入所待機児童数 (旧定義)	37	12	19	21	18

(注)旧定義とは、定員不足などにより、希望の保育所に入所できない児童の人数

出典 子ども育成課資料

(各年 5 月 1 日現在)

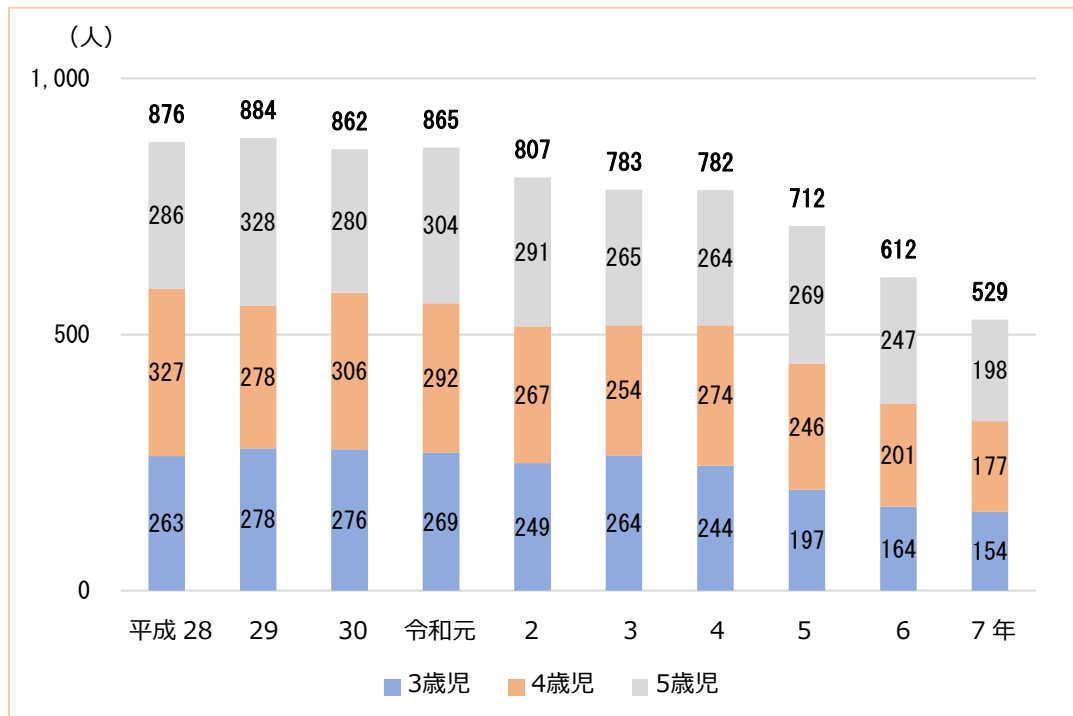


図 2-7 幼稚園在園児数の推移

出典 子ども育成課資料

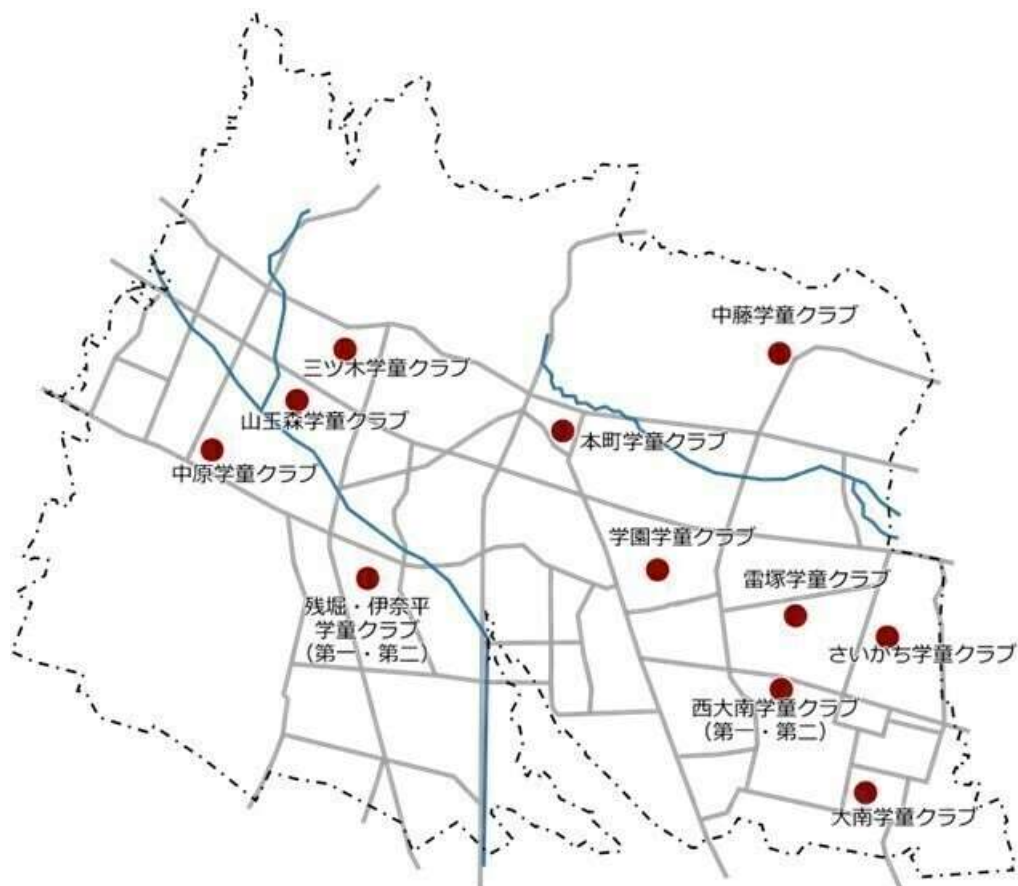


図 2-8 学童クラブ位置図

出典 子ども育成課資料

表2-4 学童クラブの利用状況

(令和6年度実績)

施設名	定員 (人)	年度未入所者数 (人)	支援日数 (日)	1日平均人数 (人)
さいかち学童クラブ	40	25	292	16.3
雷塚学童クラブ	50	47	292	26.7
大南学童クラブ	65	72	292	43.3
山王森学童クラブ	45	23	292	12.7
中藤学童クラブ	70	65	292	44.4
残堀・伊奈平学童クラブ第一	45	39	292	28.8
残堀・伊奈平学童クラブ第二	50	41	292	28.2
三ツ木学童クラブ	60	44	292	24.8
西大南学童クラブ第一	40	21	292	12.3
西大南学童クラブ第二	70	95	292	57.9
中原学童クラブ	60	52	292	34.5
学園学童クラブ	50	56	292	34.1
本町学童クラブ	65	73	292	42.5
合 計	710	653	3,796	406.5

出典 子ども育成課資料

表2-5 放課後子供教室の利用状況

(令和6年度実績)

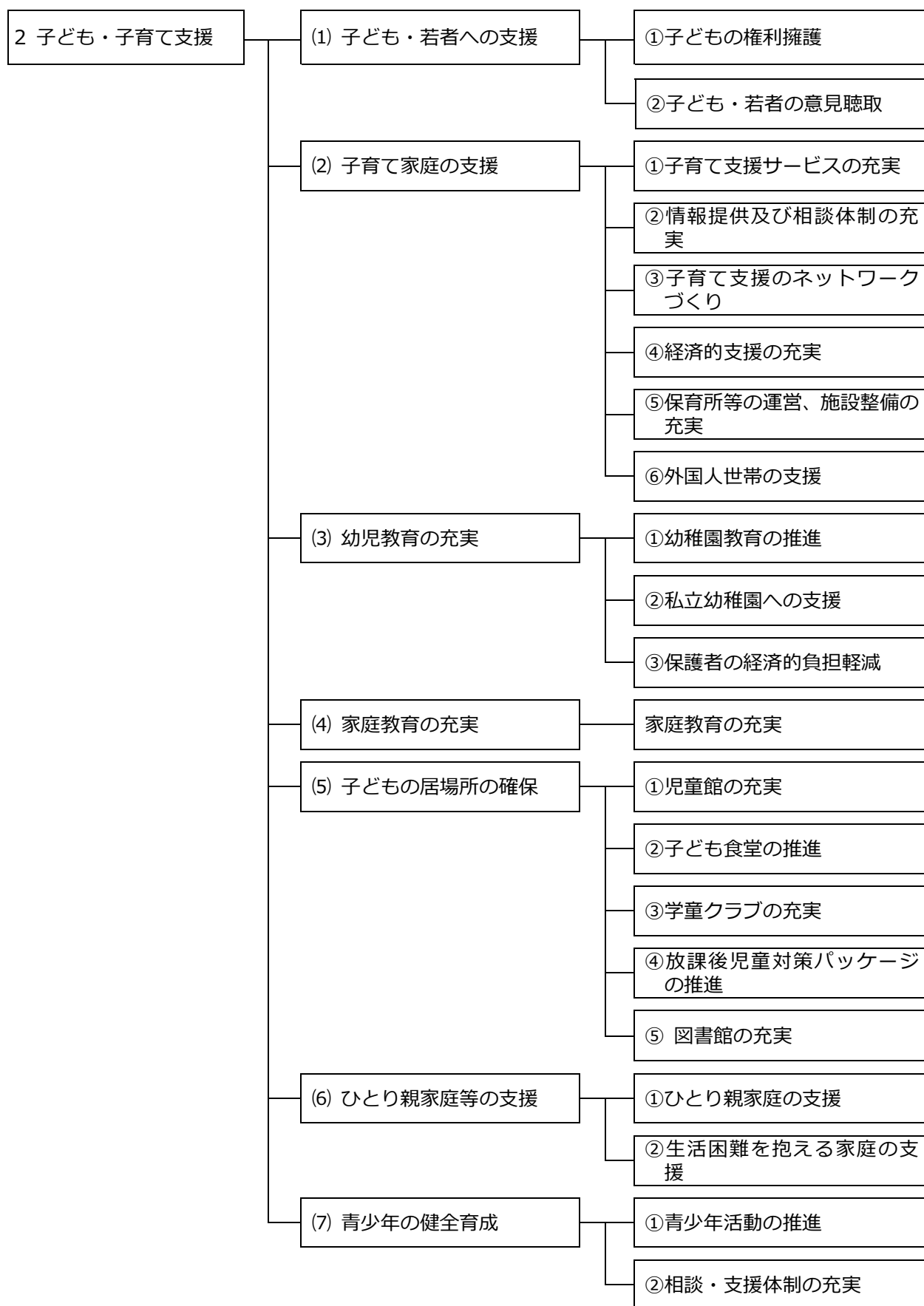
実施場所	延べ利用者数 (人)	実施日数 (日)	1日平均人数 (人)
第一小学校	5,541	186	29.8
第二小学校	4,178	186	22.5
第三小学校	2,175	186	11.7
村山学園	2,205	185	11.9
大南学園	7,110	186	38.2
第八小学校	6,574	185	35.5
第九小学校	3,355	180	18.6
第十小学校	2,049	171	12.0
雷塚小学校	2,354	186	12.7
合 計	35,541	1,651	192.9

出典 文化振興課資料

基本方針

- 保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能を充実するとともに、子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。
- 子ども家庭センターにおいて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関する切れ目のない支援を行います。

■ 施策の体系・内容



(1) 子ども・若者への支援

① 子どもの権利擁護

- こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容について、広報・啓発を行い、全ての子どもと若者が健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進します。

② 子ども・若者の意見聴取【新規】

- これからの本市を担う子ども・若者の意見を施策や事業に反映させるため、子ども・若者の意見聴取を行います。
- 子ども・若者の意見聴取に当たっては、様々な手段により多様な意見を聴くことができるよう、子ども・若者が意見を伝えやすい方法について検討します。

(2) 子育て家庭の支援

① 子育て支援サービスの充実

- 子ども家庭センターにおいて、18歳までの全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を切れ目なく継続的に支援します。
- 全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関するサービスを提供し、気軽に相談できる体制を構築します。
- 就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所の定員枠の拡大、休日保育、延長保育、一時預かり、ベビーシッター利用支援事業など多様な保育サービスの量と質の充実に努めます。
- 障害のある児童の入所を促進するため、各保育所における受入対策を支援するとともに、配慮を要する児童については、相談員が保育所職員等に専門的見地から助言などを行います。
- 子ども家庭センター及び市内5か所の地域子育て支援拠点を活用して各種相談機能を強化し、子育てサークルづくりなどの保護者同士の交流を促進します。
- 仕事と育児の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター(*38)を拠点として子育て支援の充実に努めます。
- 保護者の就労の有無にかかわらず、0～2歳の未就園児が保育施設を利用することができるこども誰でも通園制度や多様な他者との関わりの機会の創出事業を行います。

(*38)ファミリー・サポート・センター：育児の支援を行うサポート会員と育児の支援を受けたいファミリー会員で構成する会員制の活動

② 情報提供及び相談体制の充実

- スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュール等の確認ができ、多言語にも対応した子ども・子育て応援ナビの利用促進を図ります。
- また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの提供等を行います。

③ 子育て支援のネットワークづくり

- 子ども家庭センター、健やかひろば及び地域子育て支援拠点を活用して、乳幼児とその保護者等が気軽に集い、交流を図る場を提供するとともに、子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。

④ 経済的支援の充実

- 国や東京都との連携により、手当の支給や子どもの医療費の助成を推進します。
- 多子世帯や認可外保育施設を利用する保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、保育料の助成を行います。

⑤ 保育所等の運営、施設整備の充実

- 保育の場の選択肢を増やすため、認定こども園や地域型保育の事業者に施設型給付費等の支給を行います。
- 民間保育所における入所児童の処遇向上を図るため、運営費などの助成を行います。
- 社会経済状況の変化、乳幼児数の推移、市民の保育ニーズ等を的確に把握し、待機児童解消等の総合的な視点から保育所の整備に努めるとともに、認証保育所の保育水準の維持向上を図るため、運営費などの助成を行います。
- 保育士を確保するため、保育士の資格取得を支援し、保育従事職員の働きやすい環境の整備に努めます。
- 専門的な知見や豊富な実践経験を有する支援者を配置し、保育の質の向上に努めます。

⑥ 外国人世帯の支援

- 国際化の進展に伴い、外国人世帯に関係する子どもの増加が見込まれることから、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるよう外国語対応等に努めます。

(3) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の推進

- 幼稚園や認定こども園に施設型給付費の支給を行います。
- 教育時間の前後や長期休業期間における幼稚園の園児等の一時預かり事業を実施します。

② 私立幼稚園への支援

- 配慮を要する園児については、相談員が幼稚園職員等に専門的見地から助言などを行います。

③ 保護者の経済的負担軽減

- 私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、補助金の交付を行います。

(4) 家庭教育の充実

家庭教育の充実

- 保護者と子どもの基本的な信頼関係の形成を促進するため、講演会、講座等の家庭教育講座を開催し、家庭教育の支援を行います。
- 家庭・学校・地域の連携を図り幼少期から高齢期までの誰もがいきいきと健やかに暮らせる学習施策を推進します。

(5) 子どもの居場所の確保

① 児童館の充実 **強靱化**

- 子ども同士のふれあいの中から協調性や想像力が育まれるよう、児童館の周知に努め利用拡大を図るとともに、事業内容の充実に取り組みます。
- 主に午前中の利用者が比較的少ない時間帯を利用し、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、居場所づくりと子育て世代の負担軽減等を推進します。
- 中高校生を含めた子どもの居場所づくりの検討・推進を行っていきます。

② 子ども食堂の推進

- 民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援します。

③ 学童クラブの充実

- ICTを活用し登降所管理システムの運用や学校休業日における昼食提供事業を行い、安全・安心に日々の育成支援を充実させるとともに、保護者の負担軽減を図ります。
- 障害のある児童も学童クラブを安心して利用できる環境の構築を図ります。

④ 放課後児童対策パッケージの推進

- 小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実や地域住民との交流活動の促進等に取り組みます。
- また、放課後や長期休業中など学校図書館を活用した子どもたちの居場所づくりを検討します。
- 学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で、同一のプログラムに参加できるよう、学童クラブ及び放課後子供教室の連携型・校内交流型の推進に努めます。
- 「朝の小1の壁」についても、小学校始業前の子どもの居場所をつくるなどの対策を推進します。

⑤ 図書館の充実【新規】 **強靱化**

- 学習スペースの確保など中高校生を含めた子どもの居場所づくりの検討・推進を行っていきます。

(6) ひとり親家庭等の支援

① ひとり親家庭の支援

- 子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりを進めるとともに、児童虐待の発生予防、早期の発見・対策、アフターケア等の支援を実施し、きめ細かな対応に努めます。
- 保護者の疾病時等の家事などを援助するため、ホームヘルプサービスを実施します。

② 生活困難を抱える家庭の支援

- 国や東京都との連携により、児童扶養手当等を支給するとともに、ひとり親家庭等への医療費の助成を行います。
- 併せて、母子・父子福祉資金や女性福祉資金の貸付けを行います。

(7) 青少年の健全育成

① 青少年活動の推進

- 地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区委員会の活動を支援します。
- 青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、国や東京都と連携して広報啓発活動等を実施し、明るい環境づくりに努めます。
- 青少年が自然に親しみながら、主体性を身に付ける場としての屋外体験学習施設の活用にも努めます。

② 相談・支援体制の充実

- 悩みや不安を抱える若者に対する支援体制の充実に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	妊娠届出者に対する面接率	100%	維持
2	認可保育所の入所待機児童数	4人	0人
3	延長保育の実施保育所数	11か所	13か所
4	病児保育の延べ利用人数	411人	500人
5	ひとり親家庭家事育児サポーター事業利用世帯数	3世帯	10世帯
6	子ども食堂の実施箇所数	10か所	14か所
7	ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用件数	154件	500件
8	家事育児サポーター事業利用世帯数	7世帯	10世帯
9	健やかひろば利用者数	2,768人	2,900人
10	学童クラブ保留児数	0人	維持
11	学童クラブと放課後子供教室の連携型プログラム実施回数	6回	9回

3 高齢者福祉



現状と課題

- 本市の高齢化率は上昇傾向にあり、今後、更に上昇することが見込まれます(図2-9参照)。
- 核家族化についても進展しており、中でも高齢者の一人暮らし世帯や、二人以上の高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。本市では、高齢者のいる世帯のうち、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯が5割を超えています。
- 令和7年3月末現在の要支援・要介護認定者(図2-10参照)は3,496人で、介護給付サービスの利用者(要介護1~5)は2,458人、予防給付サービスの利用者(要支援1,2)は1,038人となっています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者や高齢者の生活支援の需要の増加が予想される中、在宅の高齢者を抱える家庭の負担は、今後更に増加することが見込まれ、増加傾向にある介護需要に対応するため、事業者による介護人材の確保に向けた取組の支援を強化する必要があります。
- このような状況を踏まえ、高齢者が要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないような様々な介護予防事業を推進しています。
- 今後も、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、市と地域包括支援センターが中心となり、地域や行政による医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進が求められています。
- 高齢化率の更なる上昇が見込まれている中、高齢者が健康を維持し、生きがいを持って暮らせるような取組が求められています。

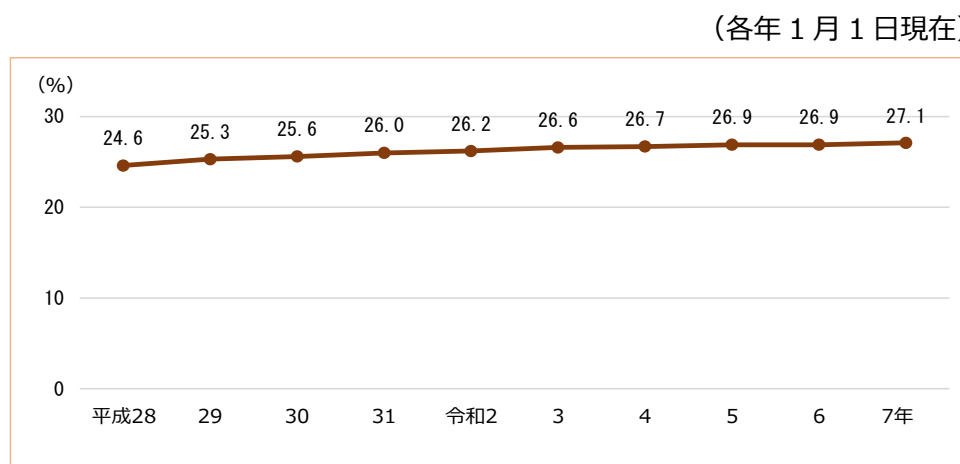


図2-9 高齢者(65歳以上)人口比率の推移

出典 高齢福祉課資料

(各年3月31日現在)

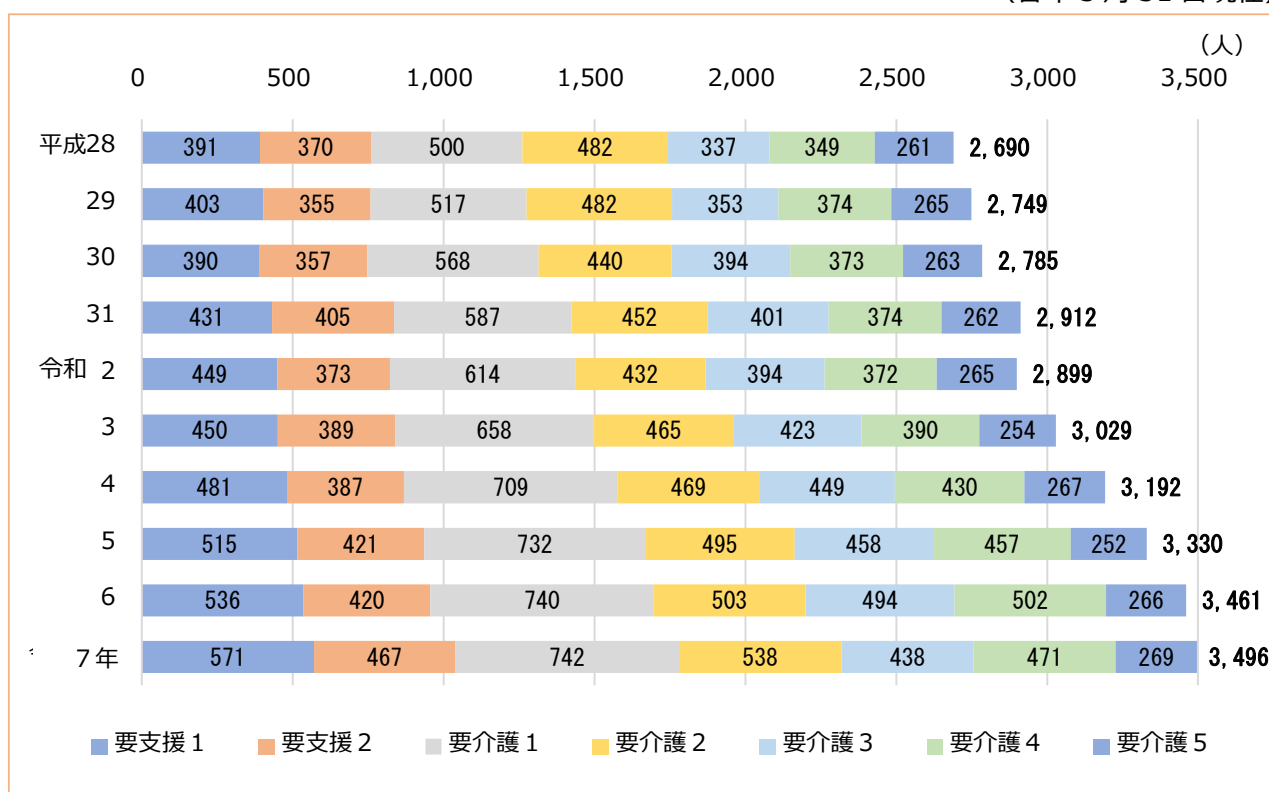


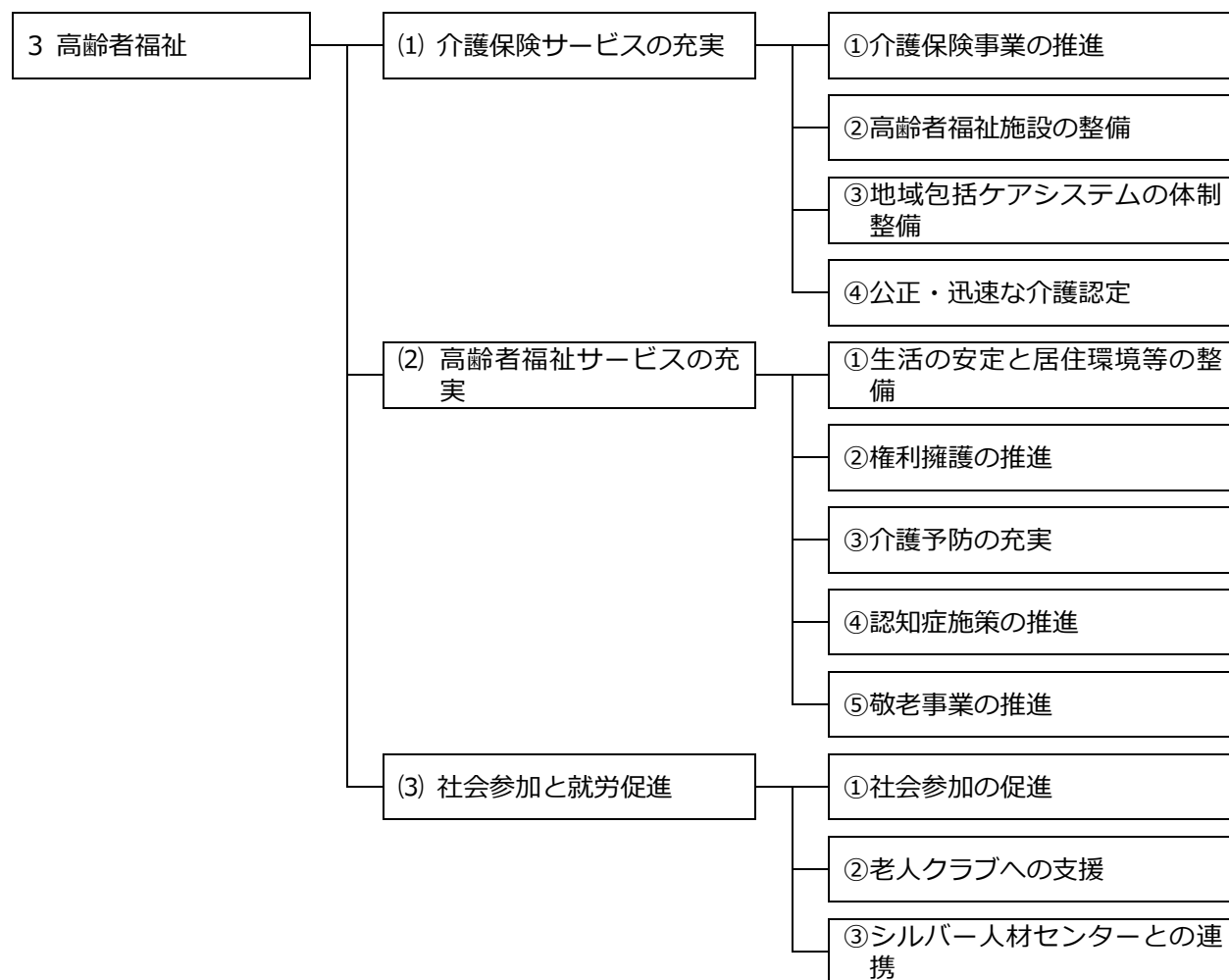
図 2-10 要介護認定者数の推移

出典 高齢福祉課資料

基本方針

- 高齢化の進展を踏まえ、在宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防などを推進するほか、様々な形での社会参加の機会を充実します。

施策の体系・内容



(1) 介護保険サービスの充実

① 介護保険事業の推進

- 全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしく豊かな生活を送れるよう、相談窓口の整備や在宅等での生活の支援に努めます。
- 地域における医療・介護の関係機関が連携し、在宅医療・介護サービスを一体的に提供していきます。
- 介護サービス利用者の増加に対応できるよう介護人材の確保にも努めます。

② 高齢者福祉施設の整備

- 在宅での介護が困難な高齢者が、身近な施設を利用できるよう特別養護老人ホーム等の入居希望者の状況把握に努めるとともに、民間活力を導入しながら、老人福祉施設の整備を促進します。
- 社会的援護を必要とする高齢者の増加に伴い、可能な限り住み慣れた自宅や地域の中で生活ができるよう地域密着型サービスの充実を図ります。

③ 地域包括ケアシステムの体制整備

- 高齢者が住み慣れた地域での生活を持続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域住民等の連携強化を図ります。
- 生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターと連携し、地域ニーズの把握や既存資源を活用したサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。

④ 公正・迅速な介護認定

- 介護認定審査会委員や認定調査員の研修等により適切な人材を確保し、合議体ごとの審査判定の平準化を図るとともに、認定審査会を効率的かつ適正に運営し、公正・迅速な判定が行われるよう努めます。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

① 生活の安定と居住環境等の整備 **強靱化**

- 高齢者の積極的な地域活動等への参加を促進するため、高齢者の特性に配慮した道路、公園、公共施設の改善・整備を促進します。
- 生活援助員による生活相談や安否確認、一時家事援助、緊急時の対応などの日常生活援助サービスを備えた、高齢者向け賃貸住宅（シルバーピア）の適正な運営に努めます。

② 権利擁護の推進

- 認知症の高齢者、要支援・要介護者等が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知及び利用促進を図ります。

③ 介護予防の充実

- 高齢者が抱える閉じこもりや鬱、孤立感等の解消に資する様々な介護予防事業を推進し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう努めます。

④ 認知症施策の推進【新規】

- 認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、本人・家族に対する理解を深め、地域での支え合いの体制づくりを推進します。
- 高齢者が、認知症や認知機能の障害に早く気づき、早期に診断や支援を受けることができる体制の整備を推進します。
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会を実現するため、認知症の人や家族の視点を重視しながら、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

⑤ 敬老事業の推進

- 敬老会の開催や長寿の祝贈呈等を通して、敬老事業を推進します。

(3) 社会参加と就労促進

① 社会参加の促進 **強靱化**

- 高齢者が地域社会の中で経験と知識をいかし、生きがいをもって社会参加できるよう、地域において世代間交流等の多様な交流の場・機会づくりの推進に努めます。
- 地域の身近な通いの場であるお互いさまサロンや、福社会館、老人福祉館等を拠点として、学習、娯楽、交流の促進と市民講座や講習会等を開催し、高齢者のふれあいの場の充実を図ります。
- 高齢者のふれあいの場を確保するため、福社会館や老人福祉館の適切な管理及び整備に努めます。
- ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある暮らしづくりに努めます。

② 老人クラブへの支援

- 高齢者が相互に交流を深めながら社会参加や自己実現、健康づくりなどを図ることができるよう、老人クラブ活動を支援し、活動の活性化を促進します。

③ シルバー人材センターとの連携

- 高齢者の働く拠点として、シルバーワークプラザを活用し、就労分野の拡大を図るなど、シルバー人材センターと連携し活動の充実に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	お互いさまリーダー(*39)の養成数	225 人	330 人

(*39)お互いさまリーダー：お互いさまサロンの運営や手伝いをする方のこと（「お互いさまリーダー」養成講座の受講が必要）

4 障害者福祉



現状と課題

- 本市における身体障害者手帳の所持者は、令和6年10月1日現在で、2,237人となっており、令和2年度から136人減少しています。障害別では肢体不自由が1,034人と最も多く、障害程度別では1級が36.6%、続いて4級が23.2%を占めています。知的障害者（愛の手帳所持者）は672人で、令和2年度から83人増加しており、障害程度では4度が最も多く58.2%を占めています。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は833人で、令和2年度から192人増加しており、障害程度では2級が最も多く52.2%を占めています（表2-6、図2-11参照）。
- 近年、障害者福祉を取り巻く法制度の改正や社会情勢の変化、それに伴う障害のある人のニーズが大きく変化しています。
- 平成25年に障害者総合支援法が施行され、その基本理念に基づき、障害のある人に対する支援や福祉サービスの提供体制の確保などの障害者施策の充実が図られ、サービス費用が増大しています。また、平成28年の一部改正では、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」・「就労」・「相談」の一層の充実を図ることが示されています。
- 平成28年には障害者差別解消法が施行され、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域社会を目指すため、より一層、障害者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることが示されています。また、令和3年の一部改正では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人と事業者等が対話を重ねて相互に理解するとともに、社会的なバリアを取り除くための対応を共に検討していくことの重要性が示されています。
- 今後も、障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりや支え合い、ともに生きるまちづくりの実現を目指して、更なる施策の充実を図る必要があります。

表2-6 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）（各年10月1日現在、単位：人）

年次	身体障害者 合計	肢体 不自由	視覚障害	音声等 障害	聴覚等 障害	内部 障害	知的障害者 合計	精神障害者 合計
令和2	2,373	1,253	150	25	228	717	589	641
3	2,297	1,105	157	26	234	775	615	667
4	2,292	1,090	152	25	233	792	625	715
5	2,272	1,067	147	24	243	791	647	737
6年	2,237	1,034	142	22	233	806	672	833

出典 障害福祉課資料

(令和6年10月1日現在)

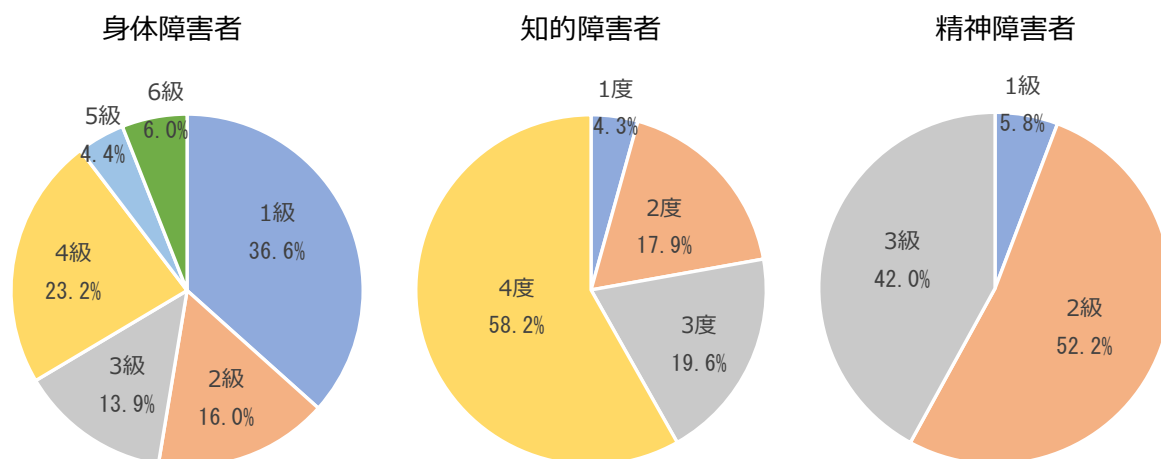


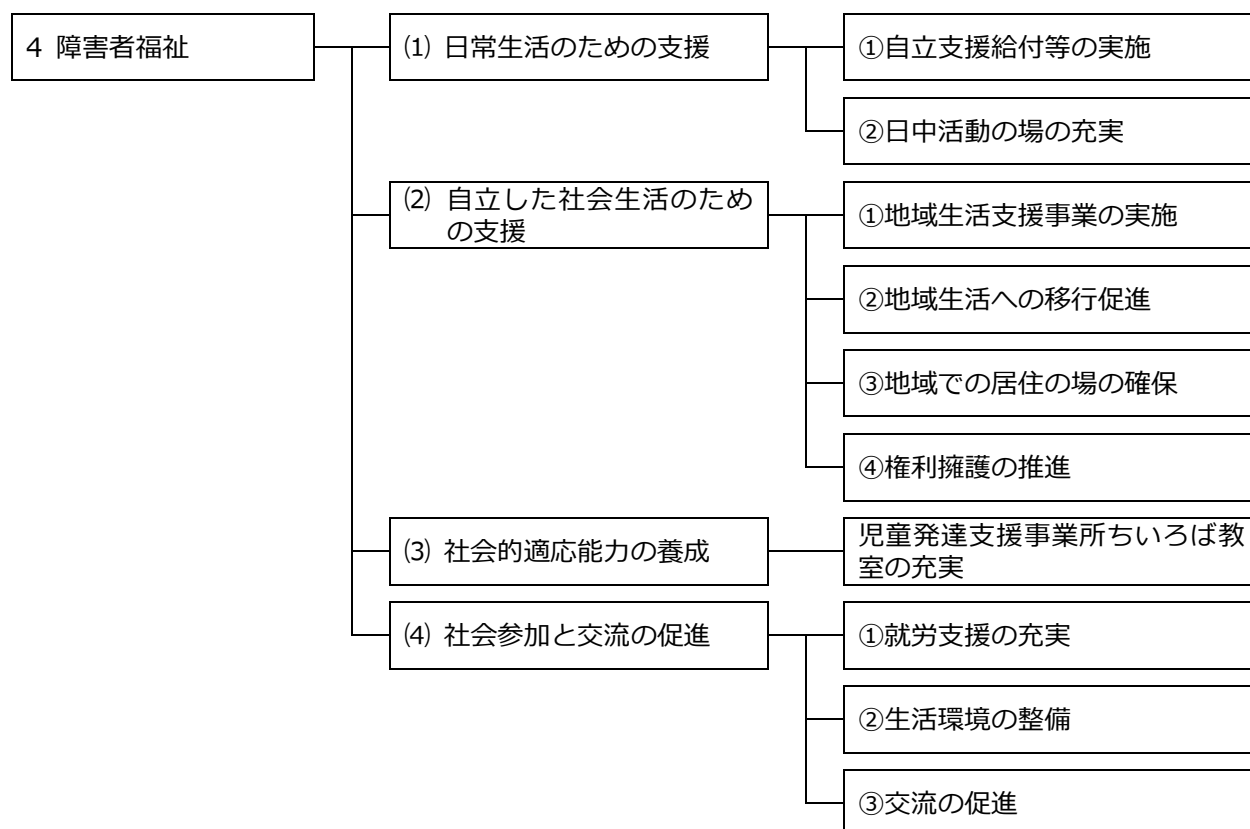
図2-11 障害者(児)程度割合

出典 障害福祉課資料

基本方針

- 障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 日常生活のための支援

① 自立支援給付等の実施

- 在宅での支援が必要な人に対しては、その生活がより充実したものとなるよう、ヘルパーによる居宅介護や短期入所等のサービス受給のための支援に努めます。
- 施設での支援が必要な人に対しては、障害種別や程度に応じた通所、入所支援のほか、地域生活において安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携を図りつつグループホームの利用支援に努めます。
- 就労、自立を希望する人に対しては、訓練等給付のほか、障害者就労支援センターを通じての支援に努めます。

② 日中活動の場の充実

- 障害のある人に対して、日中活動が可能な場を提供するため、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型などの訓練等給付費の支給、支援を行います。

(2) 自立した社会生活のための支援

① 地域生活支援事業の実施

- 障害のある人が、地域において自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターの利用、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域生活において必要なサービスの充実に努めます。

② 地域生活への移行促進

- 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設入所者や退院可能とされる精神障害者に対して、グループホームの入所支援等、地域生活への移行促進に努めます。

③ 地域での居住の場の確保

- 障害のある人の生活援助を行う、身体障害者、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、地域で安心して暮らせる場所として確保に努めます。

④ 権利擁護の推進

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。
- 地域のネットワークや相談体制強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができるよう、必要となる制度の周知に努め、障害者への差別解消や障害特性の理解促進を図ります。

(3) 社会的適応能力の養成**児童発達支援事業所ちいば教室の充実**

- 児童福祉法に基づく事業運営に取り組みます。
- サービスの提供に当たっては個別支援計画を作成し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適応できるよう適切な児童発達支援等の充実に努めます。

(4) 社会参加と交流の促進**① 就労支援の充実**

- 障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、安定して働き続けることができるように就労面と生活面の支援を行い、自立と社会参加の促進に努めます。
- 障害のある人が収入を増加することができるよう、施策の検討を進めます。

② 生活環境の整備**強靱化**

- 障害のある人の特性に配慮した道路、公園、公共的な建物や民間施設の改善・整備を促進し、障害のある人の社会参加に向けた環境等の整備に努めます。

③ 交流の促進

- 市や地域の行事をはじめ、障害のある人を対象としたスポーツ教室や特別支援学校と市内小・中学校の交流等を通じ、障害のある人もない人も、社会の一員として相互に尊重し支え合いながら、ともに生活していくことができる地域社会づくりを目指します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	地域生活移行者数	1 人	8 人
2	一般就労移行者数	22 人	55 人
3	就労移行支援利用者数	25 人	32 人

5 生活支援



現状と課題

- 生活保護制度は、昭和 25 年に施行されて以来の大改正が平成 26 年に行われ、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えは維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳格な対処、医療扶助の適正化などの内容について改正がされています。
- また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度が始まり、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化が図られています。
- さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、東京都は「東京都子供・子育て支援総合計画（第 2 期）」を策定しました。
- 本市における生活保護の状況について、被保護世帯は増加傾向にあるものの、被保護人員は平成 30 年をピークに減少傾向が見られます（図 2-12 参照）。しかしながら、物価高騰などの社会情勢を背景に、今後、生活に困窮する方が増加するおそれがあります。
- 一方、生活保護受給者及び生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労、病気、住まいや債務に係る問題など多岐にわたり、複雑かつ多様化しています。
- このような状況の中、本市では市民が抱える複合的な課題に対し、円滑な対応と相談者の負担軽減を図るため、ワンストップ型の相談窓口として市民なやみごと相談窓口を設置し、相談体制の充実や離職者等に対する就労支援に取り組んでいます。
- 今後も、国や社会経済情勢の動きを注視し、関係機関との連携により、生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けた更なる支援体制を充実させるとともに、令和 7 年に策定した「子ども計画」に基づき、支援が必要な子どもたちが取り残されないよう努める必要があります。

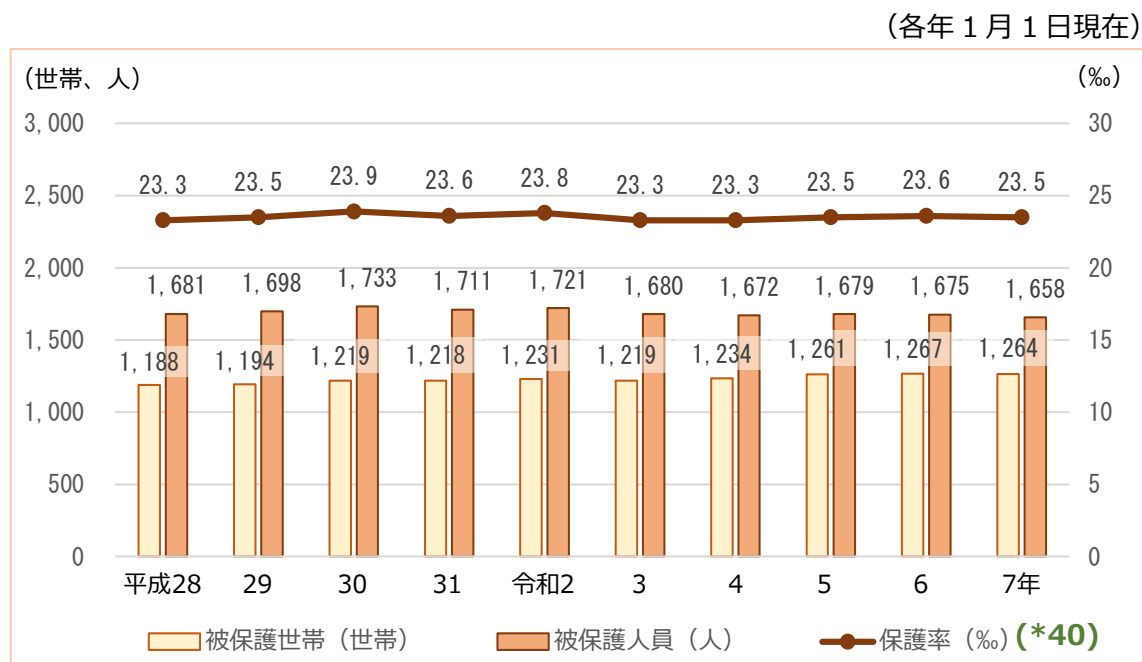


図 2-12 生活保護の推移

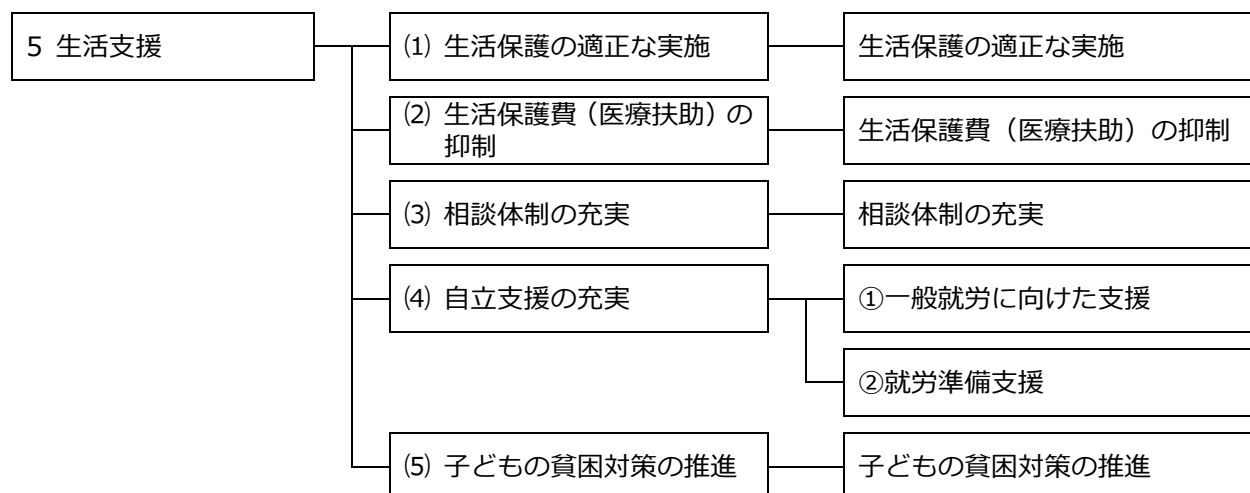
出典 生活福祉課資料

(※40)% (パーミル) : 全体の 1000 分の 1 を示す単位のこと。

基本方針

- 生活保護受給者及び生活困窮者が相談しやすく、支援を受けやすい体制の更なる充実を図り、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、生活支援、教育支援、経済支援等の各種支援を必要とする全ての子どもに届くよう総合的に取り組みます。

施策の体系・内容



(1) 生活保護の適正な実施

生活保護の適正な実施

- 生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、適正な保護の実施と不正受給の防止等を図るため、ケースワーカーによる戸別訪問及び日常生活支援を更に充実します。

(2) 生活保護費（医療扶助）の抑制

生活保護費（医療扶助）の抑制

- 後発医薬品の使用促進や被保護者健康管理支援事業の実施等により、生活保護費に占める医療扶助の抑制を図ります。

(3) 相談体制の充実

相談体制の充実

- 生活保護受給者及び生活困窮者の様々な相談に対して、問題解決の支援を図ります。

(4) 自立支援の充実

① 一般就労に向けた支援

- 生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援するため、稼働年齢層にある人の能力や就労阻害要因等の状況を把握し、就労が可能な人に対しては、就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携しながら就労の支援・促進に努めます。

② 就労準備支援

- 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているといった様々な理由により、直ちに就労することが困難な生活保護受給者及び生活困窮者を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成について、計画的かつ一貫した支援を行います。

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策の推進

- 子育てや教育に関する経済的な支援を引き続き実施するとともに、生活が困難な状況にある世帯や生活保護受給世帯の自立に向けて、就労支援などの適切な支援に取り組みます。
- 子どもに関わる貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど多様かつ複雑な相談に対し、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見に努め、必要な支援につなげていきます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	就労支援を受けた生活保護受給者の就労件数	55 件	68 件

第3節 暮らし

1 消費生活



現状と課題

- 近年、デジタル化や高齢化、国際化はますます進展し、消費者を取り巻く環境は、大きく変化しています。
- 特に、オンライン取引の増加やAI技術の利活用といったデジタル化の進展は、消費者の利便性の向上につながる一方で、消費者にとって不利益で不公正な取引につながる可能性があることが示されています。
- そのため、消費者相談の実施や消費者講座の開催等を通じて、情報提供や被害防止に向けた啓発を充実する必要があります（表2-7参照）。

表2-7 消費生活相談の実施内容

（令和7年4月1日現在）

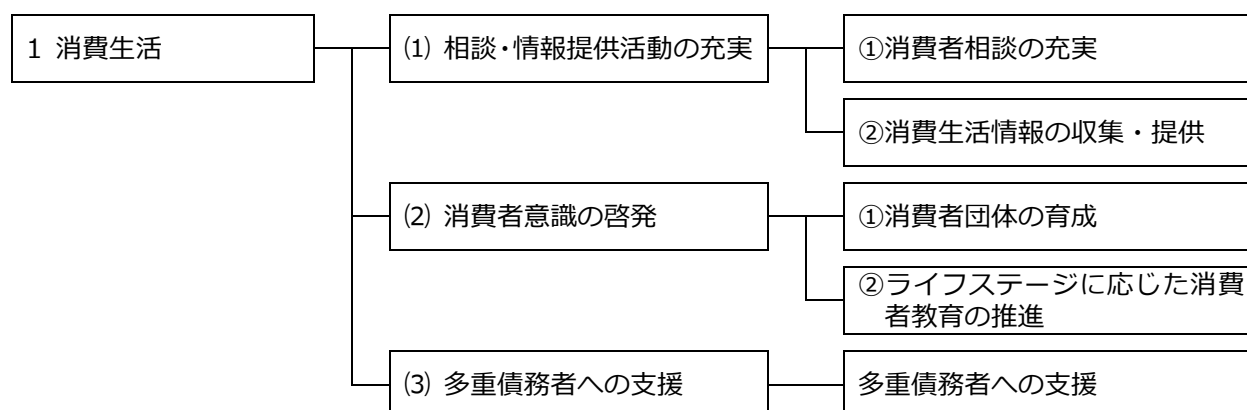
相談名	実施回数	相談員	対象	内容
消費生活相談	週5回 (月・水・木・金曜日は市役所1階、火曜日は緑が丘出張所)	消費生活専門相談員・消費生活相談員・消費生活コンサルタント	市内在住・在勤・在学の方	訪問販売、通信販売、不正な請求、購入製品の欠陥による事故等、消費生活全般に関する相談

出典 協働推進課資料

基本方針

- 市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう積極的な情報提供や相談体制の充実、詐欺などの被害防止に向けた啓発等の取組を推進するとともに、多重債務等の消費に係る問題を抱えた方への支援に努めます。

施策の体系・内容



(1) 相談・情報提供活動の充実

① 消費者相談の充実

- 個人のプライバシーに配慮しながら、国民生活センターや東京都消費生活総合センター等の関係機関との連携を強化し、市民の多種多様な相談に対応できるよう、消費者相談の充実を図ります。

② 消費生活情報の収集・提供

- 商品・サービスの質や販売方法など、消費生活情報の収集・提供の強化に努めます。

(2) 消費者意識の啓発

① 消費者団体の育成

- 消費者団体の活動をより充実するため、多様な消費者団体の組織化や活動の支援を行い、消費者自身が主体的に活動できる場を提供します。

② ライフステージに応じた消費者教育の推進

- 対象者の年齢や特性に応じて消費者講座を開催するなど、ライフステージに応じた消費者教育の推進に努めます。
- 特に、若者や高齢者の消費者被害を防止するため、地域と連携して見守り活動などを実施します。

(3) 多重債務者への支援

多重債務者への支援

- 関係機関と連携し、生活困難な状況にある多重債務者に対する相談等を実施します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	消費者講座の実施回数	2回	3回

2 雇用



現状と課題

- 国内経済は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されて以降、経済の自律的な循環メカニズムが整い、緩やかな回復基調を取り戻しており、雇用を取り巻く環境として、人手不足感の高まりが見て取れるものの、完全失業率は低位で推移している状況です（図2-13 参照）。
- 一方で、就職者全体に占める非正規雇用者の割合の高止まりや、求人と求職ニーズの不一致による雇用のミスマッチが生じているなどの課題もあります。
- 本市においても、雇用機会の拡大を図るための企業誘致の推進や、就労を希望する全ての人に対して、雇用機会の確保や必要な知識や技術の習得、求職活動の支援の充実に取り組む必要があります。

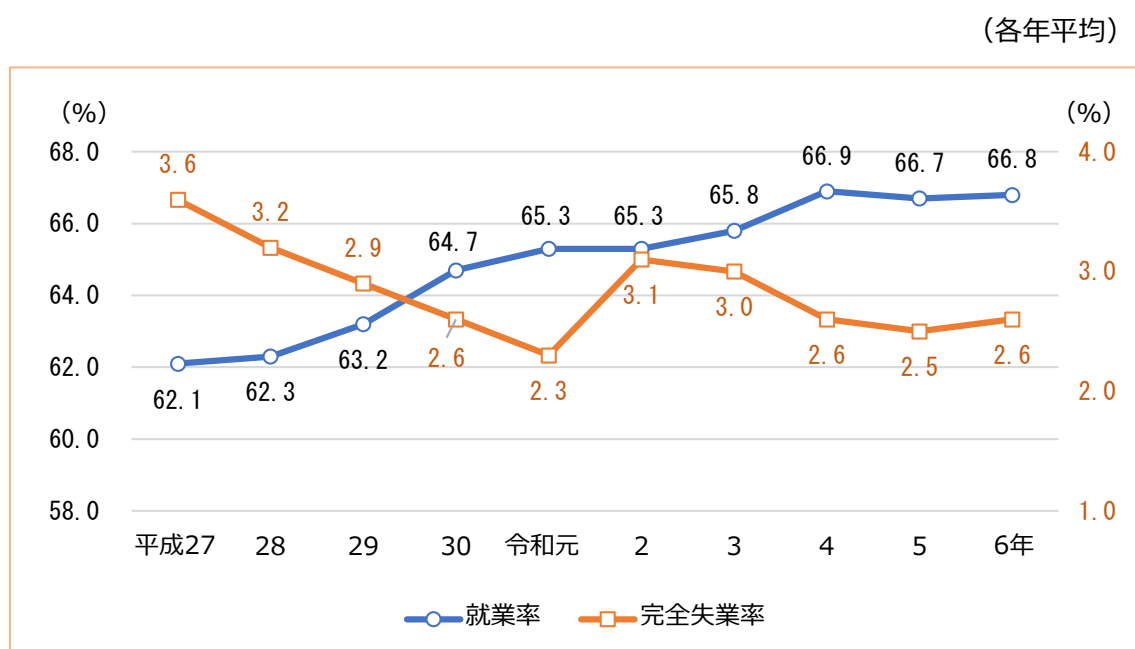


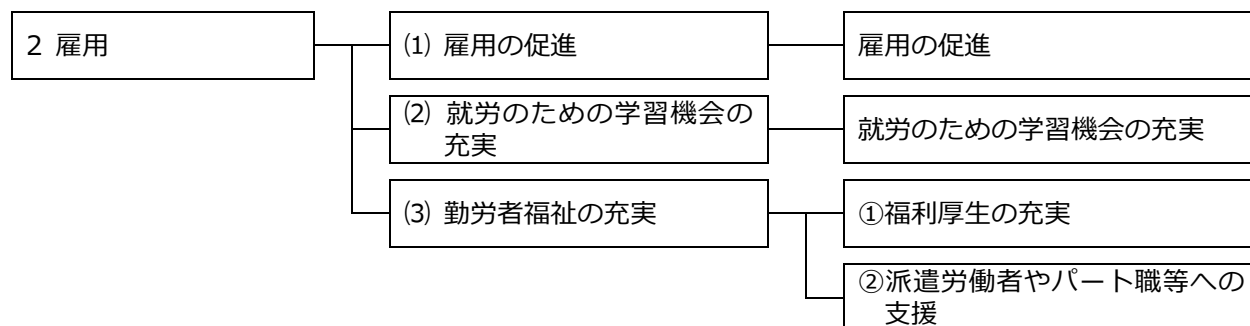
図2-13 東京都の就業率・完全失業率の推移

出典：東京都総務局資料

基本方針

- 一人一人の状況に応じた雇用を確保するため、雇用機会の拡充、就労支援事業等による就労に必要な知識、技術習得の促進及び求職活動の支援等に努めるとともに、企業に対しては安心して働ける労働環境づくりや勤労者福祉の充実に要請していきます。

施策の体系・内容



(1) 雇用の促進

雇用の促進

- ハローワーク等と連携した求人情報の提供や相談会などの開催により、雇用の促進を図ります。
- 雇用の確保に向けて、企業誘致条例に基づく企業の誘致に努めます。
- 高齢者や障害のある人の雇用拡大のための支援を行います。

(2) 就労のための学習機会の充実

就労のための学習機会の充実

- 職業訓練機関等との連携により求職者の知識や技術の習得を促進し、就労機会の拡大を支援するとともに、多様化する雇用環境に関する情報の提供や労働制度の周知に努めます。
- 女性一人一人が希望する働き方で職業を選択できるよう、講座や相談を実施します。

(3) 勤労者福祉の充実

① 福利厚生 of 充実

- 中小企業の従業員への福利厚生 of 充実を図るため、中小企業退職金共済制度等の周知と利用促進に努めます。
- 民間の福利厚生施設と公的施設との相互利用について検討し、余暇活動 of 充実と健康増進を図ります。

② 派遣労働者やパート職等への支援

- 正社員・職員以外の派遣労働者やパートやアルバイト職で働く市民の雇用環境 of 充実、待遇改善及び安定雇用へ向けて、関係機関とともに企業などへの啓発活動に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	女性の活躍支援講座及び相談会参加者数	52 人	60 人
2	関係機関と連携した雇用促進事業数	5 回	維持

第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

- 1 災害対策
- 2 消防体制
- 3 交通安全
- 4 防犯対策

第2節 都市基盤

- 1 都市づくり
- 2 道路
- 3 住宅・宅地
- 4 下水道
- 5 廃棄物処理とリサイクル

第3節 地域交通

- 1 多摩都市モノレール
- 2 地域交通

本章の概要

発生が懸念される首都直下地震をはじめとした大地震や、気候変動等が影響し近年多発している台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害の軽減を図るとともに、災害対応の体制の充実に努めます。

また、市民が安心して住み続けることができるよう、都市基盤に関わる取組を推進し、生活環境が整備された安全で快適なまちづくりを進めていきます。

第1節 安全・安心

1 災害対策

災害の予防や、災害発生後の応急復旧及び復興等に取り組みます。

3 交通安全

交通安全意識の高揚と、安全な交通環境づくりに努めます。

2 消防体制

防火知識・思想の普及や広報活動を推進し、火災の未然防止に努めます。また、消防団の活動環境の整備や処遇・装備の改善に取り組み、消防体制の充実に努めます。

4 防犯対策

犯罪防止に係る知識や取組について普及啓発するとともに、防犯環境の整備を推進します。

第2節 都市基盤

1 都市づくり

新駅を中心とした拠点の形成を図るとともに自然環境との調和を図りながら、良好な市街地環境の形成を図ります。

4 下水道

健全な公共下水道の維持管理に努めるとともに、雨水管きよを計画的に整備します。

2 道路

幹線道路や生活道路の整備を進めるとともに、道路環境の維持管理にも努めます。

5 廃棄物処理とリサイクル

ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

3 住宅・宅地

災害に強い良好な住環境や住まいの確保に努めるとともに、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。また、空き家対策に向けた取組も推進します。

第3節 地域交通

1 多摩都市モノレール

多摩都市モノレールの延伸に向けて、沿線のまちづくりに取り組むとともに、様々な促進活動を行います。

2 地域交通

多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を推進するとともに、市内循環バス及び乗合タクシーについて、効果的な運行に努めます。

第1節 安全・安心

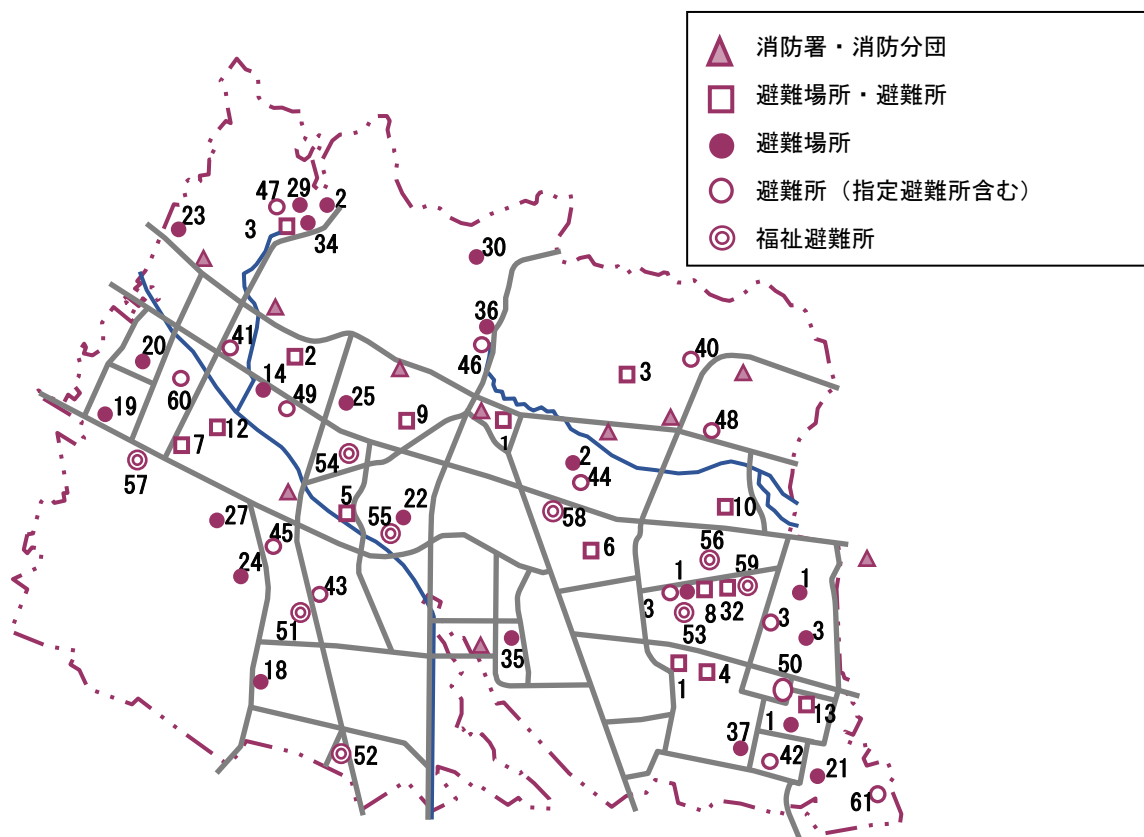
1 災害対策



現状と課題

- 近年、全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害が毎年のように見られています。また、気候変動の影響により、これらの自然災害は更に頻発化・激甚化していることから、被害を最小限に抑えるための防災対策が求められています。
- 本市においても、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安心して地域に暮らし続けられるよう、災害の予防、災害発生後の応急復旧及び復興等に資する取組を行うなど、災害に備えたまちづくりが求められます。
- 本市では、災害対策の基本方針として「地域防災計画」を定めており、必要に応じて修正を行っています。令和7年度には、近年の実災害の課題や教訓等を踏まえるとともに、関係法令や国・東京都などの計画との整合を図り、より実効性のある計画とするための修正を行いました。
- 市内には避難場所が37か所、避難所が28か所、福祉避難所(*41)が9か所あります(図3-1、表3-1参照)。さらに、自主防災組織として、自治会を母体とする33団体、5,475世帯が組織化を図り、活動している状況にあります(表3-2参照)。
- 災害の予防については、木造住宅やブロック塀について、耐震診断や改修費用の補助等を行っています。今後も、災害時に最小の被害で抑えられるよう、災害の予防に向けた取組を継続して検討・実施していく必要があります。
- 災害発生後の応急復旧及び復興については、ボランティアの受入れやマッチング等の訓練を関係機関や市民の参加者と共に実施するなど、災害ボランティアセンター運営体制整備事業等を行っています。
- 令和7年4月1日から稼働を開始した防災食育センターでは、災害時にライフラインが遮断された場合でも、応急給食が実施できる機能が維持されているほか、災害時の避難生活者を約1万人と想定し、1日2食の応急給食を3日間実施できる食材等を備蓄しています。
- 今後も、災害後に迅速で適切な対応ができるよう、防災DXなどにより、効率化・高度化した仕組みづくりをしていく必要があります。

(*41)福祉避難所：高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者で、在宅避難又は一般の避難所における生活が困難な方々に対し、医療や介護などの必要なサービスを提供するために開設する避難所。市内には3か所の「指定福祉避難所」、6か所の「協定による福祉避難所」がある。



（注）図中に記載の番号は表 3 - 1 避難場所・避難所一覧のNo.

図 3-1 消防施設等位置図

出典 防災安全課資料

（注）図 3-1 及び次ページ掲載の表 3-1 については概要を記載しています。最寄りの避難場所・避難所の位置や利用方法を確認する際などは、市で配布している最新の防災マップ・ハザードマップを確認してください。

表3-1 避難場所・避難所一覧

(令和7年4月1日現在)

No.	施設名	避難場所	避難所	No.	施設名	避難場所	避難所
1	第一小学校	☐		32	市民総合センター	☐	
2	第二小学校	☐		33	総合体育館	☐	
3	第三小学校	☐		34	総合運動公園運動場(第三)	●	
4	小中一貫校大南学園校 第七小学校	☐		35	プリンスの丘公園	●	
5	第八小学校	☐		36	横田児童遊園	●	
6	第九小学校	☐		37	新大南運動広場	●	
7	第十小学校	☐		38	雷塚地区会館		○
8	雷塚小学校	☐		39	公民館さいかち分館		○
9	第一中学校	☐		40	中藤地区会館		○
10	第三中学校	☐		41	三ツ木地区会館		○
11	小中一貫校大南学園 第四中学校	☐		42	大南地区会館		○
12	第五中学校	☐		43	残堀・伊奈平地区会館		○
13	小中一貫校村山学園	☐		44	福祉会館		○
14	山王森公園	●		45	第二老人福祉館		○
15	雷塚公園	●		46	第三老人福祉館		○
16	オカネ塚公園	●		47	第四老人福祉館		○
17	大南公園	●		48	第五老人福祉館		○
18	伊奈平公園	●		49	山王森児童館		○
19	経塚向公園	●		50	緑が丘ふれあいセンター		○
20	中原公園	●		51	社会福祉法人村山福祉会 伊奈平苑		◎
21	大南東公園	●		52	社会福祉法人武蔵村山正徳会 サンシャインホーム		◎
22	三ツ藤南公園	●		53	東京都立村山特別支援学校		◎
23	小山内運動広場	●		54	社会福祉法人あすはの会 障害者支援施設福生第二学園		◎
24	シドメ久保運動広場	●		55	介護老人保健施設 アルカディア		◎
25	三ツ木地域運動場	●		56	社会福祉法人恭篤会 むさし村山苑		◎
26	原山地域運動場	●		57	介護専用型ケアハウス あいの実		◎
27	残堀・伊奈平地域運動場	●		58	放課後等デイサービス児童 発達支援 Walk		◎
28	総合運動公園運動場(第一)	●		59	身体障害者福祉センター (市民総合センター内)		◎
29	総合運動公園運動場(第二)	●		60	東京都立武蔵村山高等学校		○
30	野山北公園運動場	●		61	東京都立上水高等学校		○
31	カマキリ公園	●					

出典 防災安全課資料

表 3-2 市内の自主防災組織一覧

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

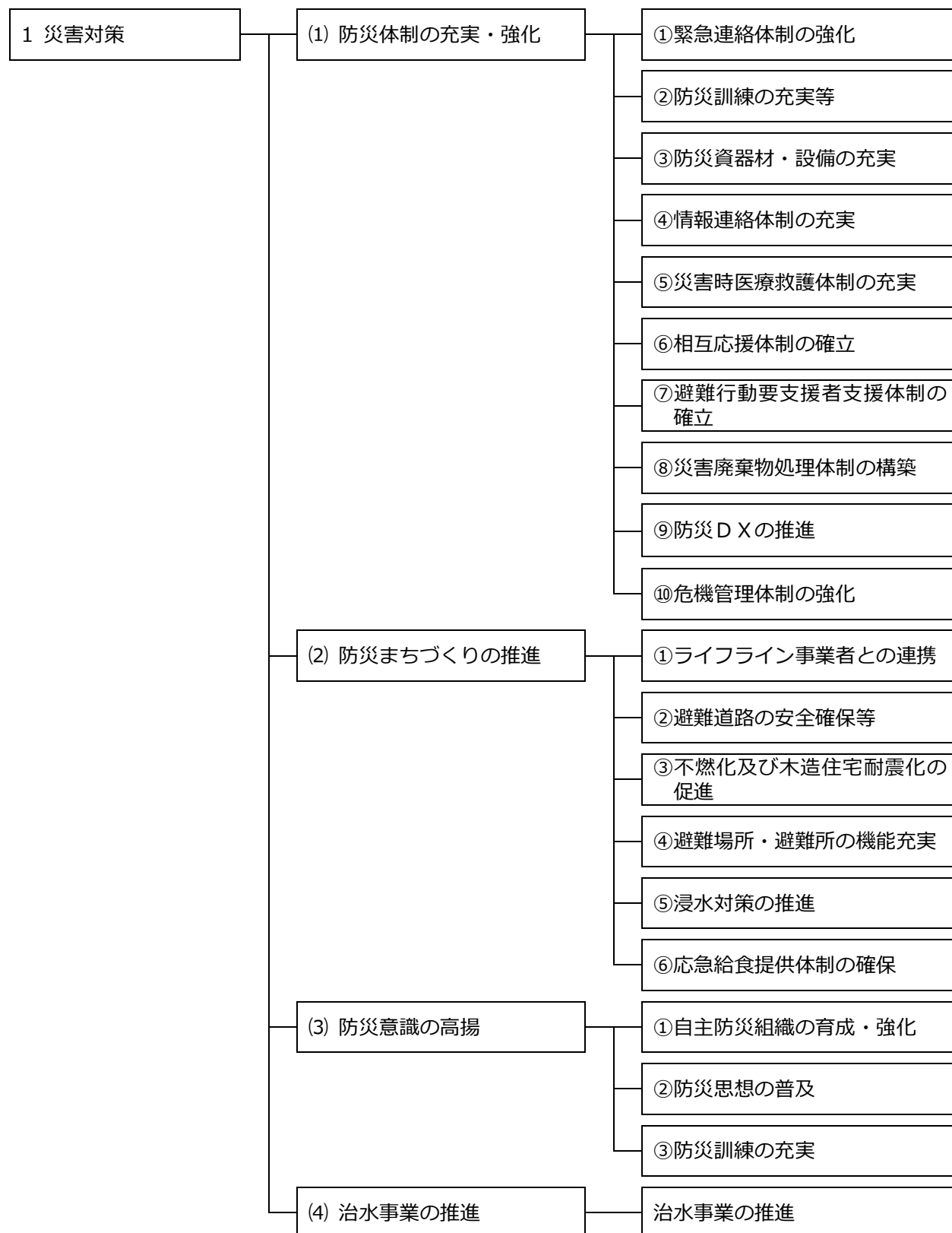
名 称		結 成 年 月	構成世帯数
1	2 B 自 治 会 自 主 防 災 会	昭和 59 年 8 月	157
2	向 山 自 治 会 自 主 防 災 会	昭和 60 年 4 月	23
3	伊 奈 平 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 7 年 9 月	300
4	学 園 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 9 年 4 月	170
5	三 ツ 藤 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 10 年 1 月	239
6	緑 が 丘 第 7 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 11 年 5 月	200
7	日 の 出 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 11 年 7 月	129
8	大 南 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 12 年 7 月	236
9	宿 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 16 年 3 月	159
10	中 村 第 一 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 16 年 8 月	97
11	中 村 第 二 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 16 年 8 月	65
12	岸 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 17 年 9 月	200
13	萩 の 尾 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 18 年 4 月	163
14	上 水 台 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 19 年 10 月	185
15	峰 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 19 年 12 月	140
16	谷 津 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 20 年 11 月	141
17	大 南 五 丁 目 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 20 年 12 月	36
18	緑 が 丘 第 9 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 21 年 6 月	200
19	1 1 1 2 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 21 年 10 月	110
20	し の の め 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 22 年 3 月	45
21	8 B 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 22 年 12 月	94
22	鍛 冶 ヶ 谷 戸 地 区 自 主 防 災 会	平成 23 年 9 月	123
23	1 1 0 1 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 23 年 10 月	232
24	中 原 自 治 会 自 主 防 火 防 災 会	平成 24 年 9 月	207
25	雷 塚 自 治 会 自 主 防 災 隊	平成 25 年 4 月	174
26	緑 が 丘 第 6 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 25 年 7 月	368
27	む さ し の 宿 舎 自 主 防 災 会	平成 26 年 8 月	255
28	神 明 地 区 自 主 防 災 会	平成 26 年 10 月	122
29	横 田 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 30 年 6 月	100
30	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成 30 年 9 月	198
31	原 山 自 治 会 自 主 防 災 会	平成 30 年 11 月	114
32	緑 が 丘 第 8 自 治 会 自 主 防 災 会	令和 2 年 8 月	160
33	1 2 ブ ロ ッ ク 自 治 会 自 主 防 災 会	令和 4 年 4 月	333
合 計 (33 団体)			5,475

出典 防災安全課資料

基本方針

- 地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や災害に強い都市基盤づくりのほか、地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。

施策の体系・内容



(1) 防災体制の充実・強化 **強靱化**

① 緊急連絡体制の強化

- 災害時における関係機関との連絡、職員の出動、災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。

② 防災訓練の充実等

- 地震災害や風水害など、様々な災害を想定した防災訓練を実施します。
- 災害時における市民一人一人の防災行動力の向上を図るため、実践・体験型訓練を実施するとともに、災害対策本部の運用を強化するため、災害図上訓練を実施します。
- 自主防災組織が実施する防災訓練等に対し、職員を派遣するなど支援を行います。

③ 防災資器材・設備の充実

- 様々な災害に対応するために、必要な防災資器材の充実を図ります。
- 公共施設内の備蓄倉庫に、乳幼児や高齢者、男女等の様々なニーズに配慮した、アレルギー対応食を含む災害時食料や生活必需品等を配備します。
- 過去の災害の教訓を基に、断水時の消防水利確保のための防火水槽等消防水利の整備・充実に努めます。

④ 情報連絡体制の充実

- 災害時の市民への情報連絡体制については、従来から活用している防災行政無線、ホームページや SNS、緊急速報メール(*42)、協定を締結している団体等への情報発信の要請など、様々な手段を活用した情報発信に努めます。
- また、災害時に市民自身が情報を収集できるよう、日頃から災害時の情報入手手段の広報周知を実施するほか、防災行政無線の難聴区域の解消や公衆無線 LAN アクセスポイントの整備、新たな情報発信手段の検討など、情報連絡体制の充実・強化に努めます。
- さらに、避難所開設時等に、本部との情報連絡体制を確立するため、無線による通信体制を整備します。
- 「災害廃棄物処理計画」等の行動マニュアルに基づき、各機関との情報連絡体制を構築していきます。

⑤ 災害時医療救護体制の充実

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、柔道整復師会、獣医師会などとの連絡体制を確立し、災害時医療救護活動拠点や緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置、運用に関する検討を進めます。

⑥ 相互応援体制の確立

- 東京都、周辺自治体及び関係防災機関等との応援・協力体制を確立します。
- 被災者の収容など、災害時における応援協定等による応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。
- 社会福祉協議会やボランティア・市民活動センターと連携して災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、発災時における円滑な運営体制の整備に取り組みます。

(*42)緊急速報メール：本市域をカバーしている基地局のエリア内にある、対応した機能を持つ全ての携帯電話に緊急メッセージを送信するシステム

⑦ 避難行動要支援者支援体制の確立

- 避難行動要支援者の避難行動支援プラン（個別計画）を作成することにより、災害発生時において迅速・適切な避難行動が行えるよう、避難支援体制を確立します。

⑧ 災害廃棄物処理体制の構築

- 「災害廃棄物処理計画」の実施に当たっての行動マニュアルを周知し、処理体制を確立します。

⑨ 防災DXの推進【新規】

- デジタル技術を活用し、災害時等における情報の集約と可視化や避難者対応の効率化及び迅速化等の仕組みづくりを行います。

⑩ 危機管理体制の強化【新規】

- 自然災害の激甚化や新たな感染症等の発生など広範囲にわたる危機管理が求められるため、本市の危機管理体制を整理するとともに、有事の際に正確かつ迅速に対応可能な体制を構築します。

(2) 防災まちづくりの推進 **強靱化**

① ライフライン事業者との連携

- 水道、ガス、電気、通信などのライフラインの事業者と連携を図るため、各種訓練への参加や、緊急時の連絡体制を確立します。

② 避難道路の安全確保等

- 避難場所まで安全に避難できるよう、避難道路の安全性の向上に努めるほか、市道の拡幅、改修等の整備に努めます。
- 避難時の安全な誘導を確保するため、主要市道を中心に緊急活動重要路線としての道路整備に努めます。

③ 不燃化及び木造住宅耐震化の促進

- 火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の促進や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。
- 震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化の促進を図ります。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図るため、木造住宅耐震診断補助金等を交付するとともに、対象者にリーフレットを送付するなど啓発活動に努めます。
- ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど震災に強いまちづくりを進めます。

④ 避難場所・避難所の機能充実

- 避難場所、避難所及び福祉避難所の市民への周知徹底を図るとともに、避難所となる施設的环境整備、資器材及び備蓄物資の充実に努めます。
- 停電に対応した資器材等を計画的に購入し、備蓄します。

⑤ 浸水対策の推進

- 「雨水管理総合計画」に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進します。
- 局地的かつ突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯等を原因とした都市型水害への対策として、雨水浸透施設などの整備を推進するとともに、河川のしゅんせつを行います。
- 公共下水道（雨水）の整備を推進します。

⑥ 応急給食提供体制の確保【新規】

- 災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。
- 防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用するにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。

(3) 防災意識の高揚 **強靱化**

① 自主防災組織の育成・強化

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯感や、災害時における市民・事業者と市が一体となった地域ぐるみの防災機能・意識を向上させるため、防災資器材等の助成強化、防災施設での防災体験訓練を実施するなど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。

② 防災思想の普及

- 市内在住者に対して、防災に関する一定の知識・技術を有する防災士の資格取得費を助成し、養成を図るとともに、防災施設での防災体験訓練の実施や防災食育センターなどで講演等を開催するなど様々な機会を捉えて防災知識・思想の普及啓発に努めます。

③ 防災訓練の充実

- 近年頻発化する台風等の風水害に対応するため、市の災害対策本部機能や市民の避難行動力の向上を目的とした訓練を実施します。
- 過去の災害の教訓を踏まえ、市民主体による実践・体験型防災訓練、防災講演等を実施・充実し、防災意識の高揚を図ります。

(4) 治水事業の推進 **強靱化**

治水事業の推進

- 治水対策の充実を図るため、空堀川の計画的な整備について、東京都と連携して事業を促進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	木造住宅耐震診断の助成件数	2 件	10 件
2	自主防災組織の結成数	34 団体	37 団体

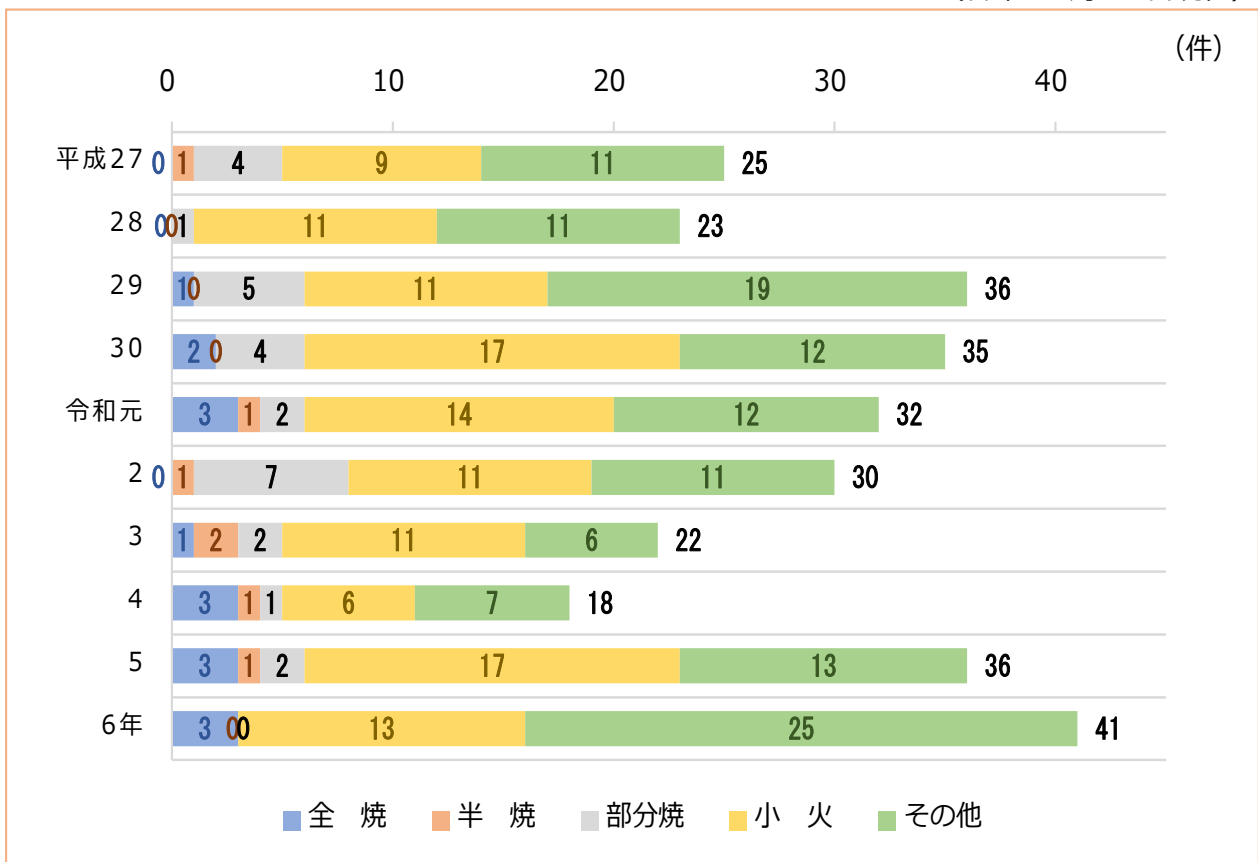
2 消防体制



■ 現状と課題

- 本市の常備消防については、広域体制で東京消防庁により運営されています。
- 地域防災の中核を担う消防団は、8つの分団と女性部（オレンジフェアリーズ）で構成され、地域で発生した火災の消火活動、地震、台風、大雪時の自然災害における救助活動、防火・防災の広報活動、警戒活動等を行っています。
- こうした状況の中、本市の令和6年の火災発生件数は過去10年間で最多の41件となっており、消防体制の充実が求められます。（図3-2参照）
- 加えて、地震や台風等、自然災害が頻発化・激甚化しており、消防団の担う役割は多様化しているものの、消防団員数の確保は厳しい状況にあり、近年は減少傾向にあります。今後は、消防団員数の確保及び効率的な活動形態の検討が課題となっています。
- 十分な人員を確保するためには、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動を限定して対応してもらう機能別消防団員の導入を検討するなど活動環境の整備や処遇・装備の改善等を進める必要があります。
- 今後も、市民の生命及び財産の安全を確保するために、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に努める必要があります。

（各年12月31日現在）



（注）「その他」は、ごみや樹木などの建物以外の火災

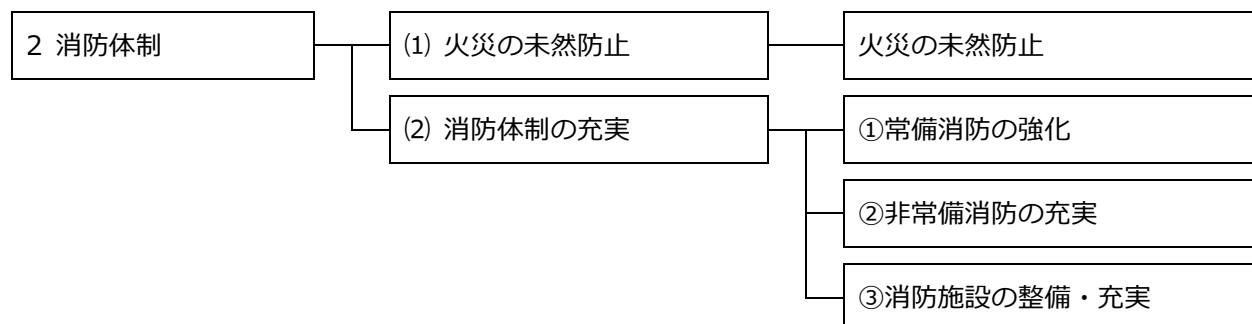
図3-2 火災発生件数の推移

出典 武蔵村山市統計書資料

基本方針

- 市民の生命と財産の安全を確保するため、消防署及び消防団と一体となって総合的な消防体制の強化に向けた取組を推進します。
- 消防団に求められる役割の多様化に対応するために、活動環境などの改善を図ります。

施策の体系・内容



(1) 火災の未然防止 **強靱化**

火災の未然防止

- 家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。
- また、北多摩西部消防署と連携を図りながら、消防団による火災多発期の予防警戒を引き続き実施します。

(2) 消防体制の充実 **強靱化**

① 常備消防の強化

- 中高層建築物の増加や有毒発煙材の使用など新たな課題に対処し、災害時の消火・救急活動をより的確なものとするよう、東京都に対し災害時の消火・救助救急活動に有効な装備の充実と災害に対応した常備消防力の増強を要請します。

② 非常備消防の充実

- 地域防災の中核を担う消防団員の確保が喫緊の課題であることから、消防団の知名度の向上やイメージアップの取組に加え、活動環境の整備や処遇の改善等に努めます。
- 多様な人材の活用の観点から、団員入団促進の方策を検討します。
- 消防力の維持向上のため、計画的に訓練を実施します。

③ 消防施設の整備・充実

- 防火水槽、消火栓の増設及び維持管理に努めます。
- 消防団車両（指揮車、消防ポンプ車）の計画的な更新を行います。
- 消防力の維持向上と効率的な運用を図るため、計画的に資機材を整備します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	消防団員定数の充足率（定数 210 人）	85.7%	100%
2	震災時の消防水利（防火水槽）のメッシュ充足数	236/303	237/303

3 交通安全



■ 現状と課題

- 市内の交通人身事故について、令和6年は233件発生しており、死傷者数は278人となっています（表3-3、図3-3参照）。
- 交通事故に対しては、警察や交通関係団体と連携した交通安全思想の普及啓発や交通安全施設・環境の整備、被害者の救済等への取組が求められています。交通安全施設・環境の整備については、道路反射鏡の設置やカラー舗装等の施工、外側線の溶着等、交通安全対策工事を継続して行っています。
- また、高齢化率の上昇に伴い、高齢者の認知能力等が関係する交通事故が増加することが想定されるため、児童や生徒に加え、高齢者に対しても交通安全に向けた取組を重点的に行っていく必要があります。
- 交通事故の件数は減少傾向にあるものの、本市では自転車が関係する交通事故の割合が高くなっています（図3-4参照）。背景としては、鉄道等の駅までの移動手段として自転車を利用する機会が多いことが考えられ、自転車に関する道路交通法の改正の周知と合わせて、利用者への安全意識の普及啓発が求められています。

表3-3 交通事故発生件数の推移

（各年1月～12月）

年 次	死 亡		重 傷		軽 傷		合 計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
平成 27	1	1	1	1	289	343	291	345
28	1	1	0	0	267	322	268	323
29	0	0	5	5	277	331	282	336
30	1	1	4	5	289	352	294	358
令和元	0	0	2	2	252	299	254	301
2	3	3	4	4	280	324	287	331
3	0	0	11	11	283	315	294	326
4	0	0	4	4	289	332	293	336
5	1	1	11	11	283	320	295	332
6 年	0	0	7	7	226	271	233	278

出典 武蔵村山市統計書資料

(各年 1 月から 12 月まで)

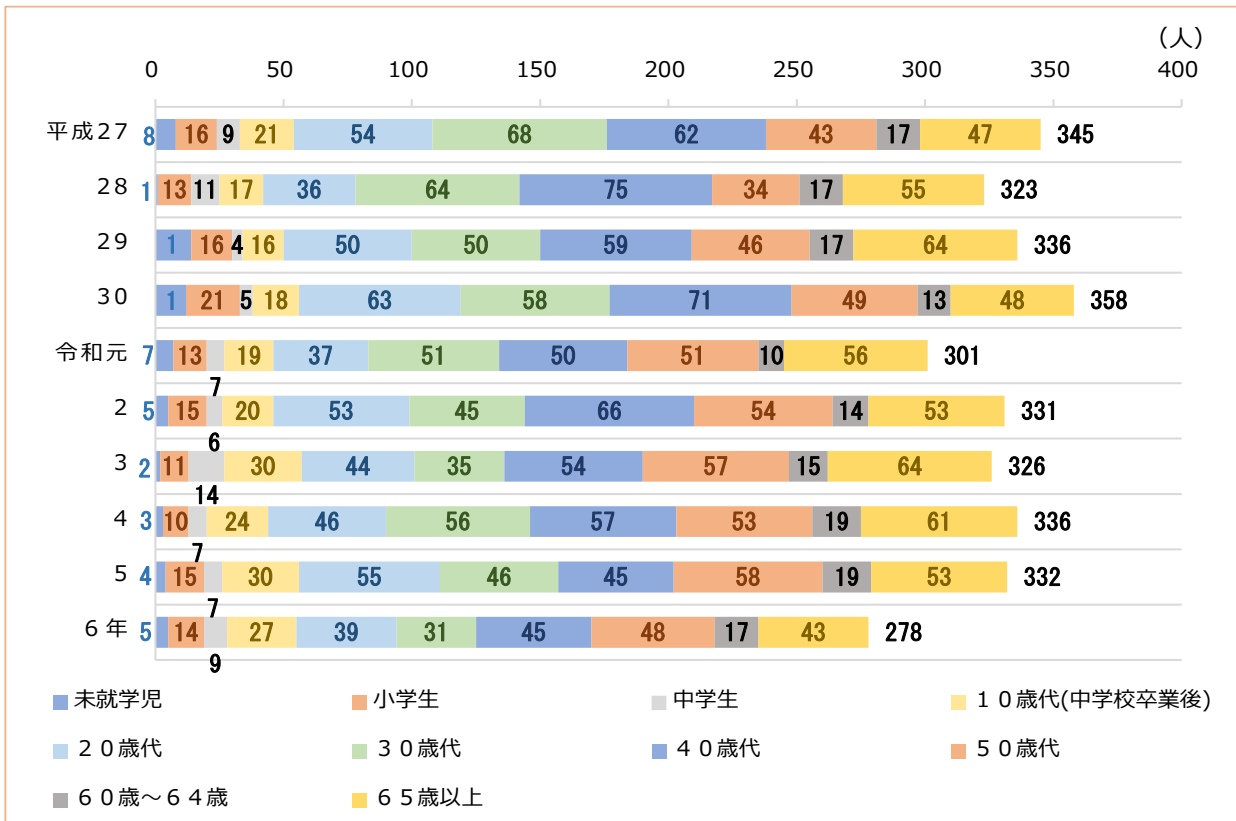
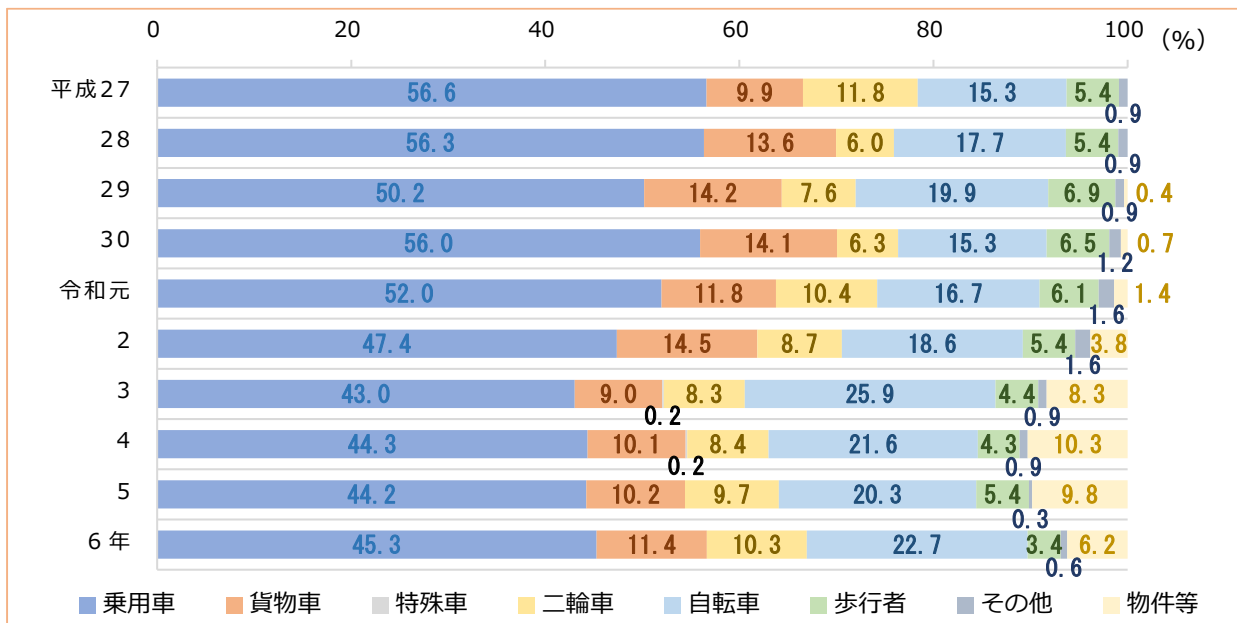


図 3-3 交通事故年代別死傷者数の推移

出典 警視庁資料

(各年 1 月から 12 月まで)



(注) 第1当事者件数と第2当事者件数を合計した数値で集計
「物件等」の項目は平成29年以降集計

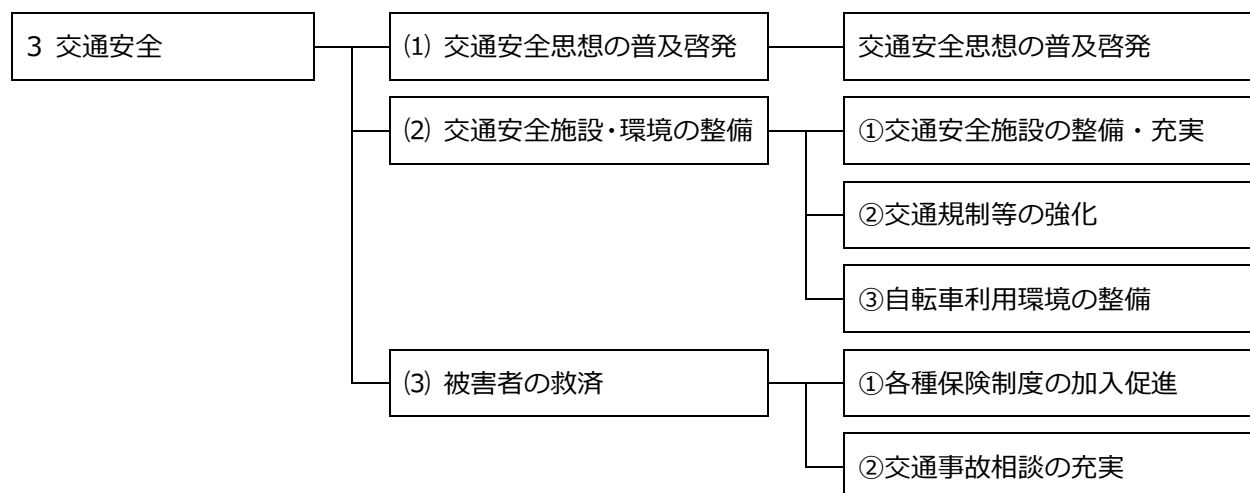
図 3-4 交通手段別交通事故の割合

出典 警視庁資料

基本方針

- 交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

施策の体系・内容



(1) 交通安全思想の普及啓発

交通安全思想の普及啓発

- 関係機関の協力の下、各年齢層に応じた交通安全教室を行うとともに、夏期交通防犯映画会の充実を図ります。
- また、近年高齢者による交通事故が頻発していることから、高齢者関係団体と連携を強化し、高齢者を対象とした事業の充実を図ります。
- 関係機関と連携して、春・秋の交通安全運動の内容を強化し、市民参加をより一層促進することにより、交通安全思想の普及に努めます。

(2) 交通安全施設・環境の整備

① 交通安全施設の整備・充実 **強靱化**

- 安全で円滑な交通環境を確保するため、市道の隅切や防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの各種交通安全施設の計画的な整備・充実に努めます。
- 通学路合同点検等によって抽出された危険箇所について、カラー舗装や車止め等の交通安全施設の整備を推進します。
- また、高齢者や障害のある人などの交通弱者の安全を確保するため、ユニバーサルデザインの導入、市道上の支障物の撤去等、生活道路の安全対策の充実を図ります。

② 交通規制等の強化

- 生活道路での安全な交通環境を確保するため、地域の特性に応じた交通規制等に関わる信号機、道路標識の設置等について、関係機関に要請します。

③ 自転車利用環境の整備

- 自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。
- 近隣の鉄道駅等への利便性を高めるため、関係自治体との協議を継続的に実施し、利用しやすい環境整備を推進します。

(3) 被害者の救済

① 各種保険制度の加入促進

- 万が一、市民が交通事故に遭ってしまった場合の経済的負担を軽減するため、各種保険制度の周知と加入促進に努めます。

② 交通事故相談の充実

- 交通事故被害者の救済対策のため、相談体制や関係機関との連携の強化に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	夏期交通防犯映画会協力団体数	9 団体	18 団体
2	高齢者を対象とする交通安全啓発実施回数	2 回	4 回

4 防犯対策



現状と課題

- 本市における犯罪認知件数は令和3年までは減少傾向にあったものの、その後は増加傾向となっています（図3-5参照）。
- その原因の一つとして、スマートフォン等情報通信機器の機能拡大に伴い、SNS等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景として、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発していることなどが挙げられます。
- 安全なまちであることは、市民にとって重要な要素であり、犯罪を未然に防ぐ体制づくりや、被害にあった場合の適切な対処、必要な支援を受けられる体制づくりとともに、市民の防犯意識の向上が必要です。

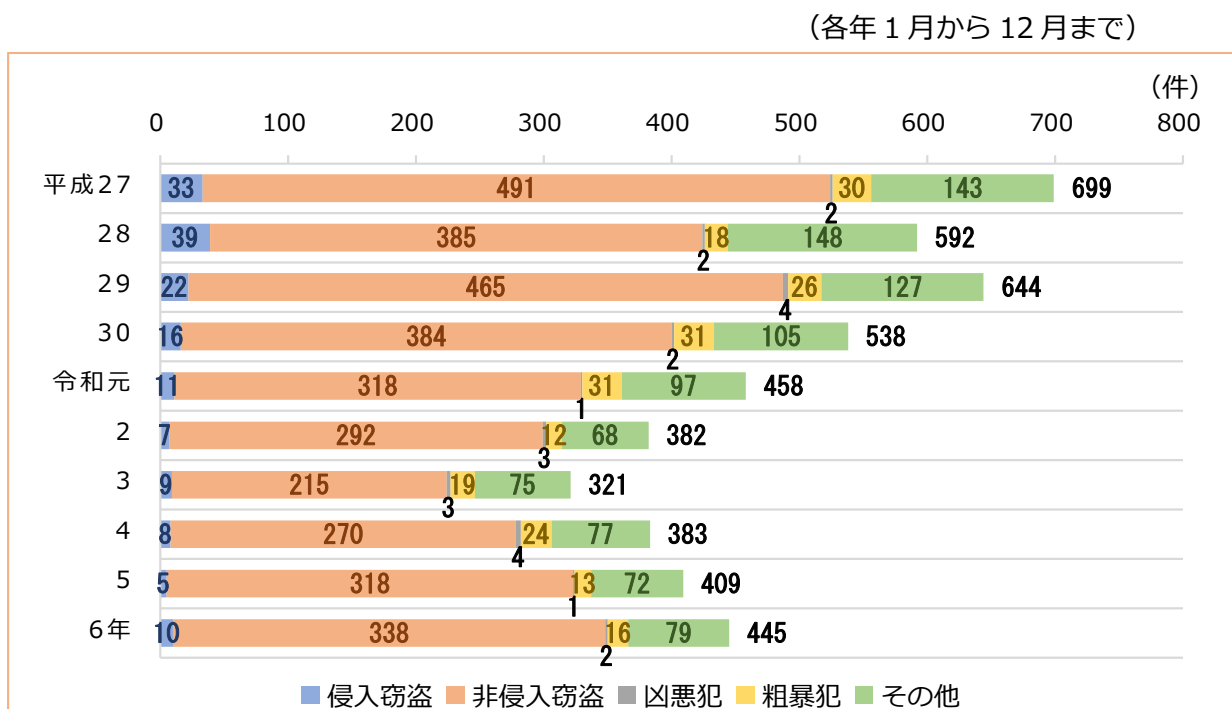


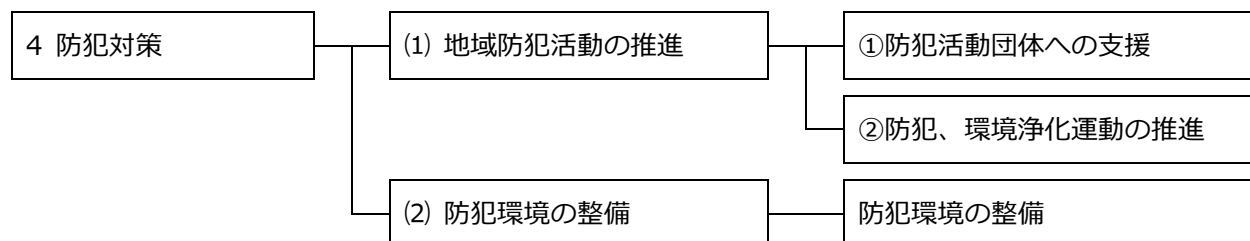
図3-5 犯罪認知件数の推移

出典 警視庁資料

基本方針

- 警察署と連携した防犯対策に加え、地域コミュニティと連携した防犯活動を行うことにより、犯罪のない明るい安全な地域社会で、市民が安心して暮らせるための取組を推進します。

施策の体系・内容



(1) 地域防犯活動の推進 **強靱化**

① 防犯活動団体への支援

- 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下に活動している防犯協会や自主防犯組織に対し、防犯パトロール活動を促進するため、防犯用品をはじめとした資器材の助成制度等を運用し、地域、学校、職場、家庭等における防犯活動の支援を行います。
- 広報紙やホームページの活用、啓発看板の設置、防犯講習会の開催等を通じ、防犯意識の高揚を図ります。

② 防犯、環境浄化運動の推進

- 市民の安全・安心の確保を図るため、民間交番の運営と青色防犯パトロールを推進します。
- 有害な路上広告物の撤去など、青少年の非行防止に向けた環境浄化運動を推進します。

(2) 防犯環境の整備 **強靱化**

防犯環境の整備

- 道路、住宅地及び公園等における LED 防犯灯などの防犯設備の整備・維持管理に取り組みます。
- 電子メールや SNS 等を利用した防犯情報の提供や連絡体制の強化を図るとともに、必要に応じた通学路への防犯カメラの設置に努め、学校等における安全確保を図ります。
- 本市でも、近年社会問題となっている特殊詐欺の被害が確認されているため、啓発等の事業を実施するとともに、自動通話録音機(*43)の無償貸与などにより特殊詐欺被害の防止に努めます。
- 近年、防災、防犯、衛生面等から社会問題となっている空き家等に関し、「空き家等対策計画」に基づき、空き家等の対策を推進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	自主防犯組織の結成団体数	11 団体	20 団体
2	犯罪認知件数	445 件	410 件
3	子ども安全ボランティアの登録者数	180 人	400 人
4	自動通話録音機の無償貸与台数（累計）	334 台	914 台

(*43)自動通話録音機：家庭の固定電話に設置し、かかってきた電話に自動的に録音する旨のメッセージを流した後に、内容を録音し、特殊詐欺の被害防止を図る装置

第2節 都市基盤

1 都市づくり



現状と課題

- 都市基盤は、市民の質の高い暮らしを支える基本となるものです。快適で心やすらぐ住環境の向上を図り、誰もが定住したくなるような魅力と活気があふれるまちづくりを進めていく必要があります。
- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりについては、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、多摩都市モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進しています。
- 「魅力あふれるやすらぎのまち」を目指し、本町一丁目、榎三丁目の各一部を対象に、道路や公園などの都市基盤整備を行うほか、市の中核としてふさわしい街並みの形成を誘導するため、住宅、行政、医療及び防災等の多様な機能が調和した、良好な都市型住環境の形成を図ることを目的として、土地区画整理事業を行っています（図3-6参照）。
- 横田基地については、これまで市民意識調査や経済波及効果などの調査を基に、軍民共同使用の推進に努めてきましたが、今後も国等の動向を踏まえた対応を行っていく必要があります。

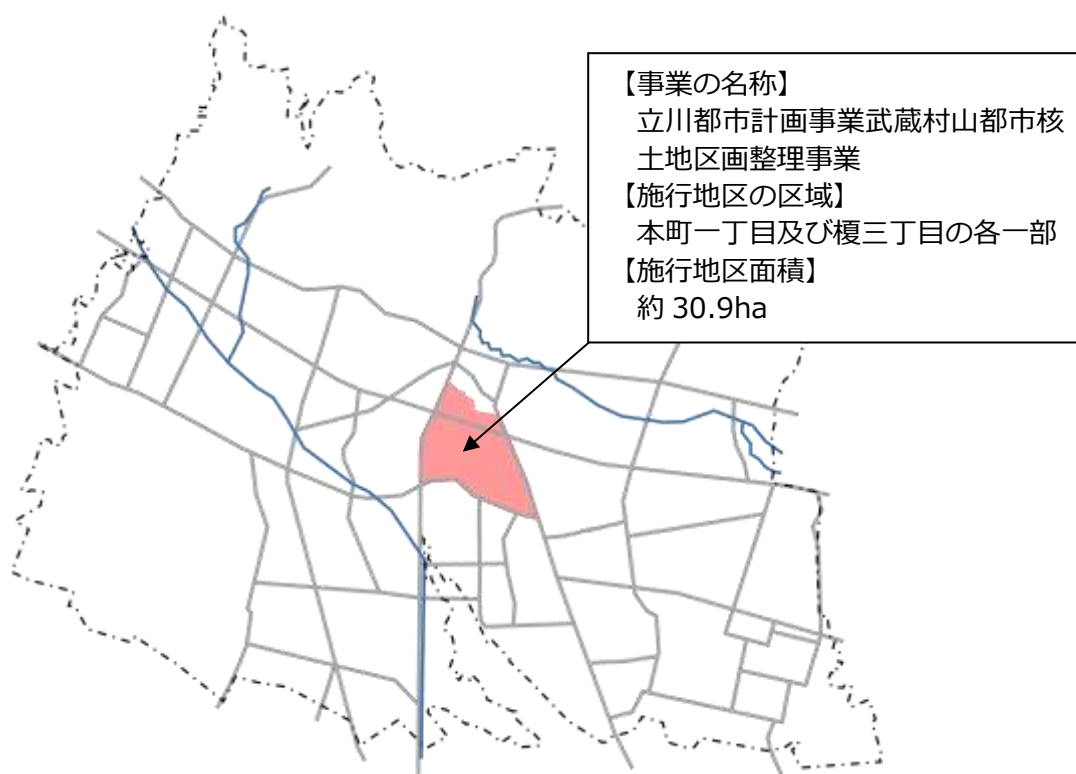


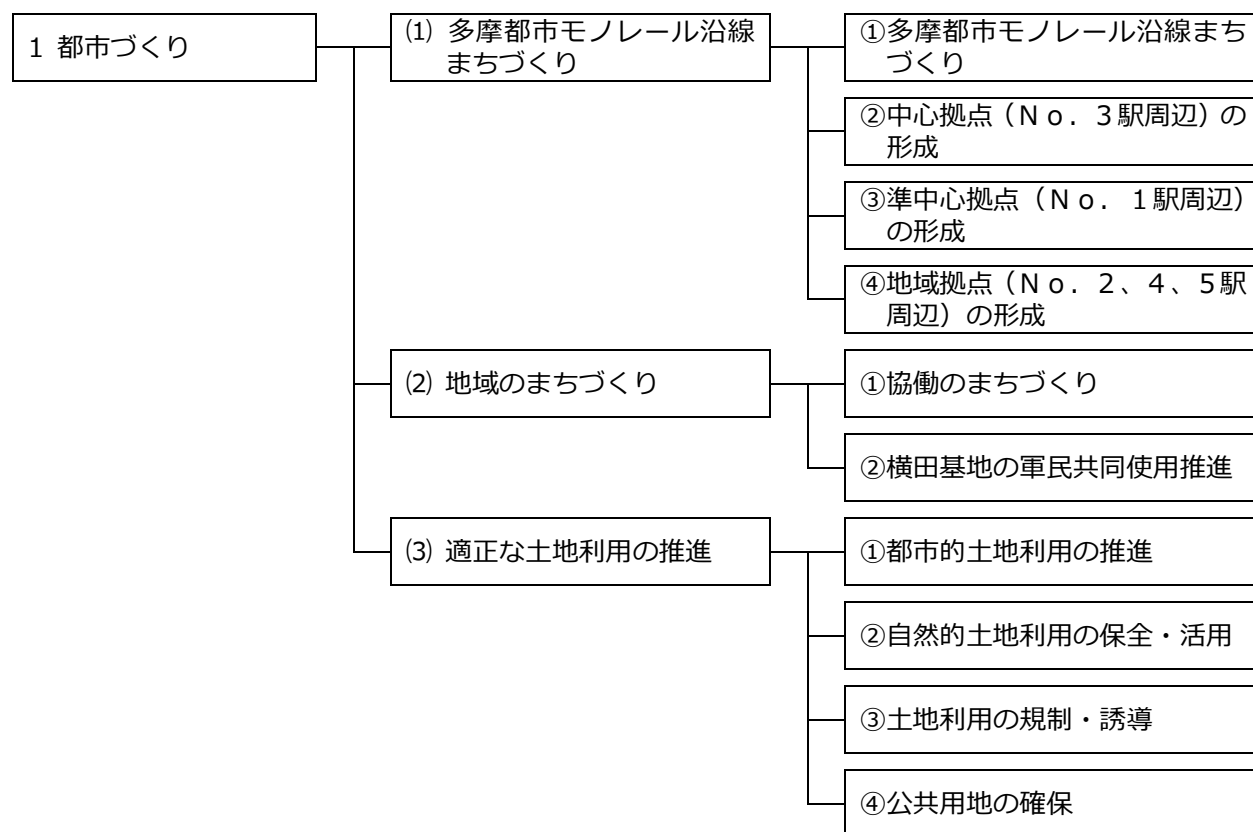
図3-6 都市核地区土地区画整理事業概要

出典 区画整理課資料

■ 基本方針

- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりについては、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、多摩都市モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進していきます。
- 多摩都市モノレールの5つの新駅周辺については、「第二次まちづくり基本方針」や「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」、「立地適正化計画」等に基づき、各地区の特性に応じた土地利用の誘導等を進め、それぞれの位置付けに応じた拠点の形成を図ります。
- その他の地区についても、豊かな自然環境と都市的土地利用の調和を図りながら、良好な市街地環境を形成するため、秩序ある土地利用の推進に努めます。

■ 施策の体系・内容



※ 駅名について、本計画では「(仮称)」を省略して表記します。(例：(仮称) No.1 駅→No.1 駅)

(1) 多摩都市モノレール沿線まちづくり **強靱化**

① 多摩都市モノレール沿線まちづくり【新規】

- 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づく沿線のまちづくりを進めるため、用途地域の変更や地区計画制度等の活用などにより、地域の特性に応じた土地利用の誘導を図るとともに、都市機能誘導区域内に適正な都市機能の誘導を図ります。
- 都市軸として市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、引き続き、新青梅街道沿道の地区計画に基づく建築行為等に係る指導を行い、まちなみを誘導します。
- 企業誘致については、多摩都市モノレールの延伸を見据え、新青梅街道沿道や新駅周辺への対象地域の拡大など検討していきます。

② 中心拠点（No. 3 駅周辺）の形成【新規】

- No.3 駅周辺においては、引き続き、都市核地区土地区画整理事業を施行するとともに、住宅、行政、医療及び防災等の多様な都市機能の集積や高度な土地利用の形成を図ります。また、市街地の防災機能の向上を図り、人や物が集まりにぎわう、市内全域及び市外からも来街が期待される本市の中心市街地の形成を図ります。

③ 準中心拠点（No. 1 駅周辺）の形成【新規】

- No.1 駅周辺においては、都営村山団地後期計画事業の計画的な実施を東京都に要請するとともに、多様な商業施設や魅力を発信する施設等を誘導し、市内全域及び市外からも来街者を呼び込む拠点の形成を図ります。

④ 地域拠点（No. 2、4、5 駅周辺）の形成【新規】

- No.2 駅、No.4 駅及び No.5 駅周辺においては、市民及び事業者等による協議を踏まえ、生活利便施設や地区の特性に応じた都市機能を誘導し、地域の暮らしを支える拠点の形成を図ります。

(2) 地域のまちづくり

① 協働のまちづくり **強靱化**

- 「第二次まちづくり基本方針」、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」に基づき、多摩都市モノレールの新駅周辺を中心に、市民、事業者等及び市の三者がまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割の下にまちづくりを進める、協働のまちづくりを推進します。

② 横田基地の軍民共同使用推進

- 横田基地の整理・縮小・全面返還に向けた過程の一つとして軍民共同使用を推進することは、人の交流や物流の拡大による基地周辺地域の活性化に資することから、国等の動向を的確に把握し、新たな展開に適切に対応します。
- 軍民共同使用に際しては、周辺地域への騒音等の影響を最小限にとどめるため、国や関係機関等に対し、騒音対策の実施を要請します。

(3) 適正な土地利用の推進 **強靱化**

① 都市的土地利用の推進

- 市民生活の利便性や良好な住環境の保全、向上等を図るため、面的整備手法の活用等により、住宅地、商業地や工業地など、それぞれの土地利用の促進を図り、用途の適正化、土地の有効利用による良好な市街地の形成に努めます。

村山工場跡地内では、地区計画制度等により計画的な都市基盤整備を推進します。

- 榎地区（榎一丁目の一部及び榎二丁目）についても村山工場跡地等の整備を考慮した交通ネットワークの充実をはじめ計画的なまちづくりを進めます。

② 自然的土地利用の保全・活用

- 市民の憩いや潤いの場としての、豊かな自然環境を残す狭山丘陵、農地や河川などについては、みどりや環境の保全と有効活用を図ります。

③ 土地利用の規制・誘導

- 「立地適正化計画」に基づき持続可能なまちづくりを推進するため、用途地域の変更や地区計画制度等の活用などにより、地域の特性に応じた土地利用の誘導を推進するとともに、都市機能の誘導によりにぎわいと活力のある拠点形成を図ります。

- 一定規模のまとまった土地の利用転換が行われる際には、多摩都市モノレールの延伸を見据えた新たな土地活用を検討し、地区計画等を活用した活力と秩序ある土地利用を誘導します。

④ 公共用地の確保

- 市民の利便性や快適性を高めるための道路、公園等の公共事業用地や都市基盤整備に必要な用地については、計画的かつ長期的な展望に立って確保に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	都市核地区土地区画整理事業の仮換地指定率	90.4%	100%

2 道路



現状と課題

- 道路は、まちの発展に欠かせない重要な都市基盤であり、広域的なつながり、周辺地域の都市機能や産業機能、災害時の緊急輸送など多面的な視点を踏まえた整備が必要です。
- 本市の道路ネットワークは、令和7年4月1日現在、都道6路線（延長約19km）、市道1,267路線（延長約254km）で形成されています（表3-4参照）。
- 市道については、幅員4m未満の狭あい道路が多く、市民生活の利便性や安全性を確保する上で改良が求められており、幹線道路である都道でも近年の交通量の増大に対応しきれない状況となっています（表3-5、図3-7参照）。
- 望ましい道路ネットワークを形成するために必要な都市基盤施設として都市計画道路があり、昭和36年に10路線、以後2路線を加えて、延長26,718mが都市計画決定されており、令和7年4月1日現在で全体の51.7%が供用されています（図3-8、表3-6参照）。
- 市民意識調査では、今後重点的に取り組むべき施策として「道路の整備」が多く挙げられたほか、高齢社会に向けて重要だと思ふ施策、障害のある人の自立を支援するために市がすべきことについて、それぞれ道路の整備が最も多く挙がっており、引き続き道路の整備の更なる推進を行う必要があります。

表3-4 道路の整備状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	路線数	延長 (m)	面積 (㎡)	舗装率 (%)	
				舗装延長	舗装面積
都 道	6	18,971	279,103	100.0	99.9
市 道	1,267	253,960	1,289,250	72.7	88.2
合 計	1,273	272,931	1,568,353		

(注)都道は令和6年4月1日現在の数値

出典 道路下水道課資料

表3-5 幅員別道路延長及び面積の推移

(各年3月現在、単位：延長 m・面積㎡)

路面区分	令和3		4		5		6		7年	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
10m以上	26,441	350,760	26,441	350,769	26,463	350,960	26,463	351,115	26,457	351,027
9m～10m未満	2,412	22,216	2,412	22,216	2,410	22,205	2,410	22,205	2,260	20,872
6m～9m 未満	32,657	217,974	32,654	217,978	32,882	219,359	33,144	220,981	33,316	222,422
5m～6m 未満	29,031	155,342	29,222	156,245	29,322	156,787	29,496	157,741	30,067	160,946
4m～5m 未満	39,547	176,164	39,942	177,844	39,872	177,660	39,841	177,598	39,786	177,392
3m～4m 未満	56,802	211,153	56,491	210,104	56,242	209,135	56,256	209,144	56,201	208,897
2m～3m 未満	32,566	88,473	32,611	88,594	32,568	88,475	32,443	88,106	32,414	88,024
2 m 未 満	33,641	60,041	33,600	59,955	33,593	59,931	33,570	59,886	33,456	59,667
合 計	253,100	1,282,127	253,377	1,283,708	253,356	1,284,515	253,626	1,286,779	253,959	1,289,250

出典 道路下水道課資料

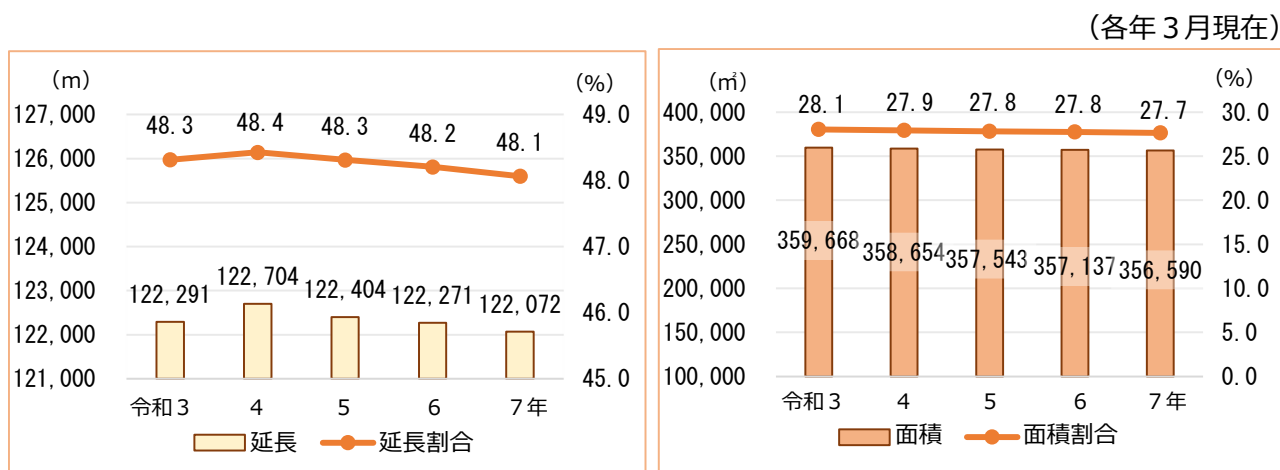


図 3-7 狭あい道路（幅員 4m 未満）の延長及び面積の推移

出典 道路下水道課資料

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

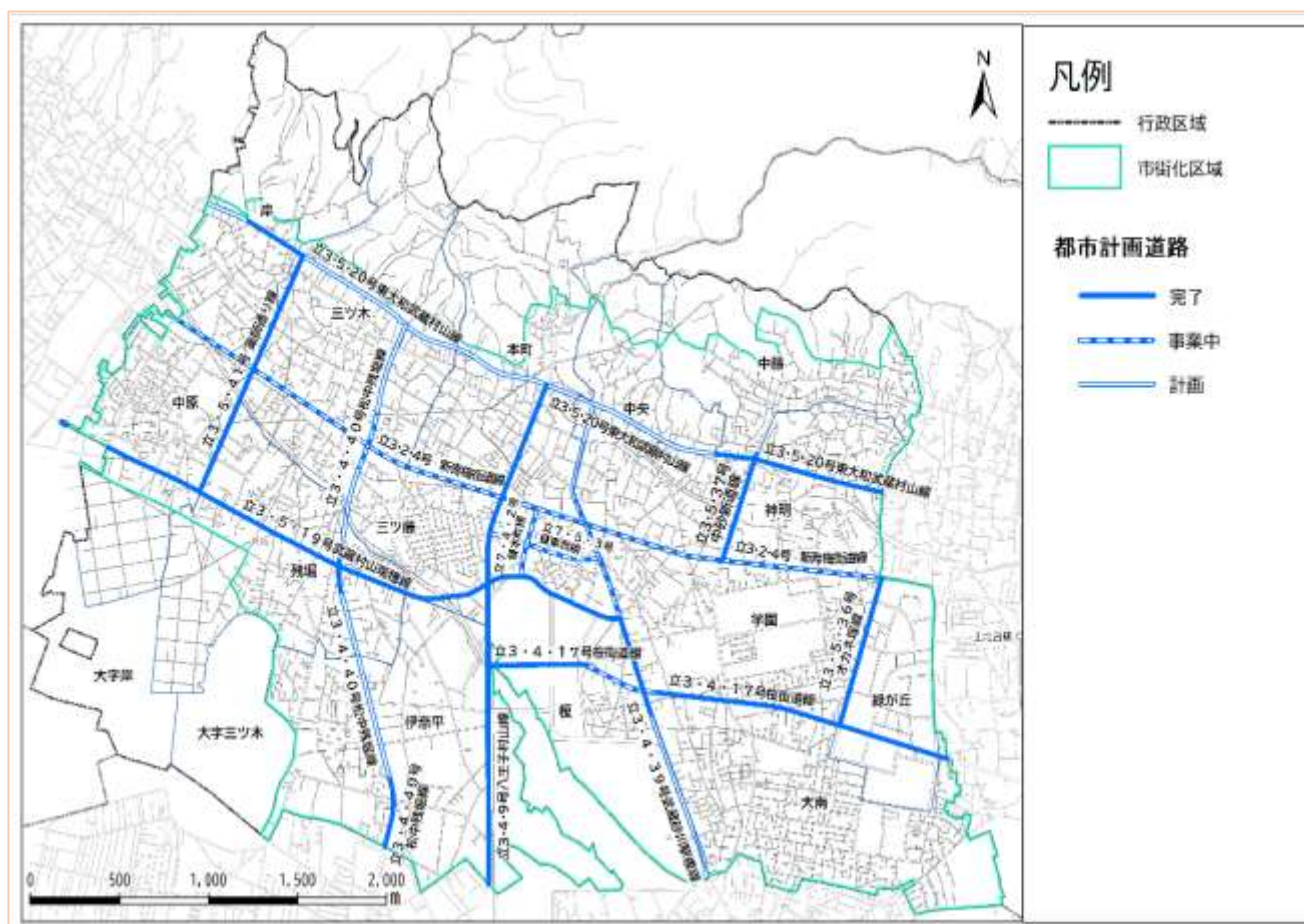


図 3-8 都市計画道路網図

出典 都市計画課資料

表 3-6 都市計画道路の整備状況

(令和7年4月1日現在)

路線名	計画幅員 (m)	計画延長決定 (m)	完成延長 (m)	完成率 (%)
立3・2・4号 新青梅街道線	30	4,619	0	0.0
立3・4・9号 八王子村山線	16~18	2,630	2,630	100.0
立3・4・17号 桜街道線	12~20	2,680	2,238	83.5
立3・4・39号 武蔵砂川駅榎線	12~16	2,772	658	23.7
立3・4・40号 松中残堀線	16	2,860	676	23.6
立3・5・19号 武蔵村山瑞穂線	12	3,390	3,390	100.0
立3・5・20号 東大和武蔵村山線	12	4,077	1,497	36.7
立3・5・36号 才力ネ塚線	16	820	820	100.0
立3・5・37号 中砂新道線	12	530	530	100.0
立3・5・41号 葉師通り線	12	1,380	1,380	100.0
立7・4・2号 榎本町線	16~18	340	0	0.0
立7・5・3号 榎東西線	14	620	0	0.0
全12路線合計		26,718	13,819	51.7

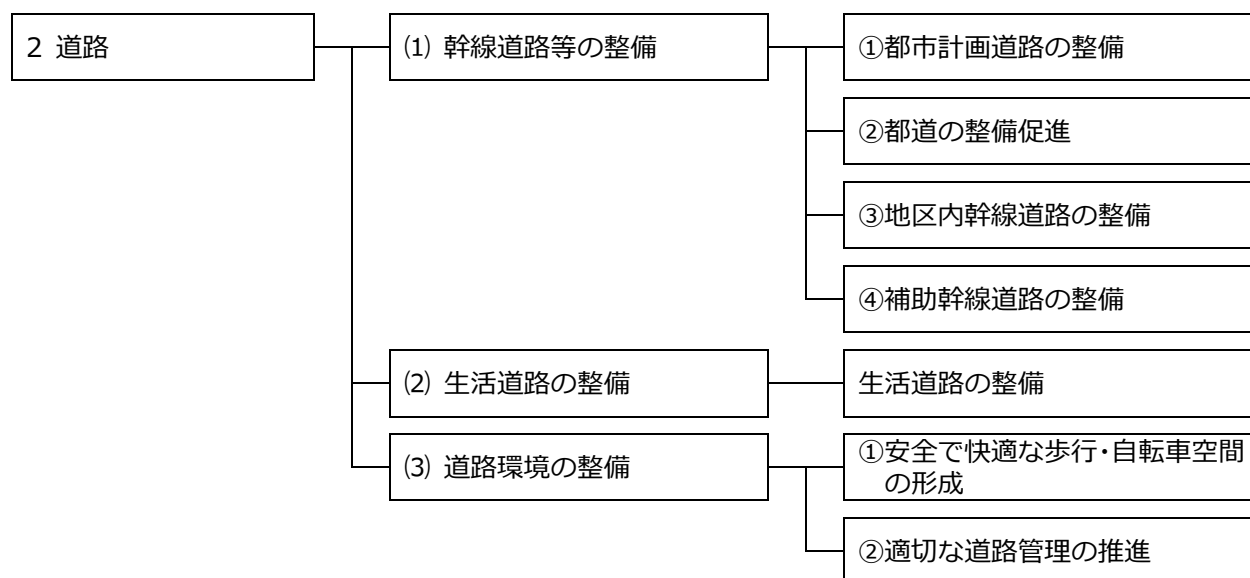
(注)完成延長は供用開始済み延長を指す。

出典 都市計画課資料

基本方針

- 交通渋滞を緩和し、誰もが利用しやすい安全で快適な歩行者空間を確保するため、幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活道路の充実により、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる道路ネットワークの強化を図ります。

施策の体系・内容



(1) 幹線道路等の整備 **強靱化**

① 都市計画道路の整備

- 交通量の増大や都市活動、経済活動の進展等に対応し、市街地における道路ネットワークの骨格となる都市計画道路については、事業の効果的・効率的な実施に配慮しながら早期整備に努めます。
- 「東京都における都市計画道路の整備方針」で優先整備路線に選定された路線の整備に努めます。

② 都道の整備促進

- 朝夕の交通渋滞を緩和し、安全で円滑な通行を確保するため、「第4次交差点すいすいプラン」による交差点の早期整備、狭小の歩道拡幅や歩道が未整備である都道の整備等を、引き続き事業主体である東京都と連携し促進します。
- また、多摩都市モノレールの導入空間となる新青梅街道の早期拡幅整備を、引き続き事業主体である東京都と連携し促進します。

③ 地区内幹線道路の整備

- 都市核地区及び複地区の幹線道路等の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。

④ 補助幹線道路の整備

- 幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化します。

(2) 生活道路の整備 **強靱化**

生活道路の整備

- 市民の安全で快適な通行を確保するため、幹線道路との有機的な結びつきに配慮しながら、生活道路の体系的な整備計画を策定し整備を推進するとともに、隅切りの整備を含めた交差点の改良など、交通環境の変化に対応した道路の整備に努めます。

(3) 道路環境の整備 **強靱化**

① 安全で快適な歩行・自転車空間の形成

- 道路の舗装、改良に当たっては、舗装の機能性の向上、歩道の確保、街路樹の植栽などにより、安全でゆとりのある歩行空間の整備を推進します。
- 既存の歩道については、ユニバーサルデザイン化をはじめとした、高齢者や障害のある人などに配慮した、安全で快適な歩道への改良に努めます。
- 自転車の安全で円滑な通行を確保し、自転車を利用しやすい環境を整えるための対策について検討を進め、安全で快適な自転車空間の整備を推進します。

② 適切な道路管理の推進

- 良好な道路機能を維持するため、道路パトロールの実施や道路台帳の整備などにより、適切な維持管理に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	狭あい道路の割合（延長）	48.1%	45.0%以下
2	立川都市計画道路 3・4・17 号線整備事業の進捗	沿道街路事業認可取得等	都市計画道路工事着手

3 住宅・宅地



■ 現状と課題

- 住宅・宅地は、市民の生活の基盤であると同時に、まちの活力や景観にも密接に関わりがあることから、まちを形成する重要な要素です。
- 本市の住宅の傾向については、種類別では一戸建て、構造別では木造、所有別では持家がそれぞれ多くなっています（図3－9参照）。
- 市東部の緑が丘地区には、都内最大級の都営住宅である都営村山団地があり、現在老朽化に伴う建替事業が進行中です（表3－7参照）。また、市営住宅としては、市営中央住宅と市営三ツ木住宅があります（表3－8参照）。
- 本市においては、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めています。
- 既存の居住環境や自然環境に配慮しながら、居住者の生活利便性を確保できるよう、計画的な住宅市街地の形成が求められます。
- 近年は、人口減少や少子高齢化等が影響し、空き家の増加が問題となっています。本市における空き家率は、令和4年時点で市内全域の1.59%となっています（表3－9参照）。空き家は、防災、防犯等の観点から、住民の生活環境に多大な影響を及ぼす可能性があるため、空き家対策には積極的に取り組んでいく必要があります。
- 今後も災害に強い良好な住環境や住まいを確保するため、地域の特性をいかしたまちづくりを推進していく必要があります。

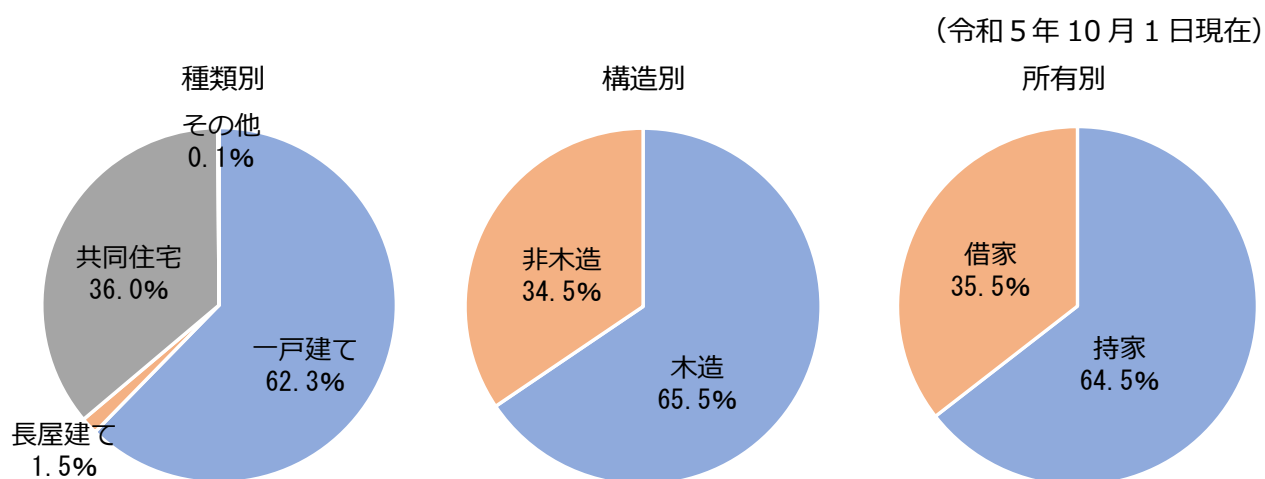


図3－9 住宅の現状

出典 令和5年住宅・土地統計調査

表3-7 都営住宅の概要

(令和7年1月1日現在)

名称	敷地面積(ha)	総戸数	建替事業期		階	区分	棟数	戸数
都営 村山団地	48.4	5,308			5階建	10戸建	4	40
						20 "	1	20
						24 "	2	48
						25 "	1	25
						28 "	4	112
						30 "	5	150
						40 "	16	640
						50 "	7	350
						60 "	1	60
			中期	第1期			1	260
				第2期			6	468
				第3期			9	878
				第4期-1			2	166
				第4期-2			5	642
				第4期-3①			2	230
				第4期-3②			2	244
			後期	第1期-1			4	400
				第1期-2			2	235
				第1期-3			4	340

(注) 戸数は、建物の住戸数であり居住者の入居戸数ではない。

出典 東京都住宅政策本部資料

表3-8 市営住宅の概要

(令和7年4月1日現在)

名 称	敷地面積(ha)	戸 数	階	建 設 年
市 営 中 央 住 宅	0.19	12	2階建	平成2年
市営三ツ木住宅	0.20	10	2階建	昭和63年

出典 都市計画課資料

表 3-9 町目別空き家棟数・空き家率

(令和 4 年時点)

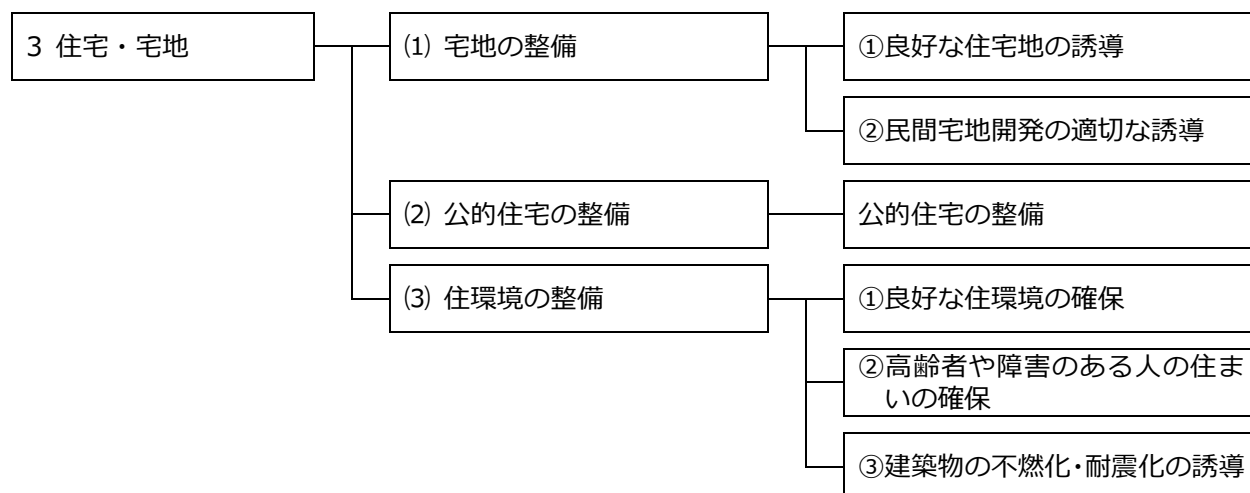
町名	空き家棟数（建物単位）					[A]	建物 棟数[B]	空き家率 (%) [A/B]
	住宅				その他			
	一戸建	長屋建	共同住宅	計				
中 藤	30	0	0	30	19	49	1,308	3.75
神 明	27	0	0	27	2	29	1,599	1.81
中 央	37	0	1	38	0	38	1,643	2.31
本 町	18	2	0	20	0	20	1,610	1.24
三ツ木	44	0	0	44	5	49	1,943	2.52
岸	13	0	0	13	0	13	1,186	1.10
中 原	10	0	0	10	1	11	1,584	0.69
残 堀	22	0	1	23	1	24	2,355	1.02
伊奈平	26	0	0	26	4	30	2,194	1.37
三ツ藤	24	0	0	24	2	26	1,985	1.31
榎	18	0	0	18	3	21	967	2.17
学 園	15	0	0	15	6	21	2,273	0.92
大 南	66	3	1	70	3	73	4,718	1.55
市 内 全 域	350	5	3	358	46	404	25,364	1.59

出典 都市計画課資料

基本方針

- 住宅・宅地については、災害に強い良好な住環境と都市近郊の利便性の共存を目指し、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、高齢者、障害のある人などの住まいの確保に努めます。
- 市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理の促進や有効活用を図るための取組を推進します。

施策の体系・内容



(1) 宅地の整備 **強靱化**

① 良好な住宅地の誘導

- 良好な住宅地の形成を図るため、市の重要な拠点である「都市核地区」における土地区画整理事業を推進します。

② 民間宅地開発の適切な誘導

- まちづくり条例等に基づき、民間宅地開発の適切な規制・誘導に努め、住みよい生活環境の保全を図り、良質な宅地の供給を推進します。
- また、歩きやすい歩道づくりとして、無電柱化を促進します。

(2) 公的住宅の整備 **強靱化**

公的住宅の整備

- 市営住宅については、長寿命化計画に基づき適切な維持管理に努めます。
- 都営村山団地については、良好な住環境と居住水準の向上を目指した施設整備と、多摩都市モノレールの延伸を見据えた有効な土地利用の在り方について、東京都と協議し、村山団地の活性化を図ります。

(3) 住環境の整備 **強靱化**

① 良好な住環境の確保

- 良好な住環境を確保するため、地域住民の理解と協力の下、地区に応じた土地利用を誘導します。
- また、まちづくり条例や住宅マスタープラン等に基づき、地域特性をいかした良好な街並みの形成や良質な住宅供給を促進します。
- 市内に所在する空き家や空き地等の実態把握に努め、適切な管理方法や有効活用について検討を行います。

② 高齢者や障害のある人の住まいの確保

- 高齢者が安心して住み続けることのできる住まいや、障害のある人が地域での自立した生活を営むことのできる住まいの確保に努めます。

③ 建築物の不燃化・耐震化の誘導

- 耐震改修促進計画に基づき住宅や公共施設等の耐震性の向上促進を図ります。
- 火災の延焼を防止するため、主要幹線道路等の沿道建築物の不燃化の誘導や地域の緑化、オープンスペースの確保などを図ります。
- 震災時の建物倒壊による道路の閉塞を防止するため、対象建築物の耐震化を促進するとともに、市民の生命及び財産を守るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震化の促進を図ります。
- ブロック塀から生け垣への変更を奨励するなど、震災に強いまちづくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	障害者グループホームの入所者数	7人	維持
2	木造住宅耐震診断の助成件数	2件	10件

4 下水道



■ 現状と課題

- 下水道は市民の生活に欠かすことのできないライフラインであり、地域の衛生の保持と水環境の保護のため、下水の適切な処理を行う重要な役割を担っています。
- 本市の汚水は、市域を東西に二分して処理しており、西部地区は昭和 49 年度に多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連公共下水道として、東部地区は昭和 54 年度に荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区関連公共下水道としてそれぞれ事業認可を受け、施設の整備を推進しています（図 3-10 参照）。
- 令和 7 年 4 月 1 日現在で、公共下水道（汚水）の認可面積に対する整備割合は 97.5%であり、市街地での整備はほぼ完了しています（表 3-10 参照）。
- 近年は、局地的な集中豪雨が突発的に発生する傾向にあり、浸水被害も起きていることから、令和元年度に残堀川左岸排水区の基本設計を実施するとともに、空堀川流域については雨水全体計画を策定し、整備の検討を進めています。
- また、本市の南東部が含まれる空堀川上流雨水幹線整備地区については、立川市、東大和市及び本市にまたがる空堀川上流雨水幹線の整備について、令和 4 年度に東京都が工事に着手しました。
- 下水道管きょについては、多摩都市モノレール延伸に合わせた新青梅街道の拡幅に伴い、下水道管の移設工事を開始するとともに、震災時における交通機能等の確保のため、道路下に埋設されている管きょの耐震化の推進が求められています。
- 下水道整備開始（昭和 49 年度）から 45 年以上が経過し、施設の老朽化が進み更新時期を迎えるため、平成 30 年度に策定した「下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、計画的な点検・調査及び施設の改築を進めていく必要があります。

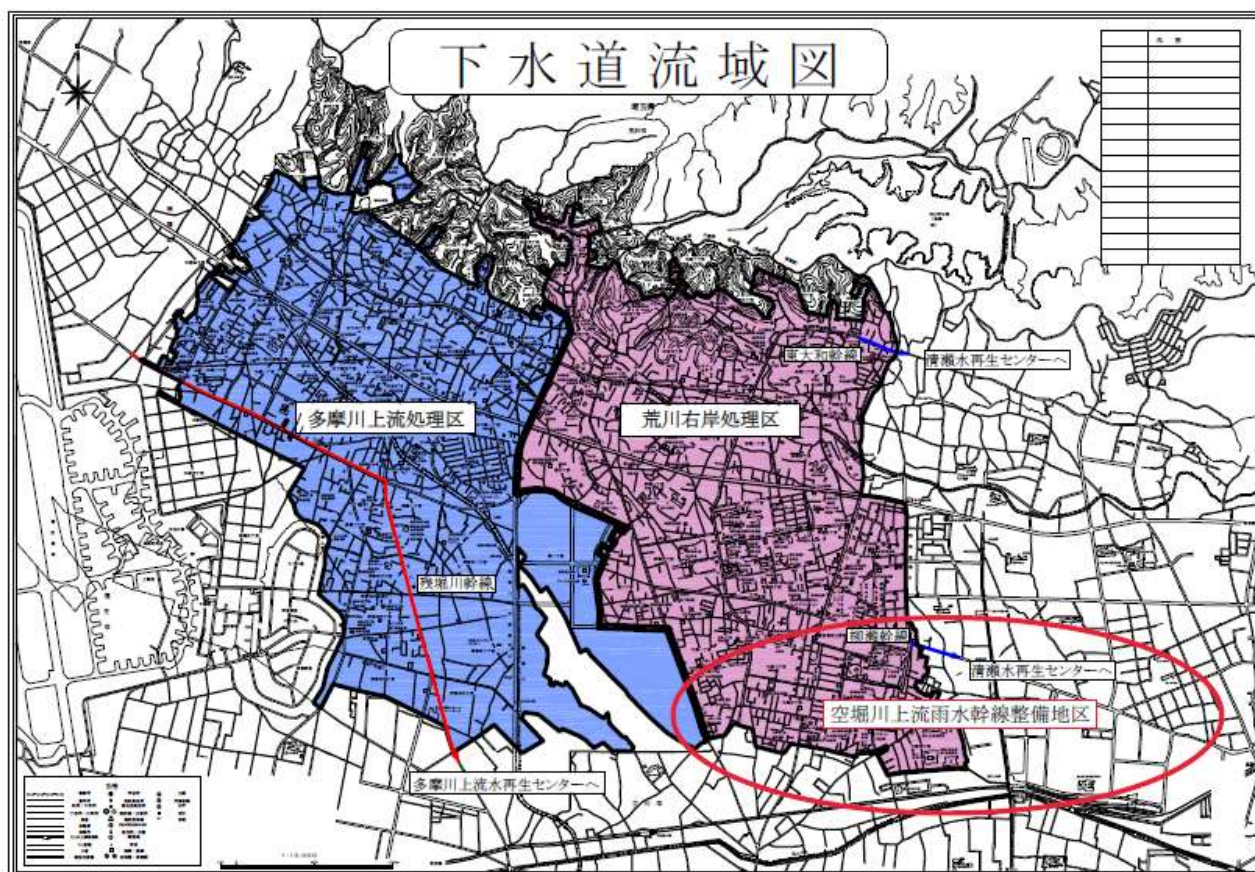


図 3-10 下水道流域図

出典 道路下水道課資料

表 3-10 公共下水道（污水）の整備状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

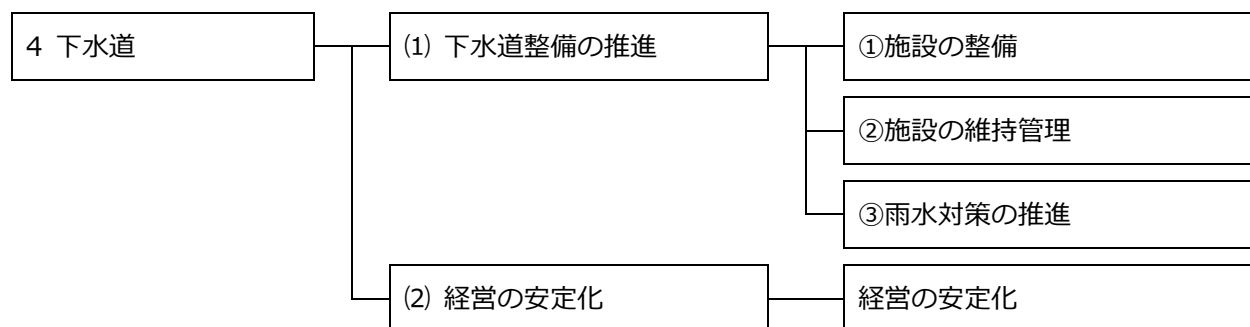
行政区域面積 (ha)	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	認可面積に対する整備割合 (%)
1,537	1,189	1,159	97.5

出典 道路下水道課資料

基本方針

- 公共下水道については、多摩都市モノレール延伸に合わせた整備を行っていくとともに、老朽化に関する調査及び調査結果に基づく改築を計画的に実施し、効率的かつ健全な維持管理を行います。
- 雨水排水施設については、近年集中豪雨による浸水被害が多発していることから、雨水管きよの整備を計画的に進めます。

施策の体系・内容



(1) 下水道整備の推進 **強靱化**

① 施設の整備

- 今後の宅地開発などの状況を踏まえ、必要に応じて未整備箇所への管きよの整備を推進します。

② 施設の維持管理

- 管きよの現況調査、補修、清掃等の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。
- 「下水道ストックマネジメント実施方針」等に基づき、管きよ調査及び調査結果を踏まえた改築等を実施し、適切かつ効率的な維持管理を行います。

③ 雨水対策の推進

- 「雨水管理総合計画」に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進します。
- 抜本的な雨水対策を図るため、空堀川上流雨水幹線整備地区において東京都が整備を進めている空堀川上流雨水幹線について、東京都及び関係市と連携し、整備を促進します。
- 他の排水区についても、公共下水道（雨水）の整備を推進します。

(2) 経営の安定化

経営の安定化

- 将来にわたって持続可能な経営を確保するため、「経営の見える化」を図り、経営課題の抽出を行い、経営状況や資産等を正確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	下水道管きよの点検調査実施率	26.6%	50.0%

5 廃棄物処理とリサイクル



■ 現状と課題

- 脱炭素社会と循環型社会の実現に向け、適切な廃棄物処理やリサイクルに向けた取組の重要性は高まっています。
- そうした中、本市は、令和4年10月から家庭ごみの有料化及び戸別収集を導入するなど、ごみの削減に向けた取組を推進しています。
- また、家庭ごみ有料化及び戸別収集によるごみの減量効果を踏まえ、「一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、ごみの排出量の目標値を見直すとともに、「食品ロス削減推進計画」を策定し、更なるごみの減量に向けて取り組んでいます。
- 本市におけるごみの収集量は、平成30年度までは減少傾向にあり、その後、令和元年度と令和2年度は増加しました。この要因としては、都営村山団地の建て替えに伴う転居等による排出増が考えられます。しかし、令和3年度より減少傾向に転じ、令和6年度には、令和2年度と比較し、3,000トン以上収集量が減少しました。この要因としては、家庭ごみ有料化及び戸別収集によるごみの減量効果等が考えられます。（表3-11 参照）。
- リサイクル事業については、民間施設で廃棄物資源分別事業を行っており、回収率はおおむね95%を超えるなど、高い水準を保っています（表3-12 参照）。また、令和6年度時点で、市民一人当たりのリサイクル率は33.6%となっています（図3-11 参照）。
- 今後も、ごみを排出する市民や事業者それぞれが、自ら出すごみに責任を持ち、4Rの観点からごみの減量・資源化の推進に取り組むことができる体制づくりを一層進めていく必要があります。

表3-11 ごみ収集量の推移

年度	収集量 (t)					
	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	資源になるもの		粗大ごみ	総数
			可燃性資源物	不燃性資源物		
平成 27	12,171	899	2,649	1,927	284	17,930
28	11,938	904	2,511	1,917	310	17,580
29	11,857	890	2,379	1,901	310	17,337
30	11,820	922	2,342	1,908	340	17,332
令和元	11,962	1,011	2,373	1,926	432	17,704
2	12,148	1,027	2,470	1,993	464	18,102
3	11,770	933	2,426	1,978	453	17,560
4	11,069	895	2,435	1,951	439	16,789
5	10,019	482	2,199	1,822	372	14,894
6年度	9,923	499	2,148	1,778	393	14,741

出典 ごみ対策課資料

表 3-12 廃棄物資源分別事業による資源回収状況の推移

年度	搬入量 (t)	資源回収量 (t)			回収率 (%)
		可燃性資源物	不燃性資源物	合計	
平成 27	4,630	2,649	1,798	4,447	96.0
28	4,484	2,511	1,785	4,296	95.8
29	4,339	2,379	1,790	4,169	96.1
30	4,316	2,342	1,806	4,148	96.1
令和元	4,385	2,373	1,830	4,203	95.8
2	4,562	2,470	1,884	4,354	95.4
3	4,489	2,426	1,823	4,249	94.7
4	3,884	2,435	1,289	3,724	95.9
5	2,952	2,200	684	2,884	97.7
6年度	2,867	2,148	644	2,792	97.4

出典 ごみ対策課資料

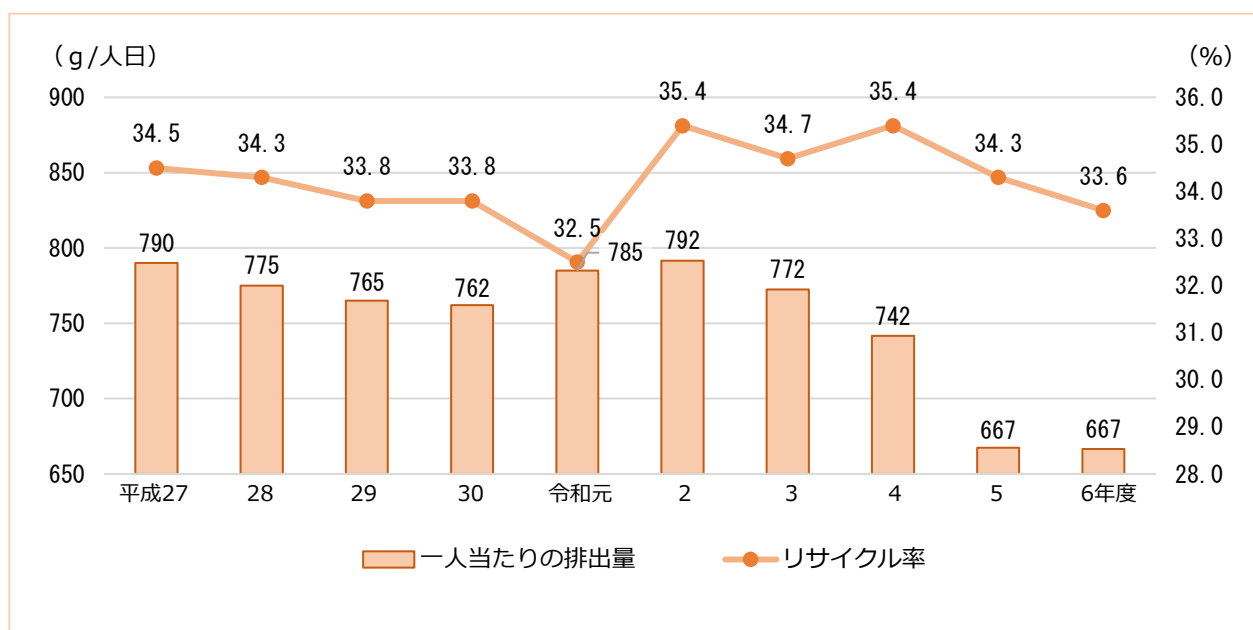


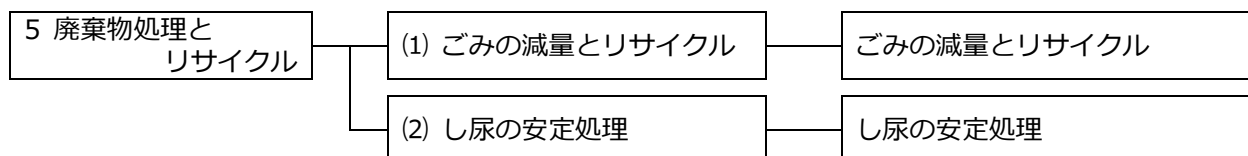
図 3-11 市民一人当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

出典 ごみ対策課資料

基本方針

- 市民、事業者及び市が協働し、ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみの処理に当たっては一部事務組合と共同し、環境負荷の少ない効率的な処理を推進します。

施策の体系・内容



(1) ごみの減量とリサイクル

ごみの減量とリサイクル

- ごみを出す一人一人が主体的に減量、リサイクルに取り組むことができるよう、情報提供に努めるとともに、事業者等への働きかけを行い、市民や事業者との協働による循環型社会形成の推進に努めます。
- 「食品ロス削減推進計画」に基づき、更なる食品ロス対策や啓発活動に努めます。

(2) し尿の安定処理

し尿の安定処理

- 湖南衛生組合のし尿処理施設の適正な維持管理に努め、し尿の安定的な処理を行います。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	ごみの発生抑制（市民一人当たりの排出量） (注)（総排出量÷年度末人口÷年間日数）で算出	667g/人日	621.2g/人日
2	ごみのリサイクル率 (注)（総資源化量÷総排出量×100）で算出。なお、総資源化量はエコセメントを含む。	33.6%	36.3%

第3節 地域交通

1 多摩都市モノレール



現状と課題

- 多摩都市モノレールの延伸は、本市が大きく発展する絶好の機会であることから、延伸を見据えて積極的かつ計画的にまちづくりを進めていく必要があります。
- 令和7年3月、東京都が多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定を告示し、また、同年11月には都市計画事業の認可を取得し、事業に着手することが公表されるなど、多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進しています（図3-12 参照）。
- 市としても、延伸後を見据えたまちづくりと併せ、地域公共交通ネットワークの形成を進めていく必要があります。

多摩都市モノレール(上北台～箱根ヶ崎)延伸事業 案内図



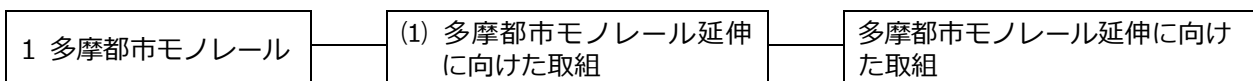
図3-12 多摩都市モノレールの延伸の事業認可区間及び新駅位置

出典 東京都資料

基本方針

- 令和6年に策定した多摩都市モノレール沿線まちづくり方針にて定めた「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに 人を呼び込み、人でのびのびと楽しいまち」という多摩都市モノレール延伸後の沿線の将来像を基に、まちづくりを進めます。
- 多摩都市モノレール延伸事業に対する関心と延伸を見据えたまちづくりの機運を高めるため、多摩都市モノレール延伸事業及び沿線のまちづくりに関する情報の周知を行います。

施策の体系・内容



(1) 多摩都市モノレール延伸に向けた取組 **強靱化**

多摩都市モノレール延伸に向けた取組【新規】

- 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸について、「第二次まちづくり基本方針」や「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」、「立地適正化計画」を踏まえ、将来の需要創出にもつながら沿線のまちづくりを推進するとともに、用途地域の変更や地区計画制度等の活用などにより、地域の特性に応じた土地利用の誘導を推進するとともに、都市機能の誘導によりにぎわいと活力のある拠点形成を図ります。
- 都市核やサブ核を有機的に結びつける都市軸として、市の骨格的な役割を果たす新青梅街道については、引き続き、新青梅街道沿道の地区計画に基づく建築行為等に係る指導を行い、まちなみを誘導します。
- 引き続き、都市核地区土地区画整理事業を施行します。
- 多摩都市モノレール延伸事業及び沿線のまちづくりに関する情報の周知を行います。
- 企業誘致については、多摩都市モノレールの延伸を見据え、新青梅街道沿道や新駅周辺への対象地域の拡大など検討していきます。
- 「地域公共交通計画」に基づき、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えた事業・施策を推進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	多摩都市モノレールの延伸に係る事業の推進	推進	推進

2 地域交通



現状と課題

- 多摩都市モノレール延伸に備える本市において、公共交通を取り巻く状況を踏まえつつ、地域にとって望ましい公共交通サービスの姿を明らかにし、持続可能な公共交通ネットワークを実現させるため、「地域公共交通計画」を策定します。
- 市民の市内外への移動利便性に加え、市外からの来訪者のアクセス性の向上が必要です。多摩都市モノレールの新駅と主要目的施設を結ぶ公共交通ネットワークの再編に当たっては、多様な利用者に対応するためにも、誰もがわかりやすく利用しやすい仕組みにすることが重要です。また、多摩都市モノレール整備中においても、市内循環バス（表3-13参照）や乗合タクシー等の公共交通ネットワークが常に最適な状態となるような取組が必要です。

表 3-13 市内循環バス運行ルート概略

(令和7年4月1日現在)

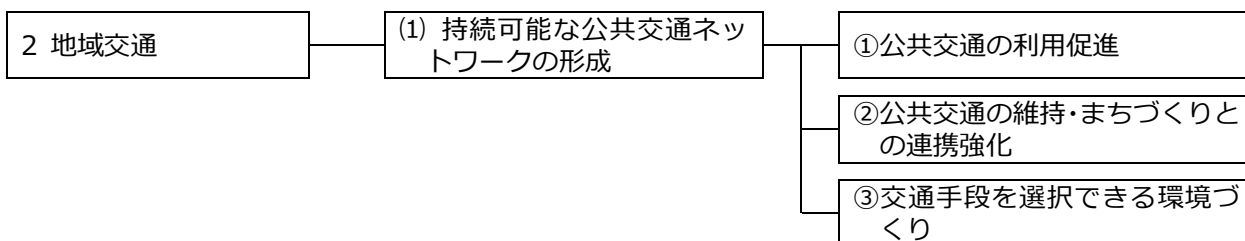
ルート名	通勤時	日中時
上北台ルート	上北台駅～武蔵村山市役所前～三ツ木地区会館～（村山温泉かたくりの湯）～武蔵村山市役所前～上北台駅	上北台駅～武蔵村山市役所前～村山温泉かたくりの湯～総合体育館
玉川上水ルート	玉川上水駅～大南公園～シルバー人材センター前～武蔵村山市役所前	玉川上水駅～大南公園～イオンモール～武蔵村山市役所前～村山温泉かたくりの湯

出典 交通企画・モノレール推進課資料

基本方針

- 多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を進めるとともに、市内循環バス（MM シャトル）や乗合タクシー（むらタク）のより効果的な運行に努めます。

施策の体系・内容



(1) 持続可能な公共交通ネットワークの形成 強靱化

① 公共交通の利用促進【新規】

- 公共交通の利用促進を図るため、公共交通の認知度を向上させ、公共交通を利用しやすい取組を図るなど、公共交通を利用するきっかけづくりに努めます。
- デジタル技術を活用し、公共交通を選択しやすい環境づくりの促進を図ります。

② 公共交通の維持・まちづくりとの連携の強化【新規】

- 関係機関や交通事業者と連携・協力し、公共交通ネットワークの維持に努めます。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、地域公共交通計画に基づき、市内全体の交通網や交通環境の形成について検討を行います。

③ 交通手段を選択できる環境づくり【新規】

- 多摩都市モノレール延伸を見据え、次世代モビリティや低炭素モビリティの導入の検討・促進に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	市内循環バスの年間利用者人数（シルバーパス利用者は含まない）	208,182 人	260,475 人
2	乗合タクシーの利用者数	12,494 人	16,508 人

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

- 1 人権・平和
- 2 男女共同参画

第2節 教育

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 スポーツ・レクリエーション

第3節 文化

- 1 市民文化
- 2 伝統文化・文化財

本章の概要

一人一人が互いを尊重し、豊かな心を持ち、個性と能力を発揮し、協力し合える地域社会づくりを進めるとともに、生きる力や豊かな心、健康な身体を育み、自己の充実と生活の向上の実現を目指して、学ぶ機会の充実に努めます。

また、性別や年齢に関係なく、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、誰もが学び活躍することができるまちを目指します。

第1節 人権

1 人権・平和

一人一人が互いの人権を尊重し、個性や能力を認め合い、誰もが自分らしく、幸せに暮らすことができる社会を推進します。平和の大切さを次世代に継承するため、平和に関する歴史的な資料等の整理・保存に努めます。

2 男女共同参画

性別や年齢を問わず全ての人々が、職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において自分らしく、個性と能力を発揮し、協力し合える男女共同参画社会の実現を目指します。

第2節 教育

1 学校教育

児童・生徒が自立して生きる力を育む学校教育を推進し、一人一人が人間性豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。

2 生涯学習

市民が学習できる機会を拡充し、市民が生涯にわたって自らの意思で学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

3 スポーツ・レクリエーション

誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに触れ合える環境づくりを行い、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

第3節 文化

1 市民文化

地域の文化を支える市民の文化団体を支援するとともに、誰もが質の高い多様な文化・芸術に触れる機会や場の充実に努めます。

2 伝統文化・文化財

文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示等を通じて、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。また、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していくための機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

第1節 人権

1 人権・平和



■ 現状と課題

《人権》

- 近年、「性別」、「年齢」、「宗教」、「国籍」などの多様性を尊重する動きが広がっており、今後、更に加速していくことが見込まれます。一人一人の人権が尊重される社会に向け、多様性への理解は浸透し始めているものの、女性や外国人、性的少数者への差別や偏見、虐待、いじめ等の問題は顕在しており、多様性社会の実現にはまだ至っていない現状があります。
- 本市では、これらの差別や偏見を解消するための相談事業（表4－1参照）や啓発活動、学校教育等を実施しており、今後も引き続き人権の尊重に関わる事業を行い、一人一人の個性が尊重される社会に向けた取組を行う必要があります。

表4－1 人権相談等の実施内容

（令和7年4月1日現在）

相談名	相談日時	相談員	内容
こころの相談室	月2回 （対面・電話相談 及びオンライン相談各1回）	【対面・電話相談】 男性相談員 （偶数月） 女性相談員 （奇数月） 【オンライン】 男性相談員	職場関係、子育て、離婚、性自認の悩み等についての相談
法律相談	月3回	弁護士	結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談
人権相談	月1回	人権擁護委員	人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養など身近な人権問題についての相談
女性弁護士による法律相談	月2回	女性弁護士	結婚、離婚、ハラスメント、DV、相続、ご近所トラブル等についての相談
LGBTQ相談	不定期 （対面・電話・オンライン相談）	専門相談員	性自認や性的指向に関する悩み、カミングアウトについての不安、家族や友人との関係等についての相談

出典 秘書広報課・協働推進課資料

《平和》

- 本市は、昭和 59 年 8 月に「武蔵村山市非核平和都市宣言」を行い、その理念の下に動画作成や平和学習バスツアーをはじめとする平和関連事業を行ってきました。平成 27 年度には、市民の平和な生活を守り、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を推進するため、平和首長会議に加盟しました。
- また、戦時中、市内には東京陸軍少年飛行兵学校や村山陸軍病院等の軍事施設があったことから、平成 28 年に東京陸軍少年飛行兵学校の跡地の一角に歴史民俗資料館分館を開館し、戦争関連資料や当時の様子を伝える記録などを常設展示しています。
- 令和 7 年度には、戦後 80 年を迎えるに当たり、戦争体験者の声を後世に残すべく、映像を制作するとともに、市内の小・中学生及びその保護者が広島県・長崎県・沖縄県の平和関連施設へ視察を行う際の費用の一部を補助し、報告会を実施しました。
- 戦後 80 年以上が経過し、戦争を知らない世代が多数を占める時代となりましたが、恒久平和の達成に向け、次世代を担う子どもに平和の大切さを継承していくことが求められています。

◆武蔵村山市非核平和都市宣言

昭和 59 年 8 月 6 日

平和を希求する心は私たち人類の共通の願いであります

しかし地球上には全世界の人類と文明を一瞬にして滅亡させて余りあるほどの核兵器が存在しております

そしてこれらを保有している国々の間では依然として核軍備の激しい競争が行われ人類は核戦争の恐怖と脅威にさらされているところであります

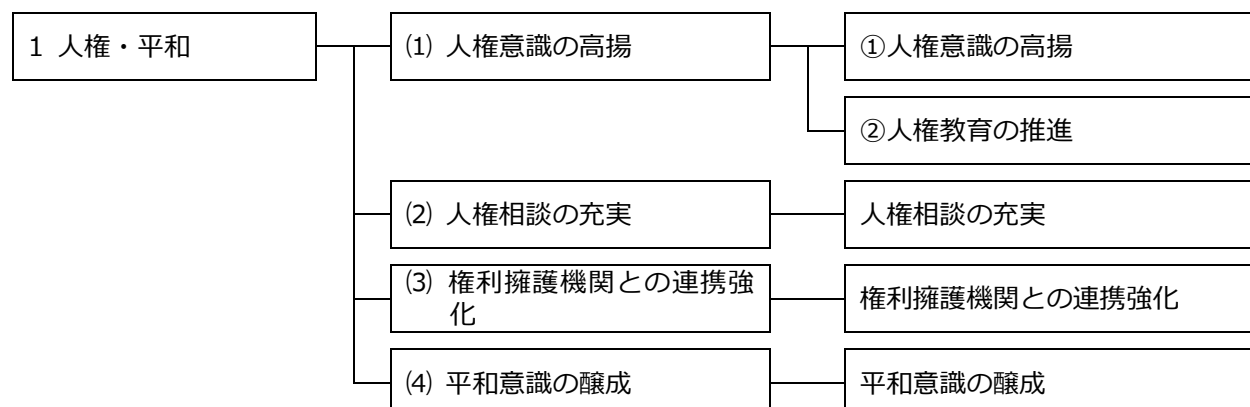
私たちは世界で唯一の核被爆体験を持つ国民として核兵器がいかに悲惨なものであるかを全世界に訴え人類の永遠の存在のため核兵器の廃絶を求めていかなければなりません

平和を愛し平和を守る市民とともにここに非核平和都市を宣言します

■ 基本方針

- 一人一人の個性、能力、価値観が尊重され、それらを発揮することができる社会の実現を目指して、様々な啓発活動や相談、支援を行います。
- 「武蔵村山市非核平和都市宣言」を基本理念に、関連事業の実施や歴史民俗資料館分館での常設展示等を通じて、平和意識の醸成に努めるとともに、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努めます。

■ 施策の体系・内容



(1) 人権意識の高揚

① 人権意識の高揚

- 人権尊重の理念を広く社会に定着させるため、多摩西人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、市民が人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、人権に関する啓発活動を推進します。
- 一人一人が尊重され、自分らしく暮らせる社会、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すため、「(仮称) 武蔵村山市ダイバーシティ都市宣言」を行います。

② 人権教育の推進

- あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、多様性への理解を促進します。
- 学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導します。
- また、ダイバーシティ教育(*44)を通じて、多様性への理解を促進します。

(2) 人権相談の充実

人権相談の充実

- 人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護するため、人権擁護委員との連携等による人権相談の充実を図ります。
- 女性が相談しやすい体制を整備するため、男女共同参画センター「ゆーあい」において女性弁護士による法律相談を実施します。
- 性自認や性的指向に関する悩みを持つ当事者を支援するため、当事者やその家族、友人、支援者等を対象とした相談を実施します。

(3) 権利擁護機関との連携強化

権利擁護機関との連携強化

- 人権の侵害に対して適切な対応が図れるよう、学校、人権擁護委員、東大和警察署、保健所及び社会福祉協議会等の各関係機関との連携強化を図ります。

(*44)ダイバーシティ教育：性別、年齢、障害の有無、子公績及び宗教など、価値観は多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促す教育

(4) 平和意識の醸成 **強靱化**

平和意識の醸成

- 平和の意義を確認し平和意識の高揚を図るため、平和に関する啓発活動を推進します。
- 歴史を風化させることなく、平和について考えその尊さを語り継いでいくため、平和に関する図書の展示・貸出しを行うとともに、歴史民俗資料館分館において、平和に関する歴史的な価値を有する資料等の整理・保存に努め、常設展示を実施します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	性の多様性に関する啓発活動の実施回数	6回	6回以上

2 男女共同参画



現状と課題

- 男女共同参画社会基本法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）のほか、近年では、令和6年に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されるなど、男女共同参画に関する国の法制度は徐々に充実してきました。
- また、令和4年には、女性デジタル人材育成プランが決定されるなど、女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消に向け、女性が更に社会進出していくための環境整備が進められてきましたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識、不安定な雇用状況や長時間労働など、解決すべき課題が残されています。
- こうした中、本市においても令和7年3月に「第五次男女共同参画計画－ゆーあいプラン－」を策定し、全ての市民が性別や年齢、国籍等に関わりなく、それぞれの個性・能力・価値観等が尊重され、自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現を目指しています。
- 本市の各委員会等における女性委員の参画状況は、令和7年4月1日現在で 37.5%となっています（表4－2参照）、更なる向上が望まれています。
- 男女共同参画事業の推進に当たっては、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」を推進拠点として、男女共同参画社会、ダイバーシティの推進に関する情報及び学習機会の提供、資料・図書の展示や貸出しを行うほか、性別や世代にかかわらず多様な人々とつながるきっかけとなる講座やイベントを開催しています。
- 男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため、男女共同参画推進市民委員会が設置され、市が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力のほか、男女平等・男女共同参画に関する調査研究、男女共同参画の推進の啓発に関することなどを行っています。
- 男女共同参画社会の実現のためには、職場、家庭、地域社会などにおいて男女共同参画の意義を認識して行動することができるよう、男女平等の意識づくりを行い、性別、年齢等にかかわらず多様な人材が活躍するまちを実現する必要があります。

表 4－2 市の各委員会等における女性委員の参画状況 (令和7年4月1日現在)

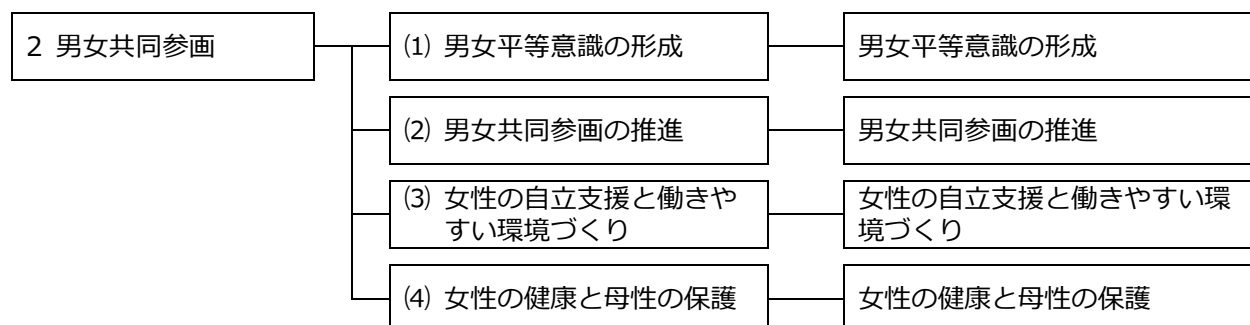
区分	総委員数（人）	女性委員数（人）	割合（％）
行政委員会（地方自治法第 180 条の 5 参照）	27	4	14.8
附属機関等（地方自治法第 138 条の 4・第 202 条の 3 参照）	421	108	25.7
設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	633	293	46.3
合 計	1,081	405	37.5

出典 協働推進課資料

■ 基本方針

- 性別や年齢、国籍等、様々な違いにかかわらず、誰もが個人として尊重され、個性と能力を十分発揮し、自分らしく活躍できるような施策を推進するとともに、市民や事業所と一体となって、男女共同参画社会の実現を目指します。

■ 施策の体系・内容



(1) 男女平等意識の形成

男女平等意識の形成

- 男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、男女共同参画フォーラム等の啓発事業や情報誌の発行などに取り組み、男女共同参画を推進するほか、家庭、学校、地域における男女平等観に立った教育・学習を充実させるため、講座を実施するなど、学習機会の拡大を図ります。
- あらゆるハラスメント行為の防止に向けて、広報や啓発活動を推進するとともに、学校や市役所においてあらゆるハラスメント行為の発生防止に向けて、研修等を実施します。
- 市職員の男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるように努めます。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画の推進

- 市の政策や方針決定の場への男女共同参画を推進するため、参画機会の拡大に向けた環境を整備し、各種審議会等への女性の積極的な参画を進めます。
- 男女が共に仕事やその他の活動と家庭生活を両立できるようワーク・ライフ・バランス(*45)の推進に取り組みます。

(*45)ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和を意味し、やりがい等を持ちながら働くとともに、家庭等においても多様な生き方が選択実現できる状態

(3) 女性の自立支援と働きやすい環境づくり

女性の自立支援と働きやすい環境づくり

- 働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指すとともに、女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携を図り、各種相談や情報提供・支援等の充実に努めます。
- 女性リーダーの育成に向けた研修等の開催や地域社会で女性のキャリア支援などを行うメンターバンクを創設することにより、女性の参画を促進し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見が的確に反映されることを目指します。
- 男性も女性も仕事と家庭の両立が可能となるよう保育内容の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業などを通して、働く男女の子育て支援に努めます。

(4) 女性の健康と母性の保護

女性の健康と母性の保護

- リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(*46)の観点から、女性だけでなく男性も母性を理解することの促進を図るため、妊娠、出産、家族計画など母性機能を守る上での知識の普及・情報提供、妊産婦の健康診査など母子保健サービスの充実に努めます。
- 女性のための健康教室を実施するとともに、働く女性が受診しやすい検診の在り方について検討を行います。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	審議会等への女性の参画率	37.5%	40.0%以上 60.0%以下
2	男性市職員の育児休業取得率 (5か年平均)	53.8%	85.0%
3	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の 新規認定事業所数(累計)	18 事業所	32 事業所
4	ファミリー・サポート・センター事業の 延べ利用件数【再掲(P.86)】	154 件	500 件

(*46)リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：妊娠や出産に関して、責任を持った上で自由に決断・決定することができる権利及びそれに関係する情報と手段を持つ権利等

第2節 教育

1 学校教育



■ 現状と課題

- 本市には、市立小学校9校、市立中学校5校があります。そのうち第四小学校と第二中学校は、多摩地域初の施設完全一体型小中一貫校である「小中一貫校村山学園」として、平成22年4月に開校しました。村山学園を発信校として、全校で小中一貫教育を推進しており、平成28年4月に、第七小学校と第四中学校が施設隣接型「小中一貫校大南学園」として開校しました。（図4-1 参照）
- 小中一貫教育では、児童・生徒の交流を通して小学生は中学生の姿から学び、中学生は手本としての意識が芽生えるなど心の成長が見られることや、小・中学校教員の連携の促進などの成果が出ています。
- 現在では、施設完全一体型、施設隣接型に加え、中学校区ごとに小中一貫教育を推進しており、義務教育9年間を通した系統的・継続的な教育活動を全校で展開し、児童・生徒の主体性の伸長やキャリア教育の充実などを推進しています。
- 令和7年5月1日現在、小学校の児童数は3,613人、中学校の生徒数は1,844人で、近年は少しずつ減少傾向にあります（表4-3、表4-4、図4-2 参照）。
- このような状況の中、本市では令和4年3月に策定した「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三次教育振興基本計画」の共通の基本理念である「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち 武蔵村山」の下、「生きる力を育む教育の推進」、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」、「教育の質の向上と教育環境の整備」、「自己実現を目指す生涯学習の推進」及び「教育財産の有効活用の推進」の5つを基本方針とし、教育、学術及び文化の振興に関する方策の総合的な推進に取り組んでいます。
- また、新たな時代に対応できる「生きる力」の育成の重要性、子ども一人一人に寄り添った教育の重要性がうたわれ、E S D(*47)（持続可能な開発のための教育）や、外国語教育、プログラミング教育など、新たな教育に対応していくことが求められています。
- 令和5年度には、市や地域に愛着を持つとともに、市の発展や課題について自ら学び考え、主体的に問題解決に取り組む児童・生徒の育成を目指し、市内小・中学校でまちづくり学習を開始しました。
- 特別支援教育については、「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育をより一層推進し、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携して、特別な教育的支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行い、将来の社会的自立、地域の一員として生きていく力を培うとともに、共生社会の形成を目指した教育を全ての学校において推進してきました。
- 学校施設については、本市における大部分の学校施設は建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。学校施設は、児童・生徒が過ごす学習生活の場であるため、災害時の安全性を確保するとともに、より快適な環境づくりに努めることが求められています。
- 学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のためだけではなく、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要であり、本市では安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食の安定的な実施に努めています。令和7年4月には、防災食育センターの運用を開始しており、災害時の応急給食機能を活用した平常時の学校給食への対応を実現しました。

(*47) E S D : 地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育

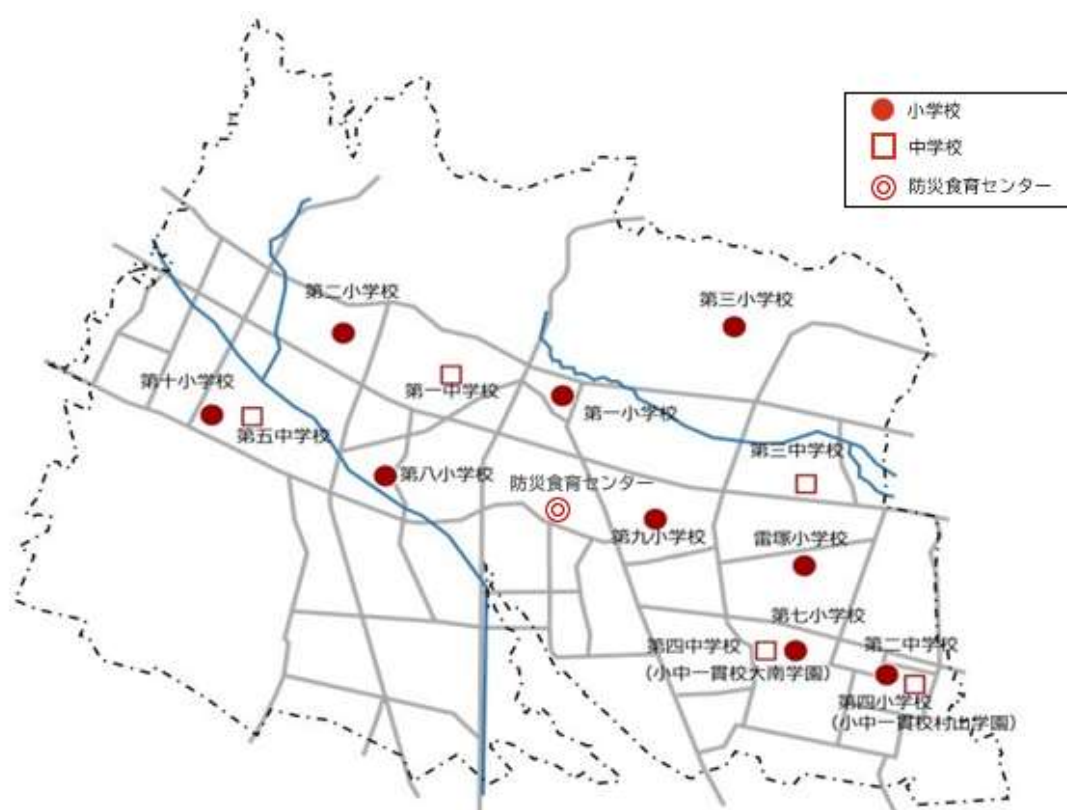


図 4-1 学校教育施設位置図

出典：教育総務課資料

表 4-3 小学校の学級数一覧

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合 計
第 一 小 学 校	2	2	2	2	2	2	12(8)
第 二 小 学 校	2	2	2	2	2	2	12
第 三 小 学 校	2	2	2	2	3	2	13
小中一貫校村山学園	2	2	2	2	2	2	12
小中一貫校大南学園	3	3	3	4	3	4	20
第 七 小 学 校	3	3	4	3	4	4	21
第 八 小 学 校	3	3	4	3	4	4	21
第 九 小 学 校	2	2	2	2	2	2	12
第 十 小 学 校	2	2	2	2	2	3	13(3)
雷 塚 小 学 校	1	1	2	1	1	1	7(7)

(注)合計の () は特別支援学級の数であり、外数

出典 教育総務課資料

表 4-4 中学校の学級数一覧 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

学校名	1 学年	2 学年	3 学年	合 計
第 一 中 学 校	4	5	5	14(4)
小中一貫校村山学園 第 二 中 学 校	2	2	2	6(7)
第 三 中 学 校	4	4	4	12
小中一貫校大南学園 第 四 中 学 校	3	3	3	9
第 五 中 学 校	5	5	5	15

(注)合計の () は特別支援学級の数であり、外数

出典 教育総務課資料

(各年 5 月 1 日現在)

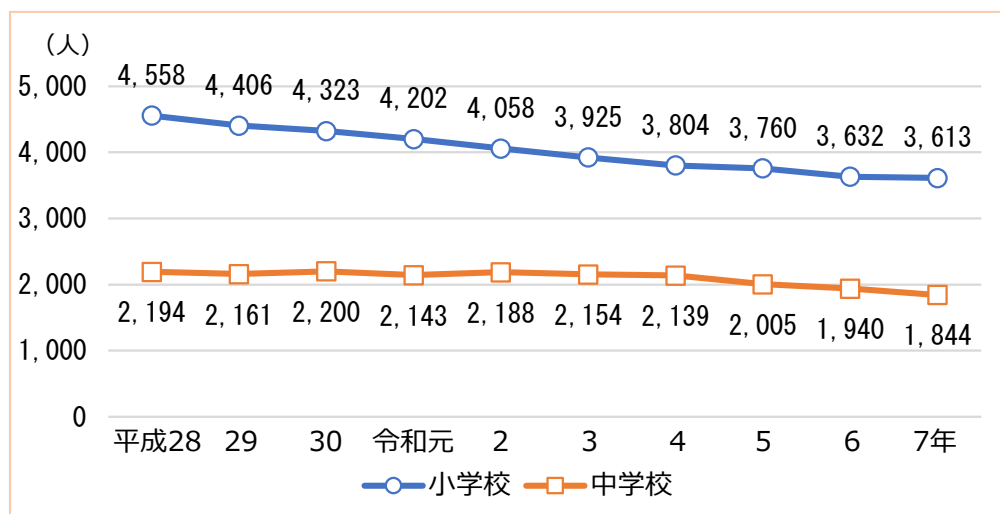


図 4-2 児童・生徒数の推移

出典：東京都資料

(注)令和 7 年は速報値

基本方針

- 学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上と教育環境の整備に取り組みます。
- また、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第三次教育振興基本計画」が令和 8 年度に終期を迎えるため、次期の大綱及び基本計画を策定します。
- 校舎等の教育財産については、計画的な維持・管理に努め、安全性の向上に努めます。
- また、防災食育センターを活用し、学校給食を通じた食育を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 教育環境の整備

① 特色ある学校づくり

- 平成 29 年 3 月に改訂された学習指導要領に基づき、特色ある学校づくりを進めるため、地域の自然・歴史や文化等を題材とした創意工夫のある、地域に根ざした開かれた教育を展開します。

② 小中一貫教育の推進

- 「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進するとともに、市民や保護者等に小中一貫教育について、理解を深めてもらうため、情報発信を行います。
- 学校運営協議会との更なる連携を図り、地域に密着した教育活動の充実を図るとともに、小・中学校の教職員が連携した学習指導を実施し、児童・生徒の学力向上・体力向上及び健全育成を図ります。

③ 弾力的通学区制と学校選択制の展開

- 「武蔵村山市立学校の指定に関する規則」に基づき、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。
- また、中学校の学校選択制については、引き続き保護者等の意見を参考としながら実施していきます。

④ 特別支援教育の推進

- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。
- 特別支援教育における校内体制を整備するとともに、教員研修や特別支援教育コーディネーター養成研修を実施します。
- インクルーシブ教育(*48)の推進と、個別の教育的ニーズのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向け、多様で柔軟な教育課程の中で、可能な限り、交流及び共同学習を推進します。

⑤ 健康・安全教育の充実と安全確保の推進 **強靱化**

- 学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談の実施、保健指導の充実等により、児童・生徒の心と体の健康管理に努めます。
- また、薬物乱用や犯罪などの危険から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成等、地域や関係機関と連携した安全教育を推進するとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、通学路における合同点検などを通して、児童・生徒の安全確保を図ります。

(*48)インクルーシブ教育：障害のある児童・生徒が他の児童・生徒と同じように、平等に教育を受けることができる権利を確保できる教育制度

⑥ 学校給食の充実 **強靱化**

- 食育や地産地消を重視し、地元農家の協力を得て地場食材を積極的に導入します。
- アレルギー除去食への対応など安全・安心な給食の提供を行います。
- 食生活に対する正しい理解や適切な判断力などを養うため、学校給食を通じた食育を推進していきます。
- 学校給食調理等業務を民間に委託し、将来にわたって学校給食を安定的に提供するとともに、経費の削減及びサービス水準の維持向上を図ります。

⑦ キャリア教育・進路指導の推進

- 職場見学、職場体験等を活用して、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択することができるよう、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。

⑧ 適応指導・教育相談の充実

- 児童・生徒や保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例等に対応します。

⑨ 教職員の資質向上

- 「授業改善推進プラン」を活用するなど、教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員研修・研究機能を整備します。

(2) 社会の変化に対応した教育の推進**① 学力向上策の推進**

- 児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、「市立学校の学力向上策」及び「児童・生徒の学力向上に向けて」に基づき授業改善を図るとともに、家庭や地域との連携を図ります。
- 放課後や長期休業中に学校施設を活用し、児童・生徒の学習習慣の確立や基礎学力の定着に向けて、学習支援を行います。

② 心の教育の充実

- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、道徳的実践活動を通し、心の教育の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園と小・中学校及び公民館や図書館などが情報交換などによって連携を強め、一貫した心の教育の在り方について検討し、その実践に努めます。

③ 健康・体力の保持増進策の検討

- 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校と家庭が連携した体力向上策及び食育の推進を図ります。

④ 国際理解教育の推進

- 様々な分野で国際化が進展する中、児童・生徒が外国の文化や社会を理解し、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、JET－ALT（外国青年招致事業による外国語指導助手）による英語教育や、総合的な学習の時間での取組などを強化し、国際理解教育を推進します。
- 帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒が、日本での生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。

⑤ 情報教育の充実

- 高度情報化社会に柔軟な対応ができる児童・生徒を育てるため、GIGA スクール構想(*49)の実現のために整備した児童・生徒用タブレットをはじめとする情報機器や授業支援ソフト等のデジタル教材を最大限に活用し、効果的な学習指導に努めます。
- 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、情報機器等の正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図ります。

⑥ 環境教育の推進

- 地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題等の都市・生活型公害など、様々な環境問題に対して興味・関心を持ち、理解を深める教育を展開します。

⑦ 体験学習の充実

- 地域の自然や歴史、文化等に直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を充実します。

⑧ 開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実

- 保護者や地域から信頼され、共に子どもを育てるという視点に立った学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクール、学校評価制度等を活用して意見を反映させるとともに、学校公開、学校ホームページ、SNS 等を活用し、教育活動や学校経営方針の積極的な公開・公表に努めます。
- 中学校の部活動に技術指導のため地域住民人材を外部指導員として配置し、部活動の支援を図ります。

⑨ 読書活動の推進

- 学校図書館と市立図書館の連携を推進するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性などを育み、人間力の基礎となる「言語能力」の育成を図ります。

⑩ まちづくり学習の推進【新規】

- 市内小・中学校の地域の特性をいかしたまちづくり学習を実施し、市や地域に愛着を持つとともに、市の発展や課題について自ら学び考え、主体的に問題解決に取り組む児童・生徒の育成を図ります。

(*49)GIGA スクール構想：一人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目的とする構想

(3) 教育施設・設備の充実

① 学校施設・設備の整備 **強靱化**

- 児童・生徒が安全に充実した学校生活が送れるように、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。
- 地震等災害時の避難施設として有効に活用できるように施設の充実を図るとともに、学校施設の非構造部材の耐震化を推進し、多くの方が安心して施設を利用できるように設備の充実を図ります。
- 民間企業の知識などを活用し、学校施設の管理の効率化・高度化を図るため、包括管理業務委託を検討します。

② 教育センター活動の推進

- 教職員の資質の向上、家庭や児童・生徒の悩みに対応するため、研修室、適応指導教室、教育相談室等の教育センターの機能充実を図るとともに、教育に関する情報の収集・提供などを行います。

③ 教育機器・教材の充実

- 児童・生徒用タブレットを活用した新たな学びの機会を充実させるため、児童・生徒用タブレットや大型提示装置等の情報機器並びにデジタル教科書やデジタルドリル等のデジタル教材の導入・更新を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」において肯定的な回答をする児童・生徒の割合	小6：73.5% 中3：70.7%	小6：80.0% 中3：80.0%
2	公費補助対象学年の英語検定受験率	33.9%	50.0%
3	学校給食における地元産の野菜・果物等の使用量（児童・生徒1人当たり/年）	6.05kg	維持
4	学校給食における地元産野菜・果物等の使用品目数	23品目	維持

2 生涯学習



■ 現状と課題

- 人生 100 年時代を迎えている中、市民の生涯学習に対する期待や意欲はより一層高まっています。そのため、市民が生涯学習を通じて心豊かな人生を送ることができるよう、多様で質の高い学習機会を適切に提供することが求められています。
- このような状況の中、本市では市民の価値観の変化・多様なニーズに応えるため、公民館や図書館、市民会館（さくらホール）等の施設において、様々な学習機会を提供しており、令和 6 年度実績では合計 203,925 人が社会教育関係施設を利用しています（図 4－3、表 4－5、表 4－6 参照）。また、インターネットを通じて時間や場所を問わず電子書籍の貸出・閲覧・返却・予約などが可能な「むさしむらやま電子図書館」のサービスを導入するなど、学習情報をより享受しやすい環境の実現にも努めています。
- 今後も市民の多様なニーズに応えるため、よりよい学習環境の整備や、より質の高い学習情報の提供に努める必要があります。

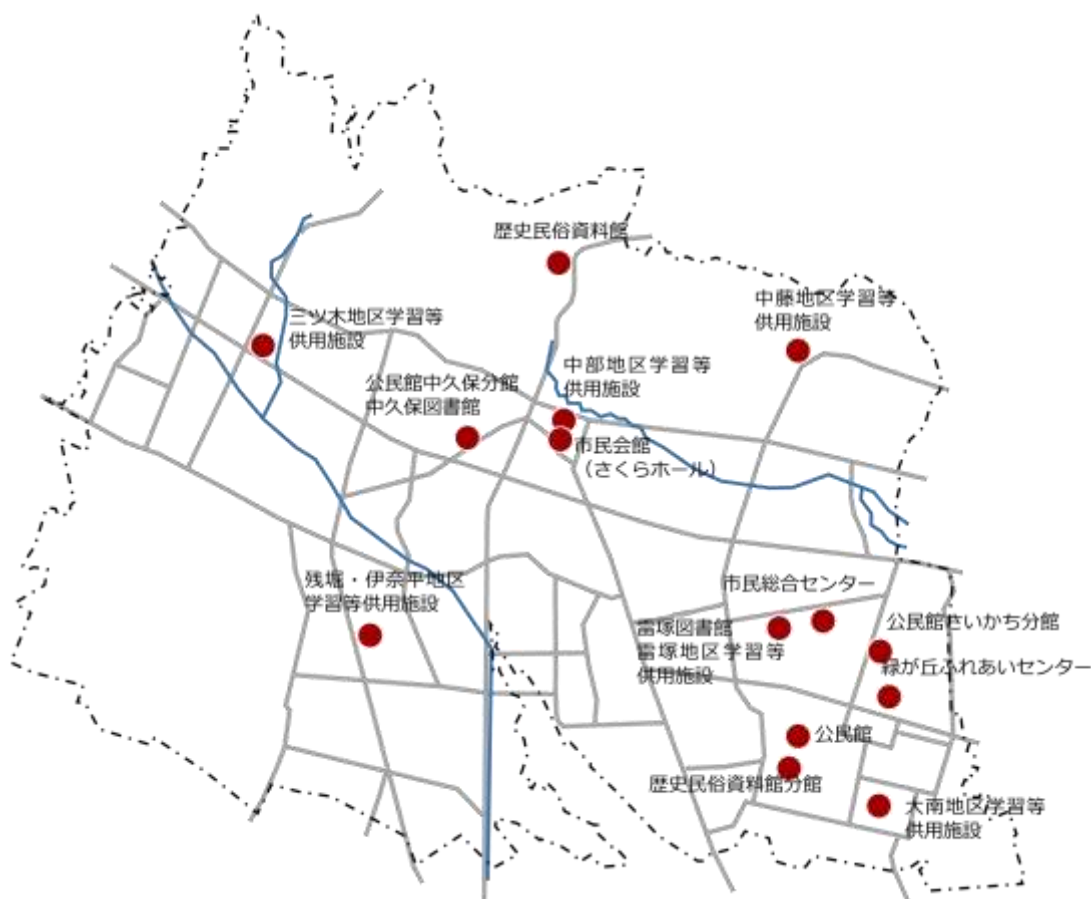


図 4－3 生涯学習施設位置図

出典 文化振興課・図書館資料

表4-5 生涯学習施設等一覧

(令和7年4月1日現在)

名 称		施 設 内 容
公 民 館		-
公 民 館 中 久 保 分 館		-
公 民 館 さ い か ち 分 館		-
市民会館（さくらホール）		-
歴 史 民 俗 資 料 館		-
歴 史 民 俗 資 料 館 分 館		-
緑が丘ふれあいセンター		コミュニティセンター、男女共同参画センター（ゆーあい）、老人福祉館
市 民 総 合 セ ン タ ー		保健福祉総合センター、教育センター、子ども家庭センター
図 書 館	雷 塚 図 書 館	-
	中 久 保 図 書 館	-
学 習 等 供 用 施 設	雷 塚	地区会館
	中 藤	地区会館、地区図書館、地区児童館
	中 部	地区会館
	三 ツ 木	地区会館、地区図書館
	大 南	地区会館、地区図書館、地区児童館
	残 堀 ・ 伊 奈 平	地区会館、地区図書館、地区児童館

出典 文化振興課・図書館資料

表4-6 社会教育関係施設利用状況

(令和6年度実績)

施設名	開館 日数	主催事業		一般団体		その他		合計	
	日	回	人	回	人	回	人	回	人
公 民 館	342	354	4,185	497	6,480	1	31	852	10,696
公民館中久保分館	346	-	-	139	1,156	45	398	184	1,554
公民館さいかち分館	341	2	2	2,374	27,558	35	726	2,411	28,286
雷 塚 地 区 会 館	348	-	-	720	7,886	136	661	856	8,547
中 藤 地 区 会 館	340	3	22	687	5,391	50	589	740	6,002
中 部 地 区 会 館	344	227	2,519	74	1,345	3,889	83,929	4,190	87,793
三 ツ 木 地 区 会 館	340	1	5	1,053	12,616	69	1,181	1,123	13,802
大 南 地 区 会 館	340	8	106	970	10,173	75	1,957 (377)	1,053	12,236 (377)
残堀・伊奈平地区会館	340	2	13	1,324	12,356	127	1,089	1,453	13,458
生涯学習活動室	324	17	235	1,017	12,126	508	9,190	1,542	21,551
合 計		614	7,087	8,855	97,087	4,935	99,751 (377)	14,404	203,925 (377)

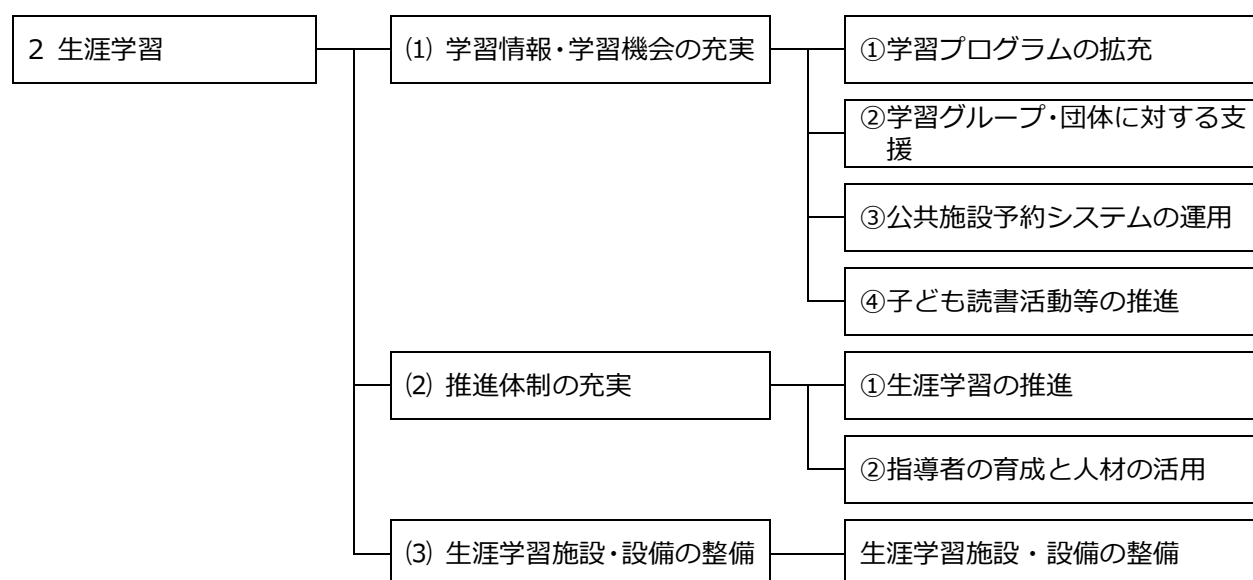
(注) () 内は談話室使用人数であり、外数

出典 教育総務課・文化振興課資料

基本方針

- 市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

施策の体系・内容



(1) 学習情報・学習機会の充実

① 学習プログラムの拡充

- 「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、制度の更なる利用促進に努めるとともに、男女共同参画社会の実現や環境、福祉、教育等の現代的な課題や、文化、芸術、まちづくり等の地域的な課題など、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。
- 文化・芸術的な講座については、市民との共同開催を図ります。

② 学習グループ・団体に対する支援

- 自主的な学習活動を行う市民グループや団体と連携し、学習内容や運営、指導者、活動場所の周知等を図ります。
- 活動成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催について、教育・文化・福祉・産業・観光など関係機関や施設との連携により開催します。

③ 公共施設予約システムの運用

- 各種団体の生涯学習活動情報を提供するとともに、自宅等から公共施設の空き状況検索や予約を行うことができる公共施設予約システムを運用し、市民の生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図ります。

④ 子ども読書活動等の推進

- 子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。
- 文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を進めます。

(2) 推進体制の充実

① 生涯学習の推進

- 郷土意識や生きがいのもてるまちづくりを関係機関や市民と協働で進めるため、学習機会の場の提供及び団体に関する的確な情報の提供により、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援を行います。
- 市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実に努めます。

② 指導者の育成と人材の活用 **強靱化**

- 市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。
- 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。

(3) 生涯学習施設・設備の整備 **強靱化**

生涯学習施設・設備の整備

- 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設の適正な維持管理・充実に努めます。
- 利用者が快適に学習や読書などに取り組めるよう図書館の環境整備を推進していきます。
- また、限られたスペースを有効活用し、子ども・若者などの居場所づくりを検討します。
- 各施設が一層利用しやすくなるように、施設を予約するための公共施設予約システムの操作性、利便性を高め、利用者の負担軽減を進めます。
- 既存の公共施設の最適配置に向けた検討と合わせて、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、(仮称)生涯学習センターの在り方について検討を進めます。
- 教育・観光・産業分野との連携の下、青少年が地域の自然と接し、様々な体験を通して学習活動ができる場づくりの検討を進めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	出前講座の講座数	70 講座	73 講座
2	郷土・行政資料の所蔵数	5,828 冊	7,000 冊
3	郷土・行政資料の貸出冊数	305 冊	400 冊
4	おはなしの会の開催回数	84 回	120 回
5	公民館講座の定員に対する受講割合	71.4%	90.0%

3 スポーツ・レクリエーション



■ 現状と課題

- スポーツ・レクリエーションは、健康増進や体力の向上、地域コミュニティの活性化などに重要な役割を果たしています。
- 本市は、市民が生涯を通じてスポーツを愛し親しむことで、健康で豊かな心とからだを育むことができる、明るく活力に満ちたまちづくりを目指し、平成26年10月5日に「武蔵村山市スポーツ都市宣言」を行いました。さらに、令和6年度には、「スポーツ都市宣言」が10周年を迎え、記念事業として、ARスポーツの体験会を行いました。
- スポーツやレクリエーションに親しむことは、体力の向上や精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進につながることから、市民のニーズは高く多様化する傾向にあります。
- そのため、今後は、スポーツ・レクリエーションに接することが少なかった市民にスポーツ事業等への参加を促進することや、障害者スポーツの普及等、様々な取組を図っていく必要があります。
- また、生涯にわたってスポーツとの関わりを持つことができる環境を整えるためには、地域と連携した取組が肝要であるため、住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）の充実を図る必要があります。
- 令和8年1月1日時点では、市内スポーツ施設は20か所ありますが（図4-4、表4-7参照）、子ども、高齢者、障害者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるよう環境整備を進める必要があります。さらに、誰もが楽しめるスポーツイベントや大会など、スポーツを通じた市民の交流にも力を入れていくことが求められています。

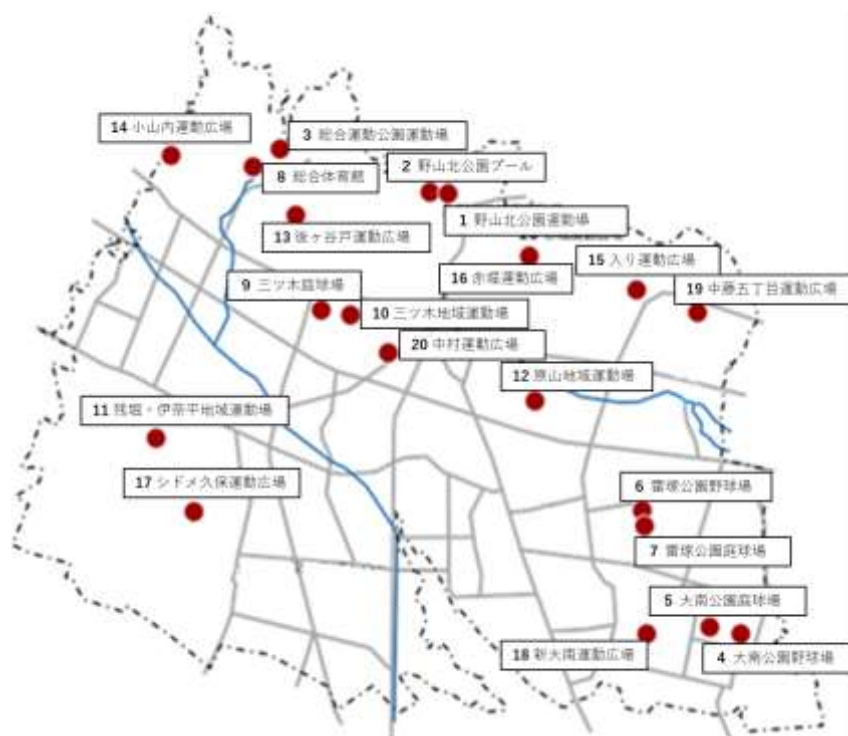


図4-4 スポーツ施設位置図

出典 環境課・スポーツ振興課資料

(注) 図中に記載の番号は表4-7 スポーツ施設等一覧のNo.

表 4-7 スポーツ施設等一覧

(令和8年1月1日現在)

No.	名 称	面積(m ²)	競技施設	備 考
1	野山北公園運動場	6,656.00	・多目的グラウンド	
2	野山北公園プール	3,425.17	・プール(25m、幼児用)	
3	総合運動公園運動場	42,690.50	・第1運動場：硬式・軟式野球、ソフトボール ・第2運動場：陸上競技、サッカー等 ・第3運動場：少年野球等	
4	大南公園野球場	7,161.43	・野球場(ナイター施設)	
5	大南公園庭球場	2,117.67	・庭球場(3面)	
6	雷塚公園野球場	7,817.65	・野球場	
7	雷塚公園庭球場	2,138.85	・庭球場(3面)	
8	総合体育館	3,437.70	・第一体育室：バスケットボール、バレーボール、バドミントン等 ・第二体育室：空手道、剣道、軽体操等 ・第三体育室：柔道、合気道、軽体操等 ・会議室：各種会議等 ・トレーニング室 ・卓球スペース ・ランニング走路 ・幼児体育室	総合運動公園内
9	三ツ木庭球場	2,384.37	・庭球場(2面)	
10	三ツ木地域運動場	4,865.57		
11	残堀・伊奈平地域運動場	3,004.98		
12	原山地域運動場	3,980.86		
13	後ヶ谷戸運動広場	1,276.61		
14	小山内運動広場	2,058.64		
15	入り運動広場	1,203.15		
16	赤堀運動広場	995.00		
17	シドメ久保運動広場	2,053.23		
18	新大南運動広場	1,065.02		
19	中藤五丁目運動広場	676.00		
20	中村運動広場	1,418.60		

出典 環境課・スポーツ振興課資料

◆武蔵村山市スポーツ都市宣言

平成 26 年 10 月 5 日

私たち武蔵村山市民は、緑豊かな狭山丘陵のもと、生涯を通じてスポーツを愛し、スポーツに親しむことにより、健康で豊かな心とからだを育み、明るく活力に満ちた、武蔵村山市を築くため、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 スポーツに親しみ、健康でいきいきとした心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを実践し、自分を鍛え、強い心とからだをつくりましょう。
- 1 スポーツを楽しみ、わくわくした明るい毎日をすごしましょう。
- 1 スポーツを通じ、地域の絆を育み、友情の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツを愛し、すべての市民が夢や希望を持つことのできる活力に満ちたまちをつくりましょう。

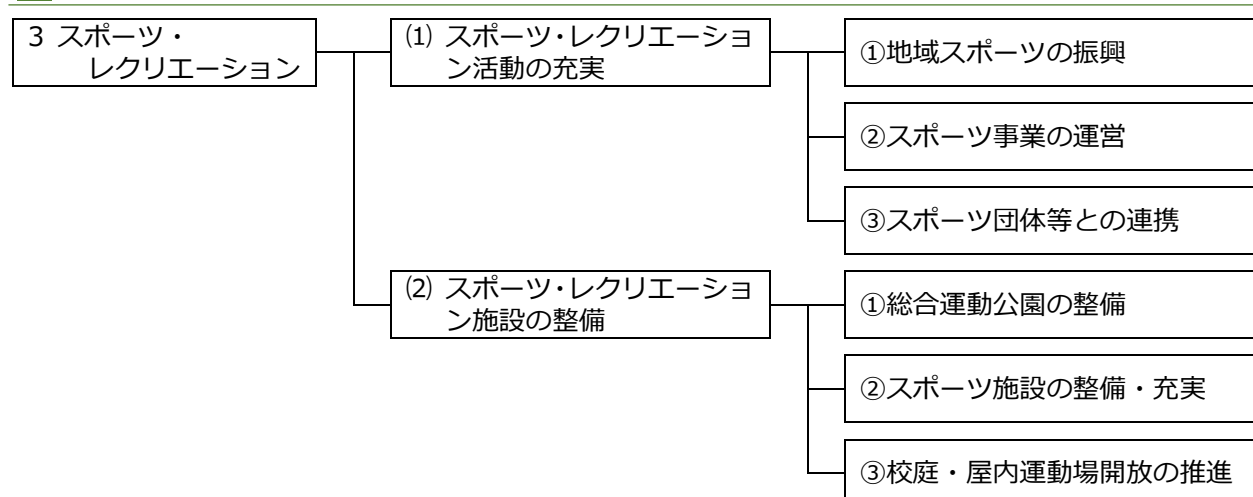
◆スポーツ都市宣言ロゴマーク



■ 基本方針

- 市民が、生涯にわたって明るく健康的に活力に満ちたスポーツライフを過ごせるよう生涯スポーツ社会の実現を目指します。
- また、誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

施策の体系・内容



(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

① 地域スポーツの振興

- 地域の特性や、市民の要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の活性化に向け、地域が主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の運営を支援し、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」気軽に楽しめる地域コミュニティの場を展開し、安定したスポーツ活動と交流が行えるよう、スポーツ文化の構築に努めます。
- スポーツ活動の充実と基盤形成のために、スポーツ推進委員やスポーツ協力員との連携、協力を更に推進します。
- 総合体育館を中核とする総合運動公園、野球場等の体育施設の効率的な活用に努めるとともに、公共施設予約システムの運用による利便性の向上を図ります。

② スポーツ事業の運営

- 市民の要望等を踏まえて、新たな競技種目を取り入れるなど各世代が広く参加できる環境や機会の充実を図り、きめ細かな事業運営に努めます。

③ スポーツ団体等との連携

- 体育協会を中心としたスポーツやレクリエーション団体の運営強化を支援するとともに、スポーツ指導者の人材確保や育成に努めるなど、体育協会等と密接に連携しながらスポーツ振興を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備

① 総合運動公園の整備**強靱化**

- 競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めます。

② スポーツ施設の整備・充実**強靱化**

- 日常生活圏でスポーツと親しめる場や環境を確保するため、各種スポーツ施設や地域運動場等の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図ります。

③ 校庭・屋内運動場開放の推進

- 学校教育に支障のない範囲で学校施設を市民に広く開放し、地域のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、必要な設備の充実に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	総合型地域スポーツクラブ会員数	199 人	505 人

第3節 文化

1 市民文化



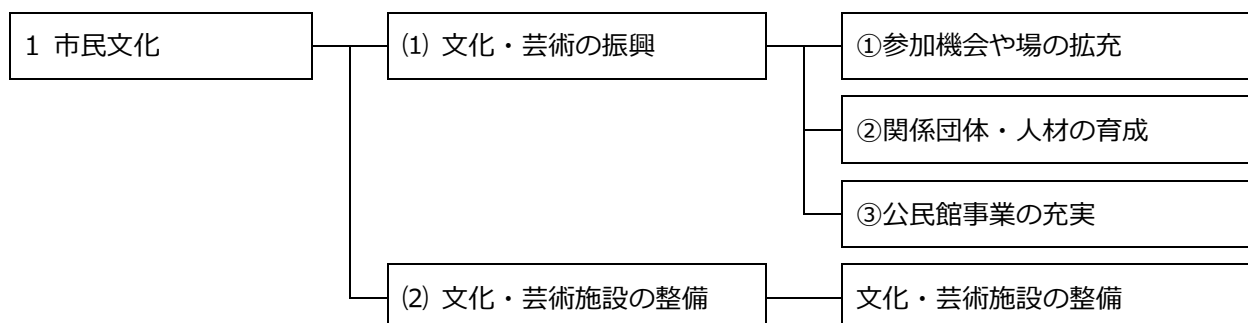
■ 現状と課題

- 日頃の文化・芸術活動の成果を発表・展示する機会として市民文化祭を開催するなど、市民の文化の創造と活動のための機会を提供してきました。
- また、市民会館（さくらホール）の管理・運営を継続して行い、市民の文化の創造と活動のための場の充実にも努めています。
- 今後も、文化・芸術活動の発表機会を確保するとともに、そうした文化・芸術活動に市民が触れる場を設けることで、市民文化の高揚を図っていくことが求められます。

■ 基本方針

- 地域の文化を支える市民の文化活動団体を支援するとともに、市民が文化や芸術に触れる機会を確保します。

■ 施策の体系・内容



(1) 文化・芸術の振興

① 参加機会や場の拡充

- 各種文化講座の開設や学習情報の提供などを推進し、市民が主体的に文化・芸術に触れる機会や場の確保に努めます。

② 関係団体・人材の育成強靱化

- 文化活動の推進のため、各種文化団体の育成や指導者の養成を支援するとともに、団体間、指導者間の連携を促進します。

③ 公民館事業の充実

- 文化・芸術活動を一層活発化するため、市民や関係機関等と連携して、公民館事業の充実を図ります。
- ホームページや SNS 等の活用により事業の周知に努めます。

(2) 文化・芸術施設の整備強靱化

文化・芸術施設の整備

- 市民会館は、平成 20 年度から指定管理者による管理を行っており、指定管理者の新たな発想による適切な維持管理や利便性の向上など、利用者に喜ばれる施設運営の支援を行います。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	市民会館利用者数	182,493 人	201,000 人

2 伝統文化・文化財



現状と課題

- 本市には、縄文時代の遺跡である吉祥山遺跡をはじめとする遺跡等や、古くから残る文化財があり、指定文化財も数多く、市民の財産として保護・保存を図っています（図4-5、表4-8参照）。
- また、歴史民俗資料館を拠点として文化財に関する調査・研究や講座・教室事業等を行うとともに、保護・保存と合わせて、展示などの活用にも努めています。特に歴史民俗資料館については、市指定文化財をはじめとする歴史資料のデジタル化に向けた取組を行っています。
- しかし、都市開発の進行や高齢化の進展とともに、これらの地域に残る歴史的な資源や文化、また、伝統芸能が失われつつあります。
- 地域に根付いた優れた歴史的文化は大切に保存し次世代に引き継いでいくことが重要であり、人々が日常生活の中で守り続けてきた貴重な財産をまちづくりにいかし、残していく必要があります。
- 今後も、伝統文化や文化財に対する市民の関心と理解を高め、歴史・伝統に触れる機会の提供を図り、文化財の保護思想の普及を図っていく必要があります。
- また、それらを、次世代を担う子どもたちが引き継いでいけるよう、気軽に伝統文化や文化財に触れ、楽しく学べる環境づくりをしていくことが求められています。

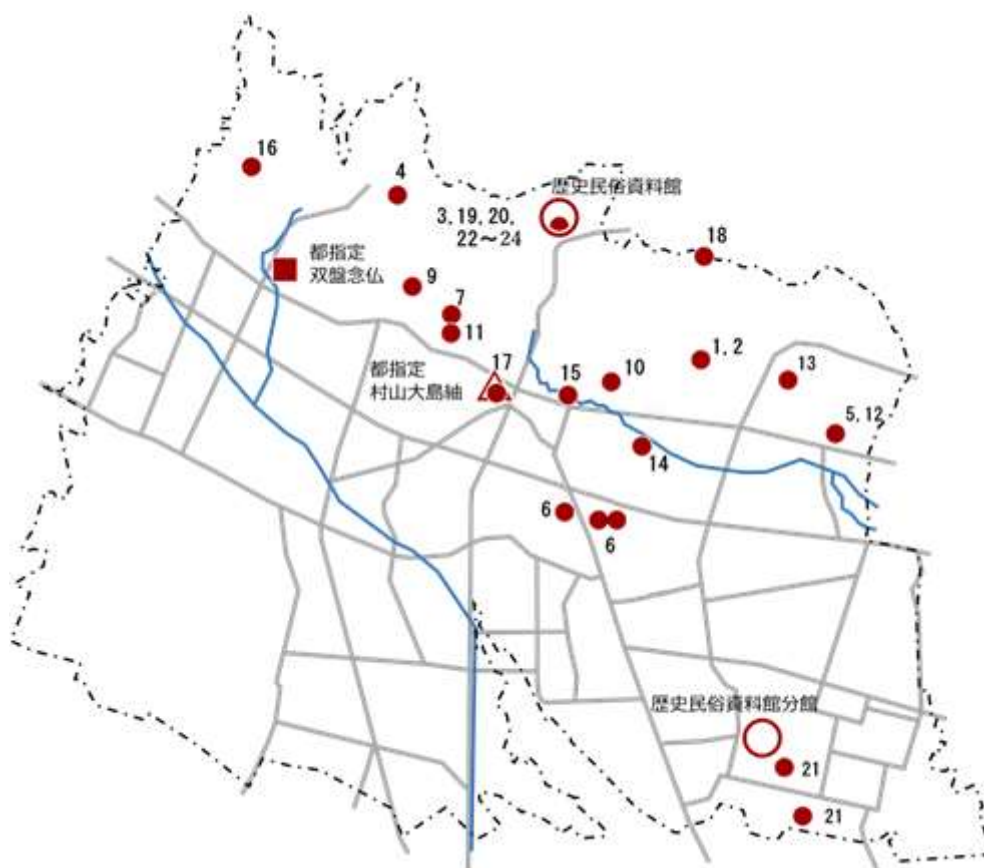


図4-5 文化財等の分布状況

出典 文化振興課資料

（注）図中に記載の番号は表4-8文化財一覧のNo.

表 4-8 文化財一覧

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

指定種類	No.	名 称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月
都 指 定 無形文化財	△	むらやまおしまつむぎ 村山大島 紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和 42 年 3 月
都指定無形 民俗文化財	■	そうばんねんぶつ 双盤念仏 やくしねんぶつかね (薬師念仏鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏鉦はり 保存会	平成 3 年 3 月
市 指 定 有形文化財	1	しんぶくじ ほんしやう 眞福寺 梵 鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和 51 年 4 月
	2	しんぶくじ ごうてんじようかちやうが 眞福寺 格天井花鳥画			
	3	さしだにっき 指田日記	本町五丁目	武蔵村山市	昭和 51 年 4 月
市指定有形 民俗文化財	4	ほそだやまごうしんどう 細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和 51 年 4 月
	5	だいにちどうごうしんどう 大日堂庚申塔	神明三丁目	個人所有	
市指定史跡	6	さんほんえのき 三本 榎	榎三丁目	武蔵村山市	
市指定旧跡	7	じとうおおこうちしほか 地頭大河内氏墓	本町三丁目	長圓寺	
市指定無形 民俗文化財	9	みつぎてんのうさまぎ おん 三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様 祇園ばやし保存会	
	10	じゅうまつばやし 重 松 囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会	
	11	よこなかばしししまい 横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会	
市指定有形 民俗文化財	12	しんめいがやとだいにちどう 神明ヶ谷戸大日堂の 大日如来像	神明三丁目	個人所有	平成 7 年 12 月
	13	どうやまぼ ち にょいりかんのんぞう 堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺	
	14	はらやま ぼとうかんばんおんぼさつ 原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	個人所有	
市 指 定 有形文化財	15	はぎ おやくしどう ほうきよういんどう 萩の尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂	
市指定有形 民俗文化財	16	さるくぼおね ごうしんどう 猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺	
市 指 定 有形文化財	17	むらやまおりものきようどうくみあいじむしよ 村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成 13 年 12 月
市指定無形 民俗文化財	18	やつせんげんじんじやふじこう 谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講 谷津講社	
市 指 定 有形文化財	19	やしきやまいせきしゅつど 屋敷山遺跡出土 じんめんそうしよくつきどき 人面装飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成 15 年 6 月
	20	やしきやまいせきしゅつど 屋敷山遺跡出土 ちゅうせいとこなめようおおがめ 中 世 常滑窯大甕			
市指定旧跡	21	とうきようりくぐん 東京陸軍 しょうねんひごうへいがうごうあとち 少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市	平成 19 年 7 月
		禅昌寺			
市 指 定 有形文化財	22	おっぱたいちろうえちんけもんじよ 乙幡市郎右衛門家文書	本町五丁目	武蔵村山市	平成 27 年 7 月
	23	う の さ へ え けもんじよ 内野佐兵衛家文書			
	24	わたなべげんぞうけもんじよ 渡辺源蔵家文書			

(注) No.3 の「指田日記」は平成 15 年 6 月に追加指定あり

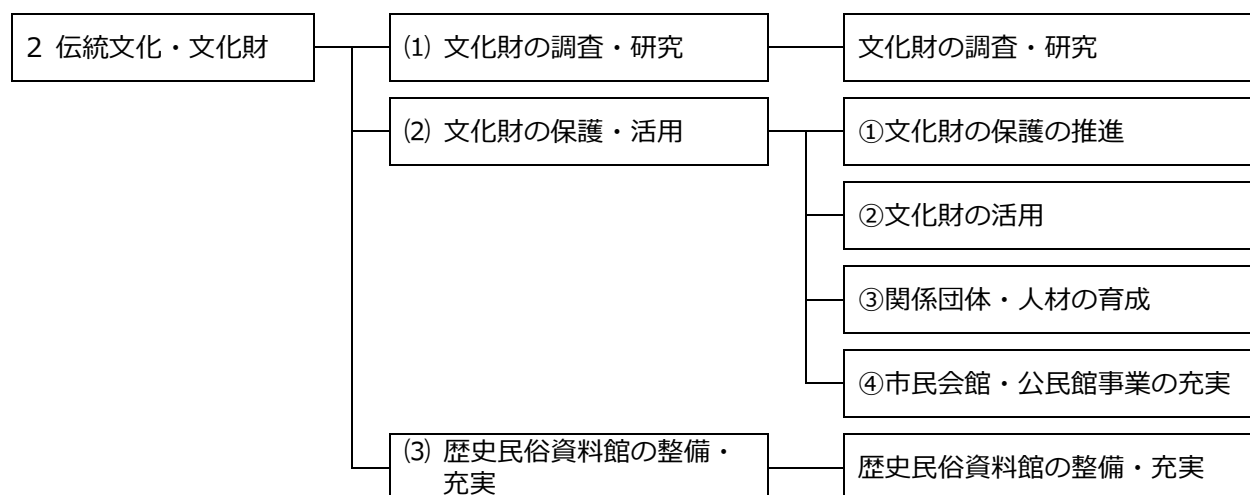
No.8 は「薬師念仏鉦はり」の東京都指定に伴い市指定を解除し欠番

出典 文化振興課資料

基本方針

- 市民の大切な財産として、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、資料の展示や各種講座、教室の実施等により、文化財保護に対する市民意識の向上を図ります。
- さらに、地域の伝統的な文化を子どもたちの世代に継承していく機会を提供し、保護思想の高揚に努めます。

施策の体系・内容



(1) 文化財の調査・研究

文化財の調査・研究

- 市内に所在する各種文化財等の調査を実施し、その種別など文化財としての位置付けを明らかにしていきます。
- 宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。

(2) 文化財の保護・活用

① 文化財の保護の推進 **強靱化**

- 収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施するとともに、文化財保護審議会などの意見を尊重し、デジタル化を含めた文化財の保護及び活用を図り、各種文化財の適正な管理及び保護に努めます。

② 文化財の活用

- 歴史のある神社仏閣などの文化財や、東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などの軍事施設を紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。

③ 関係団体・人材の育成 **強靱化**

- 郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、設立された市民団体等との連携や交流の促進に努めます。

④ 市民会館・公民館事業の充実

- 伝統的な文化、芸術などの講座や教室などを開催し、学習機会の拡充に努めます。
- また、これらの講座については、市民との共同開催を図ります。

(3) 歴史民俗資料館の整備・充実 **強靱化**

歴史民俗資料館の整備・充実

- 歴史民俗資料館及び分館の適切な維持管理に努めるとともに、市民の財産として文化財の適正な収集・管理及び文化財の保護、保存に努めます。
- 収蔵資料のデジタル化を計画的に行い、利便性の向上を図るとともに、市内外を問わず広く発信していきます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	歴史民俗資料館利用者数	5,409 人	8,000 人
2	歴史散策コースマップ販売冊数	28 冊	30 冊

第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

- 1 農業
- 2 商・工業
- 3 観光

第2節 景観

- 1 都市景観
- 2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 地球温暖化対策
- 4 公害対策・環境美化

本章の概要

都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

また、市内産業の魅力を市内外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

さらに、本市の貴重な財産の一つである狭山丘陵の自然を保全するとともに、情報発信力の充実に図り、本市が有する景観や歴史等をいかした、自然と調和したまちづくりを推進します。

第1節 産業

1 農業

農地の保全・活用や、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進などを通じて、都市農業の振興に取り組みます。

2 商・工業

創業支援等を通じて商店街や企業活動の活性化などを図り、地域経済の活性化を図るとともに、各種支援を実施し、既存の商・工業の体質強化に努めます。

3 観光

観光による交流人口の増加を図り、新たなにぎわいを創出するために、情報発信力を充実させるほか、市民や観光まちづくり協会と連携し、観光事業等を実施します。

第2節 景観

1 都市景観

狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、市街地と狭山丘陵の自然が調和した、魅力的な景観づくりを推進します。

2 水とみどりのネットワーク

治水上の安全確保や生態系等に配慮しつつ、美しい水辺環境の形成を図り、水とみどりのネットワークづくりを推進します。

第3節 環境

1 自然環境

自然と調和するまちづくりに向けて、狭山丘陵や河川、生産緑地等の保全を図るとともに、生物の多様性にも配慮した施策に取り組みます。

2 公園・緑地

地域に愛される公園・緑地を目指して、計画的な整備・保全を進めていくとともに、防災等の機能を確保することを目指します。

3 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けた取組を行う他、市民や事業者に対して、省エネルギーや再生可能エネルギーを意識した行動を行うよう啓発活用を行うなど、市全体で温室効果ガスの削減を図ります。

4 公害対策・環境美化

美しいまちを守るため、公害の未然防止、公害発生後の適切な対応に努めるとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発活動等に取り組みます。

第1節 産業

1 農業



現状と課題

- 本市は、北部の緑豊かな狭山丘陵から南部地域にかけて全体的に緩やかな平坦地となっており、そうした平坦な農地で、主に畑作が営まれてきています。農家は、都市化の流れの中でいち早く兼業化が進んできましたが、近年は、自給的性格の強い農家と、都市の立地条件をいかした地産地消型の農家へと二分しています。
- 市内農産物としては、ホウレン草や小松菜が多く、野菜のほかには特産品の東京狭山茶も多く生産されています（表5－1参照）。
- 生産緑地については、近年減少傾向が続いており、令和7年3月31日の時点で約79haとなっています（表5－2参照）。また、農業所得の減少や後継者不足による農家戸数の減少、担い手の高齢化等が影響し、依然として、農業を取り巻く環境は厳しい状況となっています（表5－3、表5－4参照）。
- 本市においては、農業の生産基盤及び施設整備に対する支援や農業者の経営力の強化等を目的とした支援などを行ってきました。
- 農業の新たな担い手を確保するため、農地中間管理事業を活用した農地の貸借の促進、就農準備や農業経営開始時の早期の経営確立の支援を行うなど新規就農者の早期の自立と経営発展を目的とした支援を行ってきました。また、広く市民が農にふれあう機会を増やすため、市民農園や体験型市民農園を継続して運営及び支援してきました（表5－5参照）。
- 今後も、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

表5－1 主要作物の作付面積上位5品目（令和6年度）

品 目	作付面積（a）
ホウレン草	824.5
小松菜	753.9
茶	551.0
馬鈴薯（じゃがいも）	368.1
栗	338.2

出典 産業観光課資料

表 5-2 市内生産緑地の推移

(各年度 3 月 31 日現在)

年 度	地 区 数	指定面積 (ha)
令和元	322	88.19
2	319	87.45
3	316	86.43
4	315	86.10
5	305	81.68
6 年度	301	79.45

出典 都市計画課資料

表 5-3 基幹的農業従事者数の推移

年 次	基幹的農業従事者数 (販売農家) (人)
平成 17	300
22	279
27	253
令和 2	208
7 年	令和 7 年 12 月中に速報値発表予定

(注) 令和 7 年は速報値で個人経営体の従事者数

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-4 経営耕地面積の推移

年 次	経営耕地面積 (総農家) (ha)
平成 17	187
22	174
27	155
令和 2	104
7 年	令和 7 年 12 月中に速報値発表予定

(注) 令和 7 年は農業経営体経営耕地面積の速報値を掲載

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表 5-5 市民農園・体験型市民農園の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

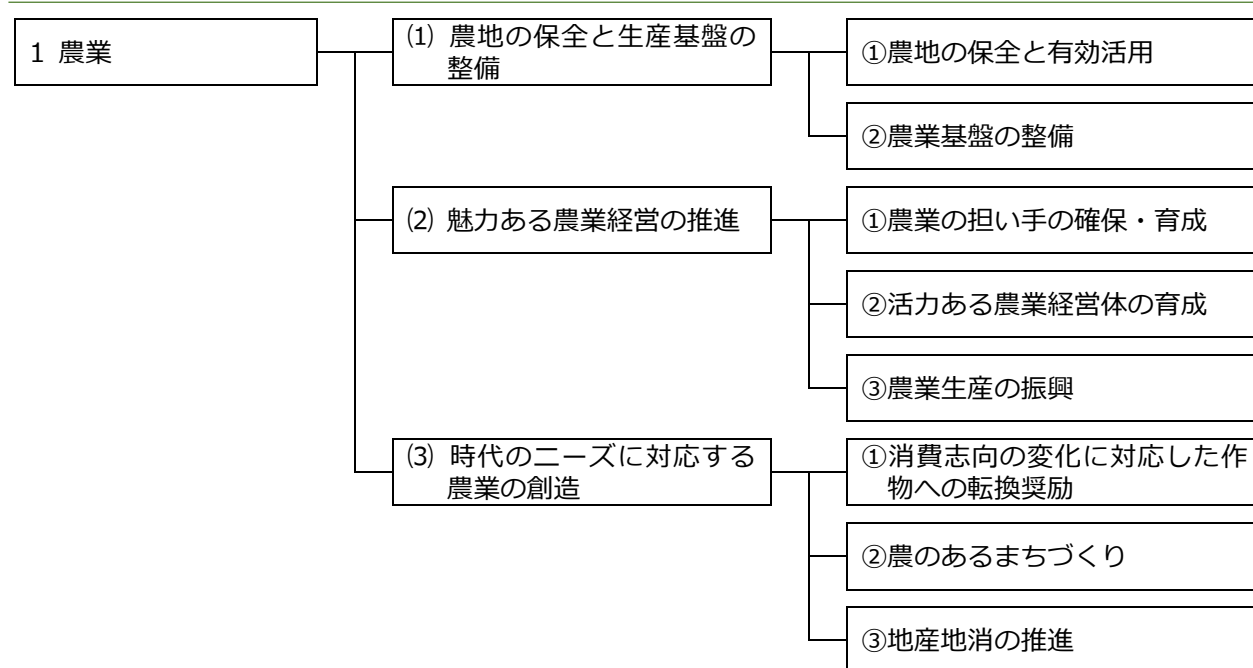
名 称	場 所	区 画 数	1 区画面積 (㎡)
喜び農園 (5 か所)	大南 2-19-5	120	12
	学園 4-34-1、4	65	12
	大南 2-84-2	32	12
	大南 2-88-1	30	12
	大南 2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2 か所)	本町 2-66-2	41	30
	中央 2-144	79	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

基本方針

- 大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

施策の体系・内容



(1) 農地の保全と生産基盤の整備 **強靱化**

① 農地の保全と有効活用

- 農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し保全に努めます。
- 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。
- また、市街化調整区域内農地においては、「地域農業経営基盤強化促進計画」(*50)に基づき、効率的な営農ができるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化するとともに、農業委員会と連携し遊休農地の利用促進に取り組みます。

② 農業基盤の整備

- 農業の振興や生産性の向上のため、農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。

(*50)地域農業経営基盤強化促進計画：高齢化や人口減少の本格化に伴う農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中で、農地の集約化等の取組を加速化することを目的とした計画

(2) 魅力ある農業経営の推進 **強靱化**

① 農業の担い手の確保・育成

- 新たな農業の担い手としての新規就農者の支援や農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。
- 農地中間管理事業(*51)の活用により、農業従事者の高齢化などにより耕作が困難となった農地を新規就農者等との間で貸借を行い、新たな担い手の確保を図ります。

② 活力ある農業経営体の育成

- 農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。
- 家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。

③ 農業生産の振興

- 本市の地域特性をいかし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農業協同組合等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。
- 合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を検討・実施します。
- 市内産農産物の価値や魅力を広く知ってもらうため、「武蔵村山産」としての統一ネーミングの設定やロゴマーク等の作成によるブランド化を行い、市内産農産物の認知度を高めていきます。

(*51)農地中間管理事業：農地中間管理機構が、地域での協議により作成された地域計画（目標地図）を基に、農地の貸付希望者から農地を預かり、その目標地図に示された担い手へと貸し出す取組

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

① 消費志向の変化に対応した作物への転換奨励

- 安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。

② 農のあるまちづくり

- 都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。
- 農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。

③ 地産地消の推進 **強靱化**

- 地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援や周知を行い、広報紙、ホームページ、SNS 等を活用した情報の発信を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	経営耕地面積	104ha (R2)	維持
2	新規就農者数の累計	4 人	7 人
3	認定農業者数	44 経営体	46 経営体
4	体験型市民農園設置数	2 か所	3 か所
5	援農ボランティア登録者数	15 人	30 人

2 商・工業



■ 現状と課題

《商業》

- 令和3年の統計によると、本市の事業所数は479事業所、従業者数は5,170人、年間商品販売額は1,213億1千5百万円となっています（図5－1参照）。
- 全産業のうち、卸売業と小売業が、事業所数・従業者数ともに比率の高い産業となっています（図5－2、図5－3参照）。また、主な商業集積地は市内の5つの商店街となっており、その他は総じて店舗が市内に点在している傾向があります。
- 本市では、既存の商店等が多様化する市民ニーズや高齢社会に対応した、個性的な顧客サービスを展開することができるよう、商工会の商業振興事業に対して支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。
- 今後は、多摩都市モノレールの延伸を見据え、中小商業者に対する支援や空き店舗解消に向けた事業の推進、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。
- また、引き続き、高齢化や、身近な商店の閉店等によって、普段の買い物が難しくなった市民等への支援に努め、商業者や地域と連携して、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

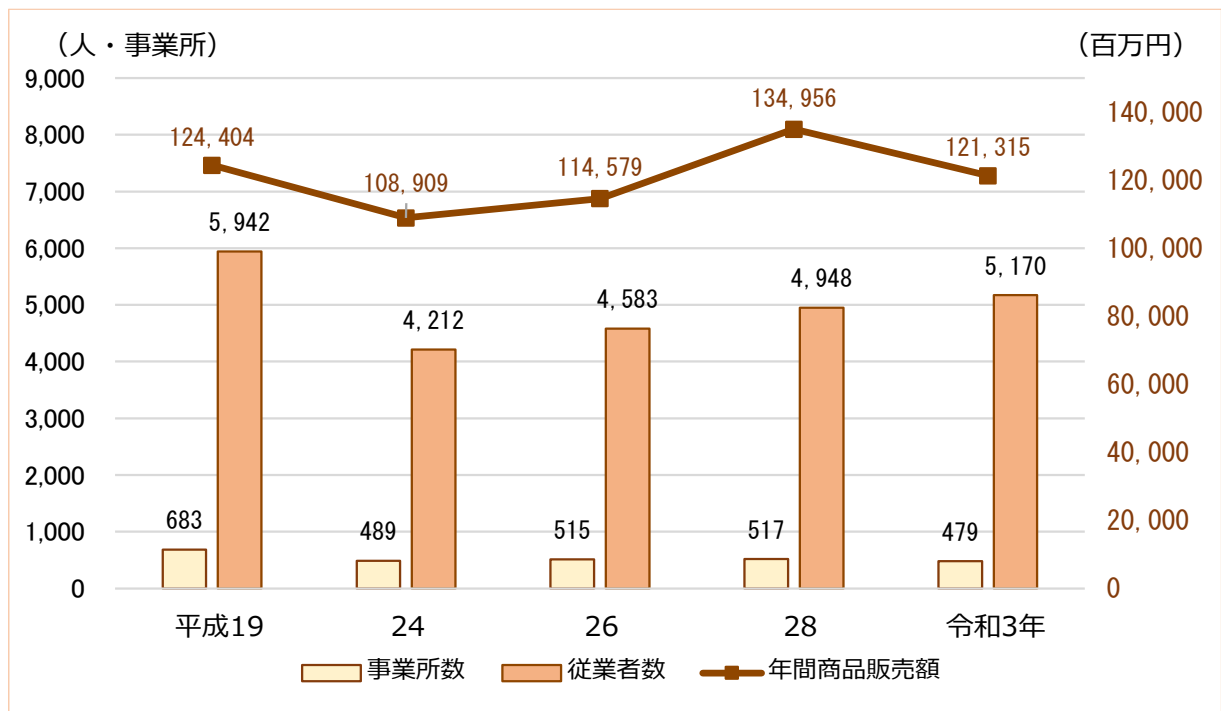


図5－1 商業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典 商業統計調査・経済センサス（令和3年）

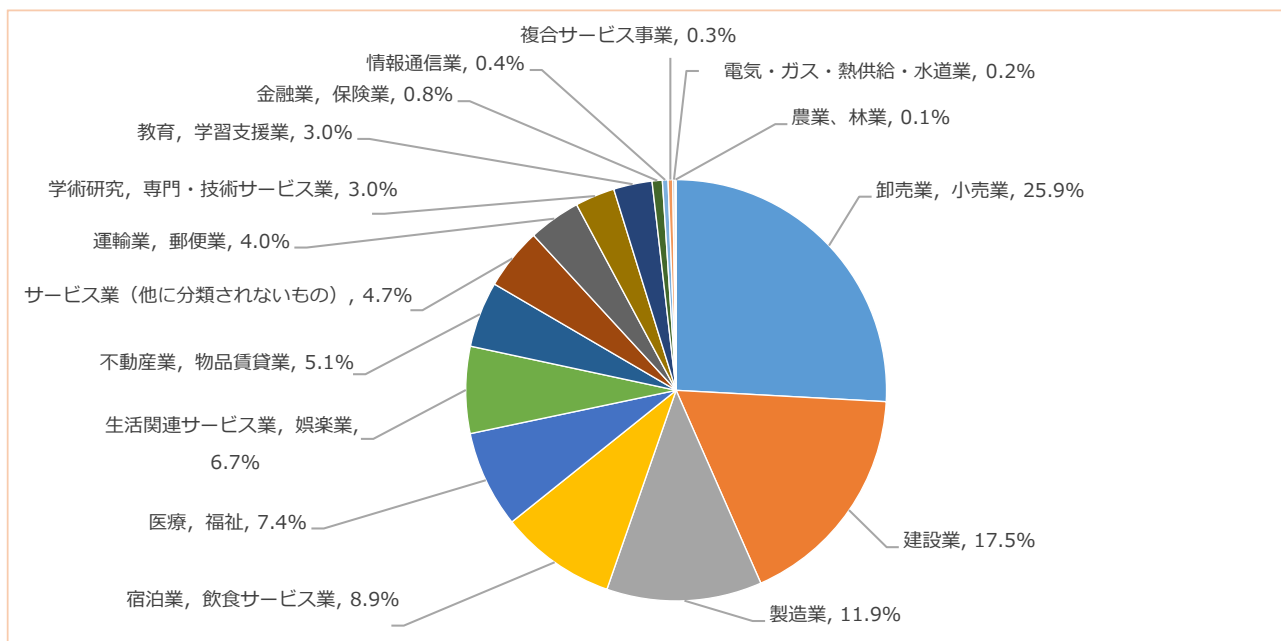


図 5-2 業種別事業所数（民営）比率（令和 3 年）

出典 経済センサス（令和 3 年）

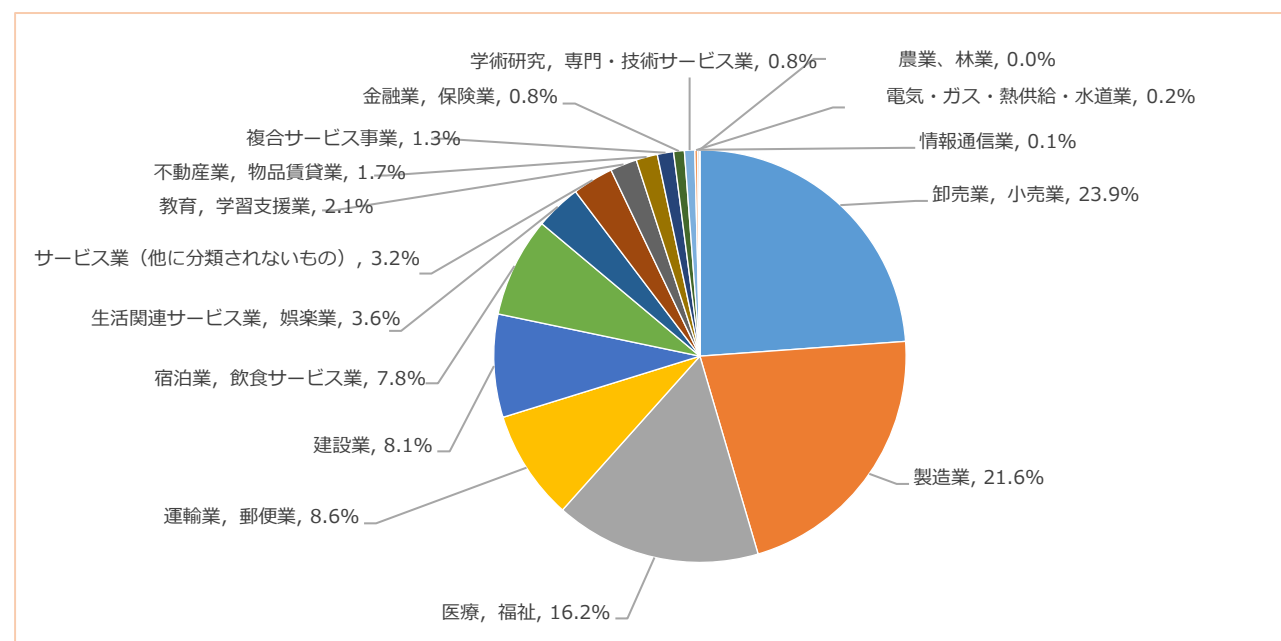


図 5-3 業種別従業者数（民営）比率（令和 3 年）

出典 経済センサス（令和 3 年）

《工業》

- かつては自動車工場を核として製造業が集積していましたが、同工場が平成13年に一部を閉鎖、平成16年に完全閉鎖したことで、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等が大きく減少しました。近年は大きな変動がなく推移していましたが、令和3年に事業所が増加するとともに、令和4年には、製造品出荷額等が大幅に増加しています(図5-4)。市内工業の構成としては、食料品製造業と加工受注型企業の集積がみられます。業種では「生産用機械器具製造業」、「金属製品製造業」が多く、多摩地域を中心に取引されています。
- 平成24年12月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。
- 今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。

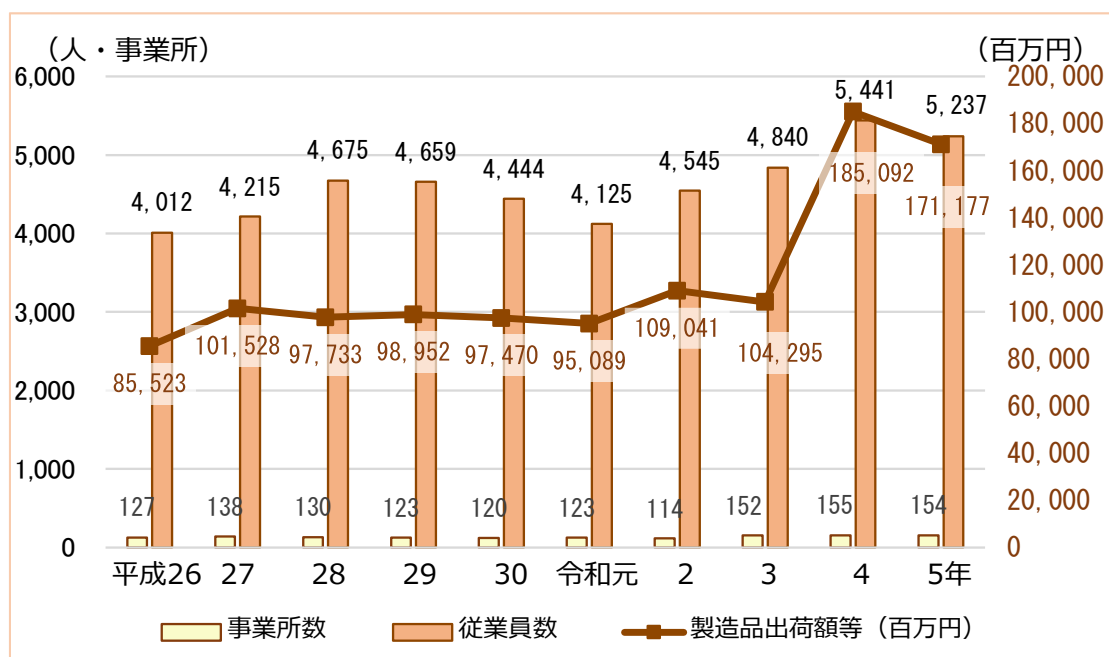


図5-4 工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典 工業統計調査・経済構造実態調査・経済センサス

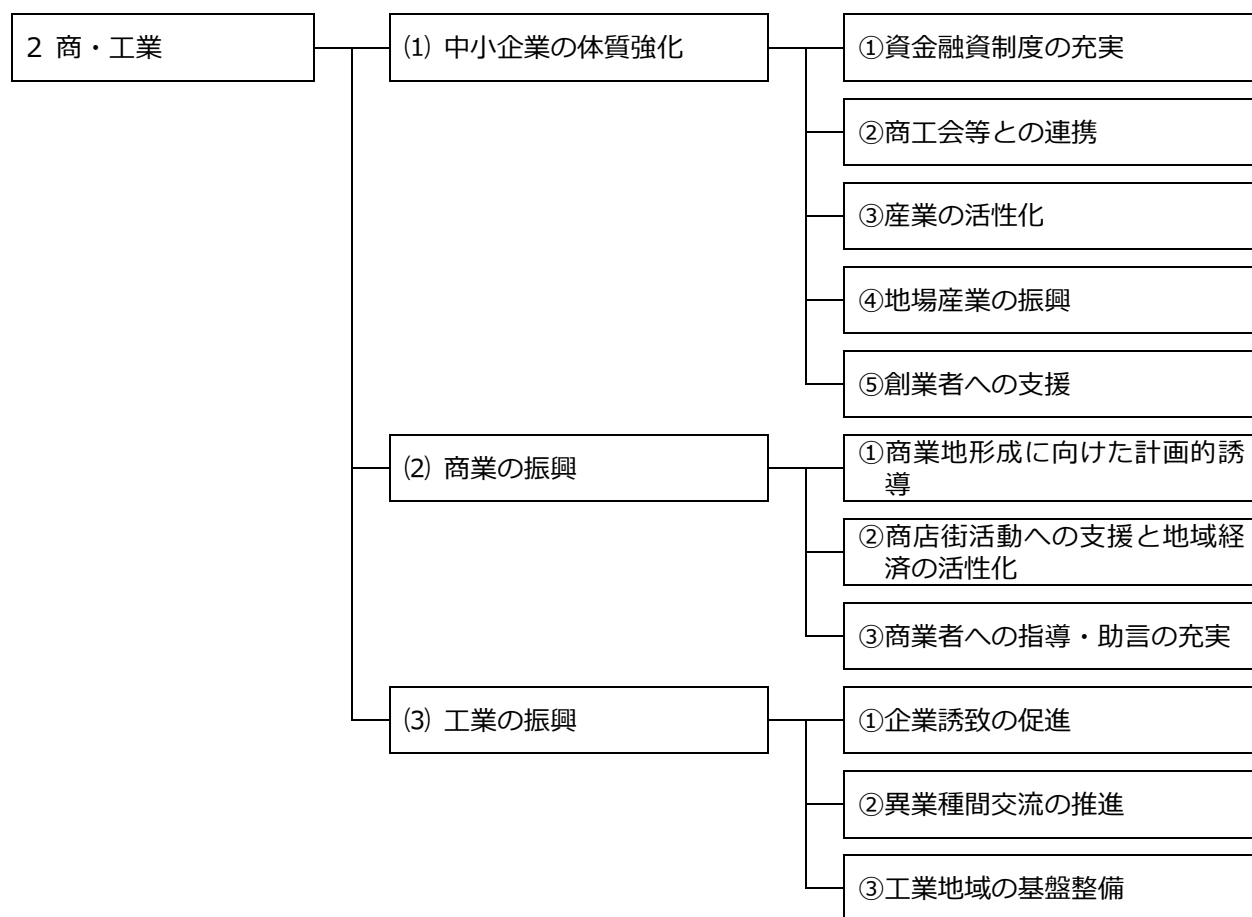
(注) 令和2年までは、工業統計調査及び経済センサスを参考にしており、令和3年以降は、経済構造実態調査(製造業事業所調査)を参考にしています。

各調査によって調査範囲が異なります。(工業統計調査及び経済センサス：4人以上の事業所、経済構造実態調査(製造業事業所調査)：全事業所)

基本方針

- 市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成し、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、商業地形成に向けた計画的誘導を行うとともに、企業誘致条例の対象拡大などを検討し、企業誘致を積極的に進めていきます。
- 地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。
- 事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

施策の体系・内容



(1) 中小企業の体質強化

① 資金融資制度の充実 **強靱化**

- 中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。

② 商工会等との連携 **強靱化**

- 商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。
- 大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。
- 市内事業者のデジタル化を推進し、生産性の向上や競争力の強化を図ります。
- 空き店舗活用事業によるマッチングを行い、空き店舗の解消と創業者の支援を行います。

③ 産業の活性化

- 「産業振興ビジョン」に基づき、地域産業力の強化や事業基盤の強化などを図り、持続的に地域経済が活性化し、まちの魅力を高める好循環の創出することで産業の活性化を図ります。

④ 地場産業の振興

- 伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬の周知及び広報に努めるとともに、その他の産業についても地域ブランドの認証の促進を図ります。
- 生涯学習や観光など新しい視点を持った取組に対する支援を行います。
- 村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。

⑤ 創業者への支援

- 創業者やその希望者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。
- 地域の課題解決に資するビジネスプランを対象としたコンテストを実施するなどローカルスタートアップを支援し、創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図ります。

(2) 商業の振興 **強靱化**

① 商業地形成に向けた計画的誘導

- 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、用途地域の変更等により、商業施設の立地の誘導を図ります。
- 多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくりを進めるため、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び新駅ごとに立ち上げる協議会による提言を踏まえた望ましい土地利用の在り方を検討し、用途地域の変更や地区計画制度等の見直しを行います。

② 商店街活動への支援と地域経済の活性化

- 商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した女性や高齢者、障害のある人など多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業について支援を図るなど、地域経済の活性化を推進します。
- 市内中小小売業と大規模小売店舗との共存共栄のための方策の検討を、商工会・商店会・商店と連携して進めます。
- 特色ある商店を市内外に向けて発信し、来街者の増加や新規出店に対する意欲の向上を図り、地域経済の活性化を図ります。

③ 商業者への指導・助言の充実

- 時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。

(3) 工業の振興

① 企業誘致の促進

- 地域経済の活性化と市民の地元での就労機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。

② 異業種間交流の推進

- 事業者に、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。

③ 工業地域の基盤整備 **強靱化**

- 工業地域における産業の振興を図るため、開発時の指導等により当該地域の道路整備や工業団地としての基盤整備を促進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を促進します。

■ 成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	空き店舗を活用した事業数	0 事業	2 事業
2	創業支援制度を利用した創業者数	13 人	21 人
3	地域ブランド認証商品数	10 品目	16 品目

3 観光



■ 現状と課題

- 本市には、狭山丘陵の麓に広がる都立野山北・六道山公園及び市立野山北公園をはじめ、村山温泉「かたくりの湯」等を中心に、市内外から来訪者を集めています（図5－5参照）。
- また、平成24年度から緑が丘地区（都営村山アパート事業区域内）の用地について、東京都と共同して暫定管理を行い、市民の憩いの場としてひまわりガーデン及び菜の花ガーデンを整備していましたが、令和4年度をもって、暫定管理期間終了に伴い、閉園となっています。
- 本市ではこれらの観光資源を活用したまちの活性化を図るため、一般社団法人武蔵村山観光まちづくり協会が令和2年4月に設立されたことに加え、武蔵村山市内の観光案内や特産品の販売を目的とした観光案内所が令和3年1月に開設されました。
- 狭山丘陵の観光振興については、狭山丘陵を囲む自治体等が連携して、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会を組織しており、新たな視点での観光振興や狭山丘陵のブランドイメージを向上させ地域の魅力を高めるための事業を推進しています。
- また、野山北・六道山公園には、里山民家など様々な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています（表5－6参照）。
- 今後は、多摩モノレールの延伸に伴うアクセスの向上も見据え、観光まちづくり協会などと連携の上、新たな観光資源の発掘や市内の様々な観光資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

（各年度3月31日現在）

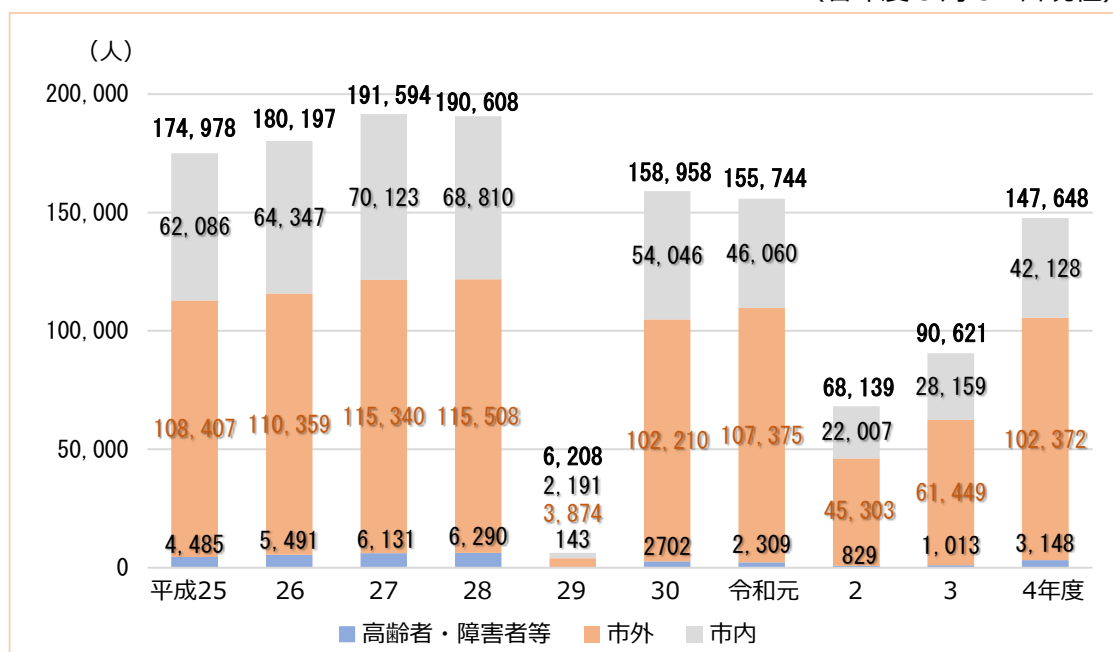


図5－5 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移

（注1）入場者区分は料金の区分による

（注2）令和2年4月4日・5日・4月9日～7月7日、令和3年4月25日～6月3日・6月5日・6日・13日・19日・20日、令和5年4月1日以降の期間は一時閉館している。

出典 産業観光課資料

表 5-6 農産物直売所一覧

(令和6年度)

販売品種別		件 数	備 考
野菜	東部地区	10	野菜全般
	西部地区	7	野菜全般
	南部地区	17	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		8	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		5	
花		1	パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

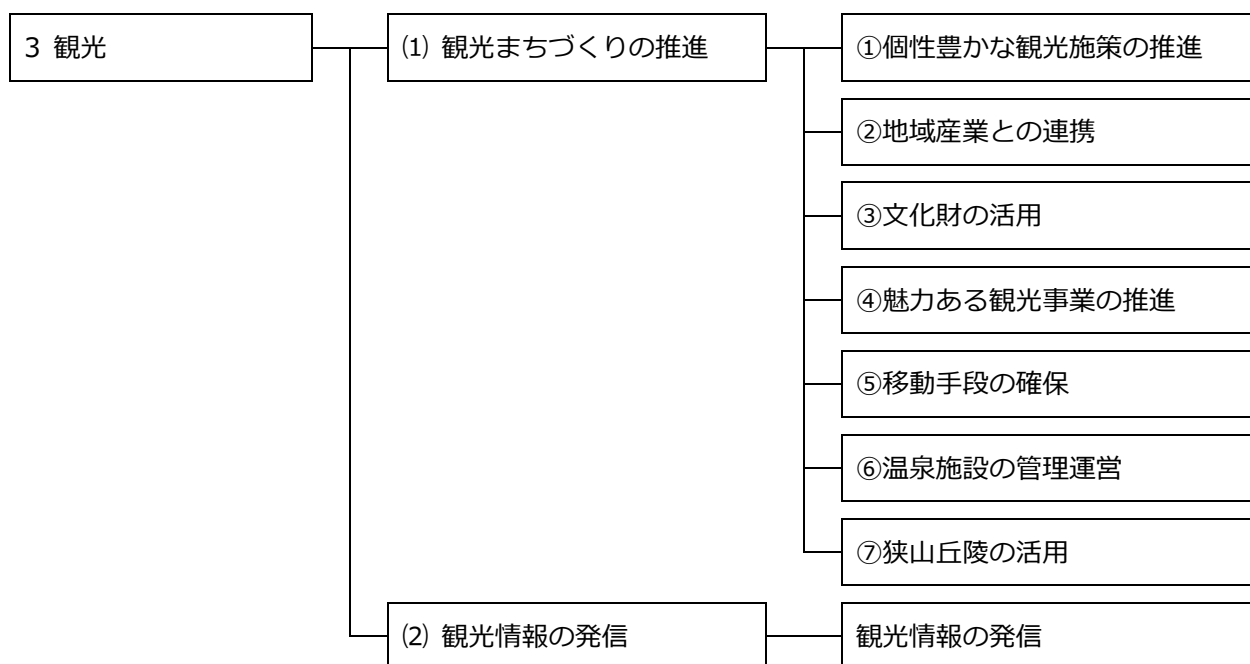
(注) 東部：所沢武蔵村山立川線以東、新青梅街道以北
 西部：所沢武蔵村山立川線以西、新青梅街道以北
 南部：新青梅街道以南

出典 産業観光課資料

基本方針

- 新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

施策の体系・内容



(1) 観光まちづくりの推進

① 個性豊かな観光施策の推進

- 狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源をいかし、村山温泉「かたくりの湯」周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。
- また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光イベント等の仕掛けづくりに努めます。
- 更なる魅力の向上のため、新たな観光資源の発掘・開発を推進していきます。

② 地域産業との連携

- 市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。
- 市内の多様な産業をいかし、子どもから大人まで楽しめる工場見学やものづくりなどの体験コンテンツ開発、土産品開発によるECサイトやふるさと納税での商品展開などにより観光資源としての利活用を進め、産業観光を推進していきます。

③ 文化財の活用

- 歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。

④ 魅力ある観光事業の推進

- 観光事業の一環として、市民まつり等の開催・支援を行います。
- 観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。

⑤ 移動手段の確保 **強靱化**

- 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持に努めるとともに、多摩都市モノレールの延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。

⑥ 温泉施設の管理運営 **強靱化**

- 温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などにより利用者に満足いただける運営に努めます。

⑦ 狭山丘陵の活用 **強靱化**

- 狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、早期整備を目指し引き続き東京都と連携して事業を促進します。

(2) 観光情報の発信

観光情報の発信

- 気軽に出かけられる日帰り型の観光地として知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信や提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。
- 市の魅力を市内外に広く発信し、PRしていくため、観光大使と連携を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	村山温泉「かたくりの湯」の入場者数	一時閉館中 【参考(R4)】 147,648 人	160,000 人
2	歴史散策コースマップ販売冊数 【再掲 (P. 176)】	28 冊	30 冊

第2節 景観

1 都市景観



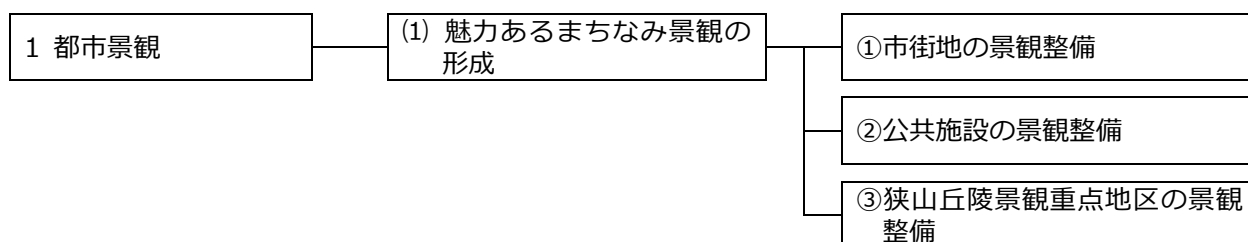
現状と課題

- まちづくりにおいては、経済性や効率性だけが求められているわけではなく、その地域にふさわしい、良好な景観の形成が重視されています。
- 本市においても、狭山丘陵等のみどり豊かな自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性をいかした魅力ある街並みの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。

基本方針

- 市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

施策の体系・内容



(1) 魅力あるまちなみ景観の形成 **強靱化**

① 市街地の景観整備

- 道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じたまちなみを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。
- 多摩都市モノレール新駅に設置予定の駅前広場についても、案内板などユニバーサルデザイン等に配慮した整備を行います。
- 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅と併せて検討を行います。
- 道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。

② 公共施設の景観整備

- 地域の拠点となる公共施設については、まちなみなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。

③ 狭山丘陵景観重点地区の景観整備

- 市街地の後背地となる狭山丘陵一帯については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。
- まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	地区まちづくり計画の策定地区数	1 地区	3 地区

2 水とみどりのネットワーク



■ 現状と課題

- 水と緑など、自然に親しむことができる環境の保全・継承は、生活に潤いをもたらし、また、教育の観点からも有益であるため、住民や地域からのニーズが高くなっています。
- 残堀川沿いの空間については、歩道・自転車道や親水緑地広場等が整備（図5－6参照）されており、空堀川についても美しい水辺環境の形成を図るため、河川や川沿いの遊歩道等の整備を東京都に要請しています。
- 今後も緑地や水環境、生物多様性に配慮した取組やみどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道の維持・管理、市内の自然環境を活用した水辺環境の緑化が求められています。



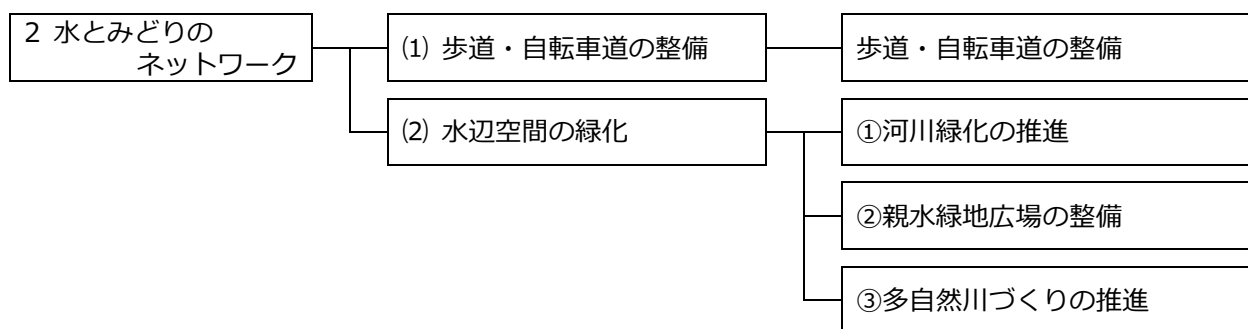
図5－6 河川・残堀川親水緑地広場の位置図

出典 環境課・道路下水道課資料

■ 基本方針

- 残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

施策の体系・内容



(1) 歩道・自転車道の整備 **強靱化**

歩道・自転車道の整備

- みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。

(2) 水辺空間の緑化

① 河川緑化の推進 **強靱化**

- 残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修に合わせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。
- 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。

② 親水緑地広場の整備 **強靱化**

- 空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。

③ 多自然川づくりの推進

- 残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。
- また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	親水緑地広場の箇所数	7 か所	8 か所

第3節 環境

1 自然環境



現状と課題

- 本市は、みどり豊かな狭山丘陵や農地、樹林地など、多くの自然に囲まれて発展してきましたが、市街地開発等による宅地の増加に伴い、畑をはじめとした自然の減少が見られます。
- 本市においては、みどりの持つ多様な機能・役割に配慮したみどりの都市づくりの推進や農地の保全、生物多様性の保全などを進めてきました。
- 貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、市民や地域の協力の下、東京都等と連携して保全に努めるとともに、狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性を市民に浸透させ、自然の保全意識を醸成する必要があります。
- 本市は、市街地開発による宅地の増加に伴い、畑などの減少が見られるものの、狭山丘陵の大部分は「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています（表5-7、図5-7参照）。
- また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去10年間の変化を見ても山林面積の割合はほとんど変化が見られません（表5-7、図5-8参照）。

表5-7 広域公園等一覧

（令和7年3月31日現在）

区 分	名 称	所在地	面積 (ha)	区域全体(参考) (ha)
広 域 公 園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	260.00
	中 藤 公 園	中藤五丁目他	57.70	
緑 地	観 音 寺 緑 地	中藤二丁目他	15.75	
	狭 山 緑 地	本町六丁目他	15.52	365.32
首都圏近郊緑地 保 全 区 域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	1607.00
自 然 公 園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	775.00
緑 地 保 全 地 域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多 摩 開 墾	中原五丁目他	55.46	

出典 産業観光課・都市計画課資料

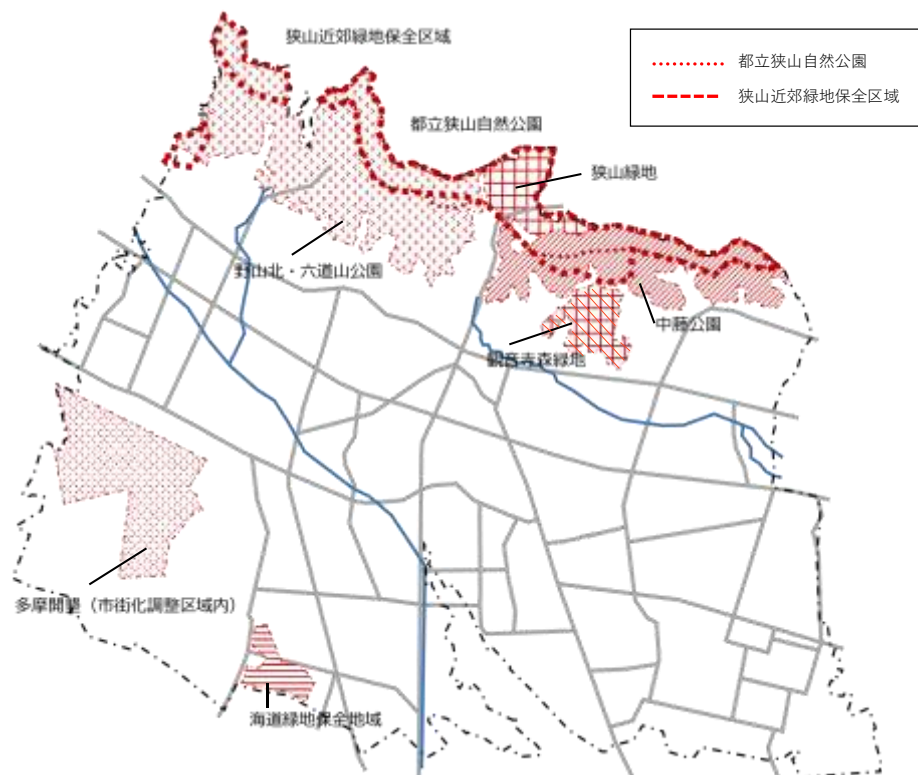


図 5-7 広域公園等位置図

出典 都市計画課資料

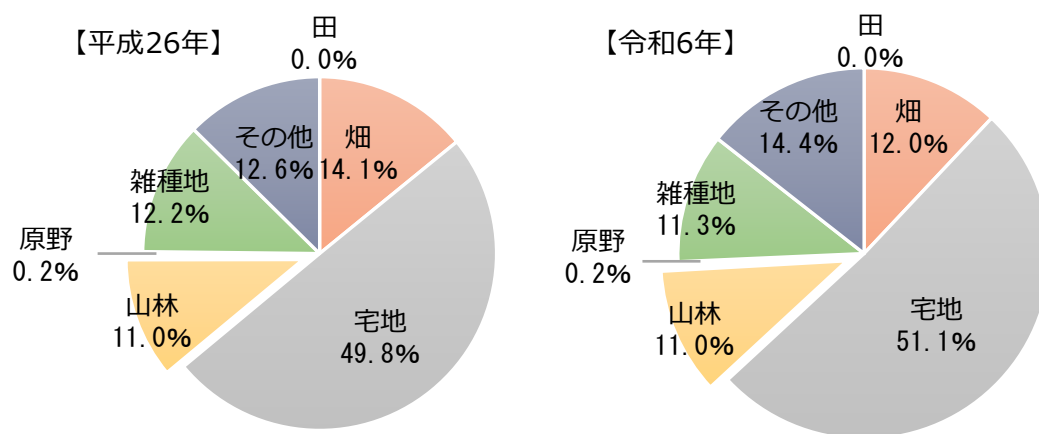


図 5-8 地目別土地利用面積の比較

(各年 1 月 1 日現在)

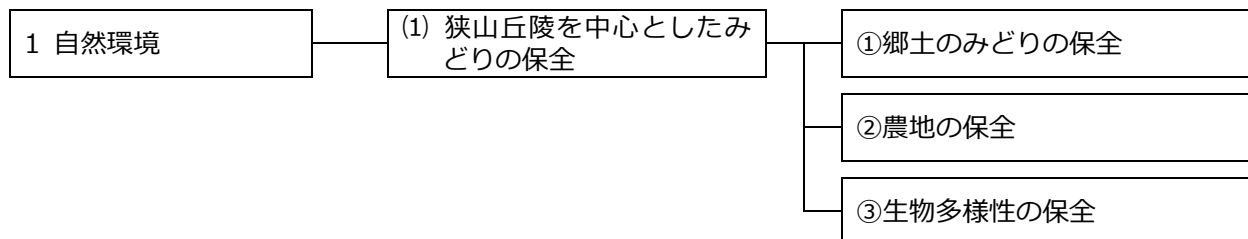
出典 課税課資料

(注) 端数処理の関係で、計算結果は必ずしも 100.0% とならない。

基本方針

- 狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

施策の体系・内容



(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全 **強靱化**

① 郷土のみどりの保全

- 市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。

② 農地の保全

- 保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。

③ 生物多様性の保全

- 人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性を考慮したみどりの保全を推進します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	地目別土地利用面積「山林」の割合	10.0%	維持
2	経営耕地面積【再掲 (P.183)】	104ha (R2)	維持

2 公園・緑地



現状と課題

- 公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気浄化のための機能などをもつ重要な都市基盤施設です。
- レクリエーションの場やコミュニケーションの空間確保のため、整備・維持管理を進めるとともに、防火水槽の設置など市の防災機能の強化を図っています。
- 公園・緑地に対する市民ニーズはますます増加し、多様化していることから、今後も、公園や緑地の計画的な整備や適切な維持管理を継続して進めていくほか、想定されている首都直下地震等の災害に備え、防災としての機能を確保していく必要があります。
- 本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が22か所(125.68ha)で開園されており、市の総面積(1,532ha)に占める公園面積は約8.2%となっています。また、緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約31.27haとなっています(表5-8、図5-9参照)。

表5-8 公園・緑地一覧

(令和7年4月1日現在)

種別	名 称		計画決定 面積 (ha)	開園 面積 (ha)	種別	名 称		計画決定 面積 (ha)	開園 面積 (ha)
広域公園	1	野 山 北 ・ 六 道 山 公 園	130.20	107.62	その他の公園	18	三本榎史跡公園	-	0.11
	2	中 藤 公 園	57.70	5.00		19	三 ツ 藤 南 公 園	-	0.21
	計		187.90	112.62		20	プリンスの丘公園	-	0.99
総合公園	3	山 王 森 公 園	7.08	0.59		21	さ い か ち 公 園	-	0.95
	4	大 南 公 園	7.70	5.49		22	西大南樹林公園	-	0.18
	計		14.78	6.08		計		-	2.44
近隣公園	5	御伊勢の森公園	3.30	-	公 園 合 計			215.38	125.69
	6	雷 塚 公 園	2.10	2.10	緑地	①	観 音 寺 森 林 地	15.75	-
	7	向 山 公 園	1.14	0.15		②	狹 山 緑 地	15.52	-
	8	十二所神社公園	1.41	0.05		計		31.27	-
	9	峰 公 園	1.01	-	(注)計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す (注)開園面積は実測誤差を考慮				
	計		8.96	2.30					
街区公園	10	残 堀 公 園	0.75	-					
	11	馬 場 公 園	0.26	-					
	12	野 山 公 園	0.55	0.07					
	13	才力ネ塚公園	0.96	0.96					
	14	伊 奈 平 公 園	0.28	0.28					
	15	経 塚 向 公 園	0.25	0.25					
	16	中 原 公 園	0.40	0.40					
	17	大 南 東 公 園	0.29	0.29					
	計		3.74	2.25					

出典 環境課・都市計画課資料

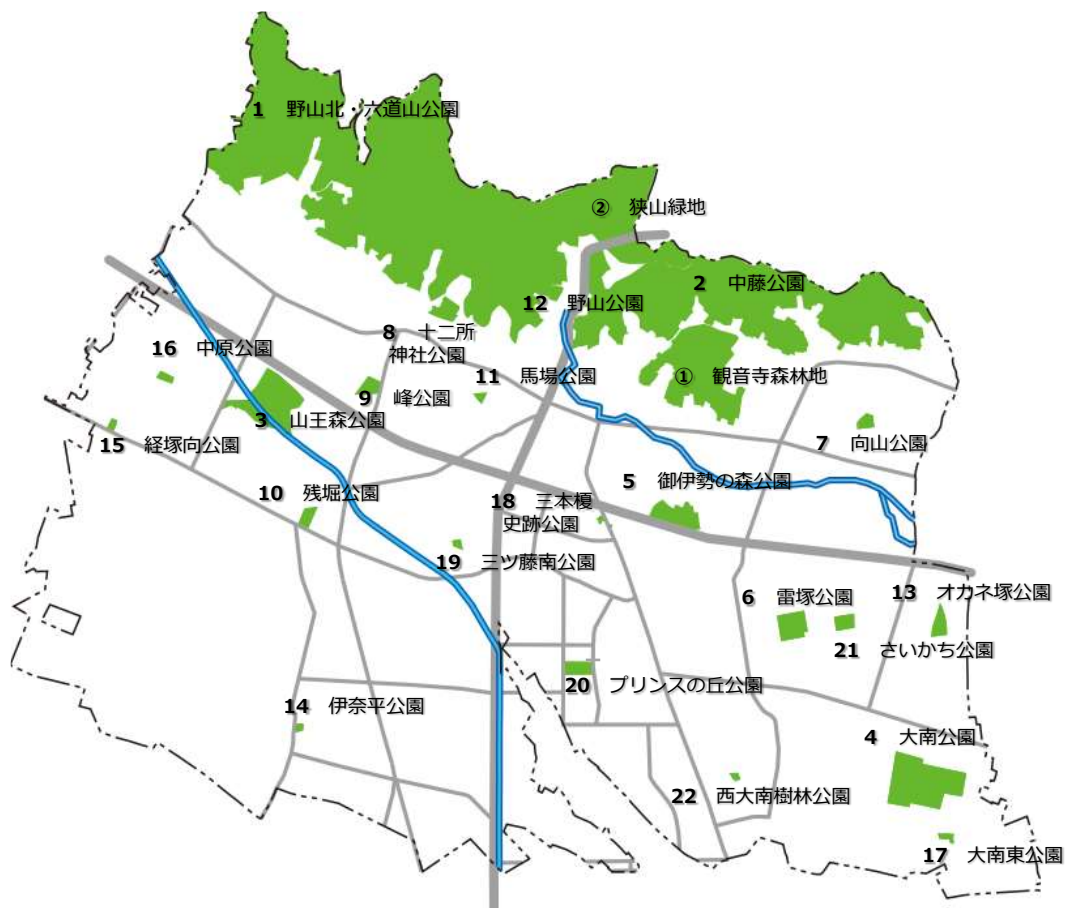


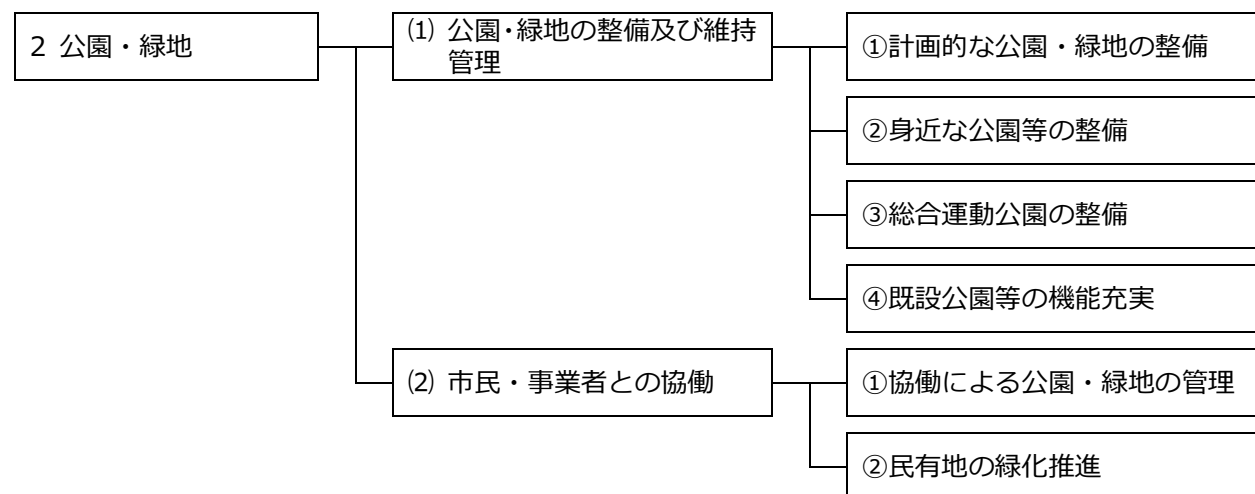
図 5-9 公園・緑地位置図

出典：環境課・都市計画課資料

基本方針

- 公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

施策の体系・内容



(1) 公園・緑地の整備及び維持管理

① 計画的な公園・緑地の整備 **強靱化**

- 公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。
- 東京都及び区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、みどりの保全に努めます。
- 老朽化が進む遊具等の公園施設の長寿命化を図り、事業費の平準化や維持管理コストの削減を図ります。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、都市核地区土地区画整理事業区域内の公園について、順次、暫定的な供用を開始するとともに、公園の具体的な整備について検討を進めます。

② 身近な公園等の整備 **強靱化**

- 子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、都市公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。

③ 総合運動公園の整備 **強靱化**

- 総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園としての整備を検討します。

④ 既設公園等の機能充実

- 既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン等への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。

(2) 市民・事業者との協働

① 協働による公園・緑地の管理

- 公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。

② 民有地の緑化推進 **強靱化**

- 住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するために、グリーンヘルパー制度の運用により地域の身近なみどりの実践指導を行う等、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	公園・緑地等ボランティア登録者数	165 人	維持
2	地目別「山林」面積	154ha	維持

3 地球温暖化対策



■ 現状と課題

- 大気中に含まれる温室効果ガス（二酸化炭素など）の増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けており、近年、地球温暖化による影響で豪雨や台風等の水害が激甚化しています。
- こうした状況から、本市は令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。
- 宣言の実現に向けては、住宅における、遮熱性塗装工事、断熱工事、太陽光発電システムの設置及び家庭用蓄電池の設置に要する費用の一部の補助を行うなど、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡に努めています。
- また、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、行政が率先して地球温暖化対策、気候変動適応策に配慮した行動を実践するとともに、「ゼロカーボンシティ実現」のための施策を立案・推進し、市民・事業者との連携・協働により取組を推進していきます。

◆武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言

～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

令和4年9月5日

近年、世界規模の異常気象により国内でも豪雨や台風による甚大な被害が発生しており、その主な原因とされている地球温暖化の進行は、極めて深刻な問題と考えています。

地球温暖化は、我々人間の営みが原因で進行しているといわれており、二酸化炭素など温室効果ガスの発生をできる限り抑制するよう、脱炭素に向けた行動を早急に行う必要があります。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すとしています。

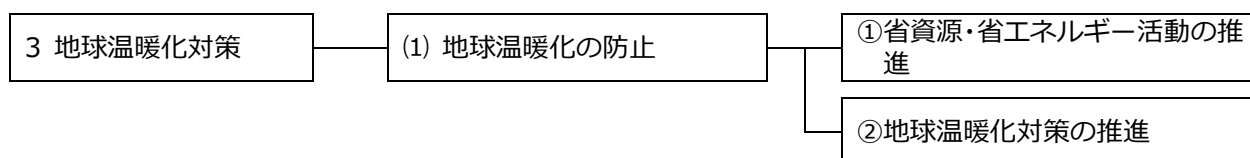
武蔵村山市においても、これまで公共施設照明器具のLED化、庁用車における電気自動車の導入、太陽光発電設備の設置、新エネルギー利用機器等設置費用の補助など、温室効果ガスの排出抑制等に取り組んでおりますが、現在の気候変動危機に対応するためには、更に取組を加速して推進していく必要があります。

このことから武蔵村山市は、環境への負荷を抑え、我々の子ども、孫の世代により良い環境と未来を残すため、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に積極的に関わり、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

基本方針

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

施策の体系・内容



(1) 地球温暖化の防止 **強靱化**

① 省資源・省エネルギー活動の推進

- 低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、様々な情報提供、啓発活動及び支援を推進します。
- 市内の各家庭における省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギーの活用を図ります。
- 市民や事業者などの日常的な習慣として省エネルギー行動の浸透、定着を図ります。
- 住宅や家電製品、設備・機器、自動車などで、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を取り入れるよう促すことで、あらゆる場面で脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを実現します。

② 地球温暖化対策の推進

- 市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。
- 市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。
- 補助制度によって、ゼロカーボンシティ住宅普及促進を図るとともに、ごみの排出量の抑制に取り組みます。
- 次世代自動車の普及促進とともに、利便性向上等による公共交通や自転車の利用促進に努め、移動手段における脱炭素化への転換を進めます。
- まち全体での効率的なエネルギー利用を検討するとともに、気温上昇の緩和や吸収源となる緑化にも取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	公用車における低公害車の導入割合	58.8%	60.0%
2	戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率(*52)	13.0%	30.0%

(*52)戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率：導入件数/令和5年住宅・土地統計調査による戸建て住宅数

4 公害対策・環境美化

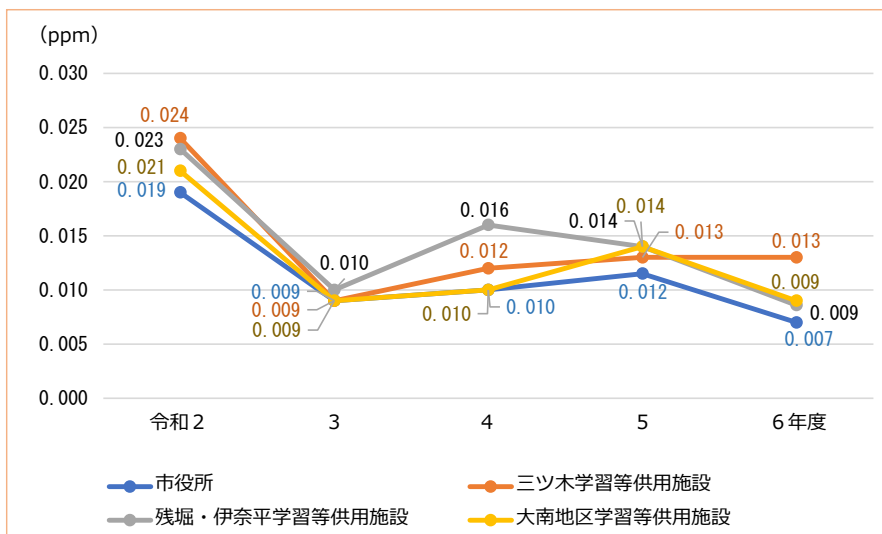


■ 現状と課題

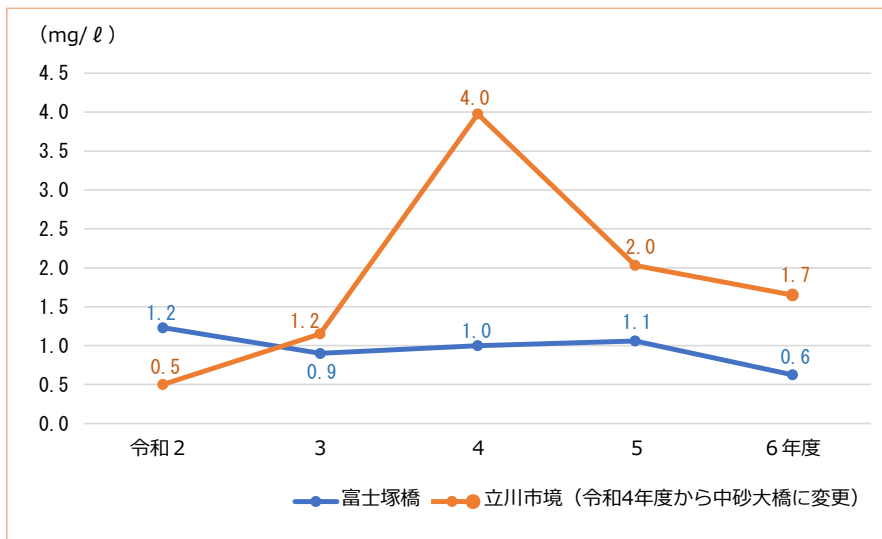
- 公害対策や環境美化は、市民の健康や安全を確保するために必要不可欠な取組です。
- 本市としては、毎年度「環境保全のあらまし」を作成し、工場・指定作業場関係、公害等による苦情関係、環境学習関係、自動車・航空機騒音関係、大気関係、河川等の水質関係、犬・猫関係についてまとめています。
- また、公害対策や環境美化を推進するため各地域で環境調査を実施し、様々な環境指標について監視を行っています。
- 公害対策について、騒音、振動、悪臭などの発生源は、工場・事業所、建設作業、飲食店・小売業、住宅や個人など多様であるため、速やかに発生源を把握し、適切な対策をとることが必要です。
- また、近年の住宅過密化によって日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルールの周知を図る必要もあります。
- 環境美化については、不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置などが散見されることから未然防止に向けた取組に加え、市民との協働による美化運動や清掃運動を継続して行うことが必要です。
- 大気中の二酸化窒素(*53)濃度は、令和2年度から令和6年度にかけていずれの地点も環境基準(0.06ppm)を下回っています(図5-10(二酸化炭素濃度)参照)。
- 河川の水質汚濁については、令和2年度から令和6年度の残堀川や空堀川のBOD(*54)濃度の推移を見ると、おおむね全ての地点において環境基準(2mg/ℓ以下)を下回っています(図5-10(残堀川BOD濃度・空堀川BOD濃度)参照)。
- 道路交通騒音については、令和2年度から令和6年度の主要幹線道路環境調査の結果、要請限度(昼75dB以下、夜70dB以下)を下回っています(図5-10(道路交通騒音)参照)。
- 航空機騒音については、いずれも環境基準(Lden57dB以下)を下回っています(図5-10(横田基地航空機騒音(第十小学校))参照)。

(*53)二酸化窒素：自動車や工場の排出ガスから発生する、呼吸器に影響を与える有害物質
(*54)BOD：水の濁りや悪臭などの原因となる、水中の有機物等の量を示す指標

二酸化窒素濃度

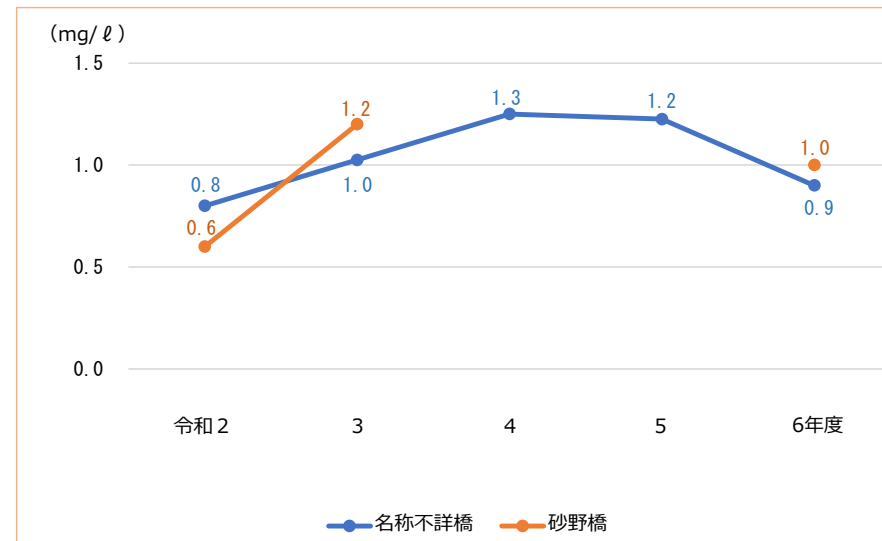


残堀川 BOD 濃度

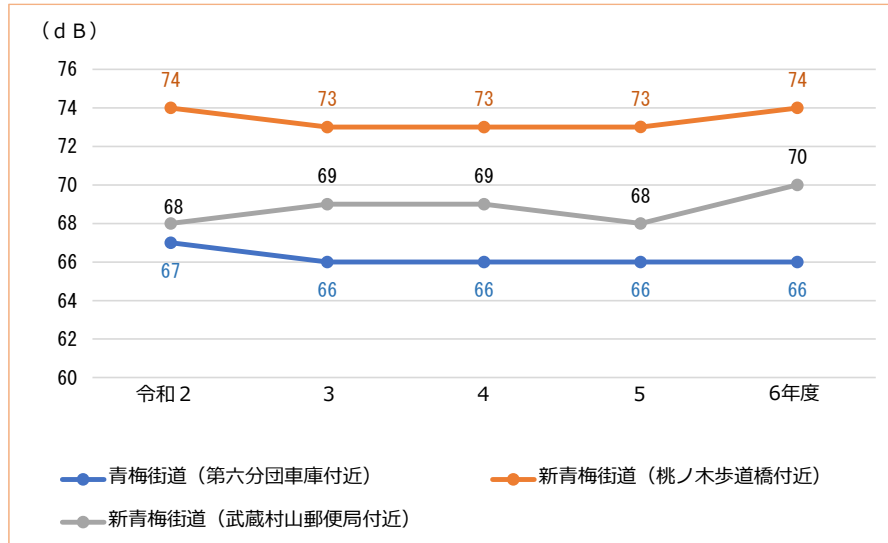


空堀川 BOD 濃度

※令和4・5年度については、水量不足により欠測



道路交通騒音



横田基地航空機騒音 (第十小学校)

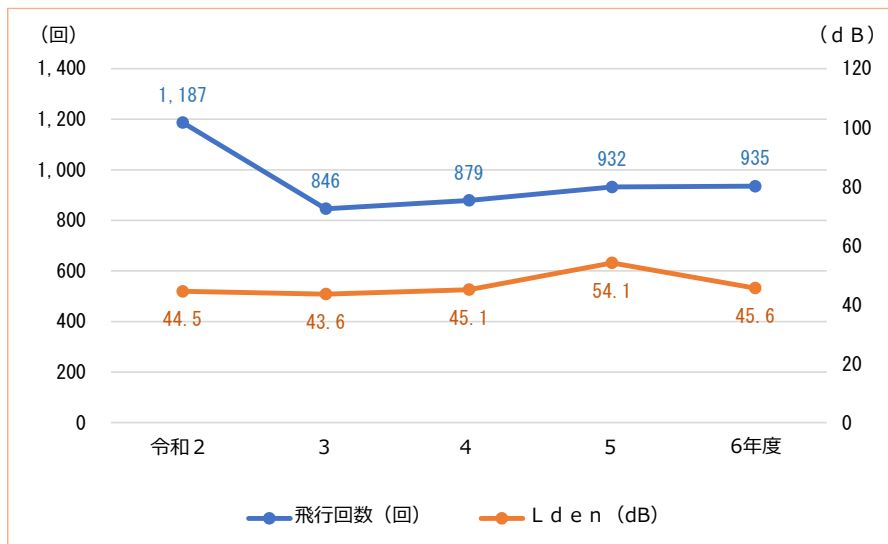


図 5-10 環境指標の推移

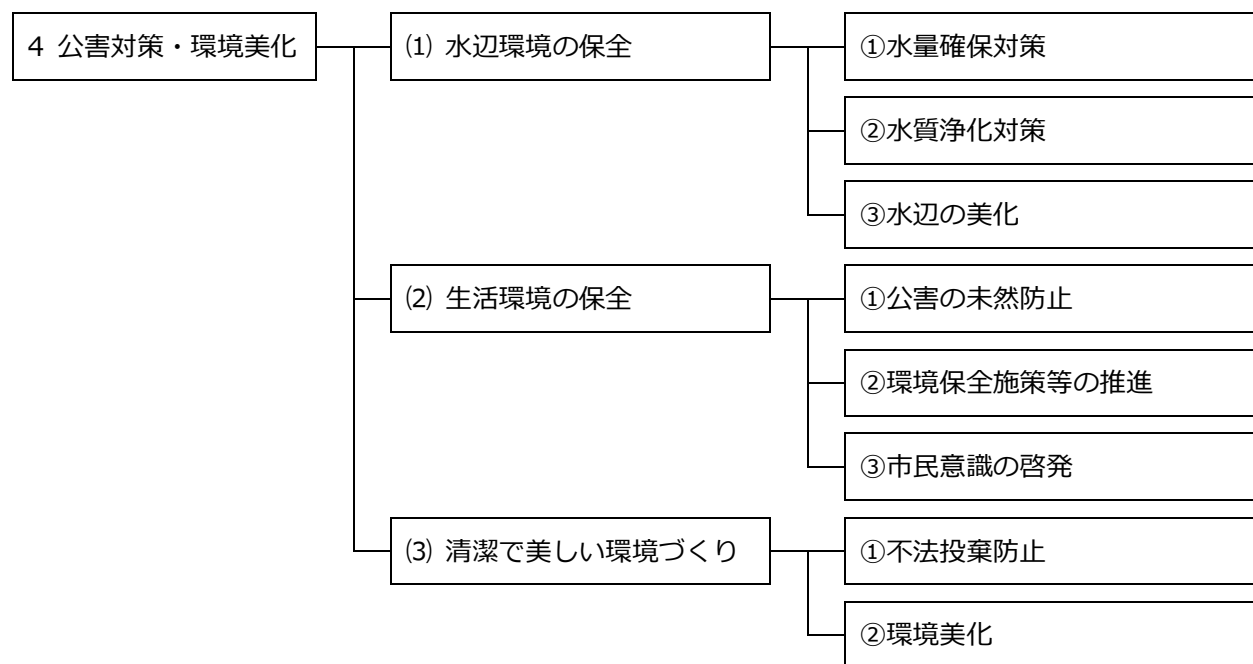
(各年度平均)

出典：環境課資料

基本方針

- 環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

■ 施策の体系・内容



(1) 水辺環境の保全

① 水量確保対策 **強靱化**

- 河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働きかけ、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。

② 水質浄化対策 **強靱化**

- 河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定の A 類型を維持できるよう、引き続き環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。

③ 水辺の美化

- 周辺自治会等と協働して美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに河川環境の維持・保全に努めます。

(2) 生活環境の保全

① 公害の未然防止 **強靱化**

- 事業者等に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。
- 地域住民や関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。

② 環境保全施策等の推進

- 人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを推進します。
- 近年問題となっている外来生物をはじめとした害獣への対応に取り組みます。

③ 市民意識の啓発

- 空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上を図るとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化に取り組みます。
- 広報紙や里山体験施設を活用した環境教育に取り組み、生活に身近な環境を保全する意識啓発と知識の普及に努めます。

(3) 清潔で美しい環境づくり

① 不法投棄防止

- パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を働きかけます。
- 警察等の関係機関との連携体制を強化し、不法投棄を防ぐための監視を引き続き実施します。

② 環境美化

- 市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進する指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	環境基本計画に基づく環境指標・環境施策に対する評価のうち、A評価とB評価の割合	84.4%(R5)	90.0%
2	不法投棄監視パトロールの実施回数	103回	維持

第6章 計画の推進に向けて

第1節 行政運営

第2節 財政運営

第3節 広域行政

本章の概要

社会経済情勢が変化を続ける中、市民の行政サービスに対する需要は複雑かつ多様化しています。限られた財源の中で、様々な行政課題に対応していくためには、社会経済情勢を見極め、市民のニーズを把握し、効率的かつ効果的な行政運営を推進していく必要があります。

自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、限りある財源の有効活用を図るなど、財源の確保に向けた取組を推進していきます。

第1節 行政運営

効率的かつ効果的な行政運営を計画的に推進するため、市政への市民の参加を促進し、市民や事業者との連携や協力を進めます。加えて、電子自治体の推進等をはじめとした取組を通じて、行政運営の効率化を実現し、市民サービスの向上を図ります。

第2節 財政運営

各種施策や事務事業について、行政評価制度等を活用して、計画的かつ効率的な財政運営に取り組みます。

コスト抑制も踏まえ、事業間の連携を図るとともに、財政基盤を堅持し持続可能な財政運営に努めます。

また、市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進し、持続可能な行政運営に努めます。

第3節 広域行政

市民サービスの向上や経費の削減、行政運営の効率化を目的に、他の自治体との広域的な連携を推進します。

また、廃棄物やし尿処理、火葬事業などの一部事務組合方式で取り組んでいる事業については、運営体制の強化等に努めます。

第1節 行政運営



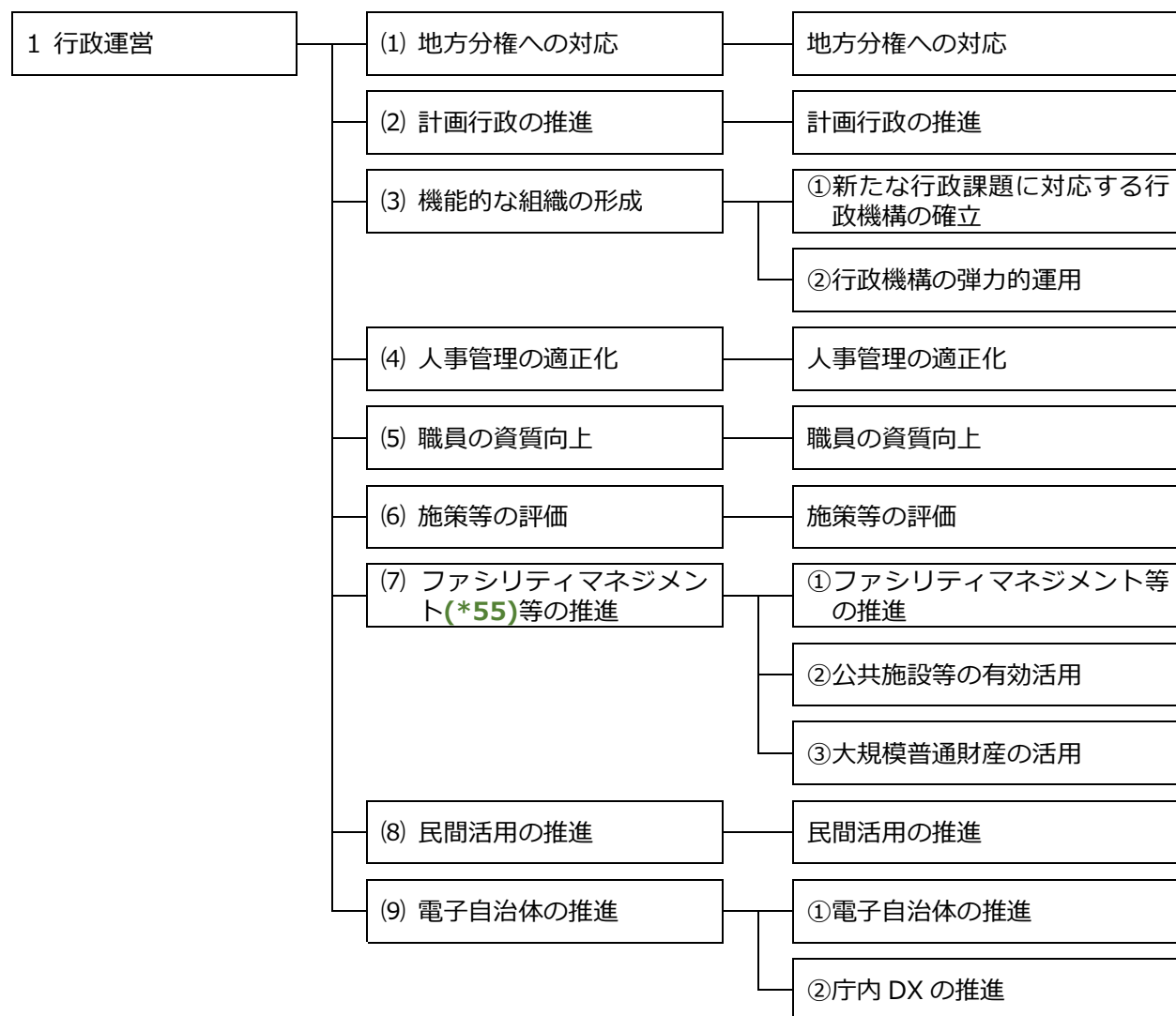
■ 現状と課題

- 行政運営については、「第五次長期総合計画」や「第七次行政改革大綱」、各種個別計画などに基づき、施策、事業を計画的、効率的に推進してきました。
- 電子自治体の推進については、市民の利便性の向上のため、電子申請手続への移行やおくやみコーナーの設置、書かない窓口の開設などの取組を推進するとともに、業務の簡素化・効率化のため、文書管理システムや庶務事務システムなどの導入を行ってきました。
- 令和2年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、電子自治体の推進が求められており、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ区市町村の役割は極めて重要であるとされ、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。
- 複雑かつ多様化する行政サービスの需要に対応していくためには、職員の資質向上や一層の意識改革、能力開発など人材育成に取り組む必要があります。

■ 基本方針

- 様々な課題に対して柔軟かつ的確に対応するため、市民、事業者と市の連携・協力を努め、分権型社会にかなったまちづくりに取り組むほか、計画的な行政運営を推進します。
- 行政改革大綱に基づく事務事業の見直しや行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図るとともに、多様化する市民ニーズへ対応します。
- 併せて、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を目的に、ICTの有効活用等を通じた電子自治体に向けた取組を推進します。

■ 施策の体系・内容



(***55**)ファシリティマネジメント：組織が持つ施設とその環境を、総合的に企画、管理、活用する経営活動

(1) 地方分権への対応

地方分権への対応

- 地方分権に的確に対応し、地域のことは地域の住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の構築を目指し、市民が住んでよかったと実感できる、分権型社会にふさわしいまちづくりを進めます。

(2) 計画行政の推進 **強靱化**

計画行政の推進

- 各種施策や事業を計画的・効率的に執行するため、「長期総合計画基本計画」と「実施計画」の連動及び「実施計画」と予算編成の連動を図ります。
- 「行政改革大綱」に基づく事務事業の見直しや、行政機構の弾力的な運用、民間活用の推進などによって市民サービスの向上を図り、多様化する市民ニーズへの対応などに取り組みます。
- 長期総合計画に基づき、まちづくりの特定の分野に関する個別計画を策定し、対象となる分野の目標や目標の実現に向けた取組を明らかにし、各種事業を推進していきます。

(3) 機能的な組織の形成 **強靱化**

① 新たな行政課題に対応する行政機構の確立

- 行政需要の変化に応じ、組織の再編や整理統合を図るなど、行政機構の簡素化・効率化を一層推進します。
- 急速に拡大するデジタル化等の社会変動により、市民の生活やニーズの変化が想定されます。これらの変化に対応し的確な行政運営に努めるため、機能的な行政機構の確立を図ります。

② 行政機構の弾力的運用

- 市民ニーズの高度化、多様化、複雑化や社会経済情勢の変化、随時発生する行政課題に対し柔軟かつ的確に対応するため、必要に応じて横断的な組織を設置するなど行政機構の弾力的な運用に努めます。

(4) 人事管理の適正化

人事管理の適正化

- 効率的な行政運営を推進するため、適材適所の人事及び適正な定数管理に努め、執行体制の充実を目指します。
- 優秀な人材の確保のため、より有効な採用制度を検証するなど多様な人材の確保に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスやテレワークの推進など多様な働き方に配慮し、働きやすい職場づくりを推進します。
- メンタルヘルス対策として、職場環境の改善を図るとともに、職場復帰プログラムを活用し、円滑な職場復帰を支援し再発の未然防止を図ります。
- 職員が目的意識を持ち、能力を最大限に発揮できるよう、人事考課制度の着実な実行と効果的な活用により人事・給与制度全般の活性化を目指します。
- なお、人事考課制度の運用については、考課の公平性を担保し、職員が意欲を持って職務に励むことができるよう、適宜必要な見直しを行います。

(5) 職員の資質向上

職員の資質向上

- 職員の資質向上のため、職員一人一人のキャリア形成や専門性の向上に留意した計画的な人事異動を行うとともに、他団体への派遣・交流の充実、コスト意識を重視した研修の推進、職員自己啓発助成制度の見直しなど、一層の意識改革と能力開発に取り組むほか、個々の能力が十分に発揮される職場環境づくりに努めます。
- コンプライアンス(*56)や情報セキュリティへの意識の徹底を図り、市民から信頼される市職員・市役所を目指します。
- 国の「人材育成・確保基本方針策定指針」を踏まえ、本市の「人材育成基本方針」を見直します。
- 施策に取り組む上でデジタル活用の視点が必要となるため、中長期的な観点で、職位に応じて身に付けるべきデジタル技術等の知識・経験・研修体系等を設定した「人材育成方針」を策定し、デジタルの活用の意識改革、デジタルリテラシーの向上等を図ります。
- 若年層等の職員に対して、職員研修等を通じてキャリア形成意識の醸成を図り、仕事へのモチベーションや昇任意欲を高めていきます。

(6) 施策等の評価

施策等の評価

- 市民の視点に立った効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、施策及び事務事業の効果等を分析、検証するため、行政評価制度等の活用により、行政活動の不断の見直しを行います。

(*56)コンプライアンス：法令や規則、社会的倫理等を遵守すること

(7) ファシリティマネジメント等の推進 **強靱化**

① ファシリティマネジメント等の推進

- 「公共施設等総合管理計画」に基づき個別の施設ごとの具体的な対応方針を定めた「施設保全計画（個別施設計画）」に従い、公共施設等の計画的な維持管理、更新、長寿命化を実施することにより、財政負担の平準化を図ります。
- 多摩都市モノレール延伸を見据えながら、公共施設等の集約化・複合化により施設等の総量を抑制するとともに、中長期的な観点から最適な配置を実現します。
- 適正な市民サービスの提供と防災拠点としての機能を持った施設として、施設が抱える課題を日常的に把握することにより、施設や設備の適正な維持管理に努め、効率的な運営を推進します。

② 公共施設等の有効活用

- 未利用又は暫定利用中の公有財産を点検し、効率的、効果的な利用方法を検討するとともに、市での活用が見込めない場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。

③ 大規模普通財産の活用

- 榎一丁目市有地については「立川都市計画地区計画村山工場跡地地区計画」で、市民サービスの向上に資する行政機能及び防災機能等の導入並びに地域の防災性の向上を図りつつ、潤いのある良好な空間の創出に資するよう、防災機能を持つオープンスペース等として防災空地の導入が定められています。
- 榎一丁目市有地への市庁舎の移設及び行政サービス機能の集約化と防災拠点機能の強化に向けた検討を行います。

(8) 民間活用の推進

民間活用の推進

- サービスの安定的提供及び行政責任の確保に留意しつつ、民間委託の推進、指定管理者制度の活用等について、既に検討したものを含め、広く検討を行うとともに、積極的に各種事業への民間活用の導入を推進します。
- 公の施設の指定管理者制度の運用については、適切な管理運営を進めるため、適宜必要な見直しを行います。
- 公共施設等を効率的かつ効果的に管理するため、包括的民間委託等の導入について、検討を行います。

(9) 電子自治体の推進

① 電子自治体の推進

- ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の簡素化・効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。
- また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の活用や、各種申請における添付書類の省略化の推進、ガバメントクラウドに構築した住民記録、地方税、福祉等の標準準拠システムの運用など、より効率的な市政運営を目指します。
- 市民の利便性向上と職員の業務効率化を図るため、書かない窓口の利用促進などフロントヤード改革の取組を推進します。
- スマートフォン等のデジタル機器やサービスに不慣れな方、利用にためらいを感じている市民を対象に ICT 講習会を開催するなどデジタルデバインド対策を推進します。

② 庁内 DX の推進【新規】

- 継続的な BPR(*57)に取り組むとともに、AI や RPA 等のデジタル技術を有効に活用することで業務の効率化を進めます。
- 本庁舎の情報系ネットワークを無線化し、庁内のどこでも業務が可能となる環境の構築について検討するとともに、電子データを前提とした利用環境の整備・充実を図り、更なるペーパーレス化を推進します。
- 政策立案に必要なデータの効率的な収集・蓄積、多角的な分析を通じて、立案や政策改善に反映させる仕組みを作り、データに基づく意思決定を全庁的に浸透させる推進体制を構築します。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	職員提案制度(自由提案)の提案件数(累計)(R3~R12)	101 件	200 件
2	行政手続のオンライン化率(*58)	87.2%	100%

(*57)BPR : Business Process Re-engineering の略称。

目的の達成に向けて業務プロセスを抜本的に再構築し、業務改革を図ること。

(*58)行政手続のオンライン化率：オンライン化済申請件数/オンライン化済・未オンライン化申請件数（年間処理件数 300 件以上の、オンライン化できる手続が対象）

第2節 財政運営



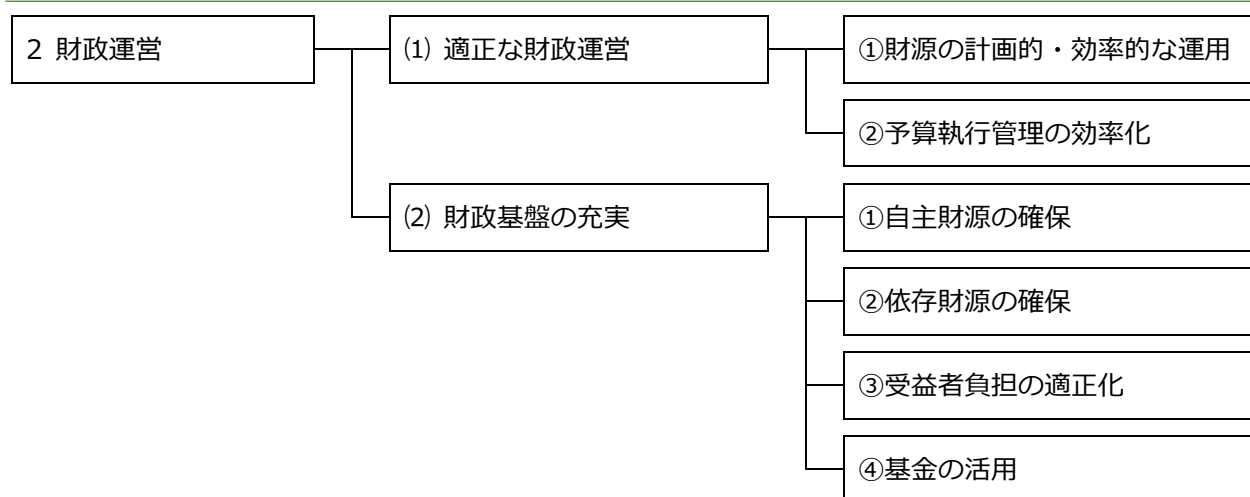
■ 現状と課題

- 近年、円安や原材料価格の上昇等による物価高騰が続いているほか、国際情勢等による海外経済の不確実性や金融資本市場の変動などにより、日本経済の先行きを見通すことが難しくなっています。
- 本市の財政においても、一定の市税収入や地方消費税交付金等の歳入を見込むものの、物価高騰等が経済・財政に与える中長期的な影響など不透明な要素を抱え、社会構造の変化等による介護や高齢者医療、障害者自立支援等に係る経費や多摩都市モノレールの市内延伸に伴う財政支出が今後も増大する見込みであり、引き続き厳しい財政環境にあります。
- 少子高齢化の進展により、財政をめぐる環境は更に厳しさを増すことが予測され、歳入の減少が見込まれる中、老朽化する公共施設の長寿命化や再編等に適切に対応する必要があります。
- 今後も、社会経済状況や地方財政制度の動きを的確に把握するとともに、統一的な基準による財務書類の活用など、持続可能な財政運営の確立に向けて、これを実現し得る組織体制や人材育成の視点を持って財政運営に取り組む必要があります。

■ 基本方針

- 限りある財源を有効に活用するため、行政評価制度を活用しながら最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるほか、政策的経費についてはスクラップ・アンド・ビルドを基本として、計画的かつ効率的な財政運営を推進します。
- 自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、財源確保に向けた取組を推進していきます。

■ 施策の体系・内容



(1) 適正な財政運営

① 財源の計画的・効率的な運用 **強靱化**

- 限りある財源を有効に活用するため、経常的な事務経費については施策や事務事業の見直しによる節減に努めるとともに、政策的経費については実施計画と連動させた優先度の高い重点事業への財源配分を図り、財源の計画的・効率的な運用に努めます。
- 財政運営の透明性を確保するため、統一的な基準による地方公会計制度の活用を図るとともに、財政状況を分かりやすくまとめた財政白書等を作成し、ホームページや説明会等を活用して市民に公表します。

② 予算執行管理の効率化

- 効率的な予算の執行及び会計処理を行います。
- 入札事務や契約事務については、安価で高い技術とセキュリティを保持したシステムを利用して、事務処理の迅速化・効率化を図ります。

(2) 財政基盤の充実

① 自主財源の確保 **強靱化**

- 市税に対する納税者の信頼確保のため、未申告者の申告促進等により、引き続き税に関する啓発や公平性の確保に努めるとともに、安定した財源の確保と納税者の利便性向上に資するため、個人住民税の特別徴収の推進に努めます。
- 収納対策の強化の一環として、収納課窓口業務等を民間委託することにより、市民への接遇の向上を図るとともに、徴税吏員のみが行うことができる滞納処分及び納税相談等に専念できる環境を整備し、市税等の収入の確保及び収納率の向上を目指します。
- また、文書催告や各種催告システム、業務委託先の知見等を最大限効率的に活用し、滞納事案の早期解決に努め、市税収入の確保を図ります。
- 口座振替の促進に努めるとともに、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスの周知、活用を推進します。
- 納税者の利便性向上と業務の効率化を図るため、各種推進事業の実施及び多様化された納付方法の周知徹底を図るとともに、還付金受取口座や口座振替のオンライン申請導入など、収納環境のDX推進について検討を行います。
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税の新たな活用策を検討し、寄附額の増加を目指します。

② 依存財源の確保 **強靱化**

- 国や東京都の補助制度の動向を的確に把握し、依存財源の適正な確保、効率的な活用を図るとともに、制度の改善を関係機関に要請します。
- 地方債については、低利な資金の確保に努めるとともに、後年度負担が過度にならないよう計画的な運用に努めます。

③ 受益者負担の適正化

- 市民に行政サービスを提供する機会において、特別の受益関係が生じるときは、受益者負担の原則に立った適正な負担を求め、その確保に努めます。

④ 基金の活用 **強靱化**

- 厳しい財政状況の中、地域の特色をいかしつつ、市民との協働による自主的・主体的なまちづくりを推進するため、基金を充実するとともに、適正な管理と有効活用に努めます。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	市税収納率(現年度分+滞納繰越分)	98.6%	99.4%
2	財政調整基金の残高の確保(対標準財政規模)	9.5%	10.0%以上

第3節 広域行政



現状と課題

- 本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と接しており、市民の日常生活や経済活動の範囲は市域を越えている状況にあります。加えて、多摩都市モノレールの延伸や交通機関、情報・通信手段の発達等により、この範囲は、更に拡大していくことが見込まれます。
- 今後、行政運営の効率化と市民サービスの更なる充実に取り組むためには、広域的な連携による行政運営などの検討を進める必要があります。
- 本市では、近隣自治体との図書館の相互利用を行っており、令和7年3月31日時点では、2,884人の市民が図書館の相互利用に登録し、184人の市外在住者が市内の図書館に登録しています（表6-1参照）。また、一部事務組合方式による廃棄物、し尿処理、火葬事業などの共同実施に加え、都・区市町村DX協働運営委員会と連携し、デジタル化に向けた情報共有を行っています。
- 今後も、よりよい行政運営に向け、より一層の広域行政を検討・推進する必要があります。

表6-1 図書館相互利用の状況

区分			有効登録者数（人）	延貸出数（冊）	備 考
武蔵村山市	登録先	立 川 市	722	6,911	市外の図書館の利用状況
		昭 島 市	566	5,647	
		東大和市	1,205	15,940	
		瑞 穂 町	391	7,651	
	合 計		2,884	36,149	
立 川 市 民			69	2,381	市内の図書館の利用状況
昭 島 市 民			15	432	
東 大 和 市 民			81	7,217	
瑞 穂 町 民			19	721	
市外在住者合計			184	10,751	

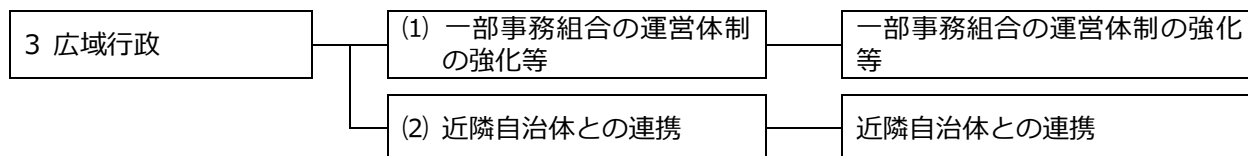
（注）登録者は令和7年3月31日現在、延貸出数は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの冊数

出典 図書館資料

基本方針

- 様々な分野において、複数の自治体で共同運営や連携した取組を実施することで、サービスの向上と経費の削減が可能となるため、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

施策の体系・内容



(1) 一部事務組合の運営体制の強化等 **強靱化**

一部事務組合の運営体制の強化等

- 高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。
- 一部事務組合が市民の身近な存在となるように PR に努めます。

(2) 近隣自治体との連携 **強靱化**

近隣自治体との連携

- 市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や交通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減や利便性の向上などを図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めるとともに、災害発生時の相互応援協定を締結している自治体との応援体制の構築に努めます。
- 地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	図書館の市外利用者への貸出冊数	10,751 冊	13,000 冊
2	広域連携サミット共同文書(*59)に基づく事業参加率	66.7%	100%
3	周辺自治体と連携した観光イベントの参加回数	1 回	3 回

(*59) 広域連携サミット共同文書：日常生活圏や地域経済圏が重なる9市（立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市）の首長が市域を越えた連携事業の推進に向けた意見交換を行い、各首長の共通認識の下、事業連携を推進するため、連携の基本方針等を示した文書

第7章 国土強靱化地域計画

第1節 国土強靱化地域計画

- 1 国土強靱化の概要
- 2 脆弱性の評価
- 3 強靱化に向けた取組

第1節 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化の概要

■ 国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成25年12月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」が策定されました。

基本法では、地方自治体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」と定められています。

これを受けて、東京都は「東京都国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

令和5年6月に、「基本法」が改正され、令和5年7月には、新たな「国土強靱化基本計画」が策定され、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策を更に推進していく方針がより明確化されました。

その後、令和6年1月1日、石川県能登半島でマグニチュード7.6の地震が発生し、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらし、多数の被災者が長期にわたる避難をすることとなりました。この災害では、避難所生活の困難やライフラインと交通インフラの被害を浮き彫りになりました。

また、国は令和7年6月に、「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定しました。

この計画は、5か年加速化対策の後継として位置付けられ、基本計画に定めた国土強靱化政策の展開方向（5本柱）に沿って実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めることを目的としています。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを目指しています。

さらに、東京都は令和8年●月に、「東京都国土強靱化地域計画」を見直し、国土強靱化の取組を一層強化しています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震等に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定に合わせて、本章を「国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、後期基本計画と一体的に策定します。

なお、地方自治体における「国土強靱化地域計画」の策定に当たっては、国や都道府県の国土強靱化関係の計画との調和を図ることとされています。

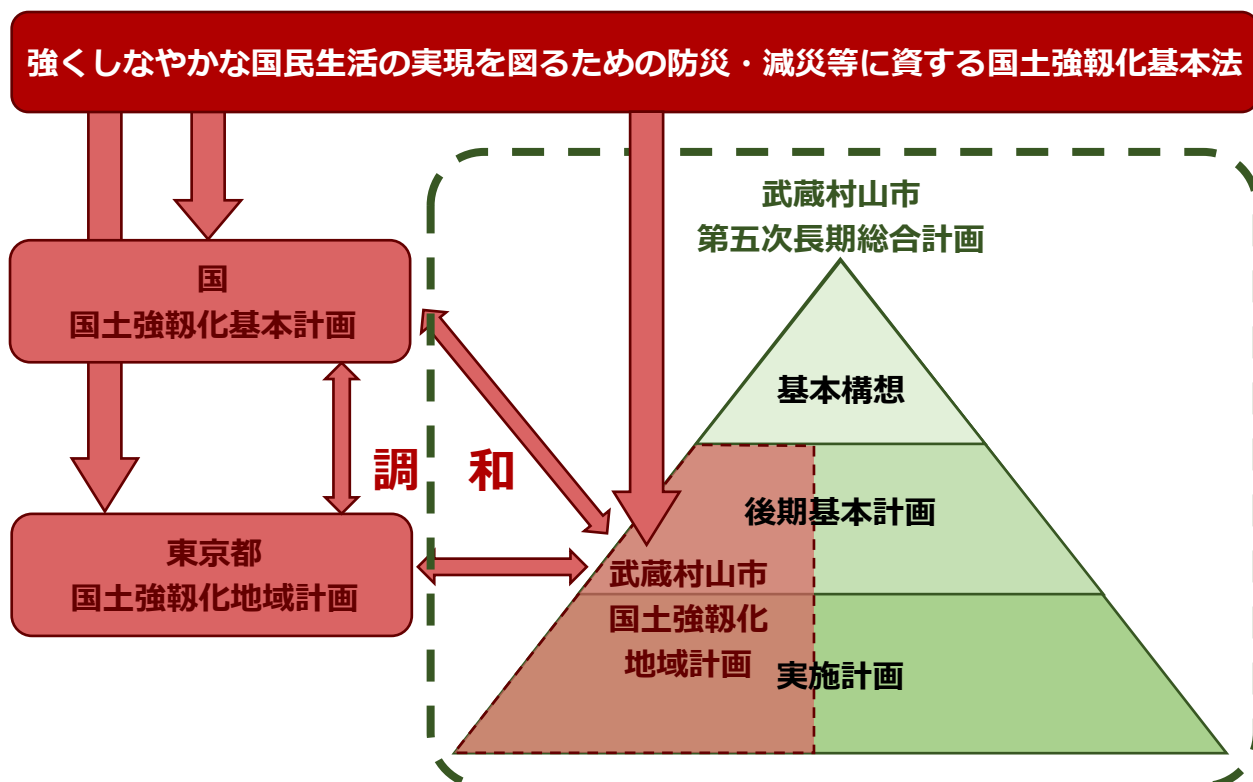


図7-1 国土強靱化地域計画の概念図

基本目標

「基本構想」で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組と併せて、国土強靱化に関する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

◆ 国土強靱化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

2 脆弱性評価

脆弱性の考え方

国土強靱化に基づく施策を推進し「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、リスクシナリオを作成します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して具体施策を設定します。

想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

【地震】

- ・首都直下地震等（多摩東部直下地震、立川断層帯地震）

【風水害】

- ・土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靱化の推進目標を次の6項目と設定します。

- A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ**
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ**
- C 必要不可欠な行政機能を確保する**
- D 経済活動の致命的な機能不全を回避する**
- E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**
- F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する**

■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

それぞれの推進目標の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の29項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番 号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	A-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	A-3	突発的又は広域的な豪雨に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力により長期化するものを含む）
	A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生
B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ	B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	B-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
C 必要不可欠な行政機能を確保する	C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
D 経済活動の致命的な機能不全を回避する	D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
	D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	D-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

推進目標	番 号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第 17 条第 3 項)
E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	E - 1	通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	E - 2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	E - 3	都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	E - 4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	E - 5	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する	F - 1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	F - 2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	F - 3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	F - 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	F - 5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	F - 6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

脆弱性の評価

29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析と評価は次のとおりです。

A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

番 号	起きてはならない最悪の事態
A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
【防災意識の高揚】 「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本です。市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自ら身の安全を守るよう行動することが求められます。 【地域防災力の向上（新規）】 - 自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上や自主防災組織活動の活性化、地域での防災訓練等の実施、地区集会所の適切な管理等を進める必要があります。 【災害対策の総合的推進】 - 防災体制の充実・強化、防災まちづくりの推進、防災意識の高揚、治水対策の推進等、災害対策を総合的に推進していく必要があります。 【公共建築物の耐震性等の強化】 - 公共建築物（災害対策活動拠点、病院、消防署、学校、体育館、文化施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する必要があります。なお、整備に当たっては高齢者や障害者等の利用を考慮したユニバーサルデザインへの対応が必要です。 【民間建築物の耐震性の強化】 - 東京都及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての事業者等への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の診断・改修への補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。 【住宅の耐震性等の強化】 - 住宅や住宅地の耐震性を高めていくことが重要となります。 また、倒壊のおそれのある空き家等の把握に努め、所有者への注意喚起を行う必要があります。 【災害時の緊急活動を支える施設整備】 - 道路（幹線道路だけでなく生活道路を含む。）、公園、河川等の公共の空間は、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める必要があります。新青梅街道をはじめとする緊急交通路や緊急輸送路については、沿道の建物の倒壊等による道路の閉塞を防止する対策が必要です。 【無電柱化の推進（新規）】 - 災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 【長期総合計画の推進】 - 地域の強靱化は、長期総合計画に基づくまちづくり推進により実現されることから、長期総合計画の計画的推進を図る必要があります。	

番 号	起きてはならない最悪の事態
A-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	【消防・救急・救助体制の整備】 ・大規模地震等の発生時には、大小様々な火災が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想され、消防車等の到着が遅くなる可能性が高いことから、火災の拡大防止を目的とした地域住民の初期消火等の防災技術の向上を図る必要があります。 ・市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する必要があります。 【消防団の活性化】 ・消防団は、災害時には消防活動だけでなく救急救命、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい火災予防・啓発活動等を実施するなど、地域防災の中心的な役割を果たしていることから、消防団の育成・強化、装備の充実を図るとともに、団員を確保していく必要があります。 【防災まちづくりの推進】 ・大規模商業施設等の不特定多数が集まる施設において、災害による火災発生時に消防活動が迅速に行えるような整備を推進する必要があります。 また、避難する場所として公園・緑地等を適切に配置する必要があります。 【市街地の不燃化促進】 ・大規模火災のリスクの高い市街地については、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等を計画的に整備し、不燃化等を推進していく必要があります。 ・住宅の耐震化等の対策を推進し、地震発生等の火災発生防止に努める必要があります。 【道路の整備・維持】 ・道路の閉塞が避難や救助・消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、避難路や緊急輸送道路となる道路等の整備を促進するとともに、道路の通行可否についての情報を、的確に収集・発信する必要があります。
A-3	突発的又は広域的な豪雨に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	【地域コミュニティの振興】 ・浸水被害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難することが必要です。このため、迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。 【地域防災力の向上（新規）】 ・自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上や自主防災組織活動の活性化、地域での防災訓練等の実施、地区集会所の適切な管理等を進める必要があります。

番 号	起きてはならない最悪の事態
	(A-3 の続き) 【地球温暖化対策の推進】 - 地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的かつ突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。 【浸水対策の推進（新規）】 「雨水管理総合計画」に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進する必要があります。 【下水道施設耐震化の推進（新規）】 - 下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設地震対策指針と解説」及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。
A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生 【地域コミュニティの振興】 - 急傾斜地崩壊危険区域等においてはその周知を図るとともに、土砂災害の発生が予想される際には、地域住民が声をかけ合って避難することが必要です。このため、適切な情報提供に取り組むことと併せて、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。 【狭山丘陵の保全】 - 狭山丘陵については、地球温暖化の予防に資するとともに、開発等による不自然な地形の変化等を抑止するため、保全などの対策を推進する必要があります。 【地球温暖化対策の推進】 - 地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的かつ突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。 【土砂災害対策】 - 狭山丘陵周辺の適正な管理を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれの高い地域の周辺住民に対し、避難方法や避難の時期等の身を守る対応を周知するとともに、災害のおそれがある場合は早期の情報提供に努める必要があります。

B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ

番 号	起きてはならない最悪の事態
B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
【救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化】 ・ 広範囲にわたる大規模な災害が発生した際は、警察、消防、自衛隊等による救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を確立し、救出・救護体制の構築を図る必要があります。 ・ 避難場所、福祉避難所への避難誘導、搬送についても同様に連携し、体制の確立・強化を図る必要があります。 【住宅・宅地、市街地の整備】 ・ 災害が発生した際でも、被害を最小限に抑えることで、警察や消防等の負担を軽減し、必要な地域に必要な支援ができることから、建物の耐震化等を促進する必要があります。 【周辺自治体、防災協定を締結した自治体等との連携】 ・ 近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する必要があります。	
B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
【医療救護体制の整備】 ・ 大規模災害発生時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制を整備する必要があります。 【支援ルートの確保】 ・ 住宅等の建築物やブロック塀の倒壊などにより、支援ルートを遮断することのないよう、道路や住宅地等の耐震化、強靱化を進める必要があります。 【無電柱化の推進（新規）】 ・ 災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。	
B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
【避難所の運営方法の見直し】 ・ 避難所となる学校等については、実災害を想定した訓練を地域コミュニティと連携して実施する必要があります。併せて、女性や高齢者、障害者等に配慮した避難所運営を行う必要があります。今後、訓練等の実施を通して、継続して運営マニュアル等を見直していく必要があります。 ・ 避難所における居住スペースについて、被災者が尊厳ある生活を送るためのスフィア基準の基本指標であるスペースの確保に向けた検討が必要です。 ・ 避難所など平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。	

番 号	起きてはならない最悪の事態
(B-3 の続き) 【災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援（新規）】 ・災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、アウトリーチ等の手法を活用した被災者の支援する必要があります。 【下水道施設耐震化の推進（新規）】 ・下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設地震対策指針と解説」及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。	
B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
【物資、資器材等の備蓄、調達体制の整備】 ・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。 ・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。 【応急給食提供体制の確保（新規）】 ・災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。 ・防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用するにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。 【防災DXの推進（新規）】 ・デジタル技術を活用し、災害時等における情報の集約と可視化や避難者対応の効率化及び迅速化等の仕組みづくりを行う必要があります。 【無電柱化の推進（新規）】 ・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 【ライフラインの確保】 ・水道やガス、電気等が、災害発生後に速やかに復旧できるよう、平常時からライフライン事業者や関係機関等と連携を図る必要があります。 【再生可能エネルギーの利活用】 ・再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく災害時にも利用可能なものが多いことから、関係機関と連携し、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する必要があります。 【地下水の確保】 ・災害発生時の生活用水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。 ・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。	

番 号	起きてはならない最悪の事態
B-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
【帰宅困難者対策】 ・災害が発生した時に危険区域にいる市民や、大型商業施設などの不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、避難所等の確保や、避難誘導體制、避難所運営体制の整備、安全に通行できる避難路の確保を進め、帰宅困難者の安全確保に努めるとともに、適切な情報提供を図り、混乱を防ぐ必要があります。	
B-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
【新たな感染症等への対応】 ・今後、新たな感染症が発生した場合に備えた体制整備・対策に取り組む必要があります。 【災害時における感染症対策】 ・避難所など平常時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。 ・被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の維持と衛生環境の確保のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する必要があります。 【ごみ処理体制の整備（新規）】 ・ごみの不適切な分別や収集の停滞による不衛生な環境により、感染症の拡大につながるおそれがあることから、災害発生後の速やかなごみ処理体制の確立及び普及を図る必要があります。 【下水道施設耐震化の推進（新規）】 ・下水道施設の耐震性を向上させるため、「下水道施設地震対策指針と解説」及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき、下水道システム全体の安全性を高める必要があります。	

C 必要不可欠な行政機能を確保する

番 号	起きてはならない最悪の事態
C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
【日頃からの地域安全運動の実施】 ・大規模な災害発生時には、警察機能の大幅な低下が懸念されることから、地域コミュニティにおける防犯活動等の取組が求められます。このため、日常的な地域安全運動を推進するとともに、災害発生時における防犯パトロール、避難所における防犯対策等の取組を想定した訓練を実施する必要があります。	
C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
【職員に対する防災教育】 ・災害発生時において迅速に状況を判断し、的確な防災活動と行政機能の維持に向けた行動を遂行できるよう、災害時の行動マニュアルや避難所運営マニュアル等の更新・周知を行うとともに、地域コミュニティと連携した定期的な防災訓練を実施する等、防災教育の徹底が必要です。 【被害の軽減による行政機能の維持】 ・災害発生時においても行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を定め、行政機能への被害の最小限化に取り組む必要があります。	

番 号	起きてはならない最悪の事態
(C-2 の続き)	避難や復興の拠点となる避難所や市庁舎等の公共施設において、耐震化をはじめとした計画的な維持管理が必要です。

D 経済活動の致命的な機能不全を回避する

番 号	起きてはならない最悪の事態
D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
【幹線道路等の計画的整備】 - 道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。 【無電柱化の推進（新規）】 - 災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。 【企業等における災害対策】 - 企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。	
D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
【消防・救急・救助体制の整備】 - 大規模地震等の発生時には、重要な産業施設の被災が予想されることから、市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速かつ適切な対応に取り組む体制を整備する必要があります。 【企業等における災害対策】 - 企業、事業者等においては、平常時から災害発生時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。 【公害対策】 - 平常時から、市民、企業、行政等の協働により、良好な生活環境の形成や環境保全による公害対策に取り組むことが求められます。特に有害物質を扱う事業者等においては、その管理の徹底が求められます。	
D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
【地域経済の循環の維持】 地域経済の早期復興を推進する上で、金融サービスと郵便等の輸送インフラの早期再開は不可欠です。産業活動だけでなく、消費活動の早期復興を推進するため、金融サービスと輸送インフラの強靱化に事業者等と連携して取り組む必要があります。	

番 号	起きてはならない最悪の事態
D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
【食料・飲料水・生活必需品等の備蓄・調達】 ・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。 ・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。 【食料品の製造販売の維持】 ・食品製造業や小売店等においては、被災者に食料品が安定供給されるよう、BCP に基づいた生産販売活動が行われるよう取り組んでいく必要があります。 【応急給食提供体制の確保（新規）】 ・災害時にライフラインが遮断された場合でも、防災食育センターにおいて備蓄燃料や受水槽の貯水を利用し、応急給食等を実施します。 ・防災食育センターにおける応急給食用備蓄食材を、必要に応じて防災訓練や学校給食で使用するにより、適切な更新（ローリングストック）を推進します。 【防災食育センターの機能維持（新規）】 ・災害発生後、避難所への応急給食を行うために防災食育センターが整備されました。 また、本施設は復興を進めるに当たり、早期に学校への給食を実施する必要があることから、平常時からの適切な維持管理を行う必要があります。	
D-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
【農業用水の確保】 ・農産物の生産活動が安定して行われるよう、農業用水の確保を図る必要があります。このため、農業用水設備等の強靱化を推進するとともに、農業用水源の確保に努めることが求められます。 【地球温暖化対策の推進】 ・地球温暖化が原因とみられる異常気象の発生が増加しており、対策が求められています。地球温暖化対策を推進し、異常気象の発生を抑制していく必要があります。 【地下水の確保】 ・災害発生時の生活用水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。 ・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。	
D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
【農地・農業用施設の予防対策】 ・災害の発生に際して農業被害を最小限に抑えるため、農家等と連携して予防対策を実施する必要があります。 【狭山丘陵の保全】 ・狭山丘陵については、土砂災害等の発生による荒廃を防止するため、開発等による不自然な地形の変化・変更を抑止し、保全などの対策を推進する必要があります。	

E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

番 号	起きてはならない最悪の事態
E-1	通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 【災害情報等の収集・伝達】 - 大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る必要があります。 【情報・通信網の整備】 - 大規模災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す必要があります。 【通信インフラ・情報伝達手段の確保】 - 災害時等においても通信インフラが確保できるよう、整備を進める必要があります。災害時においても市民サービスの提供は不可欠であり、適切に情報が伝達できるよう体制や施設の整備等を進める必要があります。 【防災DXの推進（新規）】 - デジタル技術を活用し、災害時等における情報の集約と可視化や避難者対応の効率化及び迅速化等の仕組みづくりを行う必要があります。
E-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 【電力施設の予防対策】 災害時においても、必要な電力などが供給可能な体制を確保する必要があります。関係機関や事業者との連携を図るとともに、各施設において災害発生時の機能確保に備えた体制を確保する必要があります。
E-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 【都市ガス施設の予防対策】 - 災害時においても、必要なガスなどが供給可能な体制を確保する必要があります。関係機関や事業者との連携を図るとともに、各施設において災害発生時の機能確保に備えた体制を確保する必要があります。 【道路事業の計画的推進】 - ガソリン等のエネルギー供給のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。
E-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止 【上水道施設の予防対策】 - 災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や管路の老朽化対策の促進を、関係機関に要請していく必要があります。 - また、水道工事関連事業者による復旧作業がスムーズに進むよう、連携を強化する必要があります。

番 号	起きてはならない最悪の事態
(E-4の続き) 【下水道施設の予防対策】 ・下水道施設の被害を防ぐため、老朽化した管きょ等の設備改修を行う必要があります。 ・台風・豪雨時の浸水被害を軽減するために雨水排水施設の整備を推進する必要があります。 【道路事業の計画的推進】 ・上下水道の維持のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。 ・復興期における道路の復旧に合わせて、上下水道の復旧工事も進められるよう、事業者との連携を強化する必要があります。	
E-5	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
【幹線道路等の計画的整備】 ・道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。 【公共交通の確保】 ・発災直後は、主要な道路は応急救助活動等のために使用されることから、人の流れを確保するためには、公共交通機関の早期の復旧が不可欠です。 また、市内循環バス等の、鉄道駅までの人員輸送の手段についても早期に復旧する必要があります。 【道路の整備・維持】 ・災害による被害を軽減するために、災害時に通行不可能となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施し、老朽化している箇所については補修等を実施する必要があります。 【道路及び沿道の耐震化】 ・沿道の住宅・建築物については、耐震化を促進するとともに、適切な管理を促す必要があります。 【無電柱化の推進（新規）】 ・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。	

F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

番 号	起きてはならない最悪の事態
F-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 【ボランティア団体等との連携】 ・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行う NPO 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する必要があります。 【災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援（新規）】 ・災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、アウトリーチ等の手法を活用した被災者の支援する必要があります。
F-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 【ボランティア団体等との連携】 ・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行う NPO 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する必要があります。
F-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 【災害廃棄物処理の実施】 ・災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に運搬・処理する必要があります。 ・災害廃棄物の発生量を抑制するため、建物の耐震化等の地震対策を徹底する必要があります。 【がれき処理の実施】 ・災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理・処分方法を平常時から検討しておくとともに、一時保管場所や最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、処理を図ることにより適正に対応する必要があります。
F-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 【事業用地の確保】 ・復興に向けて、市内の事業活動が継続されるよう、事業用地の確保に向けた支援が必要です。 【仮設住宅等の確保】 ・市民生活や産業活動を持続するため、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の速やかな整備ができるよう、事前に建設予定地等について検討しておくとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

番 号	起きてはならない最悪の事態
F-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 【文化財等の安全対策】 ・これまでも取り組んでいる保存・整備を維持し、文化財等の安全対策と次世代への継承が求められます。無形文化財等の伝承文化の維持のためには、地域コミュニティの果たす役割が大きく、日頃からのコミュニティの活性化支援も必要です。
F-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響 【正しい情報発信】 ・災害発生時に、デマやフェイクニュース等から市民生活・事業活動を守るとともに、被災状況等を的確に発信し風評被害等を防止するため、正確な情報発信が可能な体制を構築する必要があります。 【地域経済の復興】 ・地域産業の担い手の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進など、大規模自然災害による地域経済への影響を抑制する取組を推進する必要があります。

3 強靱化に向けた取組

施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、脆弱性の評価に基づく施策を「後期基本計画」に定める具体施策から抽出し、国土強靱化に資する施策として位置付けます。

施策分野については、「後期基本計画」の施策の体系に順じて設定します。

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ、2 交流

第2節 パートナーシップ

1 情報共有、2 市民参加と協働

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

第1節 健康・医療

1 健康づくり、2 医療・救急、3 社会保障制度

第2節 福祉

1 地域福祉、2 子ども・子育て支援、3 高齢者福祉、
4 障害者福祉、5 生活支援

第3節 暮らし

1 消費生活、2 雇用

第3章 安全で快適なまちづくり

第1節 安全・安心

1 災害対策、2 消防体制、3 交通安全、4 防犯対策

第2節 都市基盤

1 都市づくり、2 道路、3 住宅・宅地、4 下水道、
5 廃棄物処理とリサイクル

第3節 地域交通

1 多摩都市モノレール、2 地域交通

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

第1節 人権

1 人権・平和、2 男女共同参画

第2節 教育

1 学校教育、2 生涯学習、3 スポーツ・レクリエーション

第3節 文化

1 市民文化、2 伝統文化・文化財

第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

1 農業、2 商・工業、3 観光

第2節 景観

1 都市景観、2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

1 自然環境、2 公園・緑地、3 地球温暖化対策、
4 公害対策・環境美化

第6章 計画の推進に向けて

第1節 行政運営

第2節 財政運営

第3節 広域行政

各施策分野における国土強靱化に資する取組

事前に備えるべき目標			A あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と 被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
リスクシナリオ			A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6
起きてはならない最悪の事態			大規模地震に伴う、住宅・建物・死者の発生	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死者（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等）	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、工	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・工	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	大規模な自然災害と感染症との同時発生
1 市民との協働による地域振興												
(1)コミュニティ	①地域コミュニティ		●	●	●	●	●		●			
	②交流		●	●	●	●	●		●			●
(2)パートナーシップ	①情報共有		●	●	●	●						
	②市民参加と協働								●			
2 健康で明るく暮らせるまちづくり												
(1)健康・医療	①健康づくり								●			●
	②医療・救急			●			●	●	●			●
	③社会保障制度											
(2)福祉	①地域福祉		●				●		●			
	②子ども・子育て支援		●									
	③高齢者福祉		●						●			
	④障害者福祉		●						●			
	⑤生活支援											
(3)暮らし	①消費生活											
	②雇用											
3 安全で快適なまちづくり												
(1)安全・安心	①災害対策		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②消防体制		●	●	●		●			●		
	③交通安全			●						●		
	④防犯対策											
(2)都市基盤	①都市づくり		●	●	●	●		●		●		
	②道路		●	●	●			●		●	●	
	③住宅・宅地		●	●		●	●	●		●		●
	④下水道				●							●
	⑤廃棄物処理とリサイクル											
(3)地域交通	①多摩都市モノレール		●									
	②地域交通		●							●	●	

C 必要不可欠な行政機能を確保する		D 経済活動の致命的な機能不全を回避する						E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する						
C-1	C-2	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	E-1	E-2	E-3	E-4	E-5	F-1	F-2	F-3	F-4	F-5	F-6	
被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	避難行動や救助・支援が遅れる事態	通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
●	●				●									●	●			●	●
●														●	●			●	●
●	●							●					●						●
●								●						●	●			●	●
														●	●				
														●	●				
																			●
	●		●		●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
	●		●					●											
●					●								●						
●																			
	●	●	●		●				●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	●	●			●				●	●	●	●	●						
		●											●		●	●		●	
	●										●								
															●				
													●						
													●						
													●						

事前に備えるべき目標		A あらゆる自然災害に対し、 直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と 被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
リスクシナリオ		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6
起きてはならない最悪の事態		的大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネ	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	大規模な自然災害と感染症との同時発生
4 誰もが学び活躍できるまちづくり											
(1)人権	①人権・平和										
	②男女共同参画										
(2)教育	①学校教育	・						・			・
	②生涯学習	・						・			・
	③スポーツ・レクリエーション	・						・			・
(3)文化	①市民文化	・						・			・
	②伝統文化・文化財										
5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり											
(1)産業	①農業				・				・		
	②商・工業								・		
	③観光										
(2)景観	①都市景観				・						
	②水とみどりのネットワーク		・	・	・						
(3)環境	①自然環境		・		・						
	②公園・緑地		・		・						
	③地球温暖化対策			・	・						
	④公害対策・環境美化				・				・		・
6 計画の推進に向けて											
(1)行政運営		・	・								
(2)財政運営											
(3)広域行政					・	・		・		・	

第1節 国土強靱化地域計画

第8章 デジタル田園都市構想総合戦略

第1節 総合戦略の概要

- 1 策定の背景
- 2 総合戦略の位置付け
- 3 総合戦略の計画期間

第2節 総合戦略

- 1 基本目標の構成
- 2 施策の体系
- 3 取組内容

第1節 総合戦略の概要

1 策定の背景

国では、デジタルの実装を通じた地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていく構想として、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を策定し、この構想の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に閣議決定しました。この戦略では、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性をいかながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することが新たな方針として明示されています。

これを踏まえ、地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を策定することが求められています。デジタル化による地方創生は、本市にとっても非常に重要な考え方であり、昨今の社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、デジタルの視点を加えた地域課題の解決に取り組む必要があることから、「デジタル田園都市構想総合戦略」は、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、地域の個性や魅力をいかした戦略として策定しています（図8－1参照）。

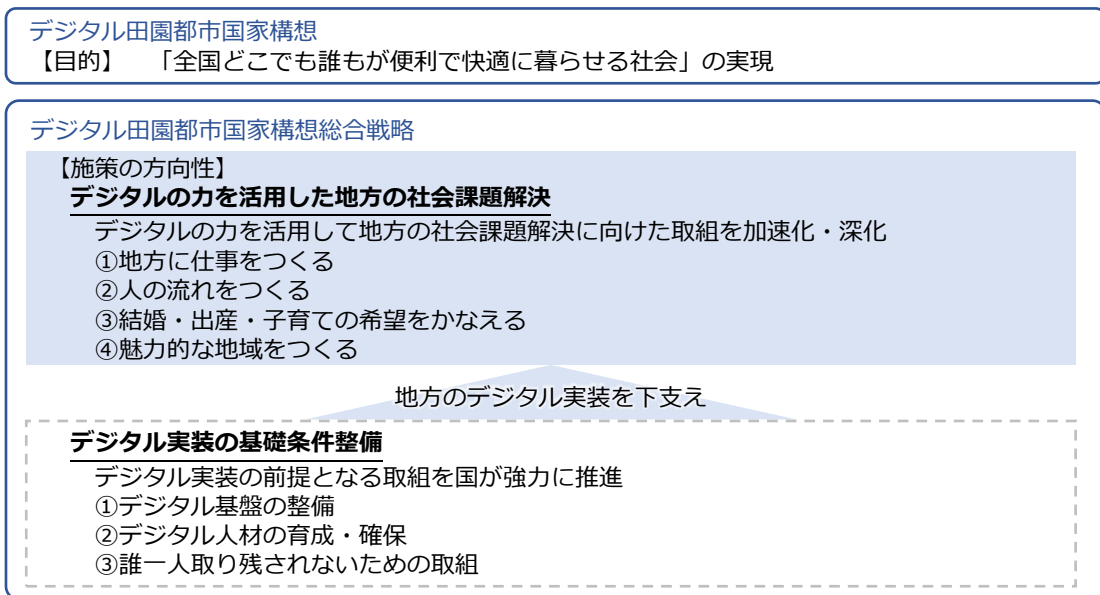


図8－1 デジタル田園都市国家構想総合戦略の概念図

2 総合戦略の位置付け

長期総合計画は、行政運営における最上位計画であり、長期総合計画に基づき、対象となる分野の目標や目標の実現に向けた取組を明らかにするため、まちづくりの特定の分野に関する個別計画を策定し、各種事業を推進しています。

総合戦略においては、本市において、既に人口減少に転じている中、デジタルの力を活用した魅力的なまちづくり等により定住人口の維持を図るとともに、地域産業の活性化等による交流人口(*60)・関係人口(*61)の増加を図り、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。

これらの取組は長期総合計画による取組の一部と深く関連していることから、総合戦略を一体的に策定することで施策の整合性や実効性を確保するため、「第五次長期総合計画後期基本計画」と一体的に策定しています。

3 総合戦略の計画期間

「第五次長期総合計画後期基本計画」と総合戦略を一体的に策定し、より効果的、効率的な施策展開や進捗管理を行うため、総合戦略の計画期間については「第五次長期総合計画後期基本計画」の対象期間と同様に、令和8年度から令和12年度までの5年間とします（図8-2参照）。

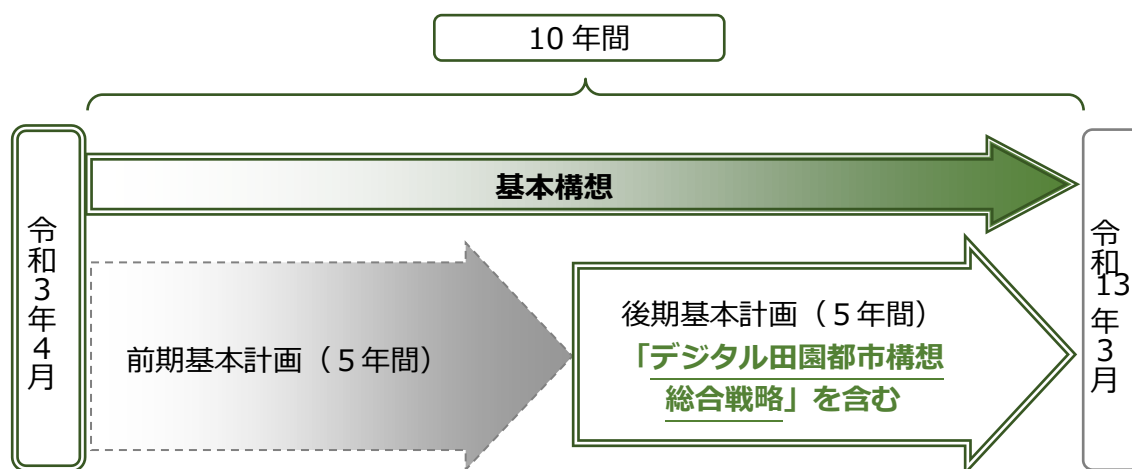


図8-2 総合戦略の計画期間

(*60)交流人口：通勤や通学、観光、レジャーなどでその地域に一時的に訪れる人々のこと。

(*61)関係人口：日常的な生活圏や通勤圏の外にある特定地域に対して、継続的かつ多様な形で関与し、その地域の課題解決や発展に寄与する人のこと。

第2節 総合戦略

1 基本目標の構成

■ 基本的な考え方

総合戦略では、長期総合計画後期基本計画に示した将来展望を実現するために講ずべき施策を示します。デジタル技術を活用しつつ、年少人口及び生産年齢人口の増加、交流・定住人口の増加を実現するため、次の4つの視点に基づき、3つの基本目標を掲げます（図8－3参照）。

視点1 年少人口及び将来的な生産年齢人口の増加を図る

- 若い世代が結婚して市内で家庭をもち、市内で子どもを産み、育てていくことができるようにすることで、転出を抑制するとともに、出生者数の増加により、年少人口及び将来的な生産年齢人口の増加を図ります。そのためにも、地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備を推進します。
- 加えて、将来的な生産年齢人口の増加に向けて、多様な産業による雇用の場の確保が求められ、多摩都市モノレールの市内延伸による商業施設の誘導等により産業の創出を促進します。

視点2 定住人口の増加を図る

- 世代にかかわらず、誰もが便利で安心して住み続けられるまちづくりを推進し、地域社会の担い手として活躍しながら、元気に生きがいをもって暮らせる生活環境の構築を目指します。
- また、急速な高齢化が進む中で、高齢層が活躍できるまちを目指すことに加え、年齢だけでなく性別、国籍や障害の有無にかかわらず全ての人が生きがいを感じながら活躍できる環境づくりを推進することで、定住のみならず、次世代へと住み継がれるまちを目指します。

視点3 本市への来訪者の増加を図る

- 本市の魅力を積極的・戦略的に広報するとともに、多摩都市モノレールの市内延伸を見据えた魅力あるまちづくりやより利便性の高い公共交通網の形成について、一体的な施策を図ることにより、本市への来訪者（交流人口）の増加を図ります。
- また、交流人口の増加は、市内消費の促進による商業活性化につながるとともに、本市を買い物等の用事で繰り返し訪れることで本市の生活のしやすさや自然・みどりなどといった魅力を知り、定期的な来訪による交流と消費、そして将来的な定住へと結び付けることを目指します。

視点4 デジタル技術の活用

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会のデジタル化は急速に進展し、行政運営においても、デジタル技術を有効的に活用し、様々な課題を解決する取組がなされています。
- 今後、行政のデジタル化をより一層推進すべく、生成AI等の先進的なデジタル技術の活用について検討するなど、DXの実現を目指し、便利で豊かな暮らしができるまちづくりを推進します。
- 「デジタル技術の活用」の視点も考慮し、取組を進めていきます。

基本目標1 まちの魅力を向上させ、新たなひとの流れをつくる

- 観光や就業などで市外から本市を訪れる交流人口や創業などで地域への愛着を持ち、継続的に関わり続ける関係人口を増やすとともに、本市の魅力を発信することで将来的に定住へとつなげることを目指します。
- そのため、シティプロモーションの推進や、創業支援や企業誘致等による「しごと」の創出、観光施策の推進、多摩都市モノレール延伸を見据えた魅力あるまちづくりや公共交通網の形成などに取り組み、地域の活性化と魅力の発信に努めます。

基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 本市では、合計特殊出生率が減少傾向で推移しており、出生者数も減少している状況です。こうした事態は、労働力・社会保障・地域活力の低下を招き、地域社会の持続性が危ぶまれることから、改善に向けて取り組んでいくことが求められています。
- そのため、結婚・出産・子育てへの一貫した支援を行い、さらには子育てと仕事の両立を図ることで、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。
- また、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう教育の質の向上や社会の変化に対応した教育に取り組みます。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくる

- 誰もが本市に住み続けたいと思うためには、健康で豊かな暮らし、便利な暮らし、そして、安心して過ごすことができる暮らしを実現することが大切です。
- 個々人の健康増進のみならず、地域コミュニティの強化・活性化を図ることにより、防災・防犯における共助や地域福祉の拡充はもとより、地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人など、誰もが便利で安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

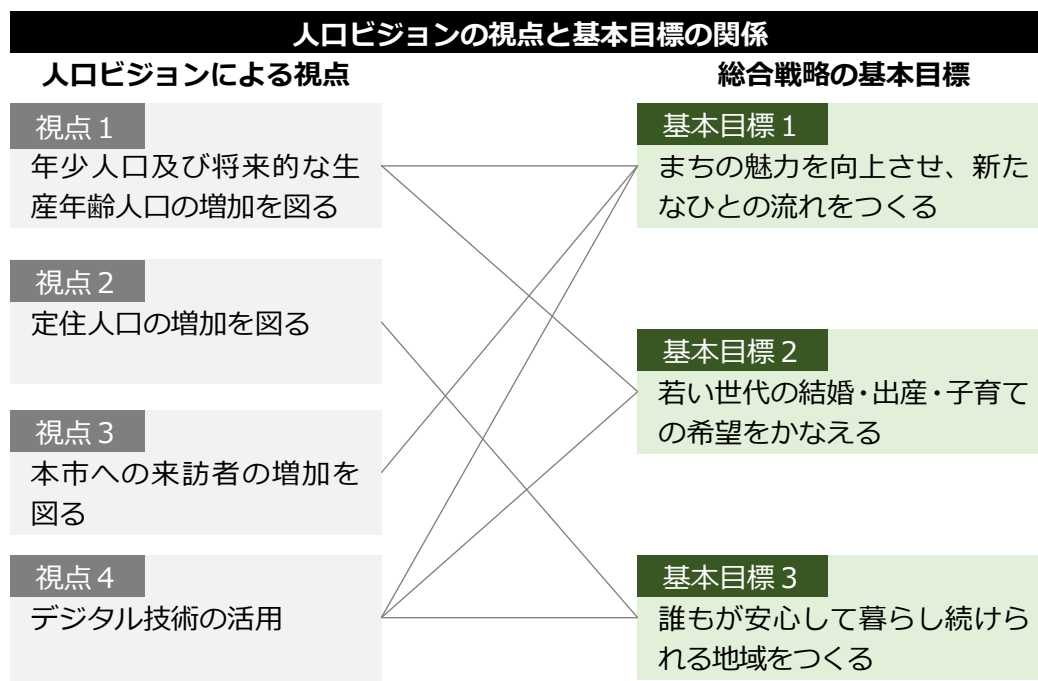


図8-3 人口ビジョンの視点と基本目標の関係

各基本目標の構成

1 数値目標

本総合戦略に掲げる3つの基本目標ごとに、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として市民にもたらされる便益（アウトカム）に関する指標を数値目標として設定しています。

2 基本的方向

本総合戦略の計画期間である令和12年度までに数値目標を達成するために、どのような施策を推進するか基本的方向として設定しています。

3 K P I

K P Iとは、重要業績評価指標として目標達成に向けたプロセスにおける達成度を把握し、評価するための指標です。

基本的方向に基づき、実施する施策の成果を測る一要素として設定しています。

K P Iは、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定していますが、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定しています。

また、長期総合計画の成果指標のうち、本総合戦略の目標達成にも関連するものは、K P Iとして設定し、【長総 P.●（ページ数）】と表記しています。

なお、本総合戦略のK P Iとして再掲するものは、【再掲】と表記しています。

4 関連する長期総合計画の主な施策

K P Iを達成するための事業として関連する長期総合計画の主な具体施策を掲載しています。

2 施策の体系

基本目標の実現に向けた、基本的方向に基づき、具体的施策を展開します。

基本目標	基本的方向
① まちの魅力を向上させ、 新たなひとの流れを つくる	1 戦略的な情報発信 2 創業希望者への支援 3 産業の振興と雇用の促進 4 時代のニーズに対応する農業の創造 5 個性豊かな観光施策の推進 6 利便性の高い公共交通網の形成 7 にぎわいと活力のある魅力的なみち・まちづくり
② 若い世代の 結婚・出産・子育ての 希望をかなえる	1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援 2 子育てしやすいまちづくり 3 子どもの知力・体力の向上 4 教育環境の整備
③ 誰もが安心して 暮らし続けられる 地域をつくる	1 利便性の向上に向けたまちづくり 2 安心して暮らせるまちづくり 3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3 取組内容

基本目標 1 まちの魅力を向上させ、新たなひとの流れをつくる

- 観光や就業などで市外から本市を訪れる交流人口や創業などで地域への愛着を持ち、継続的に関わり続ける関係人口を増やすとともに、本市の魅力を発信することで将来的に定住へとつなげることを目指します。
- そのため、デジタルの力を積極的に活用し、シティプロモーションの推進や、創業支援や企業誘致等による「しごと」の創出、観光施策の推進、多摩都市モノレール延伸を見据えた魅力あるまちづくりや公共交通網の形成などに取り組み、地域の活性化と魅力の発信に努めます。

【数値目標】

指標	現状【令和 6 年度】	目標【令和 12 年度】
社会増減数 (転入者数－転出者数)	166 人	166 人以上
国内旅行者数及び外国人旅行者数	国内旅行者数 1,981,900 人 外国人旅行者数 7,500 人	国内旅行者数 1,981,900 人以上 外国人旅行者数 7,500 人以上

基本的方向 1 戦略的な情報発信

- 市の政策や地域独自の魅力を磨き上げるとともに、市内外問わず多くの方へ本市の魅力を届けるようシティプロモーションを推進していきます。
- 市民をはじめとする多様な主体と市がパートナーとして連携し、よりよいまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するよう努めます。
- SNS やスマートフォンアプリなどの ICT を活用し、効果的な情報の発信に努めます。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
市ホームページ総アクセス数【長総 P.53】	3,355,562 回	5,000,000 回
カルーセルバナーに掲載するページ数【長総 P.53】	19 ページ	30 ページ
市公式 X「フォロワー」件数【長総 P.53】	5,303 件	6,000 件
市公式 LINE 登録者数【長総 P.53】	3,287 人	5,000 人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
シティプロモーションの推進	P.52
広報活動の充実 デジタル	P.52
情報公開の推進	P.53
ICT 等を活用した情報提供の推進 デジタル	P.53

基本的方向2 創業希望者への支援

- 市内で起業や創業を目指す人への支援等を行い、新たな地域産業を育成するとともに、地域経済の活性化と地元雇用の創出を促進します。
- 地域の課題解決に資するビジネスプランを対象としたコンテストを実施するなどローカルスタートアップを支援し、創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図ります。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
空き店舗を活用した事業数【長総 P.189】	0 事業	2 事業
創業支援制度を利用した創業者数【長総 P.189】	13 人	21 人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
商工会等との連携 デジタル	P.188
創業者への支援	P.188

基本的方向3 産業の振興と雇用の促進

- 地域の特性をいかしながら産業振興施策を展開し、各産業の魅力を向上させるとともに、地域経済の活性化を図ります。
- 地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、企業誘致を積極的に進めるとともに、企業誘致条例の対象拡大などを検討します。
- 市内事業者のデジタル化を推進し、生産性の向上や競争力の強化を図ります。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
企業誘致制度の対象拡大（新青梅街道沿道）	検討	検討終了
雇用促進奨励金の対象人数（累計）	2 人	5 人
村山大島紬に関する体験イベント参加者数及び見学者数（伝統工芸品体験活動事業、その他イベント等）	513 人	600 人
地域ブランド認証商品数【長総 P.189】	10 品目	16 品目

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
産業の活性化	P.188
商店街活動への支援と地域経済の活性化	P.188
企業誘致の促進	P.189
工業地域の基盤整備	P.189
地域産業との連携	P.192

基本的方向4 時代のニーズに対応する農業の創造

- 都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めます。
- 地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。
- 大都市近郊という特性を最大限にいかし、援農ボランティアの積極的な募集や体験型市民農園の利用対象者を市外在住の人へ拡大の検討など身近な場所で農業体験ができるような取組の検討を行い、市外からの来訪者の増加を図ります。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
観光農園数	10 か所	11 か所
経営耕地面積【長総 P.183,200】	104ha (R2)	維持
新規就農者数の累計【長総 P.183】	4 人	7 人
認定農業者数【長総 P.183】	44 経営体	46 経営体
体験型市民農園設置数【長総 P.183】	2 か所	3 か所
援農ボランティア登録者数【長総 P.183】	15 人	30 人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
農地の保全と有効活用	P.181
農業の担い手の確保・育成	P.182
農のあるまちづくり	P.183

基本的方向5 個性豊かな観光施策の推進

- 新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。
- 歴史のある神社仏閣などの文化財を観光資源として活用を図ります。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
観光ルート（広域含む）の設定	2ルート	5ルート
むさしむらやまマイスターの登録人数	18人	25人
ロケーションサービスの受入件数	14件	35件
市民まつり（村山デエダラまつり）の来場者数	43,196人	50,000人
観光納涼花火大会の会場来場者数	9,200人	10,000人
村山温泉「かたくりの湯」の入場者数【長総 P.193】	一時閉館中 (R4 147,648人)	160,000人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
歴史民俗資料館の整備・充実 デジタル	P.176
個性豊かな観光施策の推進	P.192
文化財の活用	P.192
魅力ある観光事業の推進	P.192
温泉施設の管理運営	P.192
観光情報の発信 デジタル	P.193

基本的方向6 利便性の高い公共交通網の形成

- 多摩都市モノレール延伸を見据えた持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けた取組を進めるとともに、市内循環バス（MMシャトル）や乗合タクシー（むらタク）のより効果的な運行に努め、より利便性の高い公共交通網の形成を図ります。
- デジタル技術を活用し、公共交通を選択しやすい環境づくりの促進を図ります。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
公共交通利用圏カバー率(*62)	94.6%	維持
市内循環バスの年間利用者人数 （シルバーパス利用者は含まない）【長総 P.144】	208,182人	260,475人
乗合タクシーの利用者数【長総 P.144】	12,494人	16,508人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
多摩都市モノレール延伸に向けた取組	P.142
公共交通の利用促進	P.144
公共交通の維持・まちづくりとの連携の強化	P.144
交通手段を選択できる環境づくり	P.144

(*62)公共交通利用圏カバー率：公共交通利用圏域の居住誘導区域に対する割合（立地適正化計画より）

基本的方向 7 にぎわいと活力のある魅力的なみち・まちづくり

- 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」にて定めた「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに、人を呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」というモノレール延伸後の沿線の将来像を基に、まちづくりを進めます。
- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりについては、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、多摩都市モノレール沿線にふさわしいまちづくりを推進していきます。
- 本町・榎地区については、「第二次まちづくり基本方針」、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」に基づき、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。
- 緑が丘地区と中原・岸地区については、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。
- 広域的な道路ネットワークの強化を進め、安全・安心でにぎわいのある良好な市街地の形成を図ります。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
多摩都市モノレール新駅周辺における都市計画の見直し箇所数	0 か所	4 か所
都市核地区土地区画整理事業の仮換地指定率【長総 P.124】	90.4%	100%
地区まちづくり計画の策定地区数【長総 P.195】	1 地区	3 地区

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
多摩都市モノレール沿線まちづくり	P.123
都市計画道路の整備	P.128
良好な住宅地の誘導	P.133

基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 本市では、合計特殊出生率が減少傾向で推移しており、出生者数も減少している状況です。こうした事態は、労働力・社会保障・地域活力の低下を招き、地域社会の持続性が危ぶまれることから、改善に向けて取り組んでいくことが求められています。
- そのため、デジタルの力を積極的に取り入れながら、結婚・出産・子育てへの一貫した支援を行い、さらには子育てと仕事の両立を図ることで、子どもを産み育てやすいまちづくりを目指します。
- また、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう教育の質の向上や社会の変化に対応した教育に取り組みます。

【数値目標】

指標	現状【令和6年度】		目標【令和12年度】
合計特殊出生率	1.03	➤	1.03 以上
「武蔵村山市は安心して子どもを産み育てることができるまちだ」と思う小学生の保護者の割合	64.0%(R5)	➤	75.0%

基本的方向1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援

- 妊娠・出産・子育てまでを安心して行えるように、各種支援施策の周知を徹底するとともに、子ども家庭センターにおいて、全ての子どもとその家庭の相談を受け入れ、子育てに関する切れ目のない支援を行います。
- 保育所入所待機児童の解消に努めるほか、増加する核家族や共働き家庭、ひとり親家庭への支援として、質の高い教育・保育の提供や各種相談機能の充実を図ります。
- 結婚後の家庭生活において、仕事と子育てを両立できる男性と女性が共に働きやすい環境を実現するため、男女共同参画センター「ゆーあい」を中心に市民意識の啓発等の取組を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- スマートフォンで気軽に子育て支援サービスや子育て事業、予防接種スケジュール等の確認ができ、多言語にも対応した子ども・子育て応援ナビの利用促進などICTを活用した情報提供及び相談体制の充実に努めます。
- 学童クラブにおける登降所管理システムの運用など、引き続きICTの活用を図るとともに、新たな活用を検討し、市民の利便性向上などを目指します。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
予防接種情報システムの登録者数（累積）	3,405 人	4,560 人
妊娠届出者に対する面接率【長総 P.86】	100%	維持
認可保育所の入所待機児童数【長総 P.86】	4 人	0 人
延長保育の実施保育所数【長総 P.86】	11 か所	13 か所
病児保育の延べ利用人数【長総 P.86】	411 人	500 人
学童クラブ保留児数【長総 P.86】	0 人	維持
審議会等への女性の参画率【長総 P.153】	37.5%	40.0%以上 60.0%以下
男性市職員の育児休業取得率（5 か年平均） 【長総 P.153】	53.8%	85.0%
ワーク・ライフ・バランス推進事業所の 新規認定事業所数（累計）【長総 P.153】	18 事業所	32 事業所

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
子育て支援サービスの充実	P.83
情報提供及び相談体制の充実 デジタル	P.84
保育所等の運営、施設整備の充実	P.84
学童クラブの充実 デジタル	P.85
人権意識の高揚	P.149
男女共同参画の推進	P.152

基本的方向2 子育てしやすいまちづくり

- 子育て中の家庭に対して、地域ぐるみで支援を行う環境づくりを推進します。
- 家庭、学校や行政が連携し、地域全体できめ細かな教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長を育みます。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
「武蔵村山市は安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う」就学前児童の保護者の割合	71.4%	75.0%
移動式赤ちゃんの駅(*63)の活用	3件	10件
絵本の読み聞かせ実施回数及び参加者数	84回 597人	120回 1,200人
子ども食堂の実施箇所数【長総 P.86】	10か所	14か所
健やかひろば事業の利用者数【長総 P.86】	2,768人	2,900人
学童クラブと放課後子供教室の連携型プログラム実施回数【長総 P.86】	6回	9回

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
子育て支援サービスの充実	P.83
情報提供及び相談体制の充実 デジタル	P.84
子育て支援のネットワークづくり	P.84
子ども食堂の推進	P.85
放課後児童対策パッケージの推進	P.85
図書館の充実	P.85
読書活動の推進	P.160

(*63)移動式赤ちゃんの駅：授乳やおむつ交換を行うことができる貸出用のテント及び備品

基本的方向3 子どもの知力・体力の向上

- 学校・家庭・地域の連携強化によって、地域が一体となって自立した一人の人間として生きる力を育む教育を推進するとともに、児童・生徒が豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるよう、教育の質の向上に取り組みます。
- GIGAスクール構想の実現のために整備したタブレット端末をはじめとする情報機器や視聴覚ソフトを最大限に活用し、効果的な学習指導に努めます。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
中学 2 年生の標準的正确答案割合に対する充足率を同一学習集団（小 5 時）と比較（市学力調査の「基礎」領域）	—	国語・数学ともに 10 ポイント上昇
「授業の内容がよく分かりますか」に肯定的な回答をする児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査の質問紙）	小 6 国語：79.0% 小 6 算数：77.2% 中 3 国語：78.1% 中 3 数学：72.4%	国語（小 6・中 3） 85% 算数・数学 （小 6・中 3） 80%
新体力テストの総合評価「C（平均）」以上の割合	小 5 男：66.8% 小 5 女：63.3% 中 2 男：70.1% 中 2 女：82.7%	小 5（男子・女子）70% 中 2（男子・女子） 85%
1 週間の総運動時間（体育の授業を除く）が 60 分未満の児童・生徒の割合	小 5 男：5.9% 小 5 女：16.6% 中 2 男：8.1% 中 2 女：21.7%	男子（小 5・中 2） 5%未満 女子（小 5・中 2） 10%未満
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」において肯定的な回答をする児童・生徒の割合（全国学力・学習状況調査の質問紙）【長総 P.161】	小 6：73.5% 中 3：70.7%	80%
公費補助対象学年の英語検定受検率【長総 P.161】	33.9%	50%

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
教職員の資質向上	P.159
学力向上策の推進	P.159
健康・体力の保持増進策の検討	P.159
国際理解教育の推進	P.160
情報教育の充実 デジタル	P.160
読書活動の推進	P.160
まちづくり学習の推進	P.160

基本的方向4 教育環境の整備

- 児童・生徒がより充実した学校生活を送るため、国際化、ICT活用などの社会の変化に対応した教育を推進します。
- 児童・生徒や保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各小・中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導・教育相談体制の充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図るため、乳幼児期から学校卒業までのライフステージを見通し、学校・家庭・地域と関係機関の連携により、地域共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進します。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
不登校児童・生徒への支援率	80%	維持
不登校出現率	小学校：2.42% 中学校：9.54%	小学校：2.2%以下 中学校：8.6%以下

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
特別支援教育の推進	P.158
適応指導・教育相談の充実	P.159
情報教育の充実 デジタル	P.160
教育センター活動の推進	P.161
教育機器・教材の充実 デジタル	P.161

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくる

- 誰もが本市に住み続けたいと思うためには、健康で豊かな暮らし、便利な暮らし、そして、安心して過ごすことができる暮らしを実現することが大切です。
- 個々人の健康増進のみならず、地域コミュニティの強化・活性化を図ることにより、防災・防犯における共助や地域福祉の拡充はもとより、地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人など、誰もが便利で安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

【数値目標】

指標	現状【令和6年度】		目標【令和12年度】
これからも本市に住み続けたいと思う人の割合	34.1%	➡	36.1%
20歳代の転出者割合	12.9%	➡	9.28%以下

基本的方向1 利便性の向上に向けたまちづくり

- 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」にて定めた「武蔵村山らしさを守り、育てるとともに、人を呼び込み、人でにぎわう楽しいまち」というモノレール延伸後の沿線の将来像を基に、まちづくりを進めます。
- 本町・榎地区については、「第二次まちづくり基本方針」、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」に基づき、本市の中心となる拠点地区の形成に努めます。
- 緑が丘地区と中原・岸地区については、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、住宅のほか商業、生活支援機能などを集積します。
- 市内循環バス（MMシャトル）や乗合タクシー（むらタク）のより効果的な運行に努め、公共交通の利便性の向上を図ります。
- 電子申請手続への移行や書かない窓口などデジタル活用等による便利で生活しやすいまちづくりを推進します。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
公共交通利用圏カバー率【再掲 P.259】	94.6%	維持
市内循環バスの年間利用者人数 （シルバーパス利用者は含まない）【長総 P.144】【再掲 P.259】	208,182 人	260,475 人
乗合タクシーの利用者数【長総 P. 144】【再掲 P.259】	12,494 人	16,508 人
多摩都市モノレール新駅周辺における都市計画の見直し箇所数【再掲 P.260】	0 か所	4 か所
地区まちづくり計画の策定地区数【長総 P.195】 【再掲 P.260】	1 地区	3 地区
行政手続のオンライン化率【長総 P.218】	87.2%	100%

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
情報公開の推進	P.53
多摩都市モノレール沿線まちづくり	P.123
多摩都市モノレール延伸に向けた取組	P.142
公共交通の利用促進	P.144
公共交通の維持・まちづくりとの連携の強化	P.144
交通手段を選択できる環境づくり	P.144
商店街活動への支援と地域経済の活性化	P.188
電子自治体の推進 デジタル	P.218

基本的方向2 安心して暮らせるまちづくり

- 地域コミュニティの代表格である自治会の活動や市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努め、地域コミュニティの強化・活性化を図ります。
- 地震や台風等の自然災害や不測の事態における大きな被害を想定し、危機管理体制の充実や地域と連携した防災活動の推進に取り組みます。
- デジタル技術を活用し、災害の情報共有や避難支援、災害対応などの効率化と高度化を図る防災DXの仕組みづくりを行います。

KPI 指標	令和6年度	目標値(令和12年度)
非常用可搬型外部給電器の避難所への備蓄	8か所	15か所
防災士資格取得者数	26人	37人
自治会加入率【長総 P.47】	23.4%	25.0%
ホームページの外国語翻訳回数【長総 P.50】	月平均 148.7 回	月平均 180 回
多文化共生推進事業協力員数【長総 P.50】	6人	10人
協働事業提案制度の新規提案数（累計）【長総 P.56】	4件 (R3~R7)	15件 (R8~R12)
消費者講座の実施回数【長総 P.100】	2回	3回
自主防災組織の結成数【長総 P.112】	34 団体	37 団体

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
自治会活動の支援	P.46
地域コミュニティの活性化 デジタル	P.47
国際化に対応した環境整備 デジタル	P.50
協働体制の充実	P.56
民生・児童委員活動への支援 デジタル	P.75
防災資器材・設備の充実	P.110
情報連絡体制の充実 デジタル	P.110
防災DXの推進 デジタル	P.111
自主防災組織の育成・強化	P.112
防災訓練の充実等	P.112
防犯環境の整備	P.120

基本的方向3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- 健康寿命の延伸を図るため、健康教育や健康相談等を一層充実するとともに、市民一人一人の自主的な健康づくりを支援し、健康であることの重要性や健康づくりへの関心を一層高め、市民の心身の健康の保持及び増進に努めます。
- 高齢者が元気で生きがいを持った生活が続けられるよう、介護予防、認知症予防などを推進するほか、様々な形で社会参加の機会を充実します。
- 障害のある人が安心して暮らすことができ、いきいきと社会参加することができるまちづくりに努めるとともに、障害のある人もない人も、社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら、ともに暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。
- 誰もがいつでも気軽に身近な場所で健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備などを推進します。

KPI 指標	令和 6 年度	目標値(令和 12 年度)
健康相談事業参加者数	75 人	100 人
シルバー人材センターの就業延人員	8,277 人日	9,940 人日
市民の1年間での運動・スポーツ実施率	61.9%(R2)	70%
各種がん検診の受診者数【長総 P.62】	7,437 人	15,241 人
健康教室の参加率(対定員)【長総 P.62】	80.1%	90.0%
ゲートキーパーの養成数(累計)【長総 P.62】	405 人	638 人
予防接種、結核検診の実施者数【長総 P.66】	20,831 人	24,000 人
国民健康保険被保険者における特定健康診査受診率【長総 P.72】	49.7%	60.0%
国民健康保険被保険者における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用率【長総 P.72】	86.3%	90.0%
お互いさまリーダーの養成数【長総 P.91】	225 人	330 人
地域生活移行者数【長総 P.95】	1 人	8 人
一般就労移行者数【長総 P.95】	22 人	55 人
就労移行支援利用者数【長総 P.95】	25 人	32 人
総合型地域スポーツクラブ会員数【長総 P.170】	199 人	505 人

関連する長期総合計画の主な施策	該当ページ
保健サービスの充実	P.60
自殺防止対策の取組	P.62
資格・給付の適正化 デジタル	P.70
医療費の適正化 デジタル	P.70
シルバー人材センターとの連携	P.91
地域生活支援事業の実施	P.94
地域生活への移行促進	P.95
スポーツ・レクリエーション活動の充実	P.169

資料編

1 長期総合計画審議会

(1) 長期総合計画条例

武蔵村山市長期総合計画条例

〔 令和 2 年 1 2 月 2 2 日 〕
条 例 第 2 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

(長期総合計画の位置付け)

第 3 条 長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更にあたっては、次条に規定する武蔵村山市長期総合計画審議会（同条第 1 項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(武蔵村山市長期総合計画審議会)

第 5 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、武蔵村山市長期総合計画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人をもって組織する。
- 4 前 3 項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想の策定又は変更にあたっては、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略

(2) 長期総合計画審議会規則

武蔵村山市長期総合計画審議会規則

〔 令和 3 年 1 月 2 5 日 〕
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市長期総合計画条例（令和 2 年武蔵村山市条例第 27 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 2 人
- (2) 行政委員会の委員 2 人
- (3) 公共的団体等の代表者 3 人
- (4) 公募による市民 3 人

2 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 省略

(3) 諮問・答申

ア 諮問書

武発第780号

武蔵村山市長期総合計画審議会

武蔵村山市長期総合計画審議会条例第4条の規定に基づき、武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について諮問します。

令和7年7月11日

武蔵村山市長

山 崎 泰 大

令和7年10月31日

武蔵村山市長 山崎 泰大 様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会 長 倉 持 香 苗

武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和7年7月11日付武発第780号で諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）（以下「後期基本計画」という。）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、後期基本計画について、慎重に審議を重ねてきました。

前期基本計画の策定以降、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来、社会構造の変化等による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、デジタル化への対応やDXの推進、カーボンニュートラルの推進など、地域や行政が抱える課題は一層多様化・複雑化してきました。また、令和7年3月に都市計画決定された多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸については、交通環境の改善のみならず、市に多様な効果をもたらすことが期待されるとともに、市が発展するための大きな契機となると考えます。

このような状況の中、市が次の5年を見据えて取り組む施策を定める、後期基本計画を策定することは、安定して市政を運営するために必要不可欠なことであると考えます。

当審議会は、今回策定される後期基本計画に基づき、市が多摩都市モノレールの延伸を見据えた積極的かつ計画的なまちづくりを進めていくとともに、一丸となって将来のまちを想定した施策展開の検討やより一層の推進に努めていただきたいと思います。

当審議会では、後期基本計画について、市が抱える課題の解決や、市民サービスの向上に資する取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、市から提出された後期基本計画素案の内容についてはおおむね妥当であるとの結論に達しました。今後、策定される後期基本計画に沿って、各担当部署が垣根を越えて連携を図り、子育て支援や防災対策等に注力することで誰もが安心して住めるまちづくりを進めていただきたいと思います。

なお、審議会としての章ごとの個別意見は別紙のとおり取りまとめております。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応した上で、後期基本計画を策定されるよう要望し、ここに答申いたします。

別紙

審 議 会 か ら の 意 見

1 各章ごとの個別意見

【第1編 総論】

章	意見概要
第1章 計画の概要	○行政の課題として「カーボンニュートラル」の記載があるが、将来を見据え「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」についても積極的な取組を期待する。
第4章 市民の意見	○市民意識調査について、回答者の年齢構成などを示した方が分かりやすいと考える。

【第2編 後期基本計画】

章	意見概要
第1章 市民との協働による 地域振興	○「地域コミュニティの活性化」に当たりデジタルツールの活用は有効であるが、高齢者が多い自治会に対しては、デジタルツール導入の支援と併せて、実際の利用に至るまでの継続的な支援が必要である。 ○他自治体で自治会の機能を災害対策に絞ったことで加入者が増えた事例がある。他自治体の取組も参考に訴求力のある取組を期待する。 ○SNSを活用した広報は、若者を中心に訴求力があるため、令和6年度から開始した市公式LINEは新たな発信の方法として期待できる。また、インスタグラムの活用も広報に有効だと考える。
第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり	○健康づくりの活動に対しポイントを付与するなど、市民の参加を促す取組があると良いと考える。 ○熱中症対策の一環としてクーリングシェルターは重要であるため、開設場所や開設期間について分かりやすく明記すると良いと考える。 ○先発医薬品メーカーが作るジェネリック医薬品もあることを周知することで、使用率の向上を図ることができると考える。 ○共働きの家庭にとって、遅い時間まで運営する保育所や学童が増えると良いと考える。 ○子育て支援サービスは多岐に渡るため、ワンストップで支援を受けられると良いと考える。 ○市の子育て支援サービスは、健やかひろばの開設など、この数年で取組が更に進み、良い方向に向かっていると考える。一方で、ファミリー・サポート・センター事業などは担い手の充足が課題である。

章	意見概要
	○雇用の課題は女性のみならず、若者、高齢者、就職氷河期世代など幅広く対応を検討することが必要である。 ○中高校生を含めた子どもの居場所づくりについては、必要とする子ども又は保護者が多いと考えられるため、取組に期待する。
第3章 安全で快適なまちづくり	○市民の自主的な防災訓練に対し、市が積極的に支援することで、地域防災力の向上につながると思う。 ○防災DXとして、衛星を利用した高速インターネットサービス機器を一台既設とのことだが、市役所や避難所等に増設することで、災害時に人が集まり、情報の集約に有効であると思う。 ○木造住宅耐震診断の助成事業の推進を図るため、周知など取組内容を記載すると良いと思う。 ○消防団のイメージアップを目的に、動画作成を行っている事例もある。消防体制強化のため、他自治体の取組も参考に消防団の知名度の向上及びイメージアップを図る取組が必要である。 ○消防団活動を円滑に実施するための支援について、消防団員の増加を目的とした補助制度の更なる周知及び補助制度の拡充に期待する。 ○多摩都市モノレールの市内延伸は、転出抑制について大きな意義があると思う。
第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり	○小・中学校で実施されているまちづくり学習について、より一層周知を図ることで、市民のまちに対する意識が更に高まると考える。 ○「人権・平和」について、性の多様性に関する指標が設定されているが、多様性の課題は性のみにとどまらないため、指標を検討すると良いと思う。 ○小中一貫校の開校によって得られた効果を明記すると良いと思う。 ○郷土・行政資料のデジタル化・アーカイブ化などについて推進すると良いと思う。 ○スポーツ施設は団体を対象とした施設が中心であるため、個人がスポーツに取り組める施設が増えることを期待する。 ○文化財は読み方が難しいものも多いため、振り仮名を記載することで市民により親しみを持ってもらえると考える。
第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり	○市街化調整区域のインフラ整備、特に道路整備が進むことを期待する。 ○かたくりの湯の再開に加え、オートキャンプ場等があると、魅力的な観光地になり、将来的に市税の増収につながると思うため、整備の検討を期待する。 ○公園における水遊び場の整備を期待する。 ○電力地産地消事業や公用車の低公害車への入替などは、ゼロカーボンシティ実現に向けた重要な取組であるため、継続を期待する。

章	意見概要
第6章 計画の推進に向けて	○職員採用について、適性検査（SPI）テストセンター方式を組み入れるなど工夫をしているが、他自治体でも通年採用の実施や採用面接におけるAIの活用など、様々な取組がある。今後も人材の確保に向け、より一層の工夫が必要だと考える。 ○市の収入を増やす新たな施策を検討し、自主財源の増を図る必要がある。 ○市職員の端末に広告を展開し、広告収入を得るという手段もあると考える。 ○子育て世帯の転入によって固定資産税の税収が増えることも自主財源の確保につながると考える。 ○まちづくりについて、高所得層を誘致できる住宅街を創出するなどの取組があれば、市税の増収につながると考える。 ○広域連携サミット及びそれに係る共同文書について、首長レベルでの連携であるため、市民に分かりやすいように説明を付し、広く周知すると良いと考える。
第7章 国土強靱化地域計画	○首都直下地震が起きた場合、救助や支援が到着しにくいと考えられるため、その認識を行政が持ち、市民に周知した上で災害に備える姿勢が必要である。 ○災害時における防災食育センターによる応急給食は重要な取組であるため、明記すると良いと考える。 ○災害時において、市民が主体的に行動することを可能にする取組があると良いと考える。
第8章 武蔵村山市デジタル田園都市構想総合戦略	○デジタル技術者の育成やビジネスプランコンテストにおけるデジタル関連のテーマ設定などを実施することで、産業振興や若者からの関心を集めることにつながると考える。 ○1人目の出産支援に加え、2人目、3人目の支援の充実が人口増加につながると考える。 ○人口増加について、市内の出生率を上げることも重要だが、転入し長く居住してもらうことが効果的だと考える。 ○企業誘致は、それを契機に転入を促進できると考えられるため、人口増加に影響する重要な取組である。 ○子ども食堂について、子どもが家庭で食事ができないという状況は危惧すべきだが、市民の交流の場として子ども食堂が発展していくことは重要なことである。 ○「移動式赤ちゃんの駅」については、名称から内容を理解しづらいため、その内容を分かりやすく周知することで活用を促進できると考える。

2 全体を通して

それぞれの意見について、後期基本計画への記載ができなかった場合であっても、関連する施策について各課で検討していただきたいと考えます。

分かりづらい用語には注釈が付記されているが、より市民に寄り添った形で再度注釈を付記する用語を選定するとともに、可能な限り専門的な言い回しをせず、平易な表現を用いるようお願いいたします。

(4) 会議の開催経過等

ア 開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 7月11日	第1回	1 会長及び副会長の選任 2 会議の公開等について 3 その他
8月19日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
8月26日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
9月 1日	第4回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
9月22日	第5回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他
10月10日	第6回	1 武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について 2 その他

イ 答申

年 月 日	件 名	内 容
令和7年 10月31日	答 申	武蔵村山市第五次長期総合計画（後期基本計画）について （答申）

(5) 長期総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	倉 持 香 苗	識見を有する者	
副会長	西 村 宜 三		
委 員	潮 美 和	行政委員会の委員	
委 員	加 藤 武		
委 員	内 野 均	公共的団体等の代表者	
委 員	佐 伯 大 太		
委 員	吉 澤 和 泉		
委 員	岡 崎 輝 江	市 民	
委 員	岡 田 伸 久		
委 員	高 杉 透		

2 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会

(1) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市第五次長期総合計画のうちの後期5年の基本計画（以下「後期基本計画」という。）を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後期基本計画の原案を作成する。

(組織)

第3条 委員会は、次項各号に掲げる委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和47年武蔵村山市規則第28号）

第3条第1号に規定する部長

(4) 第6条第2項各号に掲げる部会の部会長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる委員を、副委員長は同項第2号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、後期基本計画の策定に当たり専門的事項を調査研究させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部会員で組織する。

- (1) 健康福祉部会 10人
- (2) 教育文化部会 8人
- (3) 都市環境部会 10人
- (4) 国土強靱化部会 8人
- (5) 計画推進部会 11人

3 部会員は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

4 計画推進部会は、部会間の調整、策定事務の進行管理等の事務をつかさどる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会及び部会の庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 省略

(2) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会開催経過等

ア 策定委員会

(ア) 開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 3月25日	第1回	1 目標人口の設定について 2 第五次長期総合計画後期基本計画の構成について 3 その他
5月19日	第2回	1 目標人口の設定について 2 後期基本計画における具体施策の記載について 3 その他
12月12日	第3回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 パブリックコメントの実施について 3 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
●●月●●日	武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について（報告）
●●月●●日	武蔵村山市第五次長期総合計画（原案）について（報告）

イ 部会

(ア) 開催経過

【第1回部会（全体部会）】

開催年月日	回	議 題
令和7年 5月26日	第1回	1 健康福祉部会長及び副部会長の互選について 2 教育文化部会長及び副部会長の互選について 3 都市環境部会長及び副部会長の互選について 4 国土強靱化部会長及び副部会長の互選について 5 計画推進部会長及び副部会長の互選について 6 その他

【第2回部会】

・健康福祉部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月18日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・教育文化部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月15日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・都市環境部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月13日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・国土強靱化部会

開催年月日	回	議 題
令和7年 8月22日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

・計画推進部会

開催年月日	回	議 題
令和 7 年 7 月 2 8 日	第 2 回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

【第 3 回部会（全体部会）】

開催年月日	回	議 題
令和 7 年 9 月 1 1 日	第 3 回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

【第 4 回部会（全体部会）】

開催年月日	回	議 題
令和 7 年 1 1 月 1 4 日	第 4 回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
令和 8 年 ●月●●日	武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について（報告）

(3) 第五次長期総合計画後期基本計画策定委員会委員・部会員名簿

ア 策定委員会

区 分	氏 名	職 名	備 考
委員長	石 川 浩 喜	副市長	
副委員長	池 谷 光 二	教育長	
委 員	雨 宮 則 和	企画財政部長	
委 員	乙 幡 康 司	総務部長	令和7年4月～
	室 賀 和 之	総務部長	～令和7年3月
委 員	古 川 純	危機管理担当部長	
委 員	島 田 拓	市民部長	
委 員	並 木 篤 志	協働推進部長	
委 員	安 齋 高	環境部長	令和7年4月～
	乙 幡 康 司	環境部長	～令和7年3月
委 員	小 延 明 子	健康福祉部長	
委 員	増 田 宗 之	高齢・障害担当部長	令和7年4月～
	安 齋 高	高齢・障害担当部長	～令和7年3月
委 員	室 賀 和 之	子ども家庭部長	令和7年4月～
	増 田 宗 之	子ども家庭部長	～令和7年3月
委 員	今 泉 浩	都市整備部長	
委 員	指 田 光 春	建設管理担当部長	令和7年4月～
	指 田 政 明	建設管理担当部長	～令和7年3月
委 員	小 林 真	議会事務局長	
委 員	鈴 木 義 雄	教育部長	
委 員	高 瀬 隆 太 郎	学校教育担当部長	令和7年4月～
	東 口 孝 正	学校教育担当部長	～令和7年3月
委 員	指 田 政 明	会計管理者	令和7年4月～
	井 上 幸 三	会計管理者	～令和7年3月

イ 部会

【健康福祉部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	持 田 文 吾	福祉総務課長	
副部会長	並 木 武 司	保険年金課長	
部会員	森 尚 志	市民課係長	
部会員	山 口 裕 基	高齢福祉課係長	
部会員	町 田 貴	障害福祉課係長	
部会員	武 野 幸 子	健康推進課係長	

部会員	榎 本 雅 夫	生活福祉課係長	
部会員	蔭 山 勝 士	子ども政策課係長	
部会員	山 岡 勇 太	子ども育成課係長	
部会員	澤 木 貴 代 美	子ども子育て支援課係長	

【教育文化部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	佐 藤 哲 郎	教育総務課長	
副部会長	廣 末 聡	文化振興課長	
部会員	櫻 井 謙 次	教育施設担当課長	令和7年7月1日～
	西 宏 一 郎	教育総務課係長	～令和7年6月30日
部会員	庄 司 圭 介	教育指導課係長	
部会員	横 田 慶	学校給食課係長	
部会員	栗 原 克 明	文化振興課係長	
部会員	木 村 修 一	スポーツ振興課係長	
部会員	住 谷 和 宏	図書館係長	

【都市環境部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	篠 田 光 宏	都市計画課長	
副部会長	前 原 光 智	環境課長	
部会員	根 本 慶 太	都市計画課沿線まちづくり担当課長	
部会員	宮 崎 綾	防災安全課係長	
部会員	進 藤 篤 是	産業観光課係長	
部会員	井 上 ひ と え	産業観光課係長	
部会員	横 堀 哲 也	ごみ対策課係長	
部会員	波 多 野 史 明	交通企画・モノレール推進課係長	
部会員	吉 野 恵 里 加	区画整理課係長	
部会員	鈴 木 哲 人	道路下水道課係長	

【国土強靱化部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	遠 藤 康 至	防災安全課長	
副部会長	田 村 崇 寛	道路下水道課長	
部会員	山 口 健 吉	防災安全課係長	
部会員	村 田 裕 樹	福祉総務課係長	
部会員	鴨 下 陽 一	都市計画課係長	
部会員	橋 本 英 之	都市計画課係長	
部会員	金 谷 典 明	道路下水道課係長	
部会員	宮 沢 聖 和	施設課係長	

【計画推進部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	小 野 暢 路	秘書広報課長	
副部会長	栗 原 秀 和	総務契約課長	
部会員	武 藤 裕 介	企画政策課係長	
部会員	木 内 ふ み	デジタル推進課係長	
部会員	杉 山 亮 太	財政課係長	
部会員	友 塚 康 太 郎	文書法制課係長	
部会員	告 拓 実	職員課係長	
部会員	石 川 求	課税課係長	令和7年10月1日～
	今 野 かおり	課税課係長	～令和7年9月30日
部会員	福 永 義 紀	収納課係長	
部会員	大 久 保 景 子	協働推進課係長	
部会員	藤 田 勝 弘	会計課係長	

3 まち・ひと・しごと創生本部

(1) まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の総合的かつ円滑な策定及び推進を図るため、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の推進に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和47年武蔵村山市規則第28号）第3条第1号に規定する部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 本部の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(部会)

第6条 本部に、総合戦略の策定事務の分科に応じた専門的事項を調査研究させるため、次項各号に掲げる部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部員で組織する。

- (1) まちの魅力向上部会 6人
- (2) 安心子育て部会 6人
- (3) 地域活性化部会 6人

3 部員は、武蔵村山市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。

（部会長及び副部会長）

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、本部長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

（報告）

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

（意見の聴取等）

第10条 本部長及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取することができる。

2 本部員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

（本部及び部会の庶務）

第11条 本部及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 省略

(2) まち・ひと・しごと創生本部開催経過

開催年月日	回	議 題
令和7年 12月12日	第2回	1 第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について 2 パブリックコメントの実施について 3 その他

(3) まち・ひと・しごと創生本部委員名簿

本部

区 分	氏 名	職 名	備 考
本部長	山 崎 泰 大	市長	
副本部長	石 川 浩 喜	副市長	
副本部長	池 谷 光 二	教育長	
委 員	雨 宮 則 和	企画財政部長	
委 員	乙 幡 康 司	総務部長	
委 員	古 川 純	危機管理担当部長	
委 員	島 田 拓	市民部長	
委 員	並 木 篤 志	協働推進部長	
委 員	安 齋 高	環境部長	
委 員	小 延 明 子	健康福祉部長	
委 員	増 田 宗 之	高齢・障害担当部長	
委 員	室 賀 和 之	子ども家庭部長	
委 員	今 泉 浩	都市整備部長	
委 員	指 田 光 春	建設管理担当部長	
委 員	小 林 真	議会事務局長	
委 員	鈴 木 義 雄	教育部長	
委 員	高 瀬 隆 太 郎	学校教育担当部長	
委 員	指 田 政 明	会計管理者	

4 その他の市民参加

- (1) 市民意識調査、人口移動に関する意向調査（転入者意向調査）、人口移動に関する意向調査（転出者意向調査）、及び子ども意見の聴取
 - ・ 調査の概要については、「第1編 総論 第4章 市民の意見（P28～36）」を参照してください。
 - ・ 調査の詳細については、「第五次長期総合計画後期基本計画策定に向けたアンケート調査 報告書」を参照してください。
- (2) 市民ワークショップ
 - ・ 調査の概要については、「第1編 総論 第4章 市民の意見（P28～36）」を参照してください。



- (3) パブリックコメント
 - ・ 武蔵村山市第五次長期総合計画後期基本計画（素案）について
 - 【実施期間】
 - 令和7年12月18日から令和8年1月16日まで
 - 【意見の件数】
 - 件